

平成28年9月定例会（9月8日開会
9月21日閉会）

池田町議会会議録

平成28年9月池田町議会定例会会議録目次

招集告示.....	19
応招・不応招議員.....	20

第1号（9月8日）

議事日程.....	21
本日の会議に付した事件.....	22
出席議員.....	22
欠席議員.....	22
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	22
事務局職員出席者.....	22
開会及び開議の宣告.....	23
諸般の報告.....	23
会議録署名議員の指名.....	24
会期の決定.....	24
町長あいさつ.....	25
認定第1号より認定第7号まで、一括上程、説明.....	26
報告第19号、報告第20号の一括上程、報告.....	77
監査委員による平成27年度の決算審査意見について.....	78
認定第1号より認定第7号まで、質疑.....	86
散会の宣告.....	90

第2号（9月9日）

議事日程.....	91
本日の会議に付した事件.....	91
出席議員.....	91
欠席議員.....	92
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	92
事務局職員出席者.....	92

開議の宣告.....	9 3
議案第 3 0 号、議案第 3 1 号の一括上程、説明、質疑.....	9 3
議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	9 6
議案第 3 3 号より議案第 3 7 号まで、一括上程、説明、質疑.....	9 7
認定第 1 号より認定第 7 号まで、議案第 3 0 号、議案第 3 1 号、議案第 3 3 号 より議案第 3 7 号まで、各委員会に付託.....	1 1 0
請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託.....	1 1 1
散会の宣告.....	1 1 1

第 3 号 (9 月 1 5 日)

議事日程.....	1 1 3
本日の会議に付した事件.....	1 1 3
出席議員.....	1 1 3
欠席議員.....	1 1 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 1 3
事務局職員出席者.....	1 1 3
9 月定例議会一般質問一覧表.....	1 1 5
開議の宣告.....	1 1 6
一般質問.....	1 1 6
横 澤 は ま 君.....	1 1 6
矢 口 新 平 君.....	1 3 1
和 澤 忠 志 君.....	1 5 0
服 部 久 子 君.....	1 6 9
薄 井 孝 彦 君.....	1 8 9
散会の宣告.....	2 0 9

第 4 号 (9 月 1 6 日)

議事日程.....	2 1 1
本日の会議に付した事件.....	2 1 1
出席議員.....	2 1 1

欠席議員.....	2 1 1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2 1 1
事務局職員出席者.....	2 1 1
開議の宣告.....	2 1 3
一般質問.....	2 1 3
倉 科 栄 司 君.....	2 1 3
矢 口 稔 君.....	2 2 2
大 出 美 晴 君.....	2 4 2
櫻 井 康 人 君.....	2 5 3
散会の宣告.....	2 6 8

第 5 号 (9 月 2 1 日)

議事日程.....	2 6 9
本日の会議に付した事件.....	2 6 9
出席議員.....	2 6 9
欠席議員.....	2 6 9
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2 6 9
事務局職員出席者.....	2 7 0
開議の宣告.....	2 7 1
各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑.....	2 7 1
認定第 1 号より認定第 7 号について、討論、採決.....	2 8 4
議案第 3 0 号、議案第 3 1 号について、討論、採決.....	2 8 8
議案第 3 3 号より議案第 3 7 号について、討論、採決.....	2 8 9
請願・陳情書について、討論、採決.....	2 9 1
日程の追加.....	2 9 2
発議第 5 号、発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 9 2
日程の追加.....	2 9 4
総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件.....	2 9 5
日程の追加.....	2 9 6
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件.....	2 9 6

日程の追加.....	2 9 6
議員派遣の件.....	2 9 7
町長あいさつ.....	2 9 7
閉議の宣告.....	2 9 8
議長あいさつ.....	2 9 8
閉会の宣告.....	2 9 9
署名議員.....	3 0 1

池田町告示第61号

平成28年9月池田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年8月31日

池田町長 齋 聖 章

1.期 日 平成28年9月8日(木) 午前10時

2.場 所 池田町議会議場

応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	倉科栄司君	2番	横澤はま君
3番	矢口稔君	4番	矢口新平君
5番	大出美晴君	6番	和澤忠志君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	櫻井康人君	11番	立野泰君
12番	那須博天君		

不応招議員（なし）

平成 28 年 9 月 定例 町 議 会

(第 1 号)

平成28年9月池田町議会定例会

議事日程(第1号)

平成28年9月8日(木曜日)午前10時開会

諸般の報告

報告第13号 議長が決定した議員派遣報告について

報告第14号 議員派遣結果報告について

報告第15号 例月出納検査結果報告(6・7・8月)

報告第16号 寄附採納報告について

報告第17号 平成27年度池田町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について

報告第18号 法人町民税改正に関する請願書の処理の経過及び結果の報告について

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 認定第 1号 平成27年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2号 平成27年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3号 平成27年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4号 平成27年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5号 平成27年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 平成27年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 平成27年度池田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

一括上程、説明

日程第 5 報告第 19 号 池田町財政健全化判断比率の報告について
報告第 20 号 池田町公営企業会計における資金不足比率の報告について

日程第 6 監査委員による平成 27 年度の決算審査意見について
決算審査意見に対する質疑

日程第 7 認定第 1 号より第 7 号まで、質疑

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11 名）

1 番	倉科 栄司 君	2 番	横澤 はま 君
3 番	矢口 稔 君	4 番	矢口 新平 君
5 番	大出 美晴 君	6 番	和澤 忠志 君
7 番	薄井 孝彦 君	8 番	服部 久子 君
9 番	櫻井 康人 君	11 番	立野 泰 君
12 番	那須 博天 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	麿 聖章 君	副 町 長	大槻 覚 君
教 育 長	平林 康男 君	総務課長	中山 彰博 君
会計管理者兼 会計課長	矢口 衛 君	住民課長	倉科 昭二 君
福祉課長	小田切 隆 君	保育課長	勝家 健充 君
振興課長	宮崎 鉄雄 君	建設水道課長	丸山 善久 君
教育課長	藤澤 宜治 君	総務係課長	丸山 光一 君
監査委員	吉澤 暢章 君		

事務局職員出席者

事務局 長	大 蔭 奈美子 君	事務局 書記	網 島 尚美 君
-------	-----------	--------	----------

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

議長（那須博天君） おはようございます。

平成28年9月池田町議会定例会が招集されました。御多忙の折、御参集願ひ、大変御苦労さまでございます。

本定例会は、平成27年度一般会計及び特別会計の決算の認定等を御審議願う予定になっております。各位の御協力をいただき、順調な議会運営ができますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、池田町議会では、10月31日までクールビズ対応を行っておりますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより平成28年9月池田町議会定例会を開会いたします。

会議に入る前にお諮りします。

本会議の発言で不適切な用語等があれば、その部分については言い間違えとして議長において会議録の修文をさせていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（那須博天君） 諸般の報告を行います。

報告第13号 議長が決定した議員派遣報告について。

この報告については、急を要する場合として、会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しましたので、お手元に配付した資料のとおり報告します。

報告第14号 議員派遣結果報告について。

この報告については、派遣議員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりで

あります。

報告第15号 例月出納検査結果報告（6月・7月・8月）について。

この報告については、監査委員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第16号 寄附採納報告について。

この報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第17号 平成27年度池田町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について。

この報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第18号 法人町民税改正に関する請願書の処理の経過及び結果の報告について。

この報告については、6月定例会で採択しました請願2号について、執行機関である池田町長に送付し、処理の経過及び結果の報告を求めたもので、8月29日付で議長に報告がありましたので、お手元に配付した写しのとおり報告します。

なお、これについては請願者にも報告の内容を通知するものとしたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（那須博天君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番、倉科栄司議員、11番、立野泰議員を指名します。

会期の決定

議長（那須博天君） 日程2、会期、日程の決定を議題にします。

会期、日程については、議会運営委員会を開催し、あらかじめ審議を願ってあります。

議会運営委員長から報告を求めます。

矢口稔議会運営委員長。

〔議会運営委員長 矢口 稔君 登壇〕

議会運営委員長（矢口 稔君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る9月5日に開催されました議会運営委員会において、池田町平成28年9月議会定例会の会期、日程等について協議いたしました。

本平成28年9月議会定例会の会期は、本日9月8日から21日までの14日間とし、議事日程についてはお手元に配付のとおりといたしましたので、よろしくお願いたします。

以上、報告申し上げます。

議長（那須博天君） ただいまの委員長報告に質疑がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本定例会の会期、日程については、委員長の報告のとおりとしたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙、会期日程案のとおりと決定しました。

町長あいさつ

議長（那須博天君） 日程3、町長あいさつ。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） おはようございます。

9月定例会開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

9月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

9月に入りましても厳しい残暑が続いておりますが、黄金色に輝く田園では稲穂がこうべを垂れ、米どころ池田町では収穫期を迎えております。作柄もよいようでありますので、無事収穫が完了することを願うところであります。

9月は台風シーズンとなりますが、近年、異常気象のせいか頻繁に発生するようになりました。そして、強大な暴風雨を伴い、想定外の災害を引き起こす事象が各地で見られています。特にこのたびは東北、北海道に多大な被害をもたらし、大勢の皆さんが被災されました。被災された皆さんには心からお見舞い申し上げるとともに、お亡くなりになりました方々の御冥福をお祈り申し上げます。

以上のような気象状況を踏まえ、町では局地的な豪雨等に備え、平成27年度に「ぼてかネット」という気象観測装置を町の4カ所に設置したところであります。この装置は、24時間インターネットを通じて監視ができるもので、特に山間地域を持つ町にとっては、いち早く情報を得る上で重要なものと考えております。また、自然の力に無力な私たちが災害対応をする上で、まずは「自分の命は自分で守る」を基本に、地域の皆さんには互いを支え合い、助け合う「支え合いマップ」の作成について推進していただくことを願っております。町でも、防災面での強化を目途に、体制づくりを強化することを考えております。

あわせて、自然の猛威に対して常日ごろから備えをすることの大切さと、地域での役割を十分認識することがこれからの台風シーズンの心構えと考えます。地区民生委員さん、自主防災会、自治会、消防団などと行政がしっかり連携し、有事に備えてまいりたいと思います。

さて、先ほどは長い議事日程を御決定いただき、まことに御苦労さまでございます。本定例会は、平成27年度の各会計の決算議案の認定を中心に、また平成28年度後半における行政執行に必要な予算額等を追加補正として提案いたしますので、御審議、御決定をお願いいたします。

今議会に提案いたします議案は、認定案件7件、報告案件8件、条例改正案等3件、補正予算案5件の合計23件であります。提案いたします議案については、十分御審議をいただき、認定及び御決定いただきますようお願いを申し上げます。

以上、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

認定第1号より認定第7号まで、一括上程、説明

議長（那須博天君） 日程4、認定第1号 平成27年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成27年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成27年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第

4号 平成27年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成27年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成27年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成27年度池田町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

麩町長。

〔町長 麩 聖章君 登壇〕

町長（麩 聖章君） 認定第1号から認定第7号まで、一括提案理由の説明を申し上げます。

この認定案件は、平成27年度の一般会計ほか6会計の予算執行結果を御認定いただくため提案するものであります。

地方自治法の規定により、監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見をつけ、あわせて主要な施策の成果説明書も提出いたしましたので、御審査、御審議をお願い申し上げます。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、財政の指標となる健全化判断比率及び資金不足比率についても、この決算認定とは別に報告いたします。

以下、決算の主要事項を報告し、提案説明といたします。

初めに、認定第1号 平成27年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成27年度池田町一般会計予算では、情報セキュリティ強化対策事業、臨時福祉給付金給付事業など7回の補正を行い、総額4億335万5,000円の追加補正予算を編成しました。

決算額は、歳入総額48億4,423万2,673円、歳出総額47億5,236万903円で、歳入歳出差引残額は9,187万1,770円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は1億7,605万円、実質収支額4,740万3,770円、そのうち地方自治法に基づく基金積立金として財政調整基金に2,400万円の積み立てを行う決算となりました。

決算の主な項目について申し上げます。

歳入では、町税が全体の19.1%を占め、前年度より1.1%の増、9億2,517万4,093円となり、主な税収は、町民税4億6,316万4,617円、固定資産税3億7,986万7,569円の決算となりました。

地方譲与税は6,089万円となりました。

地方消費税交付金は1億9,289万7,000円となりました。

地方交付税では、歳入の41%を占め、普通・特別交付税合わせて2%増の19億8,211万

7,000円となりました。

分担金及び負担金では6.3%減の7,098万2,917円となりました。

国庫支出金では11.4%減の3億7,169万2,687円となりました。

県支出金では18.5%増の3億2,409万3,351円となりました。

町債では17.1%減の5億5,570円となるなど、歳入においては、平成26年度に比較し8,464万2,958円増の48億4,423万2,673円の決算となりました。

次に、歳出について主な項目を申し上げます。

まず、議会費では3.2%の増の7,325万9,705円。

総務費では2.2%増の6億6,768万1,038円の決算であり、主にはふるさと応援寄付金などの増によるものであります。

民生費では9.4%減の13億2,138万7,453円の決算であり、社会福祉、児童福祉、高齢者福祉などの各種福祉事業を行ってまいりました。主な事業は、障害者福祉事業に2億1,984万5,293円、介護保険事業に1億6,397万3,596円、臨時福祉給付金給付事業に1,416万9,942円、子育て世帯臨時特例給付金給付事業411万4,800円などであります。

衛生費は、保健衛生費、清掃費合わせて49.1%増で3億7,725万3,827円となり、主なものでは、高齢者等インフルエンザ予防接種委託料784万5,280円、穂高広域施設組合負担金6,716万8,000円、安曇総合病院増改築工事補助金1億3,000万円などによるものです。

農林水産業費では、多面的機能支払交付金などで10.6%増の総額3億1,178万364円となり、農業費では、経営体育成支援事業補助、土地改良費では、国庫補助事業を導入した水路改良事業、また地方創生先行型の繰越事業として花とハーブのリブランディング事業によるプラン作成やハーブ園の改修などを行いました。林業費では、松くい虫防除事業などを実施いたしました。

商工費では、商工振興費、観光費合わせて51%増の1億6,768万4,696円となりました。主なものとしては、町商工会に対する補助として街路灯整備事業等補助金、また消費喚起プレミアム商品券発行事業の実施、町独自の施策として中小企業へ借り入れの利子及び保証料へ補助金、工場誘致助成金を行いました。観光費では、ウォーキング、てるてる坊主アート展、ワイン祭り等のイベントを開催しました。

土木費では、道路改良、舗装、辺地対策事業で、継続事業として町道登波離橋線の改良など、3.9%増の5億1,078万850円となりました。

消防費では、常備消防経費に1億4,015万7,000円、非常備消防経費では、緊急防災・減災

債を財源とした5カ所の消防詰所整備及び2台の消防車両の更新として消防団拠点施設整備事業等に1億2,077万5,072円、消防無線デジタル化事業には4,644万円、全体では1.7%減の3億5,581万8,619円であります。

教育費では、繰越事業として国の交付金を活用した池田小学校の大規模改修等を行いました。全体では、耐震対応のための高瀬中学校体育館天井改修工事などが増加し、24.3%増の5億2,690万3,561円でありました。

公債費では、繰上償還元金などの減で、総額4億3,809万3,551円でありました。

なお、平成28年度へ繰り越して事業を実施するための繰越明許費は、事業費で総額1億7,605万円を繰り越すことといたしました。

以上、平成27年度一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げます。

次に、認定第2号 平成27年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入は、前年度からの繰越金608万5,240円、歳出は、事業執行がありませんでしたので、608万5,240円を平成28年度へ繰り越す決算であります。

次に、認定第3号 平成27年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は13億5,322万2,746円、歳出決算額は12億2,302万4,306円、差引残額1億3,019万8,440円となり、うち5,400万円を国保支払準備基金へ積み立てることといたしました。平成27年度末の町の総人口に対する国民健康保険の加入者率は25.7%でありました。

次に、認定第4号 平成27年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成27年度の決算額は、歳入総額1億1,875万3,618円、歳出総額1億1,865万3,129円、差引残額10万489円の決算となりました。

次に、認定第5号 平成27年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額5億8,578万4,808円、歳出総額5億8,459万8,833円、差引残額118万5,975円の決算となりました。公共下水道事業、汚水処理事業に係る維持管理及び事業実施に伴う借入金の元利償還事業を行いました。

次に、認定第6号 平成27年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額898万4,838円、歳出総額862万6,846円、差引残額35万7,992円の決算となりました。広津簡易水道の維持管理として借入金の元利償還を行いました。

次に、認定第7号 平成27年度池田町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。

収益的収入では、水道事業収益 2億5,201万9,286円、支出では、水道事業費 1億9,422万5,881円、資本的収入は327万2,400円、資本的支出は9,272万8,319円でありました。平成27年度の純利益は5,777万3,912円で、平成26年度繰越利益剰余金を加えた27年度未処分利益剰余金は 4億3,451万4,014円となりました。剰余金処分額として、減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に1,000万円の積み立てをし、翌年度繰越利益剰余金は 4億1,451万4,014円の予定であります。

以上、認定第1号から認定第7号まで、一括提案理由の説明をいたしました。御審議の上、御認定をお願い申し上げます。

なお、補足の説明は会計管理者及び担当課長にいたさせます。

議長（那須博天君） 補足の説明を求めます。

認定第1号より第6号までについて、矢口会計管理者兼会計課長。

〔会計管理者兼会計課長 矢口 衛君 登壇〕

会計管理者兼会計課長（矢口 衛君） おはようございます。

それでは、認定第1号から認定第6号までの補足の説明をいたします。

決算書の事項別明細書によりまして、金額の大きなものを中心に御説明いたします。

認定第1号の平成27年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定についての説明をいたします。

決算書の7ページをごらんください。

歳入1款の町税でございますが、町税全体の収入済額は9億2,517万4,093円で、対前年比1.1%の増、金額で983万523円の増となっております。また、徴収率は93.61%で、対前年比0.17%の増となっております。不納欠損額は267万8,865円で、徴収不能と判断されたもの184件について処分しております。収入未済額は6,042万4,209円で、4,281件の収入未済があり、平成28年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。

次に町税の内訳を申し上げます。

1項の町民税は、収入済額4億6,316万4,617円で、対前年比3.5%の増となっており、徴収率は94.74%でございます。

1目の個人町民税は4億380万7,617円の収入で、不納欠損額として44万9,265円、件数に

して38件の処分を行っております。

2目の法人町民税は5,935万7,000円の収入で、不納欠損額として5万円、1件分を処分しております。法人町民税は、製造業等、町内企業の業績好調によりまして対前年比45.9%の増、金額にして1,866万3,000円の増となっております。

個人、法人合わせました収入未済額は2,522万4,731円で、件数にして1,687件でございます。

次に、2項の固定資産税は、収入済額3億7,986万7,569円で、対前年比1.5%の減、徴収率は91.38%でございます。不納欠損額は212万1,800円で、132件を処分しております。収入未済額は3,370万7,086円で、件数にして2,268件でございます。

次に、3項の軽自動車税は、収入済額2,808万1,108円で、対前年比3.7%の増、徴収率は94.77%でございます。不納欠損額は5万7,800円で、13件を処分しております。収入未済額は149万2,392円で、件数にして326件でございます。

4項の町たばこ税は、収入済額5,406万799円で、対前年比1.7%の減となっております。

次の8ページをごらんください。

2款の地方譲与税は、収入済額6,089万円で、対前年比4.3%の増となっております。譲与基準は、1項の地方揮発油譲与税、2項の自動車重量譲与税ともに、一定の割合を町道の延長及び面積に案分して国から譲与されるものでございます。

9ページをごらんください。

6款の地方消費税交付金は、収入済額1億9,289万7,000円で、対前年比66.7%の増と大幅に増加しております。これは、平成26年4月より消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴う増収でございます。県に納付されます地方消費税の2分の1相当額が市町村に対して交付されます。交付基準は、国調人口及び事業所統計の従業者数で按分して交付されるものでございます。なお、地方消費税交付金は、一般財源として用途が特定されず、どの経費にも充当できる収入でございますが、消費税の引き上げに伴いまして、その増収分につきましては社会保障施策経費に充てるものとされております。

9款の地方交付税は、収入済額19億8,211万7,000円で、対前年比2.0%の増、金額で3,806万1,000円の増となっております。地方交付税の約94%が普通交付税として基準財政需要額の財源不足分に対して交付され、約6%が特別交付税として、普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対して交付されております。当町の地方交付税は歳入決算額の40.9%を占めておりまして、歳入の中では一番大きなウエートを占めております。

次に、10ページをごらんください。

11款の分担金及び負担金は、収入済額7,098万2,917円で、対前年比6.3%の減となっております。その大部分を1項1目の民生費負担金が占めておりまして、6,974万1,603円の収入でございます。1節の老人福祉施設入所措置費負担金は、鹿島荘入所者8名の利用者負担金で、293万9,582円の収入となっております。6節の特例訓練給付費負担金は、企業センターの作業員3名の就労継続支援事業負担金としまして、介護給付訓練等給付費からの公金振替により279万2,040円の収入となっております。7節の保育料負担金は、民生費負担金の大半を占めておりまして、6,086万1,650円の収入で、対前年比3.7%の増となっております。これは、子ども・子育て支援制度の改正によりまして、延長保育の一部が保育標準時間の範囲となりましたので、延長保育料負担金が減少している分、保育料負担金が増加しているものでございます。なお、現年度分の保育料及び延長保育料は100%の徴収となっております。8節の保育料負担金滞納繰越分と10節の延長保育料負担金滞納繰越分で徴収不能と判断された不能欠損額は合わせて33万8,400円で、件数にして36件の処分をしております。また、滞納繰越分の収入未済額合わせまして93万6,410円を、平成28年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。

11ページをごらんください。

12款の使用料及び手数料は、収入済額6,524万721円で、対前年比6.9%の減となっております。このうち1項の使用料は4,776万1,521円の収入で、対前年比10.1%の減となっております。これは、町立美術館の指定管理者制度導入によりまして美術館観覧料がなくなったことなどが要因となっております。

使用料の主なものとしまして、1目の総務使用料は888万9,350円の収入で、対前年比10.3%の増となっております。これは、町営バス6路線のバス使用料で、割引回数券の発売や定期券利用者の拡充のほか、雨天時の通学や、あづみ病院への通院者の増加等もありまして、明科線、安曇野線の利用者が大幅に増加したものでございます。

2目の民生使用料は1,297万9,771円の収入で、主に総合福祉センターの入浴料634万100円とデイサービスセンター使用料484万3,745円が占めております。平成27年度の利用者は、入浴施設が6,340人で前年比69人の増、デイサービスセンターが4,844人で前年比523人の減となっております。

4目の農林水産業費では、1節ハーブセンター使用料として月30万円の12カ月分、360万円の収入でございます。

一番下段、5目の土木使用料は1,492万24円の収入でございます。主なものとしまして、次の12ページをごらんください。

3節の住宅使用料は、駐車場使用料も含めまして969万9,880円の収入でございます。また、現年度分、過年度分を合わせました住宅使用料の収入未済額は410万7,780円で、18名の方が収入未済となっております。滞納繰越額として平成28年度へ引き継いでございます。

次に、6目の教育使用料は630万861円の収入で、対前年比46.6%の減となっております。これは、先ほども述べましたが、町立美術館の指定管理制度導入に伴いまして観覧料の減少が要因でございます。主なものとしまして、1節の教職員住宅使用料は18件で338万3,126円の収入となっております。

次に、2項の手数料は1,747万9,200円の収入で、主に総務手数料と衛生手数料でございます。

1目の総務手数料は540万2,200円の収入で、備考欄にございますとおり、証明閲覧手数料収入でございます。有料件数は、徴税費の証明閲覧手数料で2,872件、戸籍住民基本台帳費で1万1,315件となっております。

13ページをごらんください。

3目の衛生手数料は1,206万800円の収入で、主に6節の可燃物処理手数料の985万円の収入でございます。内訳は、可燃ごみ袋の収入証紙代金として、中袋が32万枚で960万円の収入、小袋が1万2,500枚で25万円の収入でございます。中袋は2万4,000枚、小袋は5,000枚増加しております。収入額は対前年比9.1%の増となっております。

次に、下段、13款の国庫支出金でございますが、収入済額3億7,169万2,687円で、対前年比11.4%の減となっております。これは、後ほど御説明いたしますが、民生費国庫補助金の減などによるものでございます。収入未済額の7,147万3,000円につきましては、関係する箇所御説明いたします。

1項の国庫負担金は2億1,083万8,743円の収入で、大半を占めておりますのは1目の民生費国庫負担金の2億1,053万9,203円の収入でございます。主なものとしまして、1節の国民健康保険基盤安定負担金は、低所得者に係る保険料を軽減するため補填されているもので、1,049万6,219円の収入でございます。14款の県支出金の国保基盤安定負担金と合わせて国保会計繰出金の財源となっております。2節の障害者福祉費負担金の備考欄1にあります障害者総合支援給付費国庫負担金は、9,380万4,746円の収入でございます。これは、介護給付や補装具等の支出に対する国庫2分の1の負担金となっております。

次の14ページをごらんください。

一番上の4節児童手当負担金は9,970万6,999円の収入で、国庫分の負担割合は3歳未満の被用者で45分37、3歳以上の被用者、非被用者等で6分の4などとなっております。

次に、2項の国庫補助金は1億5,798万9,993円の収入で、対前年比30%の減となっております。これは、民生費国庫補助金で前年度に実施しました地域介護福祉空間整備等施設整備交付金事業、これの平成27年度の実施がなかったことなどによりまして大きく減となったものでございます。

1目の総務費国庫補助金は9,169万7,460円の収入でございます。主なものとしまして、1節の社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、前年度からの繰越明許費分も含め1,842万円の収入で、マイナンバー制度による電算システム改修事業へ充当されております。2節の社会資本整備総合交付金は2,060万円の収入で、地域交流センター予定地南側の町道739号線ほか道路改良事業と、地域交流センター基本設計業務委託料等へ充当されております。3節の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金は4,949万3,460円の収入でございます。この交付金で平成26年度からの繰越事業の財源となっておりますのは、備考欄80の地方創生先行型の2,565万8,000円と、81の地域消費喚起型の2,243万5,460円の収入でございます。地方創生先行型は花とハーブの里リブランディング事業へ、地域消費喚起型はプレミアム商品券発行事業等へそれぞれ充当されております。

15ページをごらんください。

一番上の6節地方創生加速化交付金は、広域連携事業への交付金として、また7節の情報セキュリティ強化対策費補助金は、役場の情報セキュリティをソフト面、ハード面で強化する事業への補助金として、平成28年度への事業繰り越しに伴いまして収入未済額となっております。123万2,000円と580万円を未収入特定財源として平成28年度へ引き継いでございます。

次に、2目の民生費国庫補助金は2,647万3,000円の収入でございます。1節の障害者福祉費国庫補助金は450万4,000円の収入で、日常生活用具の給付や各種支援サービスに対する国2分の1、県4分の1の補助金となっております。3節の保育緊急確保事業補助金は351万円の収入で、次世代育成支援事業、一時保育事業へ充当されており、国3分の1、県3分の1の補助金でございます。8節の子育て世帯臨時特例給付金補助金と9節の臨時福祉給付金補助金は、消費税率引き上げの影響等を踏まえまして、国から100%給付される事業でございます。8節の子育て世帯臨時特例給付金補助金は411万8,000円の収入で、平成27年6月分

の児童手当の対象となる児童1人につき3,000円を給付するための補助金でございます。9節の臨時福祉給付金補助金は1,412万4,000円の収入で、住民税の非課税者を対象に、1人6,000円を給付するための補助金でございますが、次年度へ事業繰り越しとなります収入未済額の4,353万8,000円につきましては、未収入特定財源として平成28年度へ引き継いでございます。

一番下段、4目の土木費国庫補助金では、1節の社会資本整備総合交付金が454万6,000円の収入で、道路橋の定期点検事業と、それから町営住宅外壁改修事業へ充当されております。

次の16ページをごらんください。

5目の教育費国庫補助金では、1節の学校施設環境改善交付金が2,359万8,000円の収入で、これは池田小学校、高瀬中学校の体育館の天井撤去等、学校施設改修事業へ充当されております。収入未済額の2,090万3,000円につきましては、池田小学校体育館床塗装改修、それからステージ照明LED交換、会染小学校体育館照明LED交換のほか、3校の窓ガラス飛散防止フィルム張りつけ等の事業が平成28年度へ繰り越しとなりましたので、未収入特定財源として引き継いでございます。

6目の農林水産業費国庫補助金の1節経営体育成支援事業交付金は、平成26年度からの繰越事業に伴う交付金として1,074万6,533円の収入でございます。平成27年2月の雪害による倒壊ハウスの撤去、再建に対する被災者4件への補助金に充当しております。

次に、下段、14款の県支出金は、収入済額3億2,409万3,351円で、対前年比18.5%の増となっております。これは、後ほど御説明いたしますが、農林水産業費県補助金の増などによるものでございます。

1項の県負担金は1億5,057万9,476円の収入で、大半を占めていますのは1目の民生費県負担金でございます。一番下の2節国民健康保険基盤安定負担金の3,300万509円と、次の17ページ一番上の3節後期高齢者医療基盤安定負担金の2,324万3,373円の収入は、低所得者に係る保険料を軽減するために補填されているもので、この一般会計で受けて、それぞれの特別会計へ繰出金として支出する財源となっております。4節の障害者福祉費負担金は、国庫負担金でも述べましたが、介護給付等に対する県費4分の1の負担金で、4,696万6,702円の収入でございます。5節の福祉企業センター施設事務費負担金は2,289万8,382円の収入で、作業員30名のうち、県の所得基準の対象となる作業員22名に対する負担金でございます。6節の児童手当負担金は、国庫負担金でも述べましたが、県費の負担割合は3歳未満の被用者で45分の4、3歳以上の被用者、非被用者等で6分1などとなっており、2,182万3,999円の

収入でございます。

中段、2項の県補助金は1億4,874万8,704円の収入でございます。

1目の総務費県補助金の2節広域連携推進事業補助金は、事業の次年度繰り越しに伴いまして、収入未済額100万9,000円を未収入特定財源として平成28年度へ引き継いでございます。

2目の民生費県補助金は3,005万9,250円の収入でございます。主に一番下の3節福祉医療費給付事業費補助金の2,066万2,000円の収入が大きなものとなっております。福祉医療受給者1,978名へ給付等を行っており、事業費に対し3分の1の補助となっております。

次の18ページをごらんください。

中段、4目の農林水産業費県補助金は、収入済額1億1,717万2,254円で、対前年比111.4%の増と大幅に増加しております。これは、多面的機能支払交付金と機構集積協力金の増によるものでございます。主なものとしまして、2節の農業振興費補助金は、中山間地域直接支払事業にかかわる補助金で、951万5,286円の収入でございます。6節の直接支払推進事業補助金は、3名分の転作交付金で589万8,000円の収入でございます。

19ページをごらんください。

8節青年就農給付金900万円の収入は、新規就農者6名に対し、1人年間150万円が県から給付されるものでございます。11節の土地改良事業補助金は、多面的機能支払交付金として5,080万4,125円の収入でございます。農地の維持、共同活動、施設の長寿命化に係る多面的機能支払交付金事業と、土地改良総務費へ充当されております。多面的機能支払交付金事業の負担割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1で、国庫分につきましてはトンネル財源として県補助金に含まれております。12節の林業振興事業補助金は、備考欄2松林健全化推進事業補助金として、事業費の4分の3補助の540万8,500円の収入で、松くい虫被害対策事業へ充当されております。16節の機構集積協力金は2,163万4,400円の収入で、中間管理機構に圃場を貸し出した農業者に対する協力金として全額県費補助となっております。17節の農業体質強化基盤整備促進事業補助金408万円の収入は、事業費の2分の1補助で、鶴山地区遊休桑園の圃場整備事業へ充当されております。20節の農作物等災害緊急対策事業補助金438万855円の収入は、国庫補助金同様に平成26年度からの繰越事業で、雪害による倒壊ハウスの撤去、再建に対する被災者4件への県補助金でございます。

次の20ページをごらんください。

3項の委託金は2,476万5,171円の収入で、大半を占めておりますのは1目の総務費委託金でございます。主なものとしまして、2節の徴税费委託金は1,491万7,157円の収入で、

4,969人の納税義務者分に対する県民税徴収取扱委託金でございます。5節の統計調査委託金では、備考欄31国勢調査委託金で、5年ごとに実施されている国勢調査の委託金471万6,000円の収入となっております。

21ページをごらんください。

15款の財産収入は、収入済額742万4,096円で、対前年比33.6%の減となっております。これは、前年度に赤線ほか町有地の売却収入が大きかったため、今年度は大きく減となっているものでございます。主なものとしまして、1項1目の財産貸付収入は530万2,602円の収入で、葬祭センター用地、警部交番用地ほか、町有地の貸付に係る収入でございます。

次の22ページをごらんください。

16款の寄付金は、収入済額2,740万5,000円で、対前年比970.5%の増となっております。これは、1項2目のふるさと応援寄付金が大幅にふえたもので、1,993万5,000円の収入でございます。返礼品の充実やインターネットサイトへの掲載による情報発信等により1,299件の御支援をいただき、前年に比べ1,947万5,000円の増加となっております。

そのほか、4目の教育費寄付金では、ピアノ購入のための寄付金337万円をいただいておりますし、5目の民生費寄付金では、障害者対応の福祉車両購入のための寄付金300万円をいただいております。

17款の繰入金は、収入済額332万9,000円で、対前年比76.7%の減となっております。これは、前年度にハープセンターの屋根改修経費等に充当するため公共施設等整備基金を1,000万円取り崩して繰り入れをしておりますので、平成27年度は減となっているものでございます。一番下段、7節の福祉基金繰入金の283万4,000円につきましては、先ほどの民生費寄付金の300万円を福祉基金へ積み立てておりましたので、福祉車両2台を購入するに当たり、基金から取り崩して繰り入れたものでございます。

23ページをごらんください。

18款1項1目の繰越金は、収入済額9,267万6,788円で、対前年比143%の増となっております。これは、前年度からの繰越事業が多かった関係で、2節の繰越明許費繰越金の備考欄にございますとおり、各事業に財源としてついている一般財源分の繰越金の増によるものでございます。1節の繰越金2,350万7,788円は、前年度からの純繰越金でございます。2節の繰越明許費繰越金は、前年度からの繰越事業に係る一般財源分の繰越金で、14事業合わせて6,916万9,000円となっております。

次の24ページをごらんください。

19款の諸収入は、収入済額 1 億3,691万8,020円で、対前年比8.2%の増となっております。主なものとしまして、3 項の受託事業収入は4,246万8,618円の収入でございます。

1 目の介護保険地域支援事業受託収入は、1 節の介護予防事業受託事業収入と2 節の包括的支援事業、任意事業受託収入を合わせて3,265万2,000円の収入となっており、それぞれの事業へ充当されております。

2 目の福祉企業センター受託事業収入では、取引企業10社の作業収入で851万618円の収入となっております。

25ページをごらんください。

4 項の雑入は、全体で7,204万1,574円の収入でございます。

主なものとしまして、3 目の長野県市町村振興協会市町村交付金、これはサマージャンボ宝くじとオータムジャンボ宝くじの収益金から均等割と人口割により交付されるものですが、557万2,843円の収入でございます。

4 目の介護報酬は、要支援 1、2 の方1,622件の支援について、県の国保団体連合会より711万8,480円の収入となっております。

一番下、5 目の雑入は4,262万9,551円の収入でございます。

主なものとしまして、次の26ページをごらんください。

備考欄中段の細節22消防団員退職報償金は、消防団員等公務災害補償等共済基金より、退職者49名分、1,643万9,000円の退職報償金の収入となっております。

27ページをごらんください。

6 目のコミュニティ助成事業助成金の830万円につきましては、宝くじの受託事業収入を財源として、地域のコミュニティ活動、防災活動に対し助成されるもので、平成27年度は一般コミュニティ助成事業が2 つの自治会、それから地域防災組織育成助成事業が2 地区の防災会で採択され、助成金を受けております。

5 項の貸付金元利収入は、小企業振興資金預託金償還金の2,000万円の収入でございます。これは、池田町小企業振興資金あっせん規則によりまして、毎年資金を年度初めに金融機関へ預託し、年度末に償還してもらうものでございます。なお、預託金の歳出につきましては、7 款商工費の貸付金で支出しております。

次に、20款の町債は、収入済額 5 億5,570万円で、対前年比17.1%の減となっております。これは、前年度に防災行政無線デジタル化事業で起債の借入れが大きかったため、今年度は減となったものでございます。

1項1目の総務債でございますが、1節の緊急防災・減災事業債は1,270万円の収入でございます。総合体育館の耐震調査、改修計画、実施設計等の事業の対象となる起債の借り入れで、交付税措置率は70%でございます。2節の補正予算債は、情報セキュリティ強化対策事業へ充当する交付税措置率50%の起債でございますが、事業が繰り越しとなりましたので、収入未済額270万円を未収入特定財源として平成28年度へ引き継いでございます。

一番下の3目の土木債の1節道路整備事業債は1億2,610万円の収入でございます。内訳でございますが、社会資本整備総合交付金事業の対象となる町道の用地取得・建物補償、路線測量、詳細設計等に対して、交付税措置率20%の公共事業等債と交付税措置のない地方道路等整備事業債を借り入れております。また、町道田の入線ほか3路線の道路改良事業では、同じく地方道路等整備事業債の借り入れをし、町道登波離橋線の道路改良事業では、交付税措置率80%の辺地対策事業債を借り入れております。収入未済額の3,980万円につきましては、継続事業となっております1丁目の町道225・238号線道路改良事業と小実平の町道登波離橋線道路改良事業の2事業が平成28年度へ繰り越しとなりましたので、それぞれ地方道路等整備事業債分と辺地対策事業債分を未収入特定財源として平成28年度に引き継いでございます。

次の28ページをごらんください。

4目の消防債は1億7,020万円の収入でございます。1節の緊急防災・減災事業債のうち、現年度の借り入れ分1億2,640万円は、消防団詰所整備事業及び消防無線デジタル化事業に充当され、前年度からの繰越明許費の借り入れ分4,380万円は、本部分団車庫建設事業、消防小型ポンプ用軽貨物車両購入事業等に充当されております。いずれも交付税措置率70%の起債でございます。

5目の教育債では、2節の全国防災事業債で6,520万円を借り入れております。この起債は、国庫補助金の箇所で説明しました小・中学校の体育館の天井撤去等、学校施設改修事業の補助裏の起債でございます。充当率100%、交付税措置率80%の有利な起債でございますが、平成27年度でこの有利な地方財政措置が終了となっております。収入未済額の1,660万円につきましては、池小改修事業及び会染小、高瀬中窓ガラス飛散防止フィルム張りつけ事業の平成28年度への繰り越しに伴いまして、未収入特定財源として平成28年度へ引き継いでございます。

6目の臨時財政対策債は1億7,760万円の収入でございます。交付税措置率100%で、交付税の補完的財源となっております。

一番下の歳入合計ですが、予算現額49億6,301万8,000円、収入済額48億4,423万2,673円で、収入額の対前年比1.8%の増でございます。不納欠損額は301万7,265円、収入未済額は1億9,720万9,799円となっております。

歳入は以上でございます。

次に29ページをごらんください。

歳出について御説明いたします。

1 款の議会費は、議会の運営にかかわる経費、人件費等の支出でございます。支出済額7,325万9,705円で、対前年比3.2%の増となっております。このうち議会運営経費は5,837万1,478円で、定例会及び臨時会、会期内の委員会等のほか、平成27年度は会期外の委員会、協議会が例年より多く開催されていますし、議会と町の皆様との意見交換会を5会場にて実施されております。

次に、30ページをごらんください。

下段、2 款の総務費は、支出済額6億6,768万1,038円で、対前年比2.2%の増となっております。翌年度繰越額4,107万5,000円につきましては、該当する支出科目のところで御説明いたします。

1 項の総務管理費は、5億7,033万571円の支出でございます。

1 目の一般管理費は2億79万6,571円の支出で、一般管理経費、庁舎管理経費、職員の人件費等で、職員の雇用に関わる経費や庁舎の維持管理経費など、経常的な経費がほとんどでございます。翌年度繰越額の欄の22万3,000円の内訳は、広域との連携自立圏・加速化交付金事業の平成28年度への繰り越しに伴いまして、職員研修委託料15万円、北アルプス連携自立圏負担金7万3,000円の繰越額でございます。

備考欄二重丸、一般管理経費は3,508万5,914円の支出で、社会保険料や臨時賃金、職員の健康診断委託料、各種協会への負担金など、役場の一般管理経費でございます。

少し飛びますが、33ページをごらんください。

備考欄二重丸、庁舎管理経費は2,199万6,500円の支出で、庁舎光熱水費や庁舎管理業務委託、施設の保守管理委託、庁舎敷地の借上料など、庁舎の維持管理経費でございます。

次の34ページをごらんください。

備考欄の一番上、細節10の庁舎施設補修工事384万8,040円は、消防無線デジタル化に伴います町防災行政無線と北アルプス広域消防本部との接続工事費でございます。

次に、35ページをごらんください。

2目の文書広報費は、1,757万2,246円の支出でございます。備考欄二重丸、文書管理経費は1,381万9,122円で、郵便料、法規・例規の追録検索料、マイナンバー番号制度に係る例規整備、データ作成等の支出をしております。

備考欄二重丸、広報広聴経費は375万3,124円で、広報いけだ発行、町政施行100周年・合併60周年記念誌の発行、ホームページの保守管理委託等の支出をしております。

次に、36ページをごらんください。

3目の財政管理費は856万6,592円の支出で、備考欄13委託料の新地方公会計業務委託料851万400円が主な支出でございます。新地方公会計制度は、簡単に言いますと、地方自治体の会計制度であります現金主義・単式簿記に、企業会計的な発生主義・複式簿記を取り入れるものでございます。資産・負債などのストック情報やコストを把握して資産・債務の適正管理や有効活用を図るもので、現在の会計制度を補完するものでございます。国の要請によりまして平成29年度までに整備しなければなりませんので、平成27年度は固定資産台帳の整備を委託したものでございます。

5目の財産管理費は1億2,856万6,631円の支出で、37ページの備考欄二重丸、基金積立金等経費が主なものでございます。備考欄25の積立金の内訳をごらんください。平成27年度中に発生した財政調整基金積立金の利子分130万円のほか、減債基金へ2,000万円、福祉基金へ300万円、公共施設等整備基金へ1億円の積み立てを行っております。翌年度繰越額欄の1,026万円は、公共施設等総合管理計画を策定するため、業務委託料を平成28年度へ繰り越すものでございます。公共施設等総合管理計画は、国からの要請で、全ての公共施設を対象に老朽化の状況や利用状況等を把握しまして、施設の維持管理・更新等に係る中長期的な経費、充当可能な財源の見込み等を分析する計画の策定でございます。経費の2分の1が特別交付税で措置されるものでございます。

次に、6目の企画費は1億3,053万3,865円の支出でございます。翌年度繰越額欄に2,740万6,000円とありますのは、平成28年度へ2つの事業を繰り越すもので、1つは情報セキュリティ強化対策事業として2,695万5,000円、もう一つは移住交流事業として45万1,000円でございます。繰り越しに伴い財源となる国庫補助金、町債も未収入特定財源として平成28年度へ引き継いでございます。

主な支出につきましては、備考欄をごらんください。二重丸、てるてる坊主のふるさと応援寄付金経費は3,168万2,955円の支出でございます。寄附金に対する返礼品等を業者へ委託しましたので、13委託料の10ふるさと納税業務委託料で986万1,531円を支出しております。

また、寄付金の1,993万5,000円につきましては、25積立金で池田町てるてる坊主のふるさと応援基金へ積み立てをしてございます。

備考欄二重丸、企画一般経費の19負担金、補助及び交付金は、60北アルプス広域連合経常費負担金として1,355万5,000円を支出してございます。

次の38ページをごらんください。

二重丸、情報処理費の13節委託料では、26社会保障・税番号制度システム改修委託料として現年度事業分の1,303万1,120円の支出と、前年度からの繰越事業となっておりましたシステム改修委託料繰越明許費分の650万円の支出でございます。14使用料及び賃借料は、住民記録、税務等の業務システムや財務会計システム、地理情報システム等の使用料として753万4,512円の支出でございます。それから、19の負担金、補助及び交付金では、広域と共同利用している基幹系システム、情報系システム、中間サーバ利用負担金等に係る経費として2,029万7,621円の支出でございます。

少し飛びますが、40ページの備考欄をごらんください。

一番上の100周年記念事業関係経費は、平成27年度のみのものでありますが、記念誌の発行、記念式典として講演会の開催のほか、映像制作の業務委託など合わせて382万2,285円の支出でございます。

中段の下の二重丸、総合戦略策定事業は、前年度から繰り越しの地方創生先行型国庫補助事業で、次の41ページ備考欄一番上の80人口ビジョン・総合戦略策定支援業務委託料として、池田町人口ビジョンとあづみ野池田総合戦略を策定しまして、410万4,000円を支出しております。策定に当たりましては、若者・子育て世代へのアンケート調査を初め、総合戦略審議会、議会、パブリックコメント、関係団体ヒアリング等、幅広く御意見をいただき、産官学金労言などあらゆる方々の御協力、参画をいただいております。

次に、7目の自治振興費は2,742万2,153円の支出でございます。主なものとしまして、備考欄19の負担金、補助及び交付金の10自治会活動交付金では、各自治会へ平均割、世帯割により654万5,800円を支出し、活動を支援しております。

備考欄15元気なまちづくり事業補助金では1,123万6,000円を支出しております。内訳は、まちづくり事業と建設資材支給事業に取り組んだ15自治会16事業、2団体2事業への補助金、こちらが478万4,000円ですが、それから町制100周年記念事業で自主的・主体的に取り組んだ1自治会1事業、18団体18事業への補助金645万2,000円ということで、そちらの合計が先ほどの金額となっております。

備考欄の17コミュニティ助成事業助成金では830万円を支出しております。これは全額宝くじの収益金による助成金ですが、採択となりました自治会、自主防災組合、合わせて5団体への助成金でございます。

次の42ページをごらんください。

下段になりますが、9目のバス等運行事業費は、町営バス6路線の運行・管理に係る経費として4,699万4,740円の支出でございます。主な経費としまして、43ページ備考欄の13委託料の10バス運転業務委託料の4,520万円の支出でございます。なお、バス利用に関しまして、70歳以上または障害者手帳所持者を対象とした割引回数券の発売を新たに実施しておりますし、定期券利用者についても、これまで高校生及び75歳以上が対象であったものを、新たに中学生、障害者手帳所持者を加えまして、かつ70歳以上ということで対象年齢を引き下げておりまして、これらのことから利用者の増加につながっております。

次に44ページをごらんください。

2項の徴税費は5,864万4,512円の支出でございます。

1目の税務総務費は4,014万8,355円の支出で、税務事務を適正に行うため、主に職員の人件費等の経費でございます。

下段、2目の賦課徴収費は1,849万6,157円の支出で、課税・収納業務に係る固定資産税管理システムや電算委託料、地方税滞納整理機構への負担金、町税過誤納還付金等の経費でございます。

45ページの備考欄をごらんください。

主に13の委託料が占めておりますが、固定資産税管理システム委託料294万3,000円、電算委託料897万2,995円などとなっております。

次に、46ページをごらんください。

一番上の3項1目戸籍住民基本台帳費は2,272万446円の支出でございます。戸籍事務、住民基本台帳事務、住基ネットワークシステム、マイナンバー事業等に係る経費でございます。戸籍謄本及び抄本の証明書等の交付は、有料件数が1万1,315件、無料件数が4,297件の交付状況となっております。マイナンバー事業に伴いまして、顔認証システムの電算委託料の増加と、通知カード・個人番号カード関連事務の地方公共団体情報システム機構交付金の増となっております。

少し飛びますが、49ページをごらんください。

5項の統計調査費は451万1,116円の支出で、5年ごとの国勢調査がありました関係で、前

年度に比べ大きく増加しております。

次の50ページをごらんください。

備考欄二重丸、国勢調査経費で438万7,836円の支出となっております。まだ未確定ですが、速報数値では国調人口は9,930人で、前回、平成22年国調人口に比べまして399人の減となっております。

総務費は以上でございます。

次に、51ページをごらんください。

3款の民生費の関係でございますが、支出済額13億2,138万7,453円で、対前年比9.4%の減となっております。

1項の社会福祉費は9億3,421万540円の支出でございます。翌年度繰越額が4,466万8,000円となっておりますのは、主に臨時福祉給付金の平成28年度への事業繰り越しに伴う繰越額でございます。

1目の社会福祉総務費は1億6,679万1,396円の支出でございます。主な事業としまして、備考欄二重丸、社会福祉一般経費では、18の10備品購入費で276万93円を支出しておりますが、福祉事業へ寄附金があり、福祉車両2台を購入したものでございます。備考欄19負担金、補助及び交付金では4,515万5,292円を支出しておりますが、内訳は、養護老人ホーム関係の負担金、町社会福祉協議会への補助金など、社会福祉施設の整備、運営にかかわる事業費でございます。

次に、52ページをごらんください。

備考欄二重丸、地域福祉計画策定事業は13万9,140円の支出でございます。町民・地域・民間・行政が協働して支え合える地域社会づくりを目標として、総合福祉センター運営委員会の中で検討を重ね、地域福祉計画を策定しております。

備考欄一番下の二重丸、出産祝金経費では、第1子5万円が18名、第2子10万円が23名、第3子以降20万円が11名で、計540万円の支出でございます。

53ページをごらんください。

備考欄中段、二重丸、国民健康保険特別会計繰出金経費として7,076万3,505円を国保会計へ繰り出しております。

次に、2目の高齢者福祉費は1億6,972万1,764円の支出でございます。高齢化率は平成27年度に36.4%まで上昇しております。敬老祭、各種活動への補助や、緊急通報システム、福祉輸送サービス等を行って、高齢者の福祉の増進を図っております。

主な事業としまして、備考欄二重丸、高齢者福祉事業では、次の54ページをごらんください。

備考欄の中段、20扶助費の11養護老人ホーム等入所措置費で、鹿島荘8名の利用者の措置費1,780万531円の支出をしております。なお、利用者からは負担金として、町へ293万9,582円を納入いただいております。

その下の二重丸、高齢者対策経費では、後期高齢者医療療養給付費負担金として後期高齢者医療広域連合へ1億612万3,057円を支出し、28繰出金で後期高齢者医療特別会計へ3,572万5,576円を繰り出しております。

3目の障害者福祉費は2億1,984万5,293円の支出でございます。平成27年度末で障害手帳を所持されている方は984名でございます。自立支援、生活支援にかかわるサービス等を行い、障害者が日常生活または社会生活を営めるようサポート事業を行っております。

55ページをごらんください。

備考欄13の委託料は1,051万8,330円の支出でございます。13委託料の15地域生活支援事業委託料では583万1,130円を支出して、13事業所の利用者19名の日中一時支援を委託しております。19負担金、補助及び交付金は615万4,850円の支出で、1の地域共生型生活ホーム運営事業補助金では、4名の利用者の補助金2,40万9,600円を支出しております。大きく占めていますのは、備考欄下段の20扶助費で2億242万7,705円の支出となっております。主なものにつきましては、次の56ページをごらんください。

備考欄27介護給付訓練等給付費で1億8,411万646円を支出しております。内訳につきましては、入浴、食事等の居宅介護、施設における生活介護、施設入所支援等の介護給付金が合わせて1億3,010万3,000円、就労継続支援、自立支援等の訓練等給付金が4,571万5,000円などとなっております。介護給付、訓練給付、その他で274名の方が福祉サービスを利用しております。

次に、4目の介護保険費は1億6,397万3,596円の支出で、備考欄の負担金、補助及び交付金にありますとおり、北アルプス広域連合への介護保険広域連合負担金1億6,392万3,000円が主な支出となっております。池田町での要支援・要介護者数は、1号、2号合わせまして、年度末時点で628名が認定されております。

5目の地域包括支援センター運営費は4,442万6,881円の支出でございます。翌年度繰越額の欄に113万円とありますのは、広域との連携自立圏・加速化交付金事業の翌年度繰り越しに伴うもので、成年後見支援センター事業の北アルプス連携自立圏負担金でございます。運

営費の各事業とも委託料が大きなウエートを占めておりまして、専門知識と経験を持った社協から職員の出向をお願いしております。

備考欄二重丸、包括的支援事業では、57ページの備考欄13委託料の43町社会福祉協議会職員出向委託料で1,259万円を支出しております。

また、二重丸、認知症総合支援事業では、13委託料の60、同じく社協職員出向委託料で547万6,000円を支出しております。

一番下の二重丸、介護予防支援事業所運営事業の主な支出につきましては、次の58ページをごらんください。

13委託料の21介護予防支援委託料では689万8,880円の支出をしております。ここでは介護予防報酬を財源として、要支援1、2の方1,622件の支援をしております。委託先は町社協を含め16事業所で、委託延べ件数は1,572件となっております。

59ページをごらんください。

中段の二重丸、小さな拠点整備事業425万円の支出でございますが、デイサービスセンター小島館の整備を社協へ委託したもので、地方創生先行型国庫補助による前年度からの繰越事業でございます。

6目の介護予防費は、二次予防事業として、運動機能向上事業の委託等に係る経費や臨時賃金等、これらの経費でございまして、924万3,074円の支出をしております。

次の60ページをごらんください。

7目の医療給付事業費は7,425万7,525円の支出でございます。福祉医療自動給付方式に伴う各医療機関への事務手数料の支払いを県の国保団体連合会へ委託し、備考欄13委託料の2福祉医療給付事業事務委託料で507万8,580円を支出しております。備考欄20扶助費の1福祉医療給付費で、1,978人の受給者へ5,599万6,630円を給付しております。

61ページをごらんください。

9目の総合福祉センター管理費は3,347万8,471円の支出でございます。主に総合福祉センターの光熱水費や施設管理委託料等、センター全般の管理経費が占めております。施設の利用状況は、入浴施設、会議等合わせて5万1,903名の利用となっております。

備考欄11需用費の62施設修繕料の357万2,652円は、浴室、ボイラー室、会議室、その他関係施設の修繕に係る支出でございます。

次の62ページをごらんください。

11目の福祉企業センター費は2,520万3,206円の支出でございます。主に事務者、指導員等

6名の臨時賃金と30名の作業員賃金が占めておりまして、企業10社からの工賃収入と県からの授産施設事務費負担金を財源にして福祉企業センターの事業運営を図っております。

63ページをごらんください。

12目の臨時福祉給付金給付事業は1,416万9,942円の支出でございます。消費税率引き上げによる影響の軽減化のため、住民税非課税者を対象に、支給者1,905名の方へ給付金1人6,000円を支給するもので、全額国庫補助でございます。

次の64ページをごらんください。

備考欄19の10臨時福祉給付金として1,143万円を支給しております。

次の2目の児童福祉費は3億8,717万6,913円の支出でございます。

1目の児童福祉総務費は1億8,033万7,272円の支出で、主な事業は保育園運営事業、保育園バス運行事業、職員人経費等でございます。保育園児数は、前年度より10名多い250名をお預かりし、職員数は正職員13名、臨時職員44名の計57名で保育業務に当たっております。

備考欄二重丸、保育園運営事業の主なものにつきましては、備考欄の7賃金で、臨時職員賃金5,188万1,185円を支出しております。

11需用費の12給食材料費では1,580万1,094円を支出して、子供の趣向、季節感、栄養面等を考慮し、バランスのとれた給食を提供しております。そのほかプールの塗りかえ等、施設の修繕を実施し、未満児用散歩車や電子オルガン等、備品を購入しております。

少し飛びますが、66ページをごらんください。

備考欄下段二重丸、保育園バス運行事業は401万1,295円の支出でございます。園外保育、町行事等への参加など、池田保育園、会染保育園でそれぞれ43回のバス利用がございました。なお、通園バスにつきましては、利用者数の減少によりまして、十分な検証と説明によりまして保護者の同意が得られましたので、平成27年度をもって廃止となりました。

67ページをごらんください。

2目の特別保育費は2,747万5,175円の支出でございます。主に延長保育事業、障害児保育事業、一時保育事業の保育業務に携わっていただいている臨時職員の方々の賃金でございます。

次に、68ページをごらんください。

3目の児童福祉費は1億4,429万8,098円の支出で、主に備考欄の20扶助費の児童手当1億4,335万5,000円の支出となっております。延べ給付人数は1万2,996名でございます。

4目の児童センター費は2,200万2,717円の支出で、池田・会染の児童センターにかかわり

ます運営経費でございます。登録児童は池田・会染合わせまして257名で、利用者数は児童、乳幼児合わせて2万9,410名、1日当たりの総利用者数は108名となっております。備考欄11
需用費の61一般修繕料242万3,825円の支出につきましては、池田児童センターのガラス飛散
防止フィルム張りつけ、会染児童センターの火災通報装置修繕などの経費でございます。

69ページ一番下、5目の子育て支援費は894万8,851円の支出で、主なものにつきましては
次の70ページをごらんください。

備考欄の二重丸、次世代育成支援事業で取り組む経費として889万6,524円を支出しており
ます。子育てに不安を持つ親への相談を充実させ、2,406件の相談を受けております。また、
家庭訪問の支援やネット利用に対する講演会、児童虐待防止の対応、自立支援等を行って
おります。

下段、6目の子育て世帯臨時特例給付金給付事業は、消費税引き上げに伴う家庭への負担
を軽減させるための特例給付金で、411万4,800円の支出でございます。支給対象が平成27年
6月分の児童手当受給者で、支給対象となる児童1人につき3,000円を1,091人へ給付して
おります。

民生費は以上でございます。

次に、71ページ中段をごらんください。

4款衛生費の関係でございます。支出済額は3億7,725万3,827円で、対前年比49.1%の増
となっております。大きく増となっていますのは1項1目の保健衛生総務費で、備考欄二重
丸、保健衛生一般経費の19負担金、補助及び交付金の10池田町診療所等開設に伴う借入資金
利子補給補助金1億3,063万8,216円の支出、こちらが大きくふえている要因となってござい
ます。これは、新規事業として2件の医療機関への補助金で、北アルプス医療センターあづ
み病院新病棟建設事業補助金の1億3,000万円と、すずらん内科クリニック新規開設に伴う
利子補給補助金の63万8,216円でございます。そのほか、病院群輪番制運営費負担金524万
4,000円の支出などがございます。医師等の皆さん、保健補導員の皆さんとの連携や、医療
体制の確立、整備に要する経費をここでは支出しております。

次の72ページをごらんください。

2目の予防費は4,506万9,186円の支出で、病気の予防・早期発見、健康基盤形成のための
事業費でございます。

備考欄の72ページから74ページにかけて二重丸の予防接種事業、保健事業等、事業が記載
されておりますが、各事業とも予防接種や健診等の委託料の支出が大きなものとなっており

まして、委託料全体で3,519万9,987円の支出をしております。

主なものとしまして、73ページをごらんください。

備考欄一番上の12高齢者等インフルエンザ予防接種委託料は784万5,280円の支出で、2,102名の接種をしております。

備考欄二重丸、保険事業では、13委託料の1各種検診等委託料で1,187万4,184円を支出し、後期高齢者健康診査、がん集団検診、ヤング健診等を実施しております。それから、はつらつ健康スタンプ事業として、町の健診等を受けた20歳以上の方で、各種教室やイベントに参加をして、みずから立てた目標を実践してポイントをためた方に対しまして、町商工会協力店で使用できる商品券を進呈しております。

次の74ページをごらんください。

備考欄二重丸、母子保健事業では、13委託料の4妊婦一般健診委託料で563万6,400円を支出し、99名の受診者の健診を実施しております。

次に、3目の環境衛生費は1,124万5,364円の支出で、不法投棄の監視に係る報酬、賃金、生ごみ処理機の設置補助金、太陽光発電システムの設置補助金等の経費でございます。一番大きく占めていますのは、75ページ備考欄中段の19負担金、補助及び交付金の1池田松川施設組合葬祭センター分の負担金677万6,000円の支出でございます。

少し飛びますが、77ページをごらんください。

中段、7目の給水施設費は834万418円の支出でございます。主なものにつきましては、備考欄一番下の28繰出金にありますとおり、簡易水道事業特別会計へ564万4,000円を繰り出してあります。

次の78ページをごらんください。

2項の清掃費の下の1目清掃費は1億1,460万4,572円の支出でございます。金額の大きなものとしまして、備考欄二重丸、清掃一般経費、13委託料の10一般廃棄物収集委託料では1,277万8,560円を支出して、可燃物、不燃物合わせまして1,465トンのごみ収集を行っております。これは1人1日およそ389グラムの量でございます。その下、11一般廃棄物処理管理委託料では553万7,604円を支出して、処理を委託しております。

79ページをごらんください。

19負担金、補助及び交付金の2穂高広域施設組合負担金は6,716万8,000円の支出でございます。なお、財源として、可燃物処理手数料収入985万円と、新聞・アルミ缶等の有価資源物売却料収入315万288円をこちらの清掃費に充当しております。

衛生費は以上でございます。

次に、79ページの下段、5款の労働費は、支出済額63万1,148円の支出で、新入社員歓迎会経費や大北地区勤労者互助会負担金等でございます。

次に、80ページをごらんください。

6款の……

議長（那須博天君） ごめんなさい、ちょっといろいろ長く続いていますので、6款から午後にしたいと思いますので、ここで暫時休憩にいたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

議長（那須博天君） 休憩を閉じ再開いたします。

なお、平林教育長、公務のため退席の届けがありました。

休憩前に引き続き、認定第1号から第6号の補足説明について、矢口会計管理者兼会計課長。

〔会計管理者兼会計課長 矢口 衛君 登壇〕

会計管理者兼会計課長（矢口 衛君） それでは、ちょっとテンポアップしながら進めさせていただきます。

それでは、引き続き80ページをごらんください。

6款の農林水産業費でございます。支出済額3億1,178万364円で、対前年比10.6%の増となっております。これは、多面的機能支払交付金事業等、土地改良費の増によるものでございます。翌年度繰越額欄の82万4,000円につきましては、関係する事業のところで申し上げます。

1項の農業費でございますが2億8,794万8,527円の支出でございます。このうち、1目の農業委員会費は1,327万8,968円の支出で、農地法申請、農地転用の許可等や、農用地利用集積事業で農地の貸し借り等について意見決定をするなど、農業委員会運営にかかわる経費でございます。農地法申請に伴う許可件数は24件、農地転用許可面積は1万3,957平方メートル、農用地利用集積件数は393件となっております。なお、平成27年度農業委員会法の改正によりまして、平成28年4月1日より農業委員の選出方法を、これまでの選挙制と町長の選

任制の併用から町長の任命制に改正となりましたので、その説明会を23カ所で開催し、262人の参加がございました。

それでは、81ページをごらんください。

2目の農業総務費は3,613万5,644円の支出で、主に農業総務一般管理に係わる人件費等でございます。

下段の3目農業振興費は1億1,605万2,240円の支出でございます。備考欄二重丸、農業振興事業では、7,286万7,838円を支出しております。

次の82ページをごらんください。

主に備考欄の19負担金、補助及び交付金の7,230万6,203円の支出が占めております。

83ページをごらんください。

備考欄一番上の17機構集積協力金の2,163万4,400円は、農地中間管理機構に圃場を貸し出した農業者に対する協力金で、全額県費補助でございます。46中山間地域直接支払補助金の1,410万7,946円は、農地保全と遊休荒廃化防止のため県費3分の2補助にて7地区へ交付金を支出しております。1期対策5年のこの事業も、平成27年度で第4期対策1年目となっております。71青年就農給付金の900万円は、新規就農者6名へ年間150万円を給付するもので、全額県費補助でございます。80経営体育成支援事業補助金は前年度からの繰越事業で、平成27年2月の雪害による倒壊ハウスの撤去、再建に対する4件の補助金で、1,600万2,933円の支出でございます。財源として国庫及び県費補助金合わせて1,512万7,388円が充当されております。

備考欄二重丸、花とハーブの里づくり事業では1,832万4,200円を支出して、自治会にも御協力をいただきながら、町を美しく、明るく、住みよくするための事業を推進しております。主なものとしまして、13委託料の2ハーブセンター指定管理委託料で1,195万円を支出しております。

次の84ページをごらんください。

16原材料費の11花の里づくり推進苗代では、各戸1坪花づくり運動を推進して花やハーブの苗を1世帯上限1,000円で1,366世帯へ助成し、136万3,410円を支出しております。

備考欄二重丸、多目的研修集会施設管理経費は579万4,602円の支出でございます。施設利用人数は1万8,541名で、前年に比べ3,426名の増でございます。

85ページをごらんください。

備考欄二重丸、花とハーブの里リブランディング事業は、地方創生先行型国庫補助事業を

活用した平成26年度からの繰越事業で、1,906万5,600円の支出でございます。財源として、国庫補助対象の1,680万8,000円が地域活性化交付金で充当されております。主なものとしまして、13委託料では、都市部からの誘客システムの構築、提案として、プラン作成・運營業務委託料としまして849万9,600円を支出し、また15工事請負費では、ハーブ園の足湯周りの改修工事費799万2,000円を支出しております。

次の86ページをごらんください。

中段、7目の土地改良費は1億1,703万5,592円の支出でございます。翌年度繰越額欄の82万4,000円は、役場隣接地地図訂正・地積更正のため、国土調査修正委託料を平成28年度へ繰り越しております。

備考欄二重丸、土地改良総務費のうち、次の87ページの備考欄の19負担金、補助及び交付金の78多面的機能支払交付金が6,360万5,500円の支出となっており、前年に比べ4,760万円ほど増加しております。これは、のり面の草刈り、水路の泥上げ等農地維持活動、環境保全や水路・農道等の補修を行う資源向上共同活動、施設の改修等長寿命化活動、これらの取り組みを行った地区へ池田町農業再生協議会を經由して交付金を交付するもので、活動地区、活動事業がふえたものでございます。財源の負担割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1となっており、国庫分はトンネル財源として県補助金の中に含まれております。

備考欄二重丸、土地改良管理費では、次の88ページをごらんください。

備考欄の一番上、15ほ場整備事業書類作成委託料で706万7,200円を支出しております。これは、鵜山地区遊休桑園に醸造用ブドウを作付するため圃場整備を行うもので、実施設計及び地区界測量業務等の委託料でございます。そのほか、土砂等の撤去、整地など重機借上料や、土地改良区が事業主体となつて行う土地改良施設の維持適正化事業負担金、県単土地改良事業への農業農村整備事業負担金等の支出でございます。

次に、2項の林業費は2,383万1,837円の支出で、大きなものでは89ページをごらんいただき、備考欄中段二重丸、県産材供給体制整備事業の607万1,154円と、下段二重丸、松くい虫被害対策事業の796万3,832円の支出でございます。県産材供給体制整備事業は、平成26年度からの繰越事業となりましたハーブセンターの足湯の建設に関する支出で、松くい虫被害対策事業は、町道、電線等のライフライン沿線の被害木の倒伏防止のため、伐倒燻蒸処理に係る支出でございます。

次の90ページをごらんください。

備考欄二重丸、有害鳥獣対策事業では334万5,772円を支出して、ニホンジカ、イノシシに

よる被害が拡大しているため、猟友会へ個体数調査を依頼し、鳥獣捕獲実施隊を組織して捕獲推進に取り組んでおります。

農林水産業費は以上でございます。

次に、91ページをごらんください。

7款の商工費でございますが、支出済額1億6,768万4,696円で、対前年比51%の増でございます。大きくふえていますのは、商工振興事業とプレミアム商品券発行事業でございます。

備考欄二重丸、商工振興事業は、主に商工会関係への補助や企業への助成等でございますが、増加していますのは19負担金、補助及び交付金で、平成26年度からの繰越事業となりました80街路灯整備事業等補助金の3,998万7,000円の支出でございます。これは、事業主体が商工会ですので、商工会が国の商店街まちづくり事業交付金を活用して、街路灯212基のLED化の整備、防犯カメラ3台の設置、除雪機2台の購入を実施し、国の補助金で不足する分を町が商工会へ補助をしているものでございます。そのほか、町商工会に対する補助金として、64経営改善普及事業補助金860万円の支出などとなっております。なお、3月末現在、商工会の会員数は292名でございます。67の工場誘致助成金は784万2,100円の支出でございます。工場誘致条例に基づき、増設等による固定資産税相当額の増加部分への助成で、黒田精工ほか2件への助成でございます。21貸付金の2,000万円の支出につきましては、歳入のところで御説明いたしました。池田町小企業振興資金預託金を年度当初に金融機関へ預託したものでございます。

次の92ページをごらんください。

備考欄、地域おこし協力隊活動事業は608万5,239円の支出で、前年よりふえておりますが、特産品開発及び観光振興として協力隊員が2名体制になって活動が展開され、事業費がふえたものでございます。今後も各課の事業で活躍されるよう、人材登用が期待されております。

93ページ、備考欄二重丸、消費喚起プレミアム商品券発行事業は、平成26年度からの繰越事業ですが、補助金2,243万5,460円を商工会へ支出しております。全額国庫補助金ということで、地方消費喚起型の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して事業費を拡大しまして、初の3割プレミアム商品券を発行しましたところ、6,840セットが1日半で完売するほど人気が高かったものでございます。

次に、2目の観光費は2,705万7,919円の支出で、主に各種観光団体への補助や各種イベント事業への補助でございます。

備考欄の二重丸、観光一般経費の主なものにつきましては、次の94ページをごらんくださ

い。

備考欄19負担金、補助及び交付金は2,542万8,300円の支出でございます。大きなものでは、63池田ふるさと祭り事業補助金の250万円、76池田町観光協会補助金の970万5,000円、78池田町観光推進本部負担金の847万1,000円などとなっております。

商工費は以上でございます。

次に95ページをごらんください。

下段、8款の土木費でございますが、支出済額5億1,078万850円で、対前年比3.9%の増となっております。翌年度繰越額4,657万6,000円につきましては、各事業の箇所御説明いたします。

1項土木管理費の1目土木総務費は3,637万5,942円の支出でございます。

次の96ページをごらんください。

備考欄にありますとおり、主に土木総務一般経費として、事務費、道路台帳の整備、同盟会負担金、人件費等の支出でございます。

97ページをごらんください。

2項の道路橋梁費は2億4,753万752円の支出でございます。

1目の道路橋梁維持費は4,936万1,269円の支出で、路面補修、土砂の撤去、小規模な道路附帯施設の修繕、道路除雪等を実施しております。

備考欄二重丸、道路維持経費の主なものとしまして、11需用費の62施設修繕料では558万9,576円を支出して、29カ所の小規模な道路附帯施設等の修繕を行っております。13委託料の50除雪委託料では1,443万4,280円を支出して、1次除雪114路線、2次除雪83路線の除雪を委託しております。15の10工事請負費では470万3,400円を支出して、自由勾配側溝の補修ほか、町道3路線3カ所の補修工事を行っております。また、80工事請負費では、26年度からの繰越事業となっております広津地区格納庫設置等の工事請負費としまして599万4,000円を支出しております。

次の98ページをごらんください。

備考欄19負担金、補助及び交付金の除雪機設置事業補助金では440万1,270円を支出して、広津道路愛護会ほか6自治会へ除雪機購入の助成をしております。

二重丸、道路橋等の定期点検事業では委託料368万2,800円を支出して、14の道路橋の点検を行っております。財源として国庫補助の社会資本整備総合交付金210万円を充当してございます。

次に、2目の道路改良費は1億8,094万7,075円の支出でございます。翌年度繰越額の4,291万6,000円の内訳につきましては、平成28年度への繰越事業費で、陸郷小実平の町道登波離橋線道路改良事業の2,560万7,000円と、1丁目ツルヤ予定地の北側及び西側の町道225号線・238号線道路改良事業の1,730万9,000円の2事業の繰越額でございます。

備考欄二重丸、道路改良事業は、13委託料の83測量調査設計等委託料の321万8,400円の支出ですが、これは平成26年度からのまちなか整備事業の繰越明許費で、地域交流センター予定地南側の町道739号線の測量設計業務委託料でございます。15工事請負費では9,843万1,600円の支出をして、町道6路線5事業の道路改良工事を実施しております。工事の主な内訳でございますが、小実平の町道登波離橋線道路改良工事では、辺地対策事業債を財源に1,660万円の支出をしております。1丁目の町道225号・238号線道路改良工事では、地方道路等整備事業債を財源に4,011万1,200円の支出をしております。滝沢の町道田の入線道路改良工事では、同じく地方道路等整備事業債を財源に2,607万1,200円の支出をしております。この工事請負費のほか、事業費の中には各路線の測量調査設計委託料、分筆登記委託料、土地購入費などが含まれていますので、それぞれの科目から支出してございます。

備考欄下段の二重丸、社会資本整備総合交付金事業は7,177万6,775円の支出でございます。これは、地域交流センターへアクセスする関係町道4路線の路線測量、土質調査、詳細設計等の委託料、用地取得費、建物補償等の支出でございます。

13委託料では、次の99ページの備考欄の一番上をごらんください。50調査測量設計監理委託料では、町道4路線の調査測量設計委託料2,285万2,800円を支出しております。17公有財産購入費では、町道739号線道路改良に伴う道路用地を取得し、4,168万6,190円を支出しております。22補償、補填及び賠償金では、町道739号線道路改良に伴う物件等の補償料としまして708万3,245円を支出しております。

次に、3目の道路舗装費は、町道吾妻町団地中央通り線ほか計3路線、317.2メートルの舗装工事を実施し、899万6,400円の支出でございます。

次に100ページをごらんください。

中段、4項の都市計画費でございますが、2億1,065万4,372円の支出でございます。

2目の公園事業費は1,964万7,828円の支出で、主なものにつきましては101ページをごらんください。

備考欄中段、二重丸、クラフトパーク管理経費は1,869万268円の支出でございます。大きなものでは、11需用費の51光熱水費電気料906万3,686円、13委託料の10公園管理委託料524

万6,316円などがございます。電気料につきましては、美術館の電気料も含まれておりますが、平成24年度以降年々減少傾向で、創造館も含めた電気料の合計は、平成24年度に比べ370万円ほどの減少となっております。

次に、102ページをごらんください。

3目の公共下水道事業費は1億9,099万1,000円の支出で、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

次に、5項の住宅費は1,263万4,840円の支出でございます。

備考欄二重丸、住宅等管理一般経費では、町営住宅の管理、修繕等に係る経費を支出しております。なお、町営住宅全16棟、64戸のうち、入居戸数は平成27年度時点で57戸となっております。

備考欄の17公有財産購入費の20家屋購入費としまして927万3,934円を支出してございます。これは、長野県住宅供給公社に依頼して町営住宅のリフォーム、改修等の工事をしていただき、その経費を家屋購入という形で10年分割にて買い戻すというものでございます。内訳としまして、3件の買い戻しでございますが、1件は平成17年施工の1丁目町営住宅の1棟6戸のリフォームで、10年目の支払いとなりましたので今回で終了でございます。2件目は、平成22年施工の豊町町営住宅4棟21戸の水洗化で、5年目の支払でございます。3件目は、平成27年施工の3丁目東町営住宅C棟外壁改修で、1年目の支払でございます。

土木費は以上でございます。

次に、103ページをごらんください。

9款の消防費でございますが、支出済額3億5,581万8,619円で、対前年比1.7%の減となっております。

1項1目の常備消防費は1億4,015万7,000円の支出で、北アルプス広域連合常備消防費負担金でございます。

2目の非常備消防費は、2億886万6,824円の支出でございます。

備考欄二重丸、非常備消防経費では、平成27年度から消防団員定数を230名に減員しておりますが、団員に対する団員報酬を初め、分団活動及び訓練等の経費や、公務災害補償等共済基金への負担金などが主な支出でございます。8報償費の10団員退職報償金は、退職者49名分の報償金1,403万円を支出しております。町で毎年、消防団員等公務災害補償等共済基金へ負担金として積み立てをしておりますので、退職報償金は全額、共済基金から振り込まれております。

次の104ページをごらんください。

備考欄19負担金、補助及び交付金の12公務災害補償等共済基金負担金として607万751円を支出しております。それから、15分団交付金では、消防団各分団の組織維持及び運営のため993万8,500円を支出しております。

それから、備考欄二重丸、消防団拠点施設整備事業は、前年度からの繰越明許費も含め、消防団詰所等の建築及び消防車両・小型ポンプの更新で1億2,077万5,072円の支出でございます。13委託料は、詰所等の設計管理委託料として448万2,000円の支出でございます。一番下の15工事請負費9,900万3,600円の支出の内訳につきましては、105ページをごらんください。

備考欄10工事請負費では7,486万5,600円を支出し、堀之内、広津、林中、十日市場の詰所を建築しております。80繰越明許費の工事請負費では、前年度からの繰越事業となっております役場本部分団の車庫を建築し、2,413万8,000円を支出してございます。それから、18備品購入費は、前年度からの繰越明許費で、広津、陸郷へ配備しております小型ポンプ積載車両2台を更新し、小型ポンプを積載している各分団へ小型ポンプ5台を更新し、これらを合わせまして1,716万4,472円を支出してございます。

二重丸、消防無線デジタル化事業では、デジタル無線の基地局1台、移動局である車載無線18台、携帯無線27台の計46台を導入し、4,644万円を支出してございます。

次に、3目の消防施設費は501万2,925円を支出して、3カ所の防火水槽の修繕、2カ所の消火栓の更新、3カ所の火の見やぐらの撤去、2カ所の旧詰所の取り壊し等を行っております。

消防費は以上でございます。

次に、10款の教育費でございますが、支出済額5億2,690万3,561円で、対前年比24.3%の増となっております。大きくふえていますのは、学校施設改修事業の増、総合体育館改修事業の増などが主な要因となっております。詳細につきましては、各事業の箇所で御説明いたします。翌年度繰越額の4,290万7,000円につきましては、関係する支出科目のところで御説明いたします。

1項の教育総務費は1億7,619万5,688円の支出でございます。主なものにつきましては、次の106ページをごらんください。

大部分を占めておりますのは、2目の事務局費で1億7,389万8,862円の支出でございます。翌年度繰越額4,247万円につきましては、学校施設改修事業の防災機能強化分と大規模改造

老朽分、これらの国庫補助事業の平成28年度への事業繰り越しに伴いまして、3校の窓ガラス飛散防止フィルム張りつけ工事、会染小学校体育館照明のLED交換工事、池田小学校体育館の床塗装改修工事等の繰越額でございます。

備考欄二重丸、教育委員会事務局一般経費でございますが、職員の人件費のほか、教育行政に係る経費としまして2,742万6,021円を支出してございます。

少し飛びますが、109ページをごらんください。

備考欄一番上の二重丸、学校施設改修事業は9,631万1,155円の支出で、前年より大幅な増となっております。13委託料は884万7,792円の支出でございます。内訳につきましては、平成28年度から平成29年度にかけて実施予定の池田小学校大規模改修工事第一期設計委託料のほか、池小、高瀬中の体育館天井撤去工事等に係る監理業務委託料などがございます。15工事請負費は8,746万3,363円の支出でございます。内訳につきましては、高瀬中学校体育館天井改修工事としまして、天井撤去、飛散防止フィルム張りつけ、LED交換等で5,454万円、それから池田小学校大規模改修工事第一期としまして、天井撤去等を合わせて3,104万923円、その他中学校照明改修工事などがございます。

備考欄二重丸、学校施設整備事業は、国の補正予算による国庫補助事業で、平成26年度からの繰越事業でございます。池田小学校の体育館照明LED交換等の事業を実施し、委託料、工事請負費合わせまして659万4,485円を支出してございます。

次の110ページをごらんください。

中段、2項の小学校費は7,156万222円の支出でございます。

1目の池田小学校管理費は1,839万9,983円の支出で、池田小学校の管理運営にかかわる経費でございます。

111ページをごらんください。

備考欄下段、15工事請負費の204万4,546円の支出につきましては、体育館の暗幕の取りかえ、教室のカーテン、暗幕取りかえ等の工事を行っております。

次の112ページをごらんください。

2目の池田小学校教育振興費は1,428万9,095円の支出でございます。備考欄7賃金では、支援加配員4名を配置をしまして、臨時賃金518万4,000円を支出しております。きめ細かな教育支援によって、支援の必要な児童が自信や意欲を持ち、クラス全体が落ちついて活動に取り組むことができているということでございます。

113ページをごらんください。

3目の会染小学校管理費は2,441万4,303円の支出で、会染小学校の管理運営にかかわる経費でございます。備考欄11需用費の61一般修繕料の支出額が562万4,196円と前年に比べ大きくなっておりませんが、この中には落雷によります被害が発生したため、自動火災報知設備の改修等の修繕料303万9,120円が含まれております。

次の114ページをごらんください。

備考欄15工事請負費では、職員玄関前のインターロッキング劣化によります撤去、それからアスファルト舗装を施工しまして、213万8,400円を支出してございます。

4目の会染小学校教育振興費は1,445万6,841円の支出でございます。備考欄の7賃金では588万3,200円を支出しておりますが、池田小学校と同様に教育支援員4名を配置し、児童を含めたクラス全体が落ちついて活動に取り組むことができているとのことでございます。

115ページをごらんください。

3項の中学校費は4,075万159円の支出でございます。

1目の学校管理費は1,660万9,796円の支出で、中学校の管理運営にかかわる経費でございます。

少し飛びますが、117ページをごらんください。

2目の教育振興費は2,414万363円の支出でございます。備考欄7賃金では789万668円を支出して、教科指導講師2名、登校支援講師1名を配置し、充実した学習及びきめ細かな支援を行っております。13委託料の40英語指導助手委託料では330万円を支出しておりますが、外国の先生に授業のほか、部活動の指導も行っていただき、外国の文化に触れる等、大きな影響を生徒に与えているとのことでございます。19負担金、補助及び交付金では、一番下、56総合学習研究補助金で50万円を支出しております。これは、町制施行100周年記念の総合学習として、高瀬中の生徒がてるてる坊主を校庭に飾りギネスブックへ登録する活動を行ったもので、1万428個が認められて、ギネス世界記録に認定されております。なお、小学校2校でも100周年記念総合学習として、池小では花壇づくり、会染小では肥後の守制作者の講演会などをそれぞれ行ってございまして、それぞれに50万円を支出してございます。

次の118ページをごらんください。

備考欄一番上の57広島平和記念式典参加事業補助金は、平成27年度から実施しております平和学習の一環として、3年生3名が広島平和記念式典に参加したもので、36万2,000円を支出してございます。

4項の社会教育費は1億1,700万3,073円の支出でございます。

1目の社会教育総務費は、社会教育にかかわります職員の人件費や事務費、地域交流センター事業費等の経費で4,983万9,332円を支出しております。

備考欄一番下の二重丸、地域交流センター等建設事業につきましては、次の119ページごらんください。

13委託料の10地域交流センター等設計委託料として1,080万円を支出してございます。基本設計に当たりまして、ワークショップを5回、策定委員会を4回開催しております。

次に、2目の公民館費は、公民館の管理運営に要する経費としまして1,164万7,815円を支出してございます。119ページから122ページにかけて、公民館費の内容が備考欄に記載されております。

120ページをごらんください。

備考欄二重丸、公民館事業活動経費では、分館長報酬や、33分館への活動事業交付金、27分館への成人学級補助金などがございます。

備考欄二重丸、町民活動サポートセンター運営事業では、町民からの各種相談へのサポート、結婚推進会議「であいネット」への支援などがございます。

そのほか、121ページには、新池田学問所経費で、新公民館建設に向けた学習の一環として塾、講座を開催しておりますし、122ページには青少年育成費で、青少年育成町民大会講演会などを実施しております。

次に、123ページをごらんください。

4目の図書館費は1,399万7,799円の支出でございます。図書館一般経費として、施設の維持管理、図書の購入、講座開催等の経費を支出しております。

次に、124ページをごらんください。

備考欄18備品購入費の20図書購入費では309万9,967円を支出して、2,424冊の図書を購入しております。年度末蔵書数は7万2,052冊となっております。

125ページをごらんください。

6目の美術館費は3,047万116円の支出でございます。平成27年度より美術館の指定管理制度を導入しましたので、備考欄13委託料では指定管理委託料2,238万円を支出しております。指定管理による経費削減効果ということで見ますと、美術館費は前年度に比べ690万円ほどの減となっております。平成27年度は、美術館非常用発電機や消防設備等の修繕工事がありました関係で、11需用費の61一般修繕料が785万7,216円と大きな支出となっておりますが、例年と比較すれば、こちらの平成27年度については大きな経費削減につながったと言えます。

思います。それから、入館者数につきましては年間1万1,792名で、前年に比べ307名の増となっております。

次に、7目の創造館費は949万9,051円の支出で、前年に比べ大きくふえております。これは、11需用費で、前年まではクラフトパーク管理経費で見えておりました電気料を、平成27年度から創造館費で支出していることと、一般修繕料の増が主な要因となっております。

次の126ページをごらんください。

備考欄61一般修繕料254万978円は、創造館の空調設備の分解洗浄、エレベーター油圧作動油の交換、消防設備の修繕等による支出の増でございます。創造館の年間利用者は1万2,887名で、前年に比べ2,493名の増となっております。

次に、5項の保健体育費は1億2,139万4,419円の支出でございます。

1目の保健体育総務費は6,012万1,176円の支出で、主なものにつきましては、127ページをごらんください。

備考欄の19負担金、補助及び交付金の62池田松川施設組合負担金の給食センター分の負担金5,547万4,000円の支出が大きなものとなっております。そのほか、就学前児童含む児童・生徒及び教職員の健康診断等の経費を支出してございます。

次に、2目の総合体育館費は4,304万5,618円の支出で、総合体育館の耐震改修事業の関係で、前年に比べ大きな増となっております。

備考欄二重丸、総合体育館管理経費は、施設の管理運営にかかわる経費として654万2,742円を支出してございます。年間利用者数、対前年比は、総合体育館が年間2万7,260名で2,656名の増、弓道場が年間3,970名の利用で878名の増となっております。合わせて年間利用料金73万2,425円をいただいております。

次の128ページをごらんください。

備考欄二重丸、総合体育館改修事業は、体育館の耐震調査、改修調査、実施設計を委託しまして、全体で2,206万9,260円の支出でございます。

備考欄下段、二重丸、体育振興経費は1,123万5,387円の支出でございます。

129ページから130ページにかけて事業の内容が記載されておりますが、町民の体力、技術力の向上、仲間づくり等を推進するため、ナイターソフトボールや町民球技大会など各種大会の開催やスポーツ教室等を開催しまして、体育振興を図っております。

130ページをごらんください。

備考欄83の総合型地域スポーツクラブ補助金は、誰もが気軽に運動ができる環境づくりと

ということで、スポーツクラブへの運営補助を行っておりまして、283万6,000円を支出してございます。24投資及び出資金の10地域スポーツ振興出資金は、松本山雅FCへ300万円の出資をしたものでございます。

次に、131ページをごらんください。

3目の体育施設費は、総合体育館、弓道場を除いた体育関係施設の維持管理経費でございます。1,822万7,625円の支出で、前年に比べ大きく増となっております。年間利用者数、対前年比は、小・中学校の体育施設が年間3万444名の利用で3,097名の減となっております。それから、テニスコートが年間8,871名の利用で2,426名の増となっております。農村広場が年間8,253名の利用で730名の減となっております。支出額がふえておりますのは、131ページの備考欄15工事請負費で、プールろ過機の改修によります918万円の支出によるものでございます。

また、備考欄下段の二重丸、農村広場管理経費の関係も増となっております。

次の132ページをごらんください。

備考欄15工事請負費で271万7,280円の支出をしておりまして、農村グランド玉石の撤去、門扉、フェンス改修等の工事を行っております。

教育費は以上でございます。

次に、133ページをごらんください。

11款の公債費でございますが、支出済額4億3,809万3,551円で、対前年比10.0%の減となっております。これは、財政融資資金からの借り入れや金融機関からの借り入れで、一部償還の終了した起債がありました関係で減となっております。

1目の元金は4億785万7,954円の支出で、公的資金4カ所、民間等資金7カ所の借入先へ償還をしてございます。

2目の利子は、元金借入に伴います利子償還で、3,025万3,597円の支出となっております。

なお、当町は実質公債費比率等、財政健全化指標は良好な状態ではありますが、起債の借り入れである町債の収入が、起債の償還である公債費の支出を上回っている、いわゆる借り入れが返済より多い状態が続いておりますので、基礎的財政収支であるプライマリーバランスということで見ますとマイナスとなっております。

公債費は以上でございます。

下段、12款の災害復旧費につきましては108万6,091円を支出しておりますが、次の134ページをごらんください。

2項1目の農業用施設災害復旧費で、備考欄の15工事請負費95万400円とありますのは、平成27年8月3日発生の豪雨災害により中島地区の畦畔が崩壊しましたので、農林水産業費県補助金47万5,000円を充当して復旧工事を行ったものでございます。

一番下段の一般会計の歳出合計でございますが、予算現額の計49億6,301万8,000円に對しまして支出済額は47億5,236万903円で、予算執行率は95.75%、支出額の対前年比は3.4%の増となっております。翌年度繰越額は1億7,605万円で、全部で13事業を平成28年度へ繰り越しております。

次に、135ページの実質収支に関する調書をごらんください。

端数処理をして千円単位で表示してありますので御了承願います。

1、収入総額48億4,423万3,000円、2、歳出総額47億5,236万1,000円、3、歳入歳出差引額9,187万2,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額4,446万8,000円、5、実質収支額4,740万4,000円、6、実質収支額のうち地方自治法の規定による基金繰入額2,400万円、以上でございます。基金繰入額につきましては、基金条例に基づいて当該年度の実質収支額の2分の1以上の額を翌年度中に財政調整基金へ繰り入れることが規定されておりますので、この決算承認後に積み立てをいたします。

次に、136ページをごらんください。

平成28年3月31日現在の財産に関する調書でございます。財産管理上、会計監査の会計年度が3月31日となりますので御了承ください。

1、公有財産の土地及び建物の関係でございます。土地につきましては増減がありませんでしたので、年度末現在高は51万8,878平方メートルで変わりございません。建物につきましては、木造が108平方メートル、非木造が300平方メートル増加し、延面積408平方メートルの増加で、年度末現在高は6万4,339平方メートルとなっております。

増減の内訳につきましては137ページをごらんください。

建物で増加していますのは、広津地区の除雪機格納庫の34.20平方メートル、役場の消防本部分団の車庫110.69平方メートル、消防の詰所では第2分団1部（堀の内地区）の71.10平方メートル、第2分団2部（広津地区）の54.65平方メートル、第5分団1部（十日市場地区）の52.92平方メートル、第5分団2部（林中地区）の84.08平方メートルで、合計は整数未満四捨五入して408平方メートルでございます。

次に、138ページをごらんください。

左上の(2)有価証券でございますが、増減はなく、年度末の現在高は9,712万6,000円でご

ございます。なお、平成28年3月31日現在ということですので載せてございませんが、出納整理期間の4月以降に松本山雅FCへ300万円の出資をしておりますので、次年度、この有価証券の欄へ増分として記載されますので御了承願います。

次に、(3)出資による権利でございますが、移動がありませんでしたので、年度末現在高は7,144万1,000円で、池田町土地開発公社出資金と池田町社会福祉協議会出捐金でございます。

次に、2、物品につきましては、公用車両の関係でございますが、車両の購入、廃車等による増減がございまして、合計で6台減少し、年度末現在高は77台となっております。

一番下の3、債権でございますが、池田町小企業振興資金あっせん預託金につきましては、八十二銀行と松本信用金庫に各1,000万円の資金を4月の年度当初に預託し、3月の年度末に返還していただく手続をとっておりますので、年度末における残高はゼロとなっております。

次に、右側の4、基金でございますが、表の区分に記載してございますとおり、11の基金を保有しております。各区分2段に記載されておりますが、決算年度中の増減高は、上の段が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの増減高、下の段が平成28年4月1日から5月31日までの出納整理期間中の増減高でございます。下の段が内数という訳ではございません。出納整理期間は、あくまでも3月31日までに確定した債権、債務について、4月1日から5月31日までに現金による整理を認められている期間であって、基金、現金の監査上の会計年度は3月31日ですので、現在高は上の段の金額となります。

なお、決算統計上の会計年度は出納整理期間の5月31日までですので、平成27年度の決算の成果としては下の段の現在高となりますので、参考までに2段書にしております。

各基金の増減高、現在高はごらんとおりでございます。説明は省略させていただきます。

11の基金の合計は、3月31日現在で、1億2,368万7,000円増加しまして、現在高は20億5,504万8,000円でございます。参考までに、5月31日現在の年度末残高は、21億9,918万4,000円となっております。

なお、財政調整基金と国民健康保険支払準備基金の決算年度中の増加額には、条例に基づきまして、前年度であります平成26年度の決算剰余金が平成27年度中に積み立てられておりますので、御了承ください。

以上が一般会計の決算でございます。

続きまして、認定第2号 平成27年度工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定についての

説明を申し上げます。

143ページをごらんください。

歳入につきましては、前年度繰越金608万5,240円の収入の1件のみでございます。

次の144ページをごらんください。

歳出につきましては、支出額がございませんので、予算残額として不用額に同額を記載してございます。

145ページの実質収支に関する調書をごらんください。端数処理をして千円単位で表示してありますので御了承願います。

1、歳入総額608万5,000円、2、歳出総額ゼロ、3、歳入歳出差引額608万5,000円、5、実質収支額608万5,000円でございます。

以上が工場誘致等特別会計の決算でございます。

次に、認定第3号 平成27年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を申し上げます。

151ページからの事項別明細書をごらんください。

歳入でございますが、1款の国民健康保険税では、収入済額2億4,580万2,180円で、対前年比3.0%の減となっております。不納欠損額は89万7,180円で、徴収不能と判断されたもの98件の処分をしております。収入未済額は7,017万5,949円で、一般被保険者分と退職被保険者分を合わせて3,572件の収入未済があり、平成28年度へ滞納繰越分として引き継いでございます。全体の徴収率は77.57%で、前年比0.9%の減となっております。

1項1目の一般被保険者国民健康保険税は2億2,884万3,691円の収入で、徴収率は76.93%でございます。

2目の退職被保険者等国民健康保険税は1,695万8,489円の収入で、徴収率は87.37%でございます。一般の被保険者は2,480人、退職被保険者は141人でございます。

次に、152ページをごらんください。

3款の国庫支出金は、収入済額1億8,897万2,073円で、対前年比20.5%の減となっております。

1項の国庫負担金の中では、1目の療養給付費等負担金の1億3,545万1,325円が主な収入で、医療費の32%相当額の国庫負担となっております。

2目の共同事業医療費拠出金負担金の555万3,748円の収入は、医療費の80万円を超えた額の助成で、高額医療共同事業医療費拠出金の25%相当額の国庫負担となっております。

下段、2項の国庫補助金では、1目の財政調整交付金が大半を占めておりまして、普通調整交付金と特別調整交付金を合わせて、医療費の9%相当額の4,588万1,000円の交付を受けております。

次の153ページをごらんください。

4款の療養給付費交付金は、社会保険診療報酬支払基金より4,460万6,255円の交付を受けており、対前年比30.9%の減となっております。

5款の前期高齢者交付金は、同じく社会保険診療報酬支払基金より4億9,279万1,562円の交付を受けており、対前年比26.9%の増となっております。

6款の県支出金は、収入済額6,715万5,748円で、対前年比26.5%の増となっております。

1項県負担金の1目共同事業医療費拠出金負担金は、国庫と同様に医療費80万円を超える額の助成で、高額医療共同事業拠出金の25%相当額の555万3,748円の収入でございます。

県支出金の大半を占めておりますのは、下段、2項の県補助金の1目財政調整交付金で、5,967万6,000円の交付を受けております。

内訳は154ページをごらんください。

普通調整交付金は1,630万5,000円、特別調整交付金は4,337万1,000円の収入でございます。

8款の共同事業交付金では、収入済額2億144万871円で、対前年比113.4%の増となっております。

備考欄の高額医療費共同事業交付金899万4,502円は、医療費80万円を超える分が対象で、保険財政安定化支援事業交付金1億8,751万3,210円は、医療費1レセプト80万円までの額から患者自己負担相当額8万円までを除く医療費が対象となっております。長野県国民健康保険団体連合会から交付されております。

10款の繰入金は、収入済額7,076万3,505円で、対前年比13.3%の増となっております。一般会計からの繰入金で、1節の保険基盤安定繰入金保険税軽減分は3,700万3,200円の収入でございます。

次の155ページをごらんください。

2節の保険基盤安定繰入金保険者支援分は2,099万2,439円、3節の財政安定化支援事業繰入金は803万3,000円の収入でございます。

11款の繰越金は、前年度からの繰越金3,761万3,117円の収入でございます。

156ページ下段をごらんください。

歳入合計は、予算現額13億4,417万7,000円、収入済額13億5,322万2,746円で、収入額の対

前年比15.7%の増となっております。不納欠損額89万7,180円、収入未済額7,017万5,949円の歳入決算となっております。

次に、157ページの歳出をごらんください。

1 款の総務費につきましては、国保の事務の効率化、適正化及び賦課徴収のための経費として408万5,394円を支出してございます。国保加入状況につきましては、国保世帯数は1,576世帯で、前年比47世帯の減、被保険者数は2,621人で、前年比77人の減となっております。

158ページをごらんください。

2 款の保険給付費でございますが、支出済額 7 億3,170万131円で、対前年比5.9%の減となっております。

1 項の療養諸費は 6 億6,005万5,584円を支出しておりまして、国民健康保険団体連合会への支払件数は、一般、退職合わせて 4 万6,402件となっております。

次の159ページをごらんください。

2 項の高額医療費は6,879万4,547円を支出しておりまして、国民健康保険団体連合会への支払件数は、一般、退職合わせて1,766件となっております。

160ページをごらんください。

3 款の後期高齢者支援金等でございますが、医療給付分、事務費分合わせて支出済額 1 億5,160万6,080円で、対前年比3.8%の増となっております。

次の161ページをごらんください。

下段、6 款の介護納付金でございますが、2 号被保険者に係る拠出金として5,488万9,768円の支出済額で、対前年度比7.5%の減となっております。

162ページをごらんください。

7 款の共同事業拠出金でございますが、支出済額 2 億4,740万9,751円で、対前年比128.2%の増となっております。

1 項 1 目の共同事業医療費拠出金は、80万円を超える高額医療による財源負担を緩和するための交付金の財源としまして、国保団体連合会へ2,221万4,995円を拠出しております。

2 目の保険財政共同安定化事業拠出金は、保険料の平準化や財政の安定化に係る交付金の財源として国保団体連合会へ拠出しており、前年より 1 億4,000万円ほど増加をしておりまして、2 億2,519万4,756円の支出でございます。大きくふえた要因は、平成26年度までは医療費 1 レセプト30万円を超え80万円までの部分から患者の自己負担相当額 8 万円を除く医療費が対象でありましたが、平成27年度より30万円を超えるという制限がなくなり、1 レセプ

ト80万円までの部分から患者の自己負担相当額8万円を除く全医療費に変更されたためでございます。このため、先ほどの歳入の保険財政安定化支援事業交付金も同様にふえたというものでございます。

8款の保健事業費でございますが、支出済額1,685万8,776円で、対前年比0.5%の減となっております。

主なものにつきましては、次の163ページをごらんください。

2項1目の特定健康診査等事務費では、特定健診と特定保健指導に係る経費として1,566万4,787円を支出してございます。

備考欄二重丸、特定健康診査事業では1,230万8,206円を支出しております。3月31日現在の健診受診者数は延べ1,326人で、町の受診率は65.3%となっておりますが、国へ法定報告があり、まだ平成27年度の最終的な結果は出ておりません。参考までに、平成26年度の健診受診率は68.7%で、全国の同規模団体143町村の中では2番目に高い受診率とのことでございます。県の受診率が44.2%、国の受診率が35.4%ですので、大きく上回っているとのことでございます。

二重丸、特定保健指導事業費では335万6,581円を支出しております。特定保健指導の実施結果では、町の保健指導実施率は87.8%で、県の実施率44.2%、国の実施率24.4%を大きく上回っているとのことでございます。

次に、164ページをごらんください。

10款の諸支出金でございますが、支出済額1,633万4,653円で、対前年比509.8%と大きく増となっております。これは、1項償還金及び還付加算金の3目償還金で、備考欄23の1療養給付費等負担金過年度分返納金1,552万8,631円の支出額が大きかったことによります。毎年事業費の確定後に国庫の療養給付費等負担金の精算をしておりますが、前年度、平成26年度に超過交付となった負担金を平成27年度に国へ返還したものでございます。

165ページをごらんください。

一番下の歳出合計でございますが、予算現額13億4,417万7,000円に対しまして、支出済額は12億2,302万4,306円で、予算執行率は91%、支出額の対前年比は10.3%の増となっております。

166ページの実質収支に関する調書をごらんください。

端数処理をして千円単位で表示してありますので御了承願います。

1、歳入総額13億5,322万2,000円、2、歳出総額12億2,302万4,000円、3、歳入歳出差引

額 1 億3,019万8,000円、 5、実質収支額 1 億3,019万8,000円、 6、実質収支額のうち地方自治法の規定による基金繰入額は5,400万円でございます。基金繰入額につきましては、実質収支から療養給付費の精算による国庫への次年度、平成28年度の返還金2,366万3,851円を差し引いた残り 1 億653万4,589円、これは今数字が載っていませんが、これが決算剰余金となりますので、国保条例に基づきましてこの剰余金の 2 分の 1 以上の額ということで、5,400万円の繰り入れとなっております。この5,400万円につきましては、決算承認後に国保支払準備基金へ積み立てをいたします。

以上が国民健康保険特別会計の決算でございます。

次に、認定第 4 号 平成27年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての説明をいたします。

171ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款の後期高齢者医療保険料は、収入済額8,246万9,500円で、対前年比2.8%の減となっております。収入未済額は53万5,400円で、54件の収入未済があり、平成28年度へ引き継いでございます。徴収率は99.35%で、前年比0.45%の減となっております。

1 項 1 目の特別徴収保険料は5,931万9,400円、2目の普通徴収保険料は2,315万100円の収入でございます。

3 款の繰入金は、収入済額3,572万5,576円で、対前年比5.1%の増となっております。一般会計からの繰入金で、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金でございます。

次の172ページをごらんください。

下段、歳入合計は、予算現額 1 億1,866万1,000円、収入済額 1 億1,875万3,618円で、収入額の対前年比0.2%の減となっております。

173ページの歳出をごらんください。

1 款の総務費は、平均被保険者1,913人の資格、給付申請受付、保険料決定通知、納付書発送等の事務的経費の支出でございます。

2 款の後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額 1 億1,814万2,876円で、対前年比0.1%の増となっております。県の広域連合へ事務費負担金、基盤安定負担金、保険料負担金を納付しているものでございます。

次の174ページをごらんください。

一番下の歳出合計でございますが、予算現額 1 億1,866万1,000円に対しまして、支出済額

は1億1,865万3,129円で、予算執行率は99.99%、支出額の対前年比は0.2%の増となっております。

175ページの実質収支に関する調書をごらんください。

端数処理をして千円単位で表示してありますので御了承願います。

1、歳入総額1億1,875万3,000円、2、歳出総額1億1,865万3,000円、3、歳入歳出差引額10万円、5、実質収支額10万円でございます。

以上が後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

次に、認定第5号 平成27度池田町下水道事業特別会計歳入歳出の認定についての説明をいたします。

180ページをごらんください。

歳入でございます。

1款の分担金及び負担金は、収入済額1,054万6,250円で、対前年比197.8%と大きく増となっております。これは、土地開発公社で分譲したあゆみ野住宅の5件や、内鎌ほか民間の分譲住宅がありまして、計22件の新規加入がありましたので、2項の負担金の公共下水道受益者分が1,053万1,250円の収入と大きく増加したものでございます。収入未済額の17万円につきましては、平成28年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。

2款の使用料及び手数料でございますが、収入済額1億8,672万9,420円で、対前年比3%の減となっております。

1目の使用料は1億8,642万6,520円の収入で、徴収件数は3,208件、徴収率は93.69%となっております。不納欠損額は326万1,060円で、徴収不能と判断されたもの136件について処分しております。収入未済額は929万6,410円で、1,928件の収入未済があり、平成28年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。

下段、4款の繰入金は、一般会計より1億9,099万1,000円を繰り入れたもので、対前年比0.8%の減となっております。

181ページをごらんください。

7款の町債は、収入済額1億9,600万円で、対前年比31.0%の増となっております。下水道事業債特別措置分の2,030万円は変わりございませんが、資本費平準化債の借り入れが1億7,570万円と大きくふえております。これは、平成17年に借り入れた資本費平準化債が平成27年度で一括償還の年になりましたので、借りかえによりふえたものでございます。

一番下の歳入合計は、予算現額5億8,513万4,000円、収入済額5億8,578万4,808円で、収

入額の対前年比8.5%の増となっております。不納欠損額326万1,060円、収入未済額946万6,410円の歳入決算でございます。

次に、182ページの歳出をごらんください。

1 款の公共下水道事業費は、支出済額8,309万2,902円で、対前年比0.8%の減となっております。

1 項 1 目の公共下水道事業費は1,883万8,305円の支出で、事業計画、下水道台帳の整備委託、施設修繕のほか、使用料を徴収するための事務費、人件費等の費用でございます。水洗化率は、受益者人口9,613人に対しまして、接続済受益者8,602人で、接続率89.5%となっております。

次の183ページをごらんください。

2 目の汚水処理事業費は6,425万4,597円の支出でございます。高瀬浄水園を初めとする諸施設の維持管理を行っており、処理汚水量は78万5,000立方メートルとなっております。主なものにつきまして、備考欄11需用費の51光熱水費電気料は、高瀬浄水園で2,000キロワットの削減ができたとのことで、1,211万4,013円の支出でございます。これは前年より90万円ほど減となっております。

184ページ、備考欄13委託料の15維持管理委託料では2,890万5,448円の支出でございます。また、50汚泥処理委託料では1,515万6,737円の支出でございます。汚泥処理委託料は、高瀬浄水園で浄化処理をした残りの汚泥667.25トンの運搬及び最終処分に係る経費が主なものでございます。

次に、2 款の公債費でございますが、支出済額 5 億150万5,931円で、対前年比10.3%の増となっております。これは、歳入の町債のところでも御説明しましたが、平成17年に借り入れた資本費平準化債を一括償還する年となりましたので、繰上償還元金4,000万円の増などによるものでございます。長期債元金償還経費は 4 億1,107万999円、利子償還経費は9,043万4,932円の支出でございます。

一番下の歳出合計でございますが、予算現額 5 億8,513万4,000円に対しまして、支出済額は 5 億8,459万8,833円で、予算執行率は99.91%、支出額の対前年比は8.6%の増となっております。

次の185ページの実質収支に関する調書をごらんください。

端数処理をして千円単位で表示してありますので御了承願います。

1、歳入総額 5 億8,578万5,000円、 2、歳出総額 5 億8,459万9,000円、 3、歳入歳出差引

額118万6,000円、5、実質収支額118万6,000円でございます。

以上が下水道事業特別会計の決算でございます。

認定第6号 平成27年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明をいたします。

190ページをごらんください。

歳入でございます。

1款の使用料及び手数料は、収入済額287万1,090円で、対前年比10%の増となっております。これは、給水世帯は変わりございませんが、給水使用料の増加によるものでございます。現年度分の水道使用料は285万630円の収入でございます。水道使用料の収入未済額は33万1,630円で、189件の収入未済があり、平成28年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。

次に、3款の繰入金は、簡易水道事業債の元利償還を補給するため、一般会計からの繰入金で、564万4,000円の収入でございます。対前年比24.4%の減となっております。

一番下の歳入合計は、予算現額881万9,000円、収入済額898万4,838円で、収入額の対前年比26.2%の減となっております。

次の191ページの歳出をごらんください。

1款の簡水総務費では、広津簡易水道施設の維持管理経費として249万1,634円を支出してございます。対前年比58.1%の減となっております。52世帯、92人へ年間8,868立方メートルの給水を行い、飲料水の安定供給に努めております。前年度は柵の尾の配水管布設替工事がありましたので、今年度、大きく減となっております。

2款の公債費は、長期債の元金、利子合わせまして613万5,212円を償還してございます。

最後になりますが、歳出合計でございますが、予算現額881万9,000円に対しまして、支出済額は862万6,846円で、予算執行率は97.82%、支出額の対前年比は28.6%の減となっております。

192ページの実質収支に関する調書をごらんください。

端数処理をして千円単位で表示してありますので御了承願います。

1、歳入総額898万5,000円、2、歳出総額862万7,000円、3、歳入歳出差引額35万8,000円、5、実質収支額35万8,000円でございます。

以上が簡易水道事業特別会計の決算でございます。

以上、認定第1号から認定第6号までの補足説明を申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

なお、事業の成果につきましては、お手元にごございます成果説明書に事業ごとの報告も出ておりますので、ごらんいただければと思います。

以上で補足の説明とさせていただきます。

議長（那須博天君） 認定第7号について、丸山建設水道課長。

〔建設水道課長 丸山善久君 登壇〕

建設水道課長（丸山善久君） お疲れさまでございます。

それでは、認定第7号 平成27年度池田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、お願いいたします。

決算書は193ページからとなりますので、お願いいたします。それから、成果説明につきましては116ページからとなりますので、ごらんをいただきたいと思います。

まず、水道会計の全般的な状況でございますが、成果説明で要約してございますので、こちらから説明をさせていただきます。

総括事項といたしまして、平成27年度の給水戸数は3,867戸で、前年度に対しまして15戸の増でございますが、給水人口は1万56人で、109人の減少でございます。また、使用水量としましては、年間総配水量104万2,805立方メートルで、有収水量は90万40立方メートルとなりまして、有収率は86.3%となっております。営業収益全体では、税抜きで2億276万7,524円でございます。前年度に対しまして1,033万882円の減額となっております。消費税の経理につきましては、6月末の申告により確定しました1,383万4,700円の支払いをしてございます。

経理全般の内容でございますが、経理につきましては、総収入税別で2億3,584万1,796円に対しまして、総費用は1億7,806万7,884円となりまして、差し引き5,777万3,912円の純利益の決算となっております。なお、補填可能利益剰余金としましては、7億7,585万9,704円ということで決算をしてございます。

それでは、引き続きまして、決算書で御説明させていただきますので、決算書の195ページをごらんいただきたいと思います。

収益的収入及び支出でございます。水道事業を運営するために必要な費用が主なものでございまして、収入では、水道事業収益全体で、決算額で申し上げますと2億5,201万9,286円となっております。これにつきましては消費税込みの額でございます。営業収益といたしましては2億1,894万3,430円、営業外収益は3,168万7,012円、特別利益では138万8,844円でございます。

次に、支出でございますが、水道事業費全体の支出といたしまして、税込みで決算額 1 億 9,422万5,881円でございます。区分別では、営業費用で 1 億5,011万3,377円でございます、営業外費用としましては3,670万8,699円となっております。また、特別損失は740万3,805円でございます。

次の196ページをごらんいただきたいと思います。

資本的収入及び支出でございます。収入の関係では、決算額といたしまして327万2,400円で、負担金によるものでございます。

次に、支出でございますが、決算額としましては9,272万8,319円で、企業債の償還金でございます。

なお、資本的収入及び支出に不足する額8,945万5,919円につきましては、当年度分損益勘定留保資金6,103万3,432円、減債積立金2,842万2,487円で補填してございます。

続きまして、197ページをお願いいたします。

左側の損益計算書でございます。消費税を除いて経理したものでございまして、下から 3 行目でございますが、当年度の純利益は5,777万3,912円でございます、前年度繰越利益剰余金の 3 億7,674万102円と合わせまして、最下段の未処分利益剰余金として 4 億3,451万4,014円の決算となっております。

右側の剰余金計算書でございます。利益剰余金の関係では、減債積立金が平成27年度末で 2 億1,134万5,690円、建設改良積立金は 1 億3,000万円でございます、積立金の合計は 3 億4,134万5,690円でございます。未処分利益剰余金は、先ほど損益計算書で申し上げましたとおり 4 億3,451万4,014円でございます。

続きまして、次の198ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書でございますが、平成27年度の決算は 4 億3,451万4,014円ございましたので、その中から決算認定後に減債積立金及び建設改良積立金にそれぞれ1,000万円を予定いたしまして、翌年度の繰越利益剰余金として 4 億1,451万4,014円を予定するものでございます。

続きまして、199ページの貸借対照表でございます。

まず、左側の資産の部でございます。1の固定資産につきましては、土地、建物、構築物、機械、車両、工具等でございます、有形固定資産の合計は37億9,906万4,391円となっております、減価償却の累計額合計は16億2,955万5,780円となっております。それから、固定資産の合計で、今後における償却未済額としましては21億6,950万8,611円ということに

なっております。

2の流動資産でございますが、現金預金では7億5,962万6,621円、水道料金を中心とした未収金2,505万2,480円、貯蔵品で228万547円ございまして、流動資産合計として7億8,695万9,648円となっております。

右の負債の部につきましては、固定負債では、水道企業の建設にかかわる企業債の残高で4億7,186万785円でございます。流動負債でございますが、未払金、配当金等の合計で1,109万9,944円でございます。それから、繰延収益合計では8億2,080万9,424円でございます。

次に、資本の部でございますが、資本金、剰余金を合わせました資本合計でございますが、16億5,269万8,106円となっております。

次の200ページは、水道事業のキャッシュ・フロー計算書でございます。

営業活動、投資活動、財務活動の3つの活動区分による資金の収支状況を示したものでございまして、活動区分のバランスの状況から見て、良好な経営状況と判断できる内容となっております。

201ページからは費用明細でございます。

初めに、水道事業会計の収益費用の明細の関りの収入でございますが、水道事業収益の給水収益といたしましては、水道使用料1億9,911万638円ございまして、備考欄にある括弧書きにつきましては、これにかかわる消費税額を記載したものでございますので、以下同様にございまして、これにかかわる消費税額を記載したものでございますので、以下同様にございまして、消火栓取りかえが3件ございました。その他営業収益では177万2,886円でございます。主なものとしましては、手数料の56万8,700円で、水道工事にかかわる書類審査等でございます。委託料では118万5,186円ございまして、これにつきましては簡易水道の管理、下水道会計からの検針委託、一般水道関係で、三郷、坂森、法道の管理の委託料をいただいているものでございます。

2の営業外収益につきましては、預金利息で138万2,761円、長期前受金戻入で2,750万1,801円でございますが、これにつきましては過去の工事の補助金、負担金に係る当年度分の減価償却分を収入に計上したもので、現金収入を伴わないものでございます。雑収益につきましては、建物共済金及び図面印刷代の収入によるものでございまして、280万866円となっております。

3の特別利益につきましては、固定資産台帳見直しに伴います減価償却費の過年度収益修

正益でございます。

続きまして、支出の関係でございます。

水道事業費の原水及び浄水費でございますが、892万9,236円となっております。主なものといたしましては、給与、手当等の職員1名分の人件費でございます。賃金につきましては、施設の草刈りに伴うものでございます。委託料につきましては、水質の検査委託料221万2,400円が主なものとなっております。また、修繕料につきましては、5丁目の送水ポンプ場の塩素注入設備の修繕を行ったものでございます。

配水及び給水費では、全体で2,344万5,479円でございます。この関係で主なものといたしまして、委託料でございますが、計量法によります8年の検満メーターの1,089件の取りかえを行ったものでございます。それから、賃借料、修繕費、路面復旧費につきましては、漏水における水道事業者としての修理に係る費用を科目別に振り分けたものでございます。動力費につきましては、水道施設のポンプくみ上げ等にかかった1年間の電気料となっております。材料費につきましては、先ほど説明しました検満メーター取りかえに要しましたメーター器代でございます。

受託工事費につきましては、消火栓の取りかえに係る受託工事費といたしまして161万8,000円でございます。

次の202ページの総係費でございますが、2,883万3,606円でございます。主なものとしましては、給与、手当等の職員2名分の人件費と、それから委託料につきましては、メーター検針員の委託料と水道会計の電算システムの委託料となっております。

続いて、減価償却費でございますが、平成27年度における水道施設の減価償却としましては、8,495万4,652円でございます。

営業外費用の支払利息でございますが、企業債における利息の支払いということで2,277万4,589円となっております。

特別損失につきましては、固定資産台帳見直しに伴います減価償却費の過年度損益修正損でございます。

続きまして、右の資本的収入及び支出でございますが、収入の負担金でございますが、新規加入者負担金ということで303万円でございます。平成27年度に新しく水道を引かれた方は20件でございます。

それから、支出の企業債償還金でございますが、9,272万8,319円ございまして、ここでは企業債の償還元金ということになってございます。

池田町水道事業会計の決算につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。
議長（那須博天君） 認定第1号から認定第7号の提案説明が終了いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時50分

議長（那須博天君） 休憩を閉じ再開いたします。

報告第19号、報告第20号の一括上程、報告

議長（那須博天君） 日程5、報告第19号 池田町財政健全化判断比率の報告について、報告第20号 池田町公営企業会計における資金不足比率の報告について、以上報告第19号、報告第20号を一括して報告願います。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 報告第19号、報告第20号について一括報告をいたします。

まず、報告第19号 池田町財政健全化判断比率の報告についてであります。

これは、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度決算に基づき算定した財政健全化判断比率を監査委員の審査に付し、議会へ報告するものであります。

財政健全化判断比率の判断4項目のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字がないため数値は発生しませんでした。実質公債費比率は、昨年より0.3%減の5.2%、将来負担比率は、地方債などの将来負担額を充当可能財源等が上回るため数値は算出されませんでした。

以上、いずれの比率につきましても、早期健全化基準に達しておりませんので、当町の財政状況が健全であることを報告させていただきます。

次に、報告第20号 池田町公営企業会計における資金不足比率の報告について、これは地

方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づき算定した公営企業における資金不足比率を議会に報告するものであります。

当町における公営企業会計は、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の3会計であります。いずれの公営企業会計も資金不足比率の数値が発生せず、経営の健全段階であることを報告いたします。

以上、報告第19号、第20号について一括報告をいたしました。

監査委員による平成27年度の決算審査意見について

議長（那須博天君） 日程6、監査委員による平成27年度の決算審査意見の報告を求めます。

吉澤代表監査委員。

〔監査委員 吉澤暢章君 登壇〕

監査委員（吉澤暢章君） お疲れさまでございます。

それでは、平成28年8月10日、町長に提出いたしました平成27年度池田町各会計決算及び各基金の運用状況等についての審査意見書を報告いたします。先ほどまでの説明と重複いたします点もございますけれども、御容赦いただきたいと思います。

なお、この監査につきましては、私、吉澤暢章と立野泰監査委員で行いました。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成27年度池田町各会計歳入歳出決算及び証拠書類、その他政令で定める書類並びに地方自治法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況並びに財政健全化の状況を示す書類について審査した結果、次のとおり意見を付します。

1、審査の概要

(1) 審査の対象 平成27年度池田町一般会計歳入歳出決算から平成27年度財政健全化の状況を示す書類について審査の対象といたしました。

(2) 審査の期間 平成28年7月5日から平成28年7月22日まで。

(3) 審査の手続 審査に当たっては、町長より提出されました歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況を示す書類及び財政健全化の状況を示す書類について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財政管理は適切か及び予算の執行については関係法令に従って効率的になされているか等に主

眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類等の照合等、通常実施すべき審査手続を実施いたしました。

2、審査の結果

審査した一般会計、特別会計、公営企業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿と照合した結果、誤りのないことを確認いたしました。各基金の運用状況及び財政健全化の状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないことを確認いたしました。

(1)総括

決算規模

一般会計及び特別会計（水道会計を除く）の決算は次のとおりであります。

表をごらんいただきたいと思えます。

決算歳出額は前年度に比較して、一般会計で1億5,769万2,976円、率にして3.4%の増、特別会計では1億5,684万9,683円、率にして8.8%の増となっています。

特別会計のうち金額の大きいものでは、国民健康保険特別会計が1億1,406万926円の増、下水道事業特別会計が4,606万4,740円の増となっています。

この決算額のうち、一般会計から特別会計へ3億312万4,081円の繰り出しをし、また一般会計の基金繰入金は332万9,000円となっています。

決算収支

総計決算における歳入額は69億1,706万3,923円、歳出額は66億8,726万4,017円で、歳入歳出差引額は2億2,979万9,906円の黒字となっています。この内訳は、一般会計9,187万1,770円、特別会計1億3,792万8,136円であります。

平成28年度への繰越明許総額は、一般会計の1億7,605万円で、このうち収入済みのものは一般財源4,446万8,000円であります。

決算剰余金のうち、地方自治法等の規定により一般会計は財政調整基金へ2,400万円、国民健康保険特別会計では国保支払準備基金へ5,400万円の積み立て予定となっています。

予算の執行状況

歳入決算額は、総予算額に対し1億883万77円の減であり、収入率は98.5%で、前年度99.4%に対し、0.9ポイント下回っています。未収金の主なものは、町税及び国保税の滞納と平成28年度への繰越明許事業の未収入繰り越しによる収入未済額で、国庫支出金7,147万

3,000円、町債5,910万円が主なものとなっています。

予算額との比較の中では、一般会計の町税及び国保会計の国保税の収入が予算額を超えて収入されています。

歳出決算額は、総予算額に対し95.2%の執行率で、前年度の95.9%に対し、0.7ポイント下回っています。

財産に関する調書

地方自治法施行規則第16条の2に規定する財産に関する調書により示された財産の内容については次のとおりで、特に問題なく処理されています。

公有財産。

土地の取得はありません。建物では、広津地区除雪機格納庫1棟、34.2平方メートル、消防自動車置場（消防詰所）5棟、本部分団、堀の内地区、広津地区、十日市場地区、林中地区、373.44平方メートルの取得が増となっています。

有価証券。

決算年度末現在は9,712万6,000円で、決算年度中の増減はありません。また、出資による権利では、決算年度末現在高は7,144万1,000円で、決算年度中の増減はありません。

基金については後述いたします。

(2)会計別意見

一般会計

歳入総額48億4,423万2,673円、歳出総額47億5,236万903円、差引残額9,187万1,770円となっています。

イ、歳入

歳入総額は、前年度に比べ8,464万2,958円、率にして1.8%の増である。

歳入構成比は、第1位地方交付税40.9%、第2位町税19.1%、第3位町債11.5%等となっています。

基金からの繰入金は、スポーツ振興基金49万5,000円及び福祉基金283万4,000円を取り崩しいたしました。

ロ、歳出

予算総額49億6,301万8,000円に対して支出済額は47億5,236万903円で、予算執行率は95.8%（前年度95.6%）であります。

翌年度へ繰越明許による繰越額は、総務費の4,107万5,000円、民生費の4,466万8,000円、

農林水産費の82万4,000円、土木費の4,657万6,000円、教育費の4,290万7,000円となり、総額1億7,605万円であります。

公債費は4億3,809万3,551円で、前年度に比べ4,876万749円の減となり、歳出全体に占める割合は9.2%となっています。

平成27年度決算審査に当たり、例年と同じく、委託料、備品購入費、工事請負費、負担金、補助金について重点を置き審査を実施いたしましたが、適切な処理がなされており、問題はありませんでした。

特別会計

イ、総説

水道事業会計を除く5会計の歳入総額は20億7,283万1,250円、前年に比べて12.2%の増、歳出総額は19億3,490万3,114円で、前年度に比べ8.8%の増であります。

各特別会計収支の状況は、表をごらんいただきたいと思えます。

ロ、各説

池田町工場誘致等特別会計

歳入総額は前年度繰越金608万5,240円で、歳出はありませんでした。

池田町国民健康保険特別会計

平成27年度の池田町国民健康保険特別会計の収支状況は以下のとおりであります。

歳入合計額は13億5,322万2,746円で、国保税の収入額が2億4,580万2,180円であり、前年度対比で3.01%の減となりました。また、収納率（現年分のみ）は93.57%となりました。前年度をわずかに上回りましたが、滞納繰越金が増加傾向であり、引き続き徴収努力を継続し、収納率の上昇につなげていただきたいと思えます。

歳出では、保険給付費の支出額が7億3,170万131円で、歳出全体の59.83%を占めています。保険給付費は、医療費のうち保険者が負担する費用であるが、対前年度比では5.12%の減となりました。被保険者が前年度末より77人減少したことが主な要因であると思われるが、1人当たりの医療費は33万4,251円で、対前年比では0.95%減少していることから、特定健診受診率向上、特定保健指導により、治療の長期化、医療費の高額化となる生活習慣病等の予防効果があらわれてきたと思えます。歳出合計は12億2,302万4,306円でありました。

決算認定後、決算余剰金から過年度返還金の財源2,366万3,851円を除いた額の2分の1以上となる5,400万円を国保支払準備基金へ積み立て、残額の7,619万8,440円が平成28年度へ繰り越されます。

国民健康保険事業は、保険事業用の大部分を占める保険給付について、給付開始の選択が被保険者の自由意思によること、また給付額が診療報酬点数制による出来高方式によるため、計画的な事業執行が困難であることに加え、被保険者の高齢化、医療の高度化による医療費の増大等が見込まれましたが、保険給付額も減少し、繰越金が増加しており、適正に運営されていました。また、将来にわたり持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度から県と市町村の適切な役割分担のもとで共同運営を行う新たな制度の実施を目指しているところであるが、適正な事業運営と健全な財政運営をされたい。

池田町後期高齢者医療特別会計

平成27年度の決算状況は、歳入合計額が1億1,875万3,618円である。歳入の内容は、保険料、一般会計繰入金等である。保険料の現年分は約71.61%が特別徴収で、28.39%が普通徴収である。収納率は、特別徴収が100%、普通徴収が97.91%、合わせて99.41%で、滞納繰越分の収納率は74.01%でありました。

歳出合計額は1億1,865万3,129円であり、後期高齢者医療広域連合への納付金が歳出全体の約99.57%を占めています。歳入歳出差引残高の10万489円が決算余剰金として平成28年度へ繰り越されます。

池田町下水道事業特別会計

下水道事業費は、高瀬浄水園を初めとする諸施設の維持管理に努めた。歳出決算額の前年度対比は8.6%増額となっています。そのうち公債費は前年度対比10.3%の増となっています。本年も平準化債の導入により一般会計への負担軽減がされていますが、その分償還期限は延長される。今後は、新たな加入促進による財源確保、償還手法等に対し調査・研究をして取り組みに努力されたい。

池田町の下水道水洗化率は89.5%であるが、今後もつなぎ込みを積極的に推進されたい。また、使用料、負担金等の未収では、使用料の未収がふえているので、徴収業務に努力されたい。

なお、今後も下水道施設の適切な維持管理を行い、施設の延命、経費の軽減に努められたい。

池田町簡易水道事業特別会計

水道使用状況は、給水戸数52戸、給水人口92人で、年間8,868立方メートルの使用があった。施設の老朽化の進行に対応し、施設の更新に意を尽くしている。今後も水源の確保を図り、水の安定供給に努められたい。

(3)池田町水道事業会計

イ、営業

給水戸数3,867戸、給水人口1万56人、有収水量は90万40立方メートル、有収率86.3%であった。給水収益は税抜きで1億9,911万638円、前年度より824万7,001円の減となっています。これは、給水人口の減少が主な減少理由である。受託工事収益は、前年度より193万3,203円減の188万4,000円となり、営業収益全体では2億276万7,524円で、1,033万882円の減となりました。

ロ、経理

地方公営企業の独立採算の趣旨に沿う運営と合理化に努め、総収益2億3,584万1,796円に対し、総費用は1億7,806万7,884円で、5,777万3,912円の純利益を生ずる決算となり、本年度末の利益剰余金は7億7,585万9,704円となりました。

水道の基本は、いつでもどこでも安心して飲める水を十分に供給することであり、この基本に沿った安定供給に一層努められたい。

(4)基金について

基金の額は、決算年度中に財政調整基金2,575万円、減債基金2,000万円、福祉基金16万6,000円、国民健康保険支払準備基金2,302万1,000円、てるてるぼうずのふるさと応援基金46万円、公共施設等整備基金5,471万8,000円がそれぞれ増額となりました。スポーツ振興基金42万8,000円が減額され、基金全体では1億2,368万7,000円の増となりました。

出納整理期間中に財政調整基金が130万円、減債基金が2,000万円、国民健康保険支払準備基金が2万6,000円、てるてるぼうずのふるさと応援基金が1,993万5,000円、公共施設等整備基金が1億円それぞれ増額、スポーツ振興基金が49万5,000円の減額となり、平成28年5月31日末の現在高は21億9,918万4,000円であります。

現在、金融市場の状況を見ながら安全を第一とした運用を図り、担当職員の努力により有利な利回りを適用し、基金を上手に運用しながら利息を稼ぐ措置がとられておりました。

金利の動向に十分注意を払い、非常に厳しい状況下にあっても、さらに効率的な運用を図られたい。

各基金の額は次のとおりであり、表をごらんいただきたいと思っております。

平成27年度決算審査

1、指摘・要望事項

町税を初め国保税、上下水道料等々の滞納額については、厳しい経済情勢下での収納の努

力や実績を評価するが、徴収強化期間を設ける等、各課との連携を図られ、さらなる徴収業務検討をお願いしたい。

「不納欠損の基本マニュアル」を担当課に対応したものを作成し、経過等がきちんとわかるようにされたい。

委託料や補助金等は、事業内容、評価、成果を明確にされ執行されたい。

支出に当たり、事業完了後の支払い遅延のないよう、円滑な事務処理をお願いしたい。

あづみ野池田総合戦略が作成され、町の具体的な取り組みが示されました。この総合戦略を生かした事業の推進をされたい。

社会資本総合整備事業を筆頭に、大型事業が計画されています。執行に当たっては、情報開示を逐次され、町民の理解を得ながら慎重審議されるようお願いしたい。

保育士、社会福祉士等の有資格者の採用には苦慮されていると思います。大北広域圏や隣接市町村との連携を図られ、人材確保を積極的に行うとともに、人材育成に力を入れられたい。

職員管理者不在の部署があるとのこと。職員の出勤・退社などの確認ができるよう、タイムカード等の導入を検討されたい。

あいさつを交わし、明るい窓口対応を心がけていただきたい。

作成されたストレスチェックを活用され、職場内での心因性による休職者を出さないよう、職員の適正な人事配置も含め、さらなる就労環境の改善をされたい。

2、成果が上がった事項

町制施行100周年・合併60周年を迎え、記念誌の発行、記念式典の開催のほか、町民参加の自主的な補助事業が数多く開催されました。

てるてるぼうずのふるさと応援寄付金が、インターネット活用による情報発信により増加した。

消防デジタル無線が導入され、大北広域圏での消防・防災対策の充実が図られた。

消防詰所の改修や車両等、消防団拠点施設整備がされた。町民の生活の安全を守る消防活動に期待したい。

町営バスの運行については、回数券や定期券、路線等の見直しにより、利便性が工夫されバス利用者が増加した。

保育園の通園バスの運行については、十分な検証と説明により保護者の同意が得られ、廃止となった。

地域おこし協力隊による活動が展開されており、今後の人材登用に期待いたします。

作成された地域福祉計画による、町民・地域・民間・行政が協働して支え合える地域社会づくりの展開を期待します。

町民の健康増進、疾病の早期発見等に向けての各種健診事業等、特に特定健診事業の実績が高く評価され、国民健康保険の医療費の減少にも反映されています。今後の健診事業のさらなる充実を願う。

北アルプス医療センターあづみ病院の増改築工事に伴う補助がされた。今後もさらなる連携を図られ、町民の健康増進事業等が促進されることを期待いたします。

平成27年度財政健全化審査意見書

1、審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2、審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

(2)個別意見

実質赤字比率について。当町は黒字決算につき該当はいたしません。

連結実質赤字比率について。当町は黒字決算につき該当はいたしておりません。

実質公債費比率について。平成27年度の実質公債費比率は5.2%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを大きく下回り、良好な状態にあります。昨年と比較して0.3ポイント改善されました。

将来負担比率について。平成27年度末の将来負担額よりも充当可能財源等のほうが多いため、将来負担比率はありません。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

平成27年度公営企業会計経営健全化審査意見書

1、審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2、審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

(2)個別意見

資金不足比率について。当町は該当いたしておりません。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はございません。

当町の平成27年度に実施された諸事業の予算執行は、一般会計、特別会計及び公営企業会計合わせて68億6,000万円余であり、各会計とも適切に予算の執行がなされていきました。当町は、今後においても大型事業がめじろ押しであります。財源確保は厳しいものが予想されるので細心の注意を払い、堅実な財政運営に努められ、計画的な事業執行と施設の維持管理に万全を尽くしていただきたい。

職員各位には特に健康管理に努められ、それぞれの職務に創意と工夫をもって最大限の努力を傾注して取り組まれるよう望み、監査報告といたします。

以上です。

議長（那須博天君） ただいまの決算審査意見報告に対しまして質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上で意見報告を終了します。

認定第1号より認定第7号まで、質疑

議長（那須博天君） 日程7、認定第1号より第7号まで、各認定ごとに質疑を行います。

なお、この質疑は予算決算特別委員会でありますので、大きな問題のみをお願いをしたいと存じます。

まず、認定第1号 平成27年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行いま

す。

初めに、歳入関係、続いて歳出関係の順に行います。

まず、歳入全般、7ページから28ページについて質疑はありませんか。

服部議員。

8番（服部久子君） 法人税が前年より1,700万円くらいふえているんですけども、大体どういう業種が景気がよかったといたしますか、伸びているんでしょうか。お聞きいたします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

全般的に平成27年度の事業につきましては、法人関係、大変良好であったということであり、中でも製造業、それから金融業ということで、一昨年に続きましてその業種が伸びているというような状況でございますので、よろしくお願いたします。

議長（那須博天君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出について各款ごとに質疑を行います。

第1款議会費、29ページから30ページ、第2款総務費、30ページから51ページについて質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費、51ページから71ページについて質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、第4款衛生費、71ページから79ページについて質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、第5款労働費、79ページから80ページ、第6款農林水産業費、80ページから91ページ、第7款商工費、91ページから95ページについて質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、第8款土木費、95ページから103ページ、第9款消防費、103ページから105ページについて質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、第10款教育費、105ページから133ページについて質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、第11款公債費、133ページ、第12款災害復旧費、133ページから134ページ、第13款予備費、134ページについて質疑はありませんか。

矢口稔議員。

3番（矢口 稔君） 1点お願いします。

実質公債費比率が5.2%ということで、良好な数字があらわれたということは非常にありがたいと思っておりますけれども、その中で公債費についてお尋ねをいたします。収入のほうにも触れるかと思っておりますけれども、平成27年度、この数字を見ますと、長期の還元金の数字も4億円強ございますし、それに伴う利子も大きい金額が計上されております。平成27年度の中で、大きな公債費を抱えている中で、借りかえ等は行っていたのか。要するに、なるべく金利負担を減らすような努力はされたのか、その点についてお尋ねをいたします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） 平成27年度につきましては、長期起債につきましては20年の償還で借り入れております。償還に当たっては、10年目に繰上償還とかそういうものをするようになっていますけれども、平成27年度中につきましては発生をしておりませんので、繰上償還というのはやってございません。

議長（那須博天君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

以上で歳出について各款ごとの質疑を終了します。

認定第1号の全般について何か質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって認定第1号についての質疑を終了します。

認定第2号 平成27年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第3号 平成27年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第4号 平成27年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第5号 平成27年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第6号 平成27年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第7号 平成27年度池田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上で認定第1号より第7号までの質疑を終了します。

散会の宣告

議長（那須博天君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

散会 午後 3時25分

平成 28 年 9 月 定例 町 議 会

(第 2 号)

平成28年9月池田町議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年9月9日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第30号 池田町税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第31号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
一括上程、説明、質疑
- 日程第 2 議案第32号 町道の路線の認定について
上程、説明、質疑、討論、採決
- 日程第 3 議案第33号 平成28年度池田町一般会計補正予算(第4号)について
議案第34号 平成28年度池田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
議案第35号 平成28年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
議案第36号 平成28年度池田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
議案第37号 平成28年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
一括上程、説明、質疑
- 日程第 4 認定第1号より認定第7号まで、議案第30号、議案第31号、議案第33号より議案第37号まで委員会に付託
- 日程第 5 請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番 倉科 栄 司 君

2番 横 澤 は ま 君

3番 矢 口 稔 君

4番 矢 口 新 平 君

5番	大出美晴君	6番	和澤忠志君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	櫻井康人君	11番	立野泰君
12番	那須博天君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	麿聖章君	副町長	大槻覚君
教育長	平林康男君	総務課長	中山彰博君
会計管理者兼 会計課長	矢口衛君	住民課長	倉科昭二君
福祉課長	小田切隆君	保育課長	勝家健充君
振興課長	宮崎鉄雄君	建設水道課長	丸山善久君
教育課長	藤澤宜治君	総務係課長	丸山光一君
監査委員	吉澤暢章君		

事務局職員出席者

事務局長	大蔭奈美子君	事務局書記	綱島尚美君
------	--------	-------	-------

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（那須博天君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案第30号、議案第31号の一括上程、説明、質疑

議長（那須博天君） 日程1、議案第30号 池田町税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） おはようございます。

議案第30号及び議案第31号について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第30号 池田町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案は、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、平成29年1月1日より施行されることに伴い、税条例の一部を改正するものでございます。

今改正では、外国居住者等所得相互免除法の一部改正において、納税義務者が構成員となっている外国法人が、事業から得た所得に係る利子等において、特例適用利子等及び特例適用配当等が新たに規定されたことに伴い、そのための課税の取り扱いを整備するものであります。

主な改正では、租税条約に規定されていない台湾と日本での所得税等の二重課税を防止する上で、分離課税が新たに追加され、分離課税とした場合の税率を100分の3としたものであります。

次に、議案第31号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであ

ります。

本議案は、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、平成29年1月1日より施行されるに伴い、池田町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

今回、所得税法の改正において、外国居住者等所得相互免除法の改正が行われました。

今改正では、納税義務者及び世帯員が構成員となる外国法人等が、事業から得た所得に係る利子及び配当額を国保税の算定に適用するもので、減額計算をする際に、所得に含めるとされております。

以上、一括して提案説明を申し上げました。御審議、御決定をお願い申し上げます。

なお、補足説明は、担当課長にいたさせます。

議長（那須博天君） 補足の説明を求めます。

議案第30号、議案第31号について。

中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） おはようございます。

それでは、議案第30号及び議案第31号につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、議案第30号の関係をお願いいたします。

本改正でございますが、外国居住者等所得相互免除法の対象となります外国でございますが、ここでは台湾を示したものでございまして、台湾と日本の間で所得税等の二重課税を避けるための措置でございます。

本改正におきまして、個人住民税を賦課するに当たり、これらが適用となりますことから、各附則を改正してございます。

附則第19条の9第1項におきましては、特例適用利子等につきまして、分離課税の対象とされたこと、また分離課税を適用した場合につきましては、税率を100分の3とするものでございます。

次に、附則第19条の9第2項第1号から第4号につきましては、附則第19条の9第1項を適用するに当たりまして、税条例中の各条につきましては、総所得金額に特例適用利子等の額に係る所得割の額を加算して算出する旨の読みかえ規定でございます。

次に、附則第19条の9第3項でございます。ここでは特例適用配当等につきまして、相互課税、または分離課税の対象とし、分離課税を適用した場合につきましては、税率を100分の3とするものでございます。

次に、附則第19条の9第4項につきましては、特例適用配当につきまして、住民税申告書、

もしくは確定申告書に記載があった場合に適用するものでございます。

次に、附則第19条の9第5項第1号から第4号につきましては、附則第19条の9第1項を適用するに当たりまして、税条例中の各条につきまして、総所得金額に特例適用配当等の額に係る所得割額の額を加算して算出する等の読みかえを規定したものでございます。

最後に、附則第19条の10以降につきましては、附則第19条の9が新たに規定されたことに伴います条ずれ等の整備をするものでございます。

なお、この改正の施行日につきましては、平成29年1月1日となっております。

続きまして、議案第31号の補足説明を申し上げます。

本改正におきましては、平成28年3月31日の所得税法の改正におきまして、外国人居住者等所得相互免除法の改正が行われたところでございます。

この改正では、納税義務者及び世帯員が構成員となっている外国法人等が行う事業から得た所得に係る利子等に関しまして、特例適用利子及び特例適用配当等の規定がされたところでございます。

附則第10条につきましては、特例適用利子等の額を所得割の算定で行うこと、また原価計算に際しましては、特例適用利子等を所得に含めることとされております。

附則第11条につきましては、こちらのほうは配当でありますけれども、特例適用配当等の額を所得割の算定で行うこと、また原価計算に際しましては、特例適用配当等を所得に含めるとされたものでございます。

最後に、附則第12条及び附則第13条につきましては、附則第10条及び附則第11条が新たに追加されたことに伴います条ずれ等の整備でございます。

この改正につきましては、施行日を平成29年1月1日としております。

以上、議案第30号及び議案第31号についての補足説明といたします。

説明は以上です。

議長（那須博天君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（那須博天君） 日程2、議案第32号 町道の路線の認定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第32号 町道の路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、町道の路線の認定についてであります。これは道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を新たに認定するもので、今回、町道に認定する路線は、内鎌地区の民間住宅地開発に伴います1路線であり、町道162号線として、延長63.5メートル、幅員6メートルを認定するものであります。

以上、議案第32号について提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をお願いいたします。

議長（那須博天君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第32号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第33号より議案第37号まで、一括上程、説明、質疑

議長（那須博天君） 日程3、議案第33号 平成28年度池田町一般会計補正予算（第4号）について、議案第34号 平成28年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第35号 平成28年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第36号 平成28年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第37号 平成28年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第33号から議案第37号について、一括、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第33号 平成28年度池田町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,366万9,000円を追加し、総額をそれぞれ50億704万1,000円とするものであります。

地方債の補正では、公共用地先行取得等事業債として4,090万円の追加、及び一般補助施設整備等事業債213万1,000円を減額変更するものであります。

歳入では、地方交付税5,935万3,000円を計上し、分担金及び負担金では106万2,000円、国庫支出金では、臨時福祉給付金など、主なものとして1,879万円を追加、県支出金では、490万9,000円を追加、繰越金は平成27年度決算に伴う1,840万3,000円の増額補正であります。

諸収入では、北アルプス広域連合負担金過年度精算金などを追加し、総額では238万3,000円の増額であります。

歳出の主な内容は、総務費では、障害者雇用に伴う臨時職員賃金107万6,000円、情報処理費として、ナンバー法のシステム改修費に54万円、町税等過誤納還付金250万円などの追加

で、総額1,573万2,000円の補正を行いました。

民生費では、国民健康保険特別会計繰出金782万4,000円を減額、臨時福祉給付金給付事業として1,496万4,000円の追加など、総額591万1,000円の補正を行いました。

衛生費では、ごみ集積所改修のための環境衛生費70万円の増額、墓地公園事業費14万6,000円の追加など、総額では84万6,000円を追加しました。

農林水産業費では、地域おこし協力隊活動事業198万5,000円の増額、地方創生推進交付金を活用した海外販路開拓等推進事業500万円を増額、鶴山地区圃場整備事業及び維持適正化事業として771万4,000円を土地改良費に計上、林業振興費では、森林整備地域活動支援交付金、松くい虫被害対策事業など518万1,000円を計上し、総額では2,064万円を追加いたしました。

商工費では、商工振興費として、商業等活用エリア検討事業において、用地取得費など6,543万5,000円を増額、総額では6,798万円を追加しました。

土木費では、道路橋梁費として、道路等の施設修繕など806万1,000円を増額、道路舗装費は、滝沢など3カ所の舗装工事費1,000万円を計上するなど、総額では2,553万1,000円の追加であります。

消防費では、県消防ポンプ操法大会への出場経費、団旗の購入費を計上するなど、総額305万円を追加、教育費では、小学校費で各学校の教材用備品費を計上、保健対策費では、松本山雅ホームタウン事業、アルプス広場の施設修繕などを行い、総額397万9,000円の追加をいたしました。

次に、議案第34号 平成28年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,424万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,025万6,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金で87万4,000円を増額、繰入金は3,282万4,000円の増額、繰越金で6,619万8,000円を増額補正し、歳出では、保険給付費927万7,000円、後期高齢者支援金等で8万7,000円、前期高齢者納付金等は3万円の増額、諸支出金では2,397万8,000円を計上しました。

次に、議案第35号 平成28年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万9,000円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ1億2,465万3,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金、歳出予算では、後期高齢者医療広域連合納付金を増額に、それぞれ9万9,000円を計上しました。

次に、議案第36号 平成28年度池田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,632万5,000円とするものであります。

歳入では、繰越金の増額、歳出では公共下水道事業費に、それぞれ118万4,000円を増額計上しました。

次に、議案第37号 平成28年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,243万4,000円とするものであります。

歳入では、繰越金の増額、歳出では、管理費として施設修繕料に、それぞれ35万6,000円を増額計上しました。

以上、議案第33号から議案第37号まで、一括、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議の上、御決定をお願い申し上げます。

なお、補足の説明は担当課長にいたさせます。

議長(那須博天君) 補足の説明を求めます。

議案第33号中、歳入と総務課関係の歳出について。

中山総務課長。

総務課長(中山彰博君) それでは、議案第33号 平成28年度池田町一般会計補正予算(第4号)につきまして、補足説明を申し上げます。

議案書をごらんいただきたいと思います。

今回、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,366万9,000円を追加しまして、歳入歳出総額を50億704万1,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表は地方債の補正でございます。2件の起債をそれぞれ追加及び変更するものでございまして、3,876万9,000円を増額し、補正後の総額を8億6,500万円とするものでございます。

まず、追加におきましては、公共用地先行取得等事業債としまして4,090万円でございます。これにつきましては、商業等活用エリア事業に伴います公有財産取得費の用地取得財源として充当するものでございます。

その下、一般補助施設整備等事業債につきましては、減額変更するものでございます。213万1,000円の減額であります。これにつきましては、鵜山地区遊休桑園補助整備事業に伴いまして、県からの追加補助がありまして、起債事業費を減額したものでございます。

7ページをお願いします。

歳入全般について説明をいたします。

まず、款9目1地方交付税でございますが、5,935万3,000円の追加補正でございます。

その下、款11目1民生費負担金は、106万2,000円の追加でございます。老福施設の入所者増に伴います増額でございます。

その下、款13項1目1民生費国庫負担金におきましては、国庫負担金70万円の追加でございます。保育園児の広域入所負担金増に伴います2分の1の計上をさせていただいております。

下段、款13項2目1総務費国庫補助金でございますが、312万6,000円の追加でございます。これはナンバー法に基づきましたシステム改修費の内示による増額でございます。

8ページをお願いいたします。

上段、款13項2目2民生費国庫補助金では、1,496万4,000円の追加でございます。これにつきましては、事務費のほか臨時福祉給付金補助金2,200名分の給付費等の計上をしてございます。

それから、その下、款14項1目1民生費県負担金では、35万円の追加でございます。先ほど国庫負担金で説明をいたしましたけれども、保育園児の広域入所負担金増に伴います、こちらは事業費の4分の1の県費として計上したものでございます。

下段、款14項2目4農林水産業事業県補助金では、455万9,000円の追加でございます。農地耕作条件改善事業費及び森林経営計画作成費用等を実施するに当たりまして、追加したものでございます。

9ページをお願いいたします。

款18目1繰越金では、1,840万3,000円の繰り越しとして追加するものでございます。

その下、款19目2北アルプス広域連合負担金過年度精算金としまして、北アルプス広域連合負担金と介護保険事業の各過年度精算金、合わせまして238万3,000円を計上してございま

す。

それからその下、款20町債、目5農林水産業債及び目6の商工債の関係でございますが、先ほど2表のところの説明しましたので、ここでは説明を省略させていただきます。

歳入関係は以上でございます。

続きまして、総務課関係の歳出についてお願い申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款2目1一般管理費では141万5,000円の増額でございます。これにつきましては、障害者雇用として1名の臨時職員の賃金を計上してございます。また、一般修繕料としまして、腐食に伴いますバス車両等の修繕費をこの中で計上させていただいております。

次に、目6企画費につきましては、69万4,000円の追加でございます。説明欄のふるさと応援寄附金でございますが、納税者を確保するためのPRチラシ5,000枚の作成費用として10万円を計上させていただいております。

その下、企画費、一般経費でありますけれども、総合戦略審議会委員報酬及び旅費で5万4,000円を計上いたしました。総合戦略につきましては、御承知のとおりKPIが求められておりますので、評価をする委員に求めるものであります。委員費用としまして16名分を計上してございます。

その下、情報処理費につきましては、マイナンバーシステムの導入に伴いますシステム運用テスト費として、総務省、それから厚労省の内示分54万円を増額して計上したものでございます。

11ページをお願いいたします。

中段、目2賦課徴収費におきましては、344万1,000円の増額でございます。これにつきましては、ナンバー法導入に伴います対応帳票を作成するための電算システムの改修費でありまして、94万1,000円であります。

それから、確定申告及び修正申告をされた個人・法人に対します町税等過誤納還付金として、250万円を追加してございます。

18ページをお願いいたします。

款9目2非常備消防費につきましては、211万7,000円の増額でございます。7月31日に小海町で開催されました消防ポンプ操法大会におきまして、県大会に第2分団一部が出場しまして、そのときの選手の旅費、練習等、団員の費用弁償等、大会時に必要な経費を計上しております。

また、説明欄の18011でございますが、備品購入費としまして124万2,000円を計上してございます。これにつきましては、池田町の消防団旗、大変古くなりまして、新調するものでございます。

補足の説明は以上でございます。

議長（那須博天君） 議案第33号中、会計課関係の歳出について。

矢口会計課長。

会計管理者兼会計課長（矢口 衛君） それでは、予算書の10ページ、4目の会計管理費をごらんいただきたいと思います。

説明欄、会計一般経費の一般修繕料26万2,000円を計上してございます。会計課の大金庫を点検しました結果、ダイヤル錠が摩耗しておりましたので、ダイヤルパーツ等の交換修理をお願いするものでございます。

会計課からは以上でございます。

議長（那須博天君） 議案第33号中、住民課関係の歳出について。

倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） それでは、住民課関係の補足の説明を申し上げます。

10ページからとなります。

下段、款2総務費、項1総務管理費、目8交通安全防犯対策費は79万円の増額であります。防犯灯新設7カ所ほかの工事費であります。

目9バス等運行事業費は、913万円の増額であります。安曇野線の車両の老朽化に伴う新車購入費841万2,000円を含む諸費用であります。

次に、11ページ下段になります。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、782万4,000円の減額であります。これは国民健康保険特別会計繰出金、財政安定化支援事業分の減額であります。

目2高齢者福祉費のうち12ページの説明欄、後期高齢者医療事業であります。798万2,000円の減額であります。これは後期高齢者医療療養給付費負担金の減額によるものであります。

次に、13ページ下段の款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費は、70万円の増額であります。これは4自治会7カ所分のごみステーションの改修補助金であります。

目5墓地公園事業費は、14万6,000円の増額であります。これは聖地返還に伴う返還金であります。

住民課関係は以上でございます。

議長（那須博天君） 議案第33号中、福祉課関係の歳出について。

小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） それでは、福祉課の歳出の補足説明を行います。

ページにつきましては、11ページまでお戻りいただきたいと思います。

3款民生費、2目高齢者福祉費で、総額358万5,000円の減額補正を行っていますが、このうち福祉課の関係では、鹿島荘へのショートステイ事業といたしまして165万3,000円、同じく鹿島荘への措置入所費用といたしまして、274万4,000円を計上しておりますが、ともに利用者増によるものであります。

次、12ページにまいりまして、5目の地域包括支援センター運営費では、161万8,000円の減となっておりますが、主な内容といたしましては、4月から採用いたしました理学療法士の賃金を他項目へ移した減額と、あと成年後見人の対象者増加に伴います費用の増額分を計上したものであります。

その下、6目介護予防費において、192万1,000円の増額をしてございますが、先ほどの理学療法士の賃金をここで盛り込んだものであります。

次に、12目臨時福祉給付金給付事業におきまして、1,496万4,000円の追加補正をお願いしておりますが、平成28年1月1日を基準日といたしました臨時福祉給付金が引き続き行われ、電算委託料等の事務費に加え、通常型の給付金、1人3,000円、2,000人分と、新たに上乘せ分として出てまいりました障害遺族年金受給者、1人3万円、200人分を盛り込んだものでございます。

次に、13ページにまいります。

5目子育て支援費におきまして、22万7,000円を追加してございますが、これにつきましては、本年度、子ども・子育て会議におきまして食育推進計画を策定いたしますので、その委員報酬等の追加費用分を盛り込んだものであります。

福祉課は以上であります。

議長（那須博天君） 議案第33号中、保育課関係の歳出について。

勝家保育課長。

保育課長（勝家健充君） 保育課の関係をお願いいたします。予算書は13ページでございます。

一番上の段、款3項2目1の児童福祉総務費に182万6,000円をお願いするものでございま

す。保育運営事業費の施設修繕料につきましては、北保育園のA重油の地下タンクの使用休止の手續に伴う施設修繕及び日常の修繕等に対応する経費でございます。

次に、広域入所負担金でございますが、池田町以外の保育園を利用する児童1名、7カ月の経費でございます。

なお、この負担金につきましては、国・県の負担がありまして、2分の1、4分の1相当額をそれぞれ歳入に計上しております。

保育課は以上でございます。

議長（那須博天君） 議案第33号中、振興課関係の歳出について。

宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） ご苦労さまです。続きまして、振興課の歳出について補足説明を行います。

補正予算書14ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費ですが、16万円の増額補正でございます。

内容は、本年度、農業委員の改選がありまして、先進地視察を実施するための経費でございます。

続きまして、3目農業振興費につきましては、758万5,000円の増額補正をお願いするものです。説明欄、花とハーブの里づくり事業7万5,000円につきましては、ガラス温室の火災検知器のふぐあいによる交換修繕でございます。

多目的研修集会施設の管理費52万5,000円につきましても、火災報知器基盤ふぐあいによる修繕及び排煙窓オペレーターふぐあいによる修繕費でございます。

続きまして、地域おこし協力隊活動事業でございますけれども、花とハーブのリブランディングということで、振興のため1名の協力隊員を雇用するための賃金、住居借上料、それから活動に必要な普通旅費、自動車借上料等、198万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

最下段になりますけれども、海外販路開拓等推進事業につきましては、500万円の増額補正でございます。安曇野市・松川村と連携し、地方創生推進交付金を活用し、農産物の輸出、外国人観光客の誘客を行うもので、本年度は安曇野市・松川村と同様に、販路等の調査費を計上させていただきました。

なお、国への申請はこれからになりますけれども、不採択になった場合につきましては、

事業中止となります。

それから、15ページをお願いいたします。

7目土地改良費ですが、771万4,000円の増額補正をお願いいたします。

林中舟川水路の調査設計委託料58万4,000円、農地耕作条件整備事業の追加による鵜山東圃場整備に係る実施設計委託業務54万円、工事請負費534万4,000円の増額補正をお願いするものです。

維持適正化事業負担金につきましては、中之郷地区内川水門改修と中之郷大堰改修が本年度着工となることから、事業費の10%相当額を長野県土地改良団体連合会へ負担するため、124万6,000円の増額をお願いいたします。

続きまして、2項林業費、1目林業振興費ですが、518万1,000円の増額をお願いいたします。説明欄、林業振興事業ですが、207万9,000円の増額補正です。中之郷・鵜山・東山協議会において、森林整備経営計画を策定するための経費でございます。

松くい虫被害対策事業につきましては、千本木台団地東山の松枯れ枯損木の伐倒委託料でございます。住宅の上部にあり、住宅への被害防止のため、早急に処理するため、247万9,000円の増額補正をお願いするものであります。

それから、有害鳥獣対策事業でございます。62万3,000円の増額補正です。中之郷から渋田見までの延長約1,000メートルの電気柵の点検、修繕、除草等に係る経費でございます。

めくっていただきまして、16ページをお願いいたします。

7款商工費、1目商工振興費でございます。6,563万5,000円の増額補正であります。説明欄、商業等活用エリア検討事業でございますけれども、池田町一丁目地籍の株式会社大角屋さん所有の土地2,792.88平米の取得費用4,468万7,000円、またこの土地に存在する建物の補償料1,954万8,000円、また分筆登記委託料20万円、整地工事費100万円の増額補正をさせていただきます。

次に、ものづくり産業クラスター形成事業、20万円の増額補正です。こちらにつきましては、池田工業高校で平成18年から実施しています、池工版デュアルシステムに協力していただいております受け入れ企業に対する原材料等の助成でございます。

2目観光費であります。234万5,000円の増額補正をお願いするものです。説明欄、池田町観光推進本部負担金ですが、県の元気づくり支援事業によりまして、サービスエリアへの観光情報の印刷・設置経費に係る自己負担分、そして町の観光パンフレット、総合パンフレット、ウォーキングガイド、陶芸めぐりの印刷製本に対する負担金でございます。

振興課の補足説明は以上です。

議長（那須博天君） 議案第33号中、建設水道課関係の歳出について。

丸山建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） それでは、建設水道課関係についてお願いいたします。

16ページをお願いいたします。

8款土木費2項1目の道路橋梁維持費でございますが、806万1,000円の増額補正でございます。自治会要望に対する道路の維持が主なものでございまして、説明欄の普通作業員賃金10万8,000円と重機等借上料30万3,000円によりまして、倒木処理、崩落土砂の除去等を行うものでございます。

施設修繕料では、側溝の破損、舗装欠損箇所の修繕費用としまして340万円、続いて17ページの説明欄の工事請負費では、側溝補修及び道路隅切り工事費用に300万円、舗装補修用合材等の原材料費に125万円の計上でございます。

2目の道路改良費につきましては、82万円の増額補正でございます。内容としましては、道路維持で行う道路隅切り工事の用地補償に係る経費と、県事業の県道三丁目交差点改良用地の残地部分を町で取得する費用でございまして、説明欄の分筆登記料に2万5,000円、用地の測量委託料に20万円、土地購入費に39万5,000円、工作物等の補償料に20万円の計上でございます。

3目道路舗装費につきましては、1,000万円の増額補正でございます。自治会要望のありました町内3路線4地区の舗装打ちかえ工事費用の計上でございます。

4目交通安全施設整備事業費につきましては、265万円の増額補正でございます。これにつきましても、自治体から要望がございますカーブミラー等の交換修繕費用に50万円、カーブミラー、ガードレール等の新設及び区画線設置に要する工事費用に215万円の計上でございます。

続きまして、18ページ、3項2目の排水路費でございますが、400万円の増額補正でございます。内容につきましては、自治会要望によりまして、堀の内地区の老朽化した水路の改修工事費用の計上でございます。

建設水道課は以上でございます。

議長（那須博天君） 議案第33号中、教育委員会関係の歳出について。

藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） それでは、続きまして19ページをごらんいただきたいと思います。

教育委員会関係の内容について御説明申し上げます。

上段で、項1教育総務費、目2事務局費でございますが、今回、19万7,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄をごらんいただきたいと思いますが、講師謝礼19万7,000円でございますが、高瀬中学校におけます人権教育プログラムに伴います講師の謝礼でございます。

中段で、項2小学校費、目1池田小学校管理費の関係でございます。説明欄、まず一般修繕料40万2,000円でございますが、この関係につきましては、プールの水道の補修、それから排水路のヒーター、それから校舎のガラスの破損に伴います補修でございます。

その下、学校用機械器具購入費84万9,000円でございますが、これにつきましては、除雪機を1台、FFヒーターを1台、それから教職員用のノートパソコンを1台購入するものでございます。

その下で、目2会染小学校管理費でございます。説明欄、学校用機械器具購入費42万円でございますが、FFの暖房機3台の更新に伴います費用でございます。

その下、目4会染小学校教育振興費でございます。説明欄、自動車借上料9万8,000円でございますが、この関係につきましては、社会見学に伴いますバスの借上料でございます。

それから、下段、項4社会教育費、目2公民館費でございますが、庁用機械器具購入費14万7,000円につきましては、プロジェクターを1台更新するものでございます。

ページかわりまして20ページ、項5保健体育費、目2総合体育館費でございます。まず説明欄、体育振興費ですが、臨時職員賃金39万6,000円でございますが、この関係につきましては、職員退職に伴います臨時職員の賃金でございます。

その下、松本山雅ホームタウン事業45万7,000円をお願いするものでございます。まず講師謝礼10万円でございますが、小学校2校におけますキャリア教育に伴います講師の謝礼でございます。

それからその下、消耗品費21万4,000円でございますが、この関係につきましては、11月3日にありますホームタウンデーに伴い、引率をしてまいります小学生に対するタオルマフラーの購入費、それから町内に掲げますバナーの更新に伴います経費でございます。

それからその下、入場券購入費でございますが、ただいま申し上げました11月3日のホームタウンデーの折、小学校6年生、現在72名、それから引率者の入場券の購入費でございます。

続きまして、目3体育施設費でございます。まず農村広場管理経費でございますが、施設修繕料で51万9,000円をお願いしてございます。この関係につきましては、グラウンド内の

漏水と、あと遊具の塗装に伴います経費でございます。

その下、河川敷の運動広場管理経費49万4,000円でございます。まず施設修繕料の32万2,000円でございますが、これはサッカーゴールの補修に伴います経費でございます。

その下、し尿汲取り料でございますが、あづみ野広場のマレットゴルフ場トイレの冬期間のくみ取り料の経費でございます。

それからその下、重機借上料13万9,000円でございますが、先ごろの集中豪雨によるアルプス広場マレットゴルフ場のコース内の補修に伴います重機の借上料ということで、13万9,000円をお願いするものでございます。

教育委員会関係は以上でございます。

議長（那須博天君） 議案第34号について。

倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） それでは、議案第34号 平成28年度池田町国民健康保険特別会計の第1号補正の補足の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,424万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれを12億7,025万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、4ページからになります。

まずは歳入であります。款3 国庫支出金、項2 国庫補助金、目6 システム開発費等補助金は、87万5,000円の増額でございます。

次に、款10繰入金でございますが、項1 の一般会計繰入金は782万4,000円の減額であります。また項2 の基金繰入金は2,500万円の減額であります。

次に、款11繰越金は6,619万8,000円の増額であります。

これに対します歳出でございますが、6ページからとなります。

款1 総務費は87万6,000円の増額であります。国保制度改正に伴うシステム改修費であります。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費は727万7,000円の増額であります。また、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費は200万円の増額であります。

款11諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目3 償還金は2,367万8,000円の増額であります。これは前年度の精算によります療養給付費等負担金と、特定健康診査等負担金の返還金であります。

国保特会は以上であります。

議長（那須博天君） 議案第36号について。

丸山建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） それでは、議案第36号 池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、補足の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ118万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億3,632万5,000円と定めるものでございます。

3ページをお開きください。

歳入につきましては、前年度繰越金に118万4,000円の計上でございます。

続きまして、4ページの歳出の関係でございます。

1款公共下水道事業費、1項1目公共下水道事業費につきましては、12万4,000円の増額でございます。内容につきましては、下水マンホール周りの修繕費用の計上でございます。

2目の汚泥処理事業費につきましては、106万円の増額でございます。内容につきましては、処理場の最終沈殿池スカムかき寄せ板及び曝気装置の制御信号変換器等の修繕費用の計上でございます。

2款1項1目の元金につきましては、財源の組み替えのみでございますので、よろしくお願いたします。

下水道特別会計の説明は以上でございます。

議長（那須博天君） これをもって提案説明を終了します。

各議案ごとに質疑を行います。

議案第33号 平成28年度池田町一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第34号 平成28年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第35号 平成28年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第36号 平成28年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第37号 平成28年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上で議案第33号より議案第37号までの質疑を終了します。

認定第1号より認定第7号まで、議案第30号、議案第31号、議案

第33号より議案第37号まで、各委員会に付託

議長（那須博天君） 日程4、認定第1号より認定第7号までと、議案第30号、議案第31号、議案第33号より議案第37号までを各委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表の朗読をさせます。

大蔭議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（那須博天君） ただいまの付託表により、各委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会に付託することに決定いたしました。

請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託

議長（那須博天君） 日程5、請願・陳情書についてを議題とします。

職員をして請願・陳情書の朗読をさせます。

大蔦議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（那須博天君） これについては、常任委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表の朗読をさせます。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（那須博天君） お諮りします。

請願・陳情書は、付託表により常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会に付託することに決定いたしました。

散会の宣告

議長（那須博天君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

散会 午前10時55分

平成 28 年 9 月 定例 町 議 会

(第 3 号)

平成28年9月池田町議会定例会

議事日程(第3号)

平成28年9月15日(木曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	倉科栄司君	2番	横澤はま君
3番	矢口稔君	4番	矢口新平君
5番	大出美晴君	6番	和澤忠志君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	櫻井康人君	11番	立野泰君
12番	那須博天君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	甕聖章君	副町長	大槻覚君
教育長	平林康男君	総務課長	中山彰博君
会計管理者兼 会計課長	矢口衛君	住民課長	倉科昭二君
福祉課長	小田切隆君	保育課長	勝家健充君
振興課長	宮崎鉄雄君	建設水道課長	丸山善久君
教育課長	藤澤宜治君	総務係 課長	丸山光一君
監査委員	吉澤暢章君		

事務局職員出席者

事務局長 大 蔦 奈美子 君

事務局書記 網 島 尚 美 君

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（那須博天君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議に入る前にお願いを申し上げます。

発言される際は、できるだけマイクに向かってお話しいただくよう、お願いをいたします。

一般質問

議長（那須博天君） 日程 1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、質問の順序は通告順とします。

職員をして、一般質問一覧表の朗読をさせます。

大蔭議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（那須博天君） これより一般質問を行います。

横 澤 は ま 君

議長（那須博天君） 1 番に、2 番の横澤はま議員。

横澤議員。

〔2 番 横澤はま君 登壇〕

2 番（横澤はま君） おはようございます。

一般質問に当たりまして、一言申し上げたいと思います。

町長が掲げましたマニフェストにつきまして、どのように進められておられるのか、いまだはっきりした姿が見えず、町民に届いておらないというふうに感じております。町長が掲

げる町政運営方針の池田町創生「美しい町づくりを目指す」、これをコンセプトに明るい町、活気ある町にしていきたいと決意を語られましたが、町民の期待に沿うべく、ここに改めて厳とした姿勢をお示し願ひ、より一層精進されますことを御期待し、一般質問に入ります。

2点の事柄につき、お伺いいたします。

まず1つ、保育型認定こども園事業の取り組みについてであります。

この4月より、当町は小学校就学前の子供に対する教育及び保育を一体的に行ひ、子供が地域において健やかに成長する環境を充実させる認定こども園を設置いたしました。「一人ひとりを大切にし、認めあい、高めあい、育ちあう、教育を目指す」、また「保護者から信頼され、地域に愛される園を目指す」という教育・保育の理念を掲げ、「心身ともに健康で心豊かな子ども」を目標とすることをもってスタートいたしました。

この幼児期に健やかな成長に欠かせないのが、体験活動であると考えております。自然体験、生活体験、ひたすら熱中する遊びなどにより、積極さや創造性、集中力、感性、個性、協調性など、人間が社会生活を営んでいくために必要なありとあらゆる力を育み、やがては小学校での教科学習に必要な根っ子となる力を、体験的に磨いていけるものと思っております。

さて、青少年振興機構が行った調査・データによりますと、この自然体験や生活体験が多い子供ほど、道徳心や正義感が強いことが示されております。この調査の中で、自然体験として、例えばチョウやバッタを捕まえたことがある、また太陽が上るところや沈むところを見たことがあるなど、そして生活体験としては弟や妹をおぶったりしたことがある、ナイフや包丁で果物の皮をむいたり野菜を切ったりしたことがあるなど、比較したときに、生活体験に関しては自然体験以上に他者と触れ合う機会が含まれるために、道徳心、正義感と深く関連し、食育を含む生活体験などで、生きる力は大いに高まると考えられるということであります。

スタートした池田町認定こども園も、このようにさまざまな体験活動、生活活動を主軸とした、ぶれない質の高い教育・保育に大いに期待するところであります。

さて、この上に立って質問いたします。

まず、認定こども園いけだ・あいそめの教育・保育の方針についてであります。

今回、認定こども園の開設に当たり、教育・保育の方針8項目が示されておりますが、体験活動、生活活動をどのように据え、この方針の具体的な取り組みをお聞きしたいと思ひます。

まず1つ、個々の育ちを大切に、十分に養護の行き届いた環境の中で、一人一人の発達
の特性に応じた指導を行うとしておりますが、どのように進められるのか。

2つ、基本的な生活習慣を身につけ、社会生活における望ましい習慣や態度を育てるとあり
ますが、どう育てられるのか。

3、保護者との連携を図り子供の育ちを支える体制をどう整えるのか。

4、子供の人格を尊重し一人一人の自尊感情を養い、人と豊かにかかわる力を育てる。ど
のように育てられるのか。

5、職員間の連携を図り、子供の育ちについてどのようにして共通理解に努められるのか。

6、豊かな感性や知的な好奇心を育めるよう、多様な体験ができる環境整備はどのように整
えられていけるのか。

7、小学校教育との円滑な接続を進めるため、その取り組みはいかがでしょうか。

8、地域や関係機関と連携し、子育て家庭への支援を行うということですが、どの
ように取り組まれるのか。

以上、8項目であります。簡潔にわかりやすく、実効性のある御答弁をお願いいたしま
す。

議長（那須博天君） 勝家保育課長。

〔保育課長 勝家健充君 登壇〕

保育課長（勝家健充君） おはようございます。

それでは、ただいまの御質問にお答え申し上げたいと思います。

池田町認定こども園の教育・保育の方針の中の体験活動、それから生活活動をどのように
据えるのかということと、その具体的な取り組みの内容についてでございます。

体験活動、生活活動については、子供は身近な人や自然等のかかわりの中から、さまざま
な知識、技術を得ていきます。そして、それらを通じて、人の信頼感を形成をしていくとい
うふうに言われております。視野を広げて認識力を高め、他者とのかかわりを深めていくた
めに、発達の段階にふさわしい生活や活動を十分に経験してもらうことが重要であると考え
ております。

保育園はまさにそれを行う場でありまして、先ほど1から8の点について御質問いただき
ましたけれども、その内容について、教育・保育の方針に沿って、保育計画ですとか、食育
の計画、それから運動計画などを年齢別に定めて、日々の保育の中で実践をしているわけで
ございます。

具体的には、(1)の個々の育ちや発達の特性に応じた保育のため、年齢別の年間指導計画、食育計画、運動、遊びの計画などに基づきまして、月ごと、週ごと、そして日ごとの計画を立てて、保育士が必要に応じて個々に対応するという保育に当たっております。

2番目の望ましい生活習慣や態度につきましては、食事、排泄、それから睡眠、着がえなどの着脱、そして体を清潔に保つというような取り組みの中から実践をしているところでございます。

3つ目の保護者との連携、育ちを育てる体制づくりの点でありますけれども、保護者の方とは送迎時や連絡帳、そして保育士が家庭訪問を行ったり、あるいは保育参観のときにお子さんを見ていただいたり、個別の相談、そして必要に応じた個人面談、こういう形で保護者の方との連携をとりつつ、育ちを支えているところでございます。

4つ目の人格尊重、それから自尊感情と人とのかかわりの点でございますが、セカンドステップという事業を取り入れまして、自分の気持ちや相手の気持ちを考えるということ、年間計画に基づいて実施をしているところでございます。また、高齢者や、小学生、中学生、また高校生、それから養護学校の生徒の方々との交流も行っておりまして、それらの方とかかわるという体験を通して、人格や人とのかかわりについて、育てているところでございます。

5番目の職員間の連携と共通理解でございます。毎朝、朝礼を行います。そこでの連絡のほかに、職員会を定例的に行っております。また、年齢別の会議、そして加配保育士の会議、これらも定例的に行っておりまして、都度、情報交換を行っているわけでございます。

また、研修の参加につきましても、義務化をいたしまして、保育力の向上に努めているところでございます。

6番目の多様な体験につきましては、食育といたしまして、ジャガイモ、サツマイモ、カブ、ネギ、トマトなどの野菜づくりを行っておりますし、また、それを、収穫をする、いただくというところでの喜びなどを地域の方々、議員さんにもお世話になっているわけですが、地域の方々にお世話になりながら行っております。

このほかにも体験的なこととなりますが、イチゴですとか、リンゴですとか、花摘みだとか、焼き物を焼くですとか、お餅をついたり、運動遊びをしたり、英語の遊び、サッカーというようなことを保育の中に取り入れて行っているところでございます。

小学校との接続の件です。

こちらのほうも定例的に連絡会を持っております。学校と保育園になりますけれども、教

育委員会のほうにも御参加をいただきつつ、連絡会を持ちまして、情報の交換を行っております。

また、子供たちの様子を見に行ったり、あるいは子供たちが小学校の様子を知るというようなことから運動会への参加ですとか、あるいは音楽会に参加をするですとか、というふうなことを行っておりますし、また就学の上でも就学相談という事業を行っております、接続がスムーズにいくように努めているところでございます。

8つ目の、地域や関係機関と連携した子育て家庭への支援という点でございますけれども、特に関係機関としましては、こども支援センターですとか、それから専門のスタッフの方がおられるところと発達の相談などを行っております。地域の方の、特に体験の面などでは、地域の方々にもお世話になりますので、その辺との絡みなども含めまして、子育て家庭への支援という形で取り組んでいるところでございますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 横澤議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

2番（横澤はま君） ただいま詳細にわかりやすく説明いただき、ありがとうございました。

私の今回のこのテーマについて、一番の狙いとするのは、これまで認定こども園ということですので、厚生労働省、そして文部科学省という両面の顔の中で、これを一体、本当に認定こども園としていくのかな、そして育てる、今までは養う、あるいは今度は育てるという部分が出てきますので、相当、義務教育関係の中でどのようにされていくのかなということで、憂慮していたわけでありませう。

私が、これは個人的なお話になるんですが、私の友人で保育園を経営しているわけなんですが、そのお話によりますと、なかなか子供さんが、例えば生活習慣、本当に着る物から始まって箸の持ち方まで、これが家庭の、そんなことを言っただけ失礼ですが、若い方の教育が、家庭の中でなかなか十分されていない。

そして、お子さんが、非常にさまざまなお子さんを受けている中で、むしろ今の保育園の保育士さん、皆さんの何て言うんですか、御苦労を非常にひしひしと感じていると。中で、できれば精神的なカウンセラー、あるいは心理士の方が欲しいほどということで切実に訴えていたお話を聞きまして、池田町も職員の方が、正規職員、あるいは臨時職員の皆さんも多くなってきました。

そういった教育という一つの枠が入った中で、本当にこういう子供たちが育っていかれるのか、余りにも行政のほうに負担が多いというような、そういう保育士さんの整備といたしま

すか、やはりきちんとした枠の中で、行政として取り組んでいていただきたいというのが、1点であります。

非常に幼少時代というのは大事なことでありまして、家庭の中から全て見た行政、あるいは社会のほうにというこういう方向を、やはり行政側からも家庭にしっかりと伝えて、役目、親の役目というものをしっかりと伝えていってほしいなと、それについてはお子さんたちをフォローするには本当に大変なことだということで、そういった心理的な面もありますし、ぜひ行政の勤務、例えば確保といいますか、安定した確保について、どうお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（那須博天君） 勝家保育課長。

保育課長（勝家健充君） 保育園に幼稚園の機能を加えた認定こども園という形でスタートしているわけですが、そもそも保育園は保育ができない家庭を支援するということが一番の目的にあるわけですが、どんなことを保育園がやるのかというのは、基本的には生活や遊びを通して、健康、人間関係、情緒の安定などというふうなことを、保育園では行うこととしておりますし、また幼稚園のほうではどういうことかということ、幼児期にふさわしい生活を送って、その環境の中で遊ぶということを幼稚園の基本的な活動としているというふうになっております。

したがって、やはり幼児期ですので、極端に教育的だとかというよりは、生活の習慣をちゃんと身につけていくという、そういう面では保育園も幼稚園もそれほど大きな差はないというふうに思っております。

今の子育て支援の事情から、認定こども園という制度になりましたけれども、保育園においても教育的な活動というのはこれまでもずっと一貫して行ってきておりますし、時代に合ったカリキュラムを取り入れて、保育を行わせていただいているところでございます。

それから、認定こども園の役割の中に、家庭の支援というものが加わっております。ご家庭で不安なことがあったり、それから子育ての上でわからないことがあったりした場合には、保護者の方との面談の時間をとったりする中でお話をさせていただいております。

特に生活上で気になる点があった場合は、また面談などを行う形をとりまして、必要であれば医療機関などのことについても御相談させていただくということもございます。

そうしたことが日常の保育の中でできるように、保育士の確保についても努めておりますし、また庶務の点につきましても、他市町村に大きな引けをとらないようにという思いの中で、調べさせていただいているところでございますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 横澤議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

2番（横澤はま君） 今までお話を具体的にお聞きして、少し安心をいたしました。と申しますのは、ここに掲げられている方針でいきますと、かなりきつい方針であり、これはむしろ飾りごとのような表面かなというふうを考えまして、心配したところですが、非常に子供に、幼稚園として、保育園として育ちをどういうふうにするかという、そういう前向きな御答弁をいただけて、ぜひ池田町のいい子供たちを、またこれからも御尽力いただければというふうに思っております。

続きまして、次のほうに入ります。

今の前段の関係でございますけれども、信州やまほいくの信州型自然保育についてであります。

昨年、県の施策として、信州型自然保育認定制度が始まりました。幼児期の豊かな自然体験が子供たちの人生の根っ子を育む信州やまほいくの普及を進めるというものです。

野外での活動を中心に、さまざまな体験をすることにより、自己肯定感、創造力、耐久力、回復力、協働力、社会性、規範意識、意欲、主体性など高めるという趣旨のもと、信州の自然豊かな里山を生かした野外活動を行う保育園や幼稚園への社会的認知度や信頼度を高め、信州ブランドとしてアピールし、移住者を呼び込もうとするものです。

特化型と普及型の2区分があります。当町は普及型、いわゆる既存の認定園等を想定したもので、これに該当するのではないかと考えます。自然豊かな里山を控え、地域のさまざまな資源を持つ当町は、子供にとって最高の学びやであります。

長野県では認定、72団体が認定されておるようであります。資料を添付してありますので、ごらんいただきたいと思います。

このように、環境を最大に生かし、子供たちが希望に満ちあふれた場所での活動を中心に、さまざまな体験をすることにより、知力、体力、情緒を同時に高められると考えております。認定保育園設置に伴い、県の認定制度と連携した移住促進もつなげていけることができればと思い、ここに提案をいたしまして、そのお考えをお聞きいたします。

議長（那須博天君） 町長。

町長（齋 聖章君） おはようございます。

信州やまほいくの取り組みについてという御質問でありますけれども、これは私のほうからお答えさせていただきます。

昨年度よりスタートいたしました信州型自然保育認定制度は、自然保育の社会的認知と信頼性の向上をもって、子育て先進県ながのの実現を目指すとしたものであります。県が行う主な取り組みは、1番としまして、自然保育の内容の県内外への情報発信、2番目といたしまして、信州型自然保育ガイドの発行、3番目といたしまして、認定を受けた者の学び合いや交流、研修会の開催等となっております。既に14市町村の公立、私立の園が取り組みを進めているとのことで、お隣の安曇野市でも認定を受けられました。

実施要綱に示されている認定基準は24項から成っております、大半の基準を現在も満たしておりますが、屋外を中心とした自然保育の体験活動時間は、普及型で1週間の計で5時間以上とされており、日常の教育保育計画に定めるさまざまな課題に対応する中で、平均で毎日1時間を確保することが可能であるか検討する必要があります。

園児の安全に配慮した保育体制等を含め、今後の研究課題といたしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 横澤議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

2番（横澤はま君） この認定こども園、やまほいくのことですが、この北アルプスと東山の里山は本当にすばらしい景観であり、私も小さいころから山に行き、遊んだものであります。

いまの子供たちを見ますと、園内、本当に家の中でというような寂しい子供たちを見ておりますと、ふるさとも感じる、大人になったときにその気持ちが何か薄れていき、そしてここを離れていくような、何か寂しさを今、子供たちの中には感じられます。

そこで、こういう県の提唱いたします中の事業として、池田町もこれは挑戦してみるべきことかなということで、今、町長からも検討するというお話をいただきました。ぜひ、何とか実現できればいいなということで、私も県のほうにちょっと問い合わせをいたしまして、基準が24項目のうちの22項目が審査されるというお話です。その中で池田町は認定こども園としてなりましたので、非常に国の基準にクリアできるのではないかと、通常の散歩も一つの枠の中に入るとということで、そんなに高いハードルではないというようなお話を聞いております。

その中でぜひ、これだけの自然の中で、子供の育ちを豊かに、教育の中ではしなやかということで教育長のほうからお話を聞いています。小さいときからそういった育ちというも

のが、自然から学ぶというものが非常に心理的にも、そして創造性もそこから育まれるということで、ぜひこれを実施の方向に向いて実現できればということでもあります。

例えば、駒ヶ根市では12カ所、里山を整備をいたしまして、里山づくりを進めているという情報も聞いております。それからあと、研修ですが、人材育成というようなことで保育士さんの研修が年に4回ほどあるようなんです。それからあと、広報ですね、宣伝、ポータルサイト、県のホームページもつくるというような、そういうようなことから池田町の保育を紹介するという機会があるそうです。それから、日々の写真を発信したり、ホームページ、あるいは銀座NAGANOのほうにも発信できるようなということで、やはり県外から子供さんをぜひ池田町に、ここに定住して育てたいという1つの発信にもなりまして、そういう意味ではぜひ検討をということで、もう一度町長のほうから、その発信できるような力強いお答えを、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 人間は自然を離れては生きていられないと、そういう中ではこういう自然豊かな池田町におきましては、大変そういう育てるという環境は恵まれている部分があるかと思えます。

本当に子供のころから自然に親しみ、そして自然の中で生きていく、そういう喜びを感じた中で育っていけば、今、大変問題になっておりますIT機器、そういうもののゲームに溺れるというようなことがあるようですけども、そういうことからもっと興味のある、自然というものに興味を持った生き方ができるんじゃないかと、そんな気もいたします。

そういう意味では、この幼児期からの教育につきまして、自然の中で取り組んでいく、これ、大事なことじゃないかと思えますし、池田町はそういう方向を目指すということには本当に私も賛同しているところであります。

いろんなお話もほかからもありますので、何とかこの自然保育という点を取り入れて、子供たちに自然の喜び、自然の中で生きていく喜び、そんなものを感じられるような、そんな認定保育園を目指していけたらなと思っております。十分前向きに取り組んでまいりたいと思えます。

以上でございます。

議長（那須博天君） 横澤議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

2番（横澤はま君） 何分よろしくお願いたします。

昨日も新聞に出ておりました、この認定こども園のやまのほいく園ということで、個人的にやっている、いよいよ池田町がございます、ここにこども園「おひさま」開園というような新聞が載っておりましたので、ぜひそういうことで前向きにご検討ということでありますので、よろしく願いいたします。

さて、次、入ります。

大きな2．としまして、社会資本総合整備計画（地域交流センター）についてであります。

町民合意、住民参加の施設建設に対する施策です。町なかの活性化を図る池田町社会資本総合整備計画の最も大きな事業である地域交流センターは、平成30年度オープンに向け、最終の町民説明会が2回にわたり開催されました。参加者は各会場に十数名と盛り上がらない説明会となり、非常に残念であります。行政側はこの現状をどのように受けとめておられるのでしょうか。

事業費増加で約12億9,000万円の巨額を投資し、地域交流センターの目指す「それぞれが気楽に集い 楽しみ くつろぐ 居場所」をコンセプトとした地域交流センターの目指すべき姿を実現するためのプロセス「多くの町民が参加して、池田学問所の精神にのっとり自らも学び、皆で考え、新たな交流を創出し、育て続ける」という将来像が定められており、今後はソフト事業の充実を図るとされるものであります。しかし、今までのような生涯教育、社会教育を行政サイドから構想するのではなく、住民の立場から構築し直す必要を感じるところであります。

また、施設が町民にとって身近で、その施設を利用することが精神的な向上心と好奇心を育み、人々の結びつきの喜びを体現できる場でなければ、巨額の事業を費やし、活力ある町づくりのための地域交流センター建設の意味はないと思います。町民の盛り上がりを感じない要因は、このようなことも考えられるのではないのでしょうか。

町民の自主的、自発的な学びの施設を誇れる育ちや意識の高揚を図る施策、町民合意の施設運営方針など大いに議論すべきであると考えますが、今後どのようなソフト事業の充実を図っていかれるのか、また地域の33分館と結びついた全町的な活動の広がりという観点から、地域交流センター活動をどう再構築されるのか、お考えをお聞きいたします。

議長（那須博天君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） 御苦労さまです。

それでは、横澤議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

今回、公民館の職員全員にこの回答につきまして書いていただきましたので、それをまと

めた形でお話をさせていただきたいと思います。

まず第1点でありますけれども、盛り上がらなかった町民説明会の理由であります。

議員のおっしゃるとおり、各会場それぞれ十数名程度で、そのうち何名かは議会議員の皆さんで、盛り上がりには欠けておりました。考えられる要因につきましては、町民の関心のなさかと思われまます。なぜ、関心が薄かったかでございますが、これは既に議会と協議済みで、ほぼ決定されたことであり、意見、要望を聞く機会ではなかったからだというふうに考えまます。

今後につきましては、実施設計時等の説明会の折に、十分な周知と時間、場所を考慮していきたくて考えております。

次、第2点であります。

ソフト事業を住民の立場から構築し直す必要性についてであります。

おっしゃるとおりでありますけれども、これは非常に難しいことであります。現在、公民館では新池田学問所で子供から青年、高齢者まで幅広く多種多様な塾を運営をして、皆様から好評をいただいております。そして、毎年新たな趣向を凝らして、町の皆様の関心がありそうなものを塾化しております。でありますから、これはこれで価値があります。今後もアンテナを高くして、町の皆様の興味のあることを取り入れていきたくて思っております。

職員が次のようなことを言っておりました。公民館職員の職務は、生涯学習の火種になることだと思ひます。くすぶっているところをあおったり、消えかかった火に油を注いだり、やみくもに火をつけてみたり、燃え上がればおのずと町民みずから動きが出てくるんだと思ひます。

それと同時に、個人、またグループで趣味等、何かを立ち上げたいという方がいるかと思ひますので、それを町民活動サポートセンターで後方支援しながら、塾の中に組み込めればと思ひます。例えば、ガイドマスターの皆様が公民館でガイドマスター養成塾を開催していただく等であります。

一方、公民館側からはさまざまな分野の塾のテーマを提案し、賛同する人を募り、新たな団体までサポートするなどありますから、構築をし直すというより現にある塾に新たな民間の方の思ひを塾化するという方向をとりたくて思ひます。あるいは、芸文協の皆様を中心にして、未加入のグループも一緒になって拡大を図ることも大切です。ぜひ芸文協がこのセンターの中心的役割を果たしてくれることを期待いたします。

また、人材バンクを作成中ありますが、地域には技術や才能を持った方が大勢いますの

で、その人たちをいかに地域や交流センターで活躍してもらおうかという取り組みをしたいと思います。今は紙面上のことで町民の皆さんも実感がわかないと思いますので、建物の建設が始まって目に見え出したときの町民のわくわく感を大切にして、中に引き込みたいと思います。

3つ目であります。

町民の自主的、自発的な学びの施設を誇れる育ちや意識の高揚について。これも非常に難しいことだと思います。考えられることは、町民がいつ交流センターを訪れても、いつでも何か楽しいことをやっているというわくわくドキドキ感であります。できるだけ施設内をオープンにして、塾やサークル活動を見たり聞いたり、体験できるような仕組みづくり、特にオープンスペースを大切に考えて、これまで公民館に一度も来たことのない人たちの入り口と捉え、サークルの作品の展示、バスの待合室等の縁側機能を持たせながら、塾に立ち寄りたりサークルに加入する仕組みを考えます。

4番目、町民合意の施設運営方針であります。

基本的には施設利用者の会議、公民館運営審議会の見直し、そしてセンターの運営を下支えしていただく松川のすずの音応援団のようなボランティア団体などによって、施設の運営方針を決めていくべきだと思われま。主役はあくまでも利用者だという認識を、いつも忘れないようにしていきたいと思います。

5番目であります。

今後どのようなソフトの充実を図るか。基本は、子供から若者、高齢者、身障者まで全ての人を楽しめるソフトを考えます。そして、それぞれの年代層のソフトも必要ですが、それ以上に世代を超えた世代間交流ができるソフトが何より重要と思われま。

また、図書館と公民館の事務局が同じフロアに入るので、垣根をなくして相互に行き来できることはないか。例えば、公民館の塾で習ったことを帰りに図書館に寄って関係図書を借りていく。あるいは、塾の前の週などに図書館で塾関係の本を紹介するなど。そして、これまで公民館、図書館でそれぞれ単独で行っていた事業を、新池田学問所として一本化するなどであります。

職員が考えた思いつきの具体的ソフトではありますけれども、「池工生はこんなにすごい」、「自治会対抗ののど自慢大会」、「永遠のライバル松川を知り尽くす」、「地元愛コンテスト」などあります。

最後であります、33分館と結びついた交流センターの活動について。

交流センターは、公民館の本館として、これまでどおり各分館の成人学級等の講師の派遣や紹介、または各地域の事例紹介などが中心となります。また、サンサンパートナーとして地元に出るということを積極的にやっていきたいと思えます。

今後は交流センターで、分館の指導者のための指導者育成の塾を開催したいと考えています。昔の遊びや、三九郎や、しめ飾りのつくり方等、役員に学んでもらうための塾であります。

以上を回答といたします。よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 横澤議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

2番（横澤はま君） この交流センターの件につきましては、当初から大変いろいろの議論、ワークショップも重ね、何とかいろいろ賛否両論ありますけれども、この莫大な金額が認めたといい形の中で、今後、今、教育長のお話のとおり、細かく御説明いただきました。

ちょっとお話がありました、松川村さんのすずの音ホールの応援団、これは非常に私たち学ぶべきことかなと。当初からスタートが違うようではありますが、全て地域の皆さんからこの建物を何とか私たちの村のものとして、大事に活動できるものがないかということで、十分ないろいろの議論がされたようであります。

残念ながら、これからソフトの面ということではありますが、ぜひ町民の皆さんが、例えば建設の中でも先ほど池工生のことで、ちひろ美術館の椅子を使われて、非常に池工生の活動が素晴らしいものがあったわけですが、何かそういう建設の中でも町民が加わって、例えば図書館の中の椅子だとか、それから台とか、そういうものはアイデアをやはり町民から寄せられないものかなと。予算の中にもありますけれども、使いやすい、使い勝手のいい施設が、もっと町民から出せられないものか。細かく言いますと、椅子の1つであります。こういう椅子がいいよとか、いやこれはちょっといけないよとか、そういう細かなところが、町民一人一人のチェックといたしますが、意見が入ると、その建物が愛着を感じて、そして大事にしていこうと。

既にもう49年間公民館が経過いたします。来年度は本当に半世紀、50年です。私の思いますのは、このこれから建てる建物というのは、50年はやはりもっていかなきゃいけないなと。そういう想定の中で、町民がみんなであげて、この建物を愛着を持って、そして大事に、そしてみんな一人一人が有効的に使われるという施設、池田が誇れるこの交流センターをつくっていただきたいなと。

まず、やはり応援団の結成ですとか、そしてやがてはボランティアへいきます。庭の木も、あるいは草も生えます。そういう中で、みんながここを守っていくような、そういう運営方法を、これから展開をぜひしていただきたいなど。つくったはいい、もう私は使わないわという、先ほどの教育長が大変いい方向性をお出しになりましたが、ぜひみんなが、みんながこの施設を守り、つくり、そして若い人たちにつなげていくというのが、この池田町の精神と池田学問所、そして社会教育、生涯教育がますます盛んになるというような、そういうことを思っておりますが、町長にもう一度お伺いします。この交流センターについての、こんなことをしていきたいなということの町長のお考え、お聞きしたいと思いますが、お願いいたします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） どんなふうにしていきたいかという御質問ですけれども、ただいま教育長が、大変細かに説明をしていただきました。私のこの方針に沿って進めてまいりたいと思いますけれども、やはりとにかく住民に、住民の皆さんに慕われる、で、いつもここに来てなじんでいただく、そういうような場であってほしいなということを思っております。

ただいま横澤議員さんのほうから、中の備品についても町民の皆さんの意見をという御質問でありますので、そんなことの検討のできる会が立ち上げられていかれたらなというところも感じるところであります。

ワークショップ委員会ですか、これもあります。そのメンバーの皆さんも大変関心を持ってこの交流センターの建設に当たって、いろんな意見を出してきていただいておりますので、そういう皆さんにもう一度声をかけながら、もう一步交流センターに身近に感じられような、そういう運営をしていけるような交流センターにしてまいりたいと、そんなふうを考えております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 横澤はま議員。

〔 2 番 横澤はま君 登壇 〕

2 番（横澤はま君） ぜひ、そういうことで町民の目線に立った施設、すばらしい施設ができることをお願いしと思います。

今ちょっと頭の中で浮かんだのが、お隣の碌山美術館です。あの屋根は、石は、みんな町民、子供たちが、時代の相違はございますけれども、みんなで作ったという、ちょっとそんなこと、頭によぎりましたので、話をさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思

います。

最後にいきます。

地域交流センターの関係に付随するわけですが、地域交流センター建設に伴う誘導道路の安全条件整備であります。

地域交流センター建設事業とともに、町なかの交通の円滑化を図るため、道路3号線の町道251、739、740号線です、のこの整備を計画し、町の南部や町なかと安曇総合病院とともに、町の基幹避難所に指定される総合体育館へのアクセスを向上し、災害の際に救援物資の輸送路の役割を果たすとしております。

交通の利便性が高まるとは言え、安心・安全確保の課題も生じます。既ににぎわいの再生後に増加が見込まれる自動車交通に対し、小学校、中学校、高校生の通学路を縦断する道路や、安曇総合病院からの県道上生坂線を縦断する危険な箇所への安全確保にかかわる声が出てきております。

事故発生後の安全対策ではありません。そこで、町としてどのような安全・安心な道路交通整備をされるのか、その対策をお聞きいたします。

議長（那須博天君） 丸山建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） それでは、地域交流センター建設に伴う誘導路線の安全条件整備について、お答えを申し上げます。

社会資本整備総合交付金事業において整備を行う路線につきましては、道路計画を検討する過程におきまして、あづみ病院の駐車場利用台数に加え、地域交流センター及び商業エリア等の整備による利用者の増加を考慮した計画交通量を設計条件に設定いたしまして、道路構造と道路線形を決定しております。

また、他の路線との接続部分となる交差点につきましては、交通の管理者であります公安委員会と協議を行いまして、交差点の形状、横断歩道、また必要となる安全設備について意見を聞きながら計画を決定しております。

今後、横断歩道の位置、また交差点の細部などにつきましては、関係する機関と協議を行いながら、安全・安心な道路整備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 横澤議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

2番（横澤はま君） 今、お話しいただきました、ぜひこの点につきましては、大きな事故

があって、それ見たかというそういう状況にならないように、本当にこれでもこれでも安心なのか、そしてまた高齢者の交通も心配になります。ぜひ、その辺を交通労働のほう、あるいは公安のほうに御協議いただきまして、強く町として要望を願って、そして安心な交通ができるようお願いをしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。

議長（那須博天君） 以上で横澤はま議員の質問は終了しました。

矢 口 新 平 君

議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

2 番に、4 番の矢口新平議員。

暫時休憩。

休憩 午前 10 時 54 分

再開 午前 10 時 58 分

議長（那須博天君） 休憩を閉じ一般質問を続けます。

2 番に、4 番の矢口新平議員。

矢口議員。

〔 4 番 矢口新平君 登壇 〕

4 番（矢口新平君） おはようございます。

4 番、矢口新平です。

9 月一般質問を始めたいと思います。

6 カ月がたち、蘆町政も少しずつ動いてきているような気がします。まずは、私が 6 月に一般質問をした池田工業高校についてですが、池工と町にかかわる質問、池工版デュアルシステムに協賛企業に材料費をと一般質問しましたが、今回の補正で 1 社 2 万円というお金をつけていただき、本当にありがとうございます。

また、6 月に一般質問した中のハーブセンターの指定管理に関する質問で、来年 3 月をと

した中で、麩町長より、来年4月より3年間の延長を株式会社てる坊市場に、前向きに努力をするようにという決断をされました。立派な判断だと思います。ありがとうございます。

また、私が議員になって5年前に3丁目交差点の道路拡張を、当時、山崎建設水道課長のときに質問したことがありました。県との交渉の中で時間がかかるという中で、やっと補正の中で予算、入ってきました。本当に交通安全とかの面で、本当によかったと思います。

そういう中で、やっと少しずつ目に見えるような成果が出てきているのではないかというふうに感じます。麩町長に至りましてはまだ6カ月ということで勉強の段階だと思いますが、ぜひ私たちは期待をしていますので、これから一所懸命やっていっていただきたいということ、まずはお願いします。

それとまた、小さい声に耳を傾けて池田町を少しでもよい方向に持っていってもらおうよう、私たちも、私も協力をいたします。ぜひ頑張ってもらいたいと思います。麩町長も町会議員の時代と違いまして、町長職は超多忙だと思います。体には十分気をつけて、健康管理をしっかりして、アルコールを飲みすぎないように行政に携わってもらいたいと思います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

番です。

指定管理株式会社てる坊市場について質問をいたします。

先ほどの話の延長なんですが、先般の議会協議会において町長より、指定管理を来年4月より、てる坊市場に3年間延期ということでした。6月に一般質問をして、てる坊市場について町長もこの間考えていただいたと思うんですが、質問です。

町長は、ハープセンター一帯について、大きなハープセンターについてどういうふうなお考えを持っているか。また、私は池田町の玄関口だと思っています。県外ナンバーがとまり、人が集まり、そのような場所ではないかと思いますが、町長、ハープセンターについてのざっくりの御意見を聞かせてください。

議長（那須博天君） 麩町長。

〔町長 麩 聖章君 登壇〕

町長（麩 聖章君） ただいまの矢口新平議員さんの御質問にお答えをいたします。

先ほどはいろいろお心遣いをいただきまして、ありがとうございます。健康には十分注意してまいりたいと思っております。また、皆様方の御意見、私の方針に沿うようなものでありましたら、十分取り入れてまいりたいと思っておりますので、大いに御提案をいただきたいと思っております。

ハーブセンター帯についてどう考えるかとの御質問でありますけれども、町にとりまして、ハーブセンター周辺は観光客を受け入れる窓口であり、通過点として観光客にとりましても休憩等で立ちどまるエリアでもあります。議員おっしゃりますように、本当に町の玄関であって、顔でもあると思っております。そして、町のイメージがつくられるところでもあります。そういう意味で大変重要なエリアと考えております。

町の対外的なブランドとしましては、いろいろ調査する中で、やはり花とハーブの町としての認知度が高く、今まで充実しきれなかった花とハーブについて、再度、構築し直してまいりたいと考えております。

そのために、昨年度から推進しておりますリブランディング事業を取り入れ、ハーブ園の改修などの事業を行っているところであります。今後の取り組みの方針といたしましては、各施設総合的に網羅し、一年中花が楽しめるような、またハーブを中心とした特産品の開発、健康効果の研究、そしてハーバルヘルスツーリズムの事業も始まりますので、都会の人たちがこの場に来て、十分癒されるような環境づくりと名前にふさわしい環境にしてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） ありがとうございます。

本当に考えているとおりだと思います。人が集まり、にぎわい、そして笑い声が聞こえ、話に花が咲く明るい場所づくりが必要かと考えます。

振興課長にお伺いをいたします。

ハーバルツーリズムによってハーブセンター東側にハーブ園がつくられ、足湯温泉、ラベンダー園などが充実されるものと考えます。町長も言われましたが、一体化をして、人の動きを動線的に考える必要があると思います。そして、西側のてる坊市場に人の流れを持って来ることも、一緒に考えていかなければいけないことではないでしょうか。

その辺一帯、先ほども町長言われた、本当に玄関口だという認識の中で、町はどのような方向で考えているのでしょうか。振興課長、お願いします。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、ハーブ園等に係る将来計画的なものについて、お話をさせていただきたいと思っております。

ハーブ園につきましては、先ほど町長の話にもありましたように、今年度リニューアル工事を完成させる予定でございます。ガラス温室につきましては、今後、指定管理者と協議を行いながら、園路の改修、順路の検討、植栽内容の見直し等、お客様がゆっくりくつろぎながら花とハーブを楽しめる空間づくりをしてみたいと考えております。

また、足湯を含めたハーブ園一帯でのイベント開催等を行い、ハーブセンターとの連携を図りながら年間を通じてお客様に足を運んでいただき、観光消費額を伸ばすための具体的な検討をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） ありがとうございます。

本当に動線的な部分で東側、西側を一体化して持って行くことが必要ではないでしょうか。私もよくあの道、通るんですが、県道、南のほうから車で乗ってくると、どうもハーブセンターの看板が余りにもこう何というか、みすばらしいというか、目立たないというか、要するに我々が目立たないということは旅から来た人も、これが道の駅程度にしか見ていないんじゃないかなというふうに思います。

そういう中で、私は提案したいんですが、町長、大きな何かシンボリックなものが、モニュメントみたいなものがないのかというのを投げかけてみたいと思います。池田町、先ほど言われましたが、ハーブと言われているが、ハーブは今、全国的にいろんなところでハーブ、ハーブと、当時ここをつくったときは本当に物珍しいというのはありましたけれども、ただハーブだけでやったらちょっと弱いのかなというふうな感じはします。

たまたま池田町にはてるてる坊主という、これは全国的には余り、てるてる坊主を前面にうたっているところはないかと思うんです。そういう中で、てるてる坊主の里、ハーブというような結びつきを何かでつけていただきながら、全面にこう出していく必要があるんじゃないでしょうか。

そして、そのシンボルを西側の駐車場のところに、入り口に何か大きなモニュメントといいますが、何かをつくってやったらどうかという提案なんですが、山梨かどこかに行ったときに、タケノコのシンボルマークがあるところがありまして、本当に大きなタケノコの像で中が空洞で、子供がそのらせん階段を上がって行って、5メートルぐらい上まで上れるというようなのがあって、あ、ここはタケノコの里なんだなというのを感じた覚えがあります。

ぜひ、池田町もそんなような、お金のかかることですが、子供たちがそこへ上るだとか、何かシンボリックなものをあそこのハーブセンターにつくるというのもどうでしょうか。

それで、ここを本当にみんなで玄関口としてやったときに、今度、クラフトパーク、それと大峰高原、あと大カエデ、こういうのが生きてきて、あとウォーキングなんかも、ここを拠点にした町づくりというのもお金かけないでできると思うんですよ。その辺、町長にも聞きたいし、振興課長にもちょっと、そういう意見聞きたい。よろしくお願いします。

どちらが先がいいですか。まずは振興課長、どのような、町的な考えとしてお聞きします。
議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、ただいま御提案をいただきましたハーブセンターの場所がしっかりわかる、また、てるてる坊主の里とシンボリックな展望台的なものという御提案でございます。

すばらしい提案をしていただいておりますけれども、これにつきましては、また先ほども、ハーブセンター一帯の整備ということも、また出てこようかというふうに思っております。また、その方法、費用対効果等々も含めた中で検討する必要があるのかなというふうに考えたところでございます。

以上でございます。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいまの矢口新平議員の御提案ですけれども、いろいろ全国、全国って大げさですけども、都会等いろいろ行ってみまして話を聞いてみますと、一番のこれは皆さんが認知されているのは、てるてる坊主、これを知らない人はまずいないというのがまず1つです。ところが、池田町は誰も知らないというのも、これ、事実であったわけであります。

そこで、池田町としましては、花とハーブの町ということで、1つのテーマを掲げまして、それが先ほどお話ししましたように30年近くたちまして、大分認知をされてきたというところでありまして、花とハーブの里といっても、来た来町者の皆さんには、どこに花があるんだ、どこにハーブがあるんだというような意見もあるのは確かなことかと思えます。

池田町で全国的ということを考えますと、てるてる坊主以外にはないわけでありまして、この認知度を高めるという、てるてる坊主の里ということの認知度を高めていくということとは、非常に有効だなと。私も外に出ましてお話ししますと、作詞者浅原六朗の生誕の地であると、そして、ここの池田町に帰りたい、その思いからあの歌ができたんだという紹介を

いたしますと、皆さん様に驚かれて、初めて聞かされた話ということで関心を持っていただいたことがあります。

それを考えますと、てるてる坊主、もう少し池田町の顔として全面的に押し出していくということは大事なことかなと思います。そういう意味で新平議員の御提案ありました、ハーブセンターにシンボルというのは大変いい発想ではないかと思います。

私もあの辺に行ってみるんですけども、平場なものですから、花が植わっていても遠くは見えないわけです。ちょっと高台があると、花畑が、恐らくきれいに整備してあれば、大変感動的なシーンがそこで見えるのかなと。あづみ病院、7階建ての建物ができました。一番最上階やまなみホールに行きますと、池田の町が私は初めて見るような光景を目にする、そのぐらい展望台というのは大きな意味を持っているのかなと思います。

そんな意味で、先ほど振興課長、言いましたけれども、費用対効果という面もありますけれども、将来の目標を持って、そんなシンボルをつくるというような目標を持って取り組んでいくと、また夢が生まれるのかなと思います。大いにそんな案も、先ほど申し上げましたが、総合的にあの一帯、考える中で、その件も含めまして検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） 本当に思っていることは、みんな一緒だと思うんですよ。今、町長言われたとおり、てるてる坊主は全国で知らない人はいない。でも、本当にこうやって池田町の財産として育ててきたてるてる坊主というのは、本当に今、有効に使うときじゃないでしょうかというのを感じていました。

お金のかかることですので、今やれ、あしたやれじゃなくて、町内でしっかり議論していただいた中で、ハーブセンターを何とかこう世に出すというか、注目度を上げるようなことを考えていっていただきたいと思います。

では、次の3番目の質問に入ります。

農産物加工施設レストランカモミールについて、前回は質問しましたけれども、12月か、1月、2月くらいの間には、県より、何といたしますか町に払い下げというか、そういう計画があるとお聞きしました。その中で、パンを焼く施設、調理をする場面がありまして、町としてこの施設を今どういうふうを持って行くんだらうというのを、今、考えていく必要があると思っています。

西側の地帯で見ると、あの建物のあるハープセンターのてる坊市場が今、使っている部分だけが稼働をしていて、要するに龍門側のあの2つの施設というのはデッドスペース、要するに半分使われていないスペースに思えて仕方ありません。

そして、当時はよかったと思うんですが、あそこに何ていうか、銅像が2カ所ありますよね。あれはどこかへ移したほうが、あの場所というのは広く使えるんじゃないかというのを思います。当時は、つくったときのあれはあれでいいと思うんですが、今はあそこはもうちょっと有効に使えるところではないでしょうか。銅像か、植木と、その辺についてもまた考えていただきたいと思います。

それと、10年以上、カモミールに働いている皆さんを、本当に長いこと努力をしていることは、本当に認めます。ただ、10年たつと高齢化ということがありまして、それと主婦というか、専門で食べている、カモミールに働いて生活をしている、それ一本という人はいないと思うんですよね。そういう中で精いっぱいやられたということは認めるとして、じゃこれからあの施設は町に戻されたらどうするのか、この辺はきちんと考えていっていただきたいと思います。

前回のときに指定管理というなお話がありましたが、今の状態の延長では指定管理に名乗り出る業者は、私は内容から場所を見るからに、ないのではないかというふうに思っております。

町民は、あの施設に関して、町が補助をして、町が運営、経営をしていると思っている人もたくさんいます。そういう中で、この施設はもうちょっと有効に使ったら、西側全体がもう、今の倍のスペースが使えると。それと、たまたま去年、ことしかな、てる坊市場のところにひさしを出しましたよね、あの動線。あれはうんと雨宿りとか、あそこで休むとか、そういうことでうんと有効で、あれをハープセンターからもうちょっと動線で、龍門のあたりくらいまで屋根をつけていただいたら、いろんな使い方ができると思います。

あそこへテーブルを置いてコーヒーを飲むとか、あるいは各種イベントをやるとか、何ていうかフリーマーケットで、あそこで物を売らせるとか、いろんな意味でまだ開発の余地は十分あると思うんですが、この辺に関して振興課長にお聞きしますが、どのように今、考えているのでしょうか、ちょっとお聞かせください。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、ただいまの御質問にお答えします。

現在北安曇地方事務所農地整備課のほうと農産物加工施設の移管についてお話が、移管を

したいという旨の連絡がございましたけれども、具体的なスケジュールはまだいただけていない状況でございます。

いずれにしても、施設移管がなされれば、町で設置条例を制定していくこととなります。管理については、指定管理、直営等の方法があるかと思っておりますけれども、この点につきましては建設当初の趣旨等にもございますので、安心・安全な農産物の加工施設というような意味合いもございますので、現在の運営をされている団体のほうとも話し合いを持ちながら、検討をさせていただければというふうに思っております。

また、議員、御指摘のハーブセンター周辺の整備、また管理という形になってこようかと思っておりますけれども、町民、関係者の御意見も聞きながら、今後検討を、早目に検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） ぜひそういう方向でやっていっていただきたいと思っております。

町なかは、これで公民館が新しくなると。そういう中で会染のハーブセンターのところは池田の玄関口だと、そういう位置づけの中で、ぜひあそこ一帯をもうちょっと開発をしてもらいたい。本当に伸びていますよ、龍門さん、あとローソンさん、鬼無里のそば屋さん、本当に一帯が、町だけじゃなくて一帯がこう一つのところに集中していますんで、ぜひそういう中で、あそこを一番育てていくのが池田町として一番、これ、早いのかなというのを感じております。

ぜひ、町の中で協議していただいて、このハーブセンターを生かした町づくりというのを考えていっていただきたいと思っております。また、ビッグがあったり、ツルヤさんが来たりという中で、その動線が、本当にいい線で会染地区が発展するいい部分になると思っております。

それと、課長、これ1つお願いは、今、働いている方の意向も大事にさせていただいて、すぐやれとかじゃなくて、本当に将来的にきちんと皆さん理解して、じゃやろうというのを、本当に持って行ってもらいたい。今まで十何年もやっていただいた中で、本当に敬意を表さなければいけないし、ただ仕入れと売上げが本当に人件費で終わると、時給500円もいかない今、状態でやっています。そんなところに新しい従業員は来っこないんだから。今いる人たちに本当に感謝をしながら、そういう中で次のステップを考えていく必要があるかと思っております。ぜひお願いいたします。

余りすんなり答弁が過ぎましたので、私の予定は、30分はこれをやろうと思いましたが、じゃ次行かせていただきます。

次、ふるさと納税について伺います。

ことし4月から8月までの池田町のふるさと納税の寄附金は320万円程度、178件の申し込みで入金がありました。昨年は9月から12月まで1,700万円近い寄附金が集まりました。

総務課長にお聞きします。

このまま行ったら、ことしの金額、推移は、どのくらいと予想するでしょうか。御質問します。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） まず、今年度の全体納税額ということで、御質問でございます。

ふるさと納税につきましては、税の寄附金控除の関係から、例年ですと、年末にかけて寄附額が大変多くなっていくというような傾向でございます。

寄附金につきましては、御寄附していただきました皆様の御意志に基づくものでありまして、物価など社会的な経済状況を読めない部分もございます。したがって、具体的に本年度の予想額につきましては、はっきり申し上げることができませんけれども、ちなみに本日現在でありますけれども、4月から9月までということでありまして、約440万円の寄附申し込みがございました。

平成28年度の一般会計当初予算におきまして、私ども1,800万円を計上させていただいている状況であります。私どもとしましては昨年度を上回る寄附額があればというふうに期待しているところでございます。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） ありがとうございます。

これ、見ると、件数から総務課長、見ると、大体1人当たり1万5,000円、2万円がほとんどだと思えますよね。要するに、それは、ふるさと納税の返礼品がそれに合わせた物なんですよ。

安曇野市というのは、大体1人当たりのあれが10万円くらいになる。それは、ノートパソコンを出していた中で10万円だったわけ。諏訪なんかは、諏訪精工の時計を出したのは、30万円、50万円という時計を寄附に対して今度はやったから、1人当たりが大体38万円、40万円近くのふるさと納税になっているわけ。

そうすると、池田町に寄附をしていただける方というのは、本当に1万円、1万5,000円、2万円が大概ほとんどだと思っんですよね。そういう中で、今度、返礼品というのはそれにターゲットに合わせてやっていくしかないと思っんです。

町長はよく言われるけど、本当に池田町の特産品というのは米かもしれない。だから、その米だって、池田の米はどこのお米だって、ある程度おいしいと思っんです。じゃ、品評会で糖度が上がった、1位、2位になったお米といわなくて、池田町農協あたりとタイアップして、結構米余り農家というのがあると思っんです。これで新米がとれて、今、もう在庫がたくさんあって困っているという、現に農家もあります。そういう中で、そういうのが何とか30俵6,000円くらいで買って、それを本当に小分けにして出すとか、そういう方法というのも一つあるんじゃないでしょうか。

それと、私は、ふるさとチョイスというネットを中心に丸投げというか、100%お任せしているのではなく、農協とか商工会とかを巻き込んで、特産品のセットとか他と違う何かこう手づくりな、そんなに件数あるわけじゃないですから、手づくりな心のこもった、真心のある返礼品というのを考えていくべきと考えます。

他の町村と同じことをやっていたのでは、やはり、去年寄附してくれた人が、またことしするかといたら、それはないと思う。そういう中で、ぜひ池田町だからできる、小回りのきく、何ていうかな、心温まる、町長の言う本当に気持ちの通った返礼品というのも考えていっていただきたいと思っます。

それともう一つお願いですが、総務課、ちょっとこれも聞いていいかな。昨年、ふるさと納税をしていただいた1,789件ありますが、その方に対して、要するにお礼の手紙等、そういうことには、あとまた池田町の情報、はがきか何かで流すとか、そのようなことはやっているんでしょうか。お聞きします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） もろもろ御提案をいただきました。

私のほうの今後の対応ということで、御答弁をさせていただきたいと思っます。

魅力あるお礼の品の追加、それから本制度を知らない方へのPRの発信方法を充実させるなどしまして、寄附金の増額を目指したいというふうに考えております。

先ほど、米のこともおっしゃられておりましたけれども、具体的には返礼品の中で、米需用が大変高くなっております。昨年から品切れとなっている状態でありまして、この9月7日ですけれども、再出品をさせていただきました。新米ということでありまして、翌

日には23件の申し込みがございまして、大変反響の多いものと改めて感じたところであります。

それから、昨年度の反省を踏まえてですけれども、需要があるにもかかわらず品切れという状況は非常にまずいということでもありますので、この反省を踏まえまして、今年度につきましてはJ Aと連携をする中で、年の途中で品切れ状態にならないように十分、数量ですけれども、確保するように配慮をしているところでございます。

それから、情報発信という面でございますけれども、新たな取り組みとしまして、ふるさと納税のPR依頼チラシを本年度作成するよういたしました。この9月の補正予算にも計上させていただいておりますけれども、このチラシでございますが、全戸配布をさせていただきまして、町の皆様にも情報発信という面で御協力をしていただけたらというものを願うものでございます。

町民の皆様から町外におられます、親戚、家族、それから友人、知人に向けまして緊急報告を兼ねましたはがきを送付していただくことで、制度の周知と利用促進をするものでございます。草の根の運動的な展開をしたいと考えております。

それから、企業版ふるさと納税というものが本年度、28年度から新設されておりますので、そうした地方創生事業に伴います、限定されておりますけれども、この辺のところを調査研究してまいりたいと思います。

それから、2点目の、昨年1,299名の方がふるさと納税をしていただいたということで、お礼の関係でありますけれども、7月から御寄附をいただいた皆様方に対しまして、お礼状とそれから寄附証明書のほかに、新たに観光パンフレットというものをこの中に入れ込みまして、またそのほかに、近年ではワイン祭りが10月23日に行われるというようなこともありますので、そういった町のイベント情報を同封させていただきまして、町の魅力をアピールするというようなことで、今現在、実施をしておる状況であります。

それから、今後ですけれども、米が入荷したとか、そういうものをメール配信なんかもいかなというふうには考えております。そういったところもちょっと研究をさせていただければというふうに思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） 本当に前向きにやられているということで、ぜひいろんなことをやっ

て、いいことは続けて、ちょっとだめだなということは、また新しい施策を考えていくのも一つだと思います。

ぜひ、ふるさと納税について、町長は、6月のときにことしの目標は、町長、5,000万円と言われましたよね。この状態でいくと、町の予算1,800万円です。町長、去年より伸ばすには、何か町長、施策をお持ちでしょうか。

私のほうは、こんなような一つ案ですけれども、要するに10万円をふるさと納税していただいたら、2カ月に一遍、30キロずつ送りますよと。2カ月に一遍、30キロずつ御家庭に送ると、米を。それもすぐ食べられるように精米をして送ると。そんなようなやつを1つやっただけでも、全国では余りやっていませんよね。その精米というか、玄米じゃなくて精米で、家庭で食べられると。そんなような、1つ打ち出したらまた伸びる可能性もあるのかなというふうに思います。

町長、その5,000万円とこの間言われて、和澤議員も質問の中に書いてありますが、その辺、今の状態でいくと、大体2,000万円行くかどうか、あるいはそれより下回る可能性、今の状態だとね、これから何かやればまた違いますけれども、この延長線ではだめだと思うもので、町長、何か秘策をお考えでしょうか、お聞きします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ふるさと納税についての御質問ですけれども、現在、現況、あるいは今後の方針につきましては、今、総務課長、御説明したとおりでありますけれども、このふるさと納税の政策というのは大変地方にとってはありがたい政策だなと。というのは、なかなか池田町の大きな課題の1つであります自主財源が確保できないという問題があるわけです。これがこのふるさと納税、他からの寄附によって財源化できるという政策でありますので、自分の努力、あるいは工夫で、目に見えた形で財源確保できる、そういう政策ではないかと。私は、大変これ、大いに活用してまいりたいと思っているところでありますけれども。

そういう財源を確保する中で、子育て支援、若者定住等に資するべき財源にしていくというところにつなげていかれるんじゃないかと。そういう意味で、先ほどいろいろお話ありましたが、やはり特色のある返礼品を持っているところは強いんですね、これ。しかも高額な返礼品であればあるほど、高額な寄附が来る。これはもう全国の自治体で、もう本当にこれが立証されております。

ところが、池田町は、高額の商品、品ぞろえができないという非常に弱点を持っております。いろいろ絞っていきますと、それほど魅力のある品数が少ないということでもあります。

で、ここにつきましても、魅力のある特産品の開発というところもここにつながってきて、何とかこれにも取り組んでまいりたいと思っているところであります。

それと、やはり1人当たりの寄附額が1万円そこそこというお話ありましたけれども、これはやむを得ないのではないかと、私、思っております。そうだとすれば、口数を多く確保するということを考えていかないと、1口1万円でありましても、これ、1万人集まれば1億という数になるわけで、金額になるわけでありますので、そういう点では口数をふやして、少額の寄附でもお願いしていくということでもいいんじゃないかということも考えております。

そんなところから、このたび、全町民の全世帯に向けての、ふるさと納税協力をお願いするというパンフレット、そこにははがきがついておりますので、そのはがきを使いまして、町外の皆さんにごあいさつとともに、ふるさと納税よろしく申し上げますということで、案内を出していただくというためのはがきを添付してまいりました。それを全町に配りますので、全町挙げて口数を伸ばすということに取り組んでいきたいと考えております。

私は、もう目標を掲げましたけれども、私がやることではありませんので、皆さんの協力を得ながら一丸となって、町を挙げてふるさと納税確保に力を尽くしていただきたいというふうにお願いをするところであります。そんなことで職員の皆さんには、1人5人以上紹介してくださいと。

さっき安曇野市の例がありました、安曇野市は5億円を稼いでいるわけですから、ちょっと安曇野市から持って来てもいいわけです。安曇野市の関係の方も、随分、池田町の方いらっしゃると思いますので、安曇野市、5億円も集めればもう十分じゃないかと思っておりますので、安曇市から池田町に寄附をしていただく。お米であれば、消費の問題でありますので、毎日食べることでありますので、安曇野市から買うそういう費用を池田町に寄附していただいて、それを今度、返礼品としてお米を受け取っていただくということでもいいんじゃないかと思っております。

そういうことで、職員の皆さんには1人5人以上紹介してほしいということで、御案内をしておりますので、議員の皆さんにはぜひ10人以上を目標に御紹介をいただきたいということをお願いしたいと思っております。

それと先ほど、やはり高額の商品ぞろえということでありましたけれども、つい1日、2日前のことではありますが、お米の10万円コースを設定いたしましたところ、途端に2口の申し込みがあったということでもあります。常にやはり我々もアイデアを考えております。先ほど

議員、御提案のアイデアも非常にいいかと思しますので、十分検討して、そういう魅力のある返礼品づくりも大事ではないかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） 私も5年目になりますが、一般質問がこれほどスムーズに行くとは、本当に思ってもいませんでした。本当に考えているとおりで、ぜひやっていただきたいと思えます。

それで本題なんです、先ほどちょっと総務課長、触れられましたが、企業版ふるさと納税についてお聞きをします。

ふるさと納税の額は、去年、全国で1,653億円となり、地方自治体間に競争が生まれたことは事実であります。また、大都市一極集中が地方都市に向かって、税収の移動が小さなまちに起こっております。間違いなく池田町もこの恩恵の中にいるかと思えますが、まだまだお金の収入は少ないと思えます。

逆に言えば、町長、この間も言われていましたけれども、池田からも出ているわけ、よそへ。そうすると、池田町が100万円、150万円という金が減収になっているわけ。それより上回って取ってこなければいけないもので、その辺、私も町長に言われたとおり、1人10件のふるさと納税を何とかお願いをしてみたいと思えます。

それと、企業版ふるさと納税というのは、池田町にとってはよい良薬じゃないかというのを思っております。それと、1万円のベルトの一般の方の納税にあわせて、今度、ことし4月からふるさと納税というのが企業版が出ましたので、これ、ぜひキャッチをして、池田町がまず進めていかなければいけないのはここからだ。安曇野市もこれ、検討に入っています。そういう中で、企業版ふるさと納税というのは企業が応援したい自治体の地域活性化事業に寄与すると、寄附金の6割が税金から引かれ、地方創生の一環として4月から始まり、第2弾が9月です。

そういう中で、税金が今まで3割の制度がさらに3割上乘せになって、そのかわり足かせがいっぱいありまして、地方版総合戦略の中に盛り込んだ戦略じゃなければ使えない。それと、池田町にとっては、産業振興とか、移住促進だとか、町づくり、あるいは働き方改革、そんなような中で、池田町が何が一番ベターなのかを選択をして、それでこれ申請をしていかなければいけないということで、全国では105の事業申請がもうありました、4月。これ

で9月はこの10倍くらい、多分なるみたいです。

そういう中で長野県としてはないんですが、地方自治体の中では、十分もうこれ検討に入っているから先、行かなければいけないと思うんです。そういう中で、要するに税収の多い東京、埼玉、千葉、神奈川は、一部自治体は例外で、これ、受け付けできないわけ。これは池田町とか、そういうところ以外はメリットのあり過ぎるところはないもので、これ、本当にそういう中で池田町の人口は1万人いて、いろんな人脈とかあると思うんです。その中で見つけなければいけないのは、寄附をしてもいいという企業を見つければ、これ、できない、成り立たないわけです。

ですから、皆さんの知恵と情報で、ぜひ1社でも2社でもこれを探していただいて、50万円、100万円という金をこれやってもらおうと、ふるさと納税がこれ上がると、寄附金が上がると、そうするとまた池田町もそれに対して地方版のあれに使えと。そういうことで、メリットはいっぱいあると思うんです。

それと、これ最終的には町長がトップセールスをして、その探した企業に対してぜひ池田町にふるさと納税してくれないかと、それをやっていかなければ、これはうまくいかないと思うんですが、その辺に関して町長、どのようにお考えで、総務課長か、どちらでも結構です。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいま企業版ふるさと納税ということでお話ありましたが、これ、始まったばかりの制度でありますけれども、十分研究して取り組んでまいりたいと思いますが、何分にも今お話ありましたように、企業にとりましては若干負担も出るのかなというところであります。

大いにやはり町の方針に賛同して、お願いをするというような形になるかと思っておりますので、そういう点も研究して、池田町に関係のある企業、本当にトップセールスも当然考えておりますけれども、企業にお願いいたしまして、町の方針を理解していただく中で寄附をいただければなと思っております。大いにこれから研究をしながら取り組んでまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） ふるさと納税、ぜひ、総務課長、お願いいたします。

いろんなことをやってみて、いいことは続けて、本当に伸ばす努力をしていただきたいと思います。

思います。ちょうど時間であります。

3番目に入らせていただきます。

答弁のほうはちょっとお早めにお答えしていただきたいと思います。

冒頭で、池田工業高校のデュアルシステムに、9月補正予算の中で20万円という予算をつけていただいたこと、再度、評価をいたします。まず一步動いたかなと思います。

今年度、第2次高校再編の議論が県教委によってされることになりました。10年ほど前の第1次高校再編のとき、私もその渦中にいました。大北4校を3校にという大前提のもとに、数十回の議論を重ねました。私は、白馬高校が大町北校の分校化になるという決着で落ちつくものと、私の周辺は皆、思っておりましたが、結果は大町高校と大町北高が1つの新しい高校となる決定をしました。本当に当時、大どんでん返しを受けたというような気持ちを持ちました。

それで、第2次高校再編がこれで始まろうとしていますが、池田工業高校が生き残るため、池田町との強い連携と町民意識がない限り、少子化の波には勝てず、池工がなくなるものと考えています。

ものづくりは池田町の産業の原点とされます。幸い県議会議員の宮澤敏文先生がおられ、池工の同窓会長でもあります。何かアクションを起こすことが絶対必要でございます。専攻科2年の設置、またはデザイン科の増設など、行動を起こすことが大事だと思います。池田町から池工がなくなったら、この町はどうなるのでしょうか。

町長に御質問をいたします。池工についてよろしくお願いします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 池田工業高校への御質問でありますけれども、池田工業高校は御承知のように組合立で設立され、創立95年の歴史のある地域高校であります。大北地域の唯一の技術専門高校であり、地域に多くの優秀な人材も輩出している学校であります。

県内に先駆けて行われた池工版デュアルシステムは、平成18年に始まり本年も22名の生徒が町内外の企業10社へ週1回程度出かけ、現場での実習を行っております。デュアルシステムに取り組む生徒は年々増加の傾向にあり、受け入れ企業の評判もよいところであります。これは全国的にも評判になっているところであります。

こうした中、地域高校である池田工業高校への支援といたしましては、このデュアルシステムに池田町として助成することとし、本会議に予算をお願いしているところでもあります。

現在、専攻科設置の署名活動も行われておりますが、池田工業高校は池田町のみならず大

北地域にとってなくてはならない高校と認識をしております。大いに高校の皆さんともコミュニケーションを図りながら、もうこれは絶対存続させるという心意気で、今後も取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） 町長も学校活性化委員会等、御出席されていると思います。ぜひ、池田工業高校について、御理解を願いたいと思います。

それと、池田工業高校にはもう1つ、大北で1つしかない定時制というのがあります。これは今もう池田工業高校しかないんですよね、この地域には。そこに二十数名が学んでいて、大出さんと私が振興会というところに入っていて、PTAみたいなところなんです、本当に子供たちと接してみると人とのつき合いは苦手だけれども、ただ、今まで不登校で、それが同じ仲間が集まってきたら1日も休まないで4年間、出て、卒業して行って、専門学校行ったりする子もいます。だから、そういう中で、本当に育てている子供たちも、この大北の中では必要な高校だという認識をひとつ持ってほしいと思います。

本当に池田町に池田工業高校の生徒が自転車で走らなくなったら、本当に寂しい町になる。そういう中で、後で大出議員が質問しますが、送迎の問題、駅からここまで、有明、松川。要するに子供たちというのは麻績から来ている子は麻績の駅まで来て、そこへ自転車で来て、またそこで電車に乗って、またこっちへ乗り換え、乗り換えなんです。それと、そういう中で高校へ通ってくる子がいるという事実、ぜひ現実を見ていただいて、答えていただけたらいいかと思います。

それと、池田工業高校の校長先生と近々話したところによりますと、池工のデュアルシステムに対して協賛企業にお金いただけるというのは、高校側としては言えないけれども、本当にありがたいと、本当に幾らでもいただいただけ、うんと助かるということを言われていました。

ただ、一つ池工版デュアルの協賛企業が、先ほど町長も言われましたけれども、10社しかないということで、もうちょっと窓口を広げたいということをおっしゃってありました。工業高校を卒業したから、工業系に就職するかというと、そうじゃないと思うんです。子供たちには無限の可能性と、それといろんな状況の変化によって選択肢が変わると思うんです。

そういう中で、ぜひ私が1つお願いしたいのは、池田町で私が考える中では建設水道課く

らいで、要するに1つの課題の中で、池工生のデュアルを受け入れてもらいたいというのが、1つお願いです。ただ、毎週金曜日で6カ月ですよ。ということは、午前中しか来ない中で、要するに水道の1立方当たりの生産単価とか、そういうの、簡易水道と下水道の違いとか、そういうのをちょっと比較するとか、そういう課題を持った中で、その生徒さんと接することはできないんでしょうか。

ぜひ、池田町役場の中でデュアル版を取り入れていただいて、その生徒とともに勉強していくということはどうでしょうか。

まず、町長から、次、課長、お願いします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 役場でこの受け入れをというお話であります。

これにつきましては、本当に役場の仕事というのはいろんな分野がありますので、そういう点では短時間研修という形で来ていただいて、受け入れることができるかどうか、十分これ、検討して、今後考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 丸山建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） 建設水道課の水道業務などでは、そのようなことでの受け入れは可能ではないかなと考えておりますけれども、これからのいろいろ検討の中での受け入れが可能かということで考えていきたいなと、こんなふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） ぜひ、前向きにちょっと考えていただくと、要するに池田町としてデュアルを受け入れてやっているというのは、これ、県教委に対してPRにもなるということも、一つあると思います。

それと、私もこのデュアル、10年近く関係しているんですけども、社協に出向した子が2人いまして、教育長は御存じだと思いますが、1人の子が池工からデュアルに来ていて、それで福祉に興味を持って、それで卒業して福祉の専門学校に今、行っています、目指せ池田社協なんですよ。本当にそういうことによって、地元の企業を何とかこう入りたいてって、目標を自分でつくって、短期大学、専門学校へ行っているというのも1つの成果なんですよ。

それと、一つ言いたいのは、今、県議もよく言われますけれども、中卒の子は70%が3年以内にやめてしまいます。高卒の子は50%しか、半分はやめてしまう、就職しても。大卒の子は3割ぐらいしかやめないと、そういうような全国的な結果があります。

そういう中で池田工業高校というのは、67%くらいは10年くらいは勤めると。そういうことも数字の中に出ておりますので、そういう中でも要するに池田のものづくりに関しては地元採用というのを本当にやっとな、長男、長女がここに残ると。そういう中で人口の歯どめにもなるし、また人財育成にもなると思うんです。そういうところ、本当に真剣に考えていくと、人口の流れだとかというのも抑制できていく。それと、人が育つ、企業がもうかるといふ、いろんな好循環になってくると思います。

町長、その辺、人口増対策の一つの一環として、ぜひそういうのを町長のちょっとした思いというのはどうなんでしょうか、お聞かせください。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 本当に高校時代というのは、まだまだ方針がはっきりしない、自分の方針がはっきりしないで、職業高校に行く、あるいは普通高校に行くというケースも多いようであります。

その中で、職場体験をすると、それは非常にインパクトのある、今までは工業分野に行っていたけれども、福祉関係に行ってみたら、自分のやはり考えといいますか、希望と非常に近いものがあったということになりますと、違う分野からまた違う分野への方針、方向が変わるといふこともあり得るかなと思います。

そういう意味で、大いにいろんな職場を見ていただいて、自分の方向性を決められていくような、そんな環境づくりができればなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） ありがとうございます。

本当に実のある1時間がもう終わろうとしています、本当に町長の言わんとすることを、議会も私も理解をして、いろんな意味で協力をして、いい町づくりという方向は1つなんですから、そういう中で協力をしていきたいと思っております。

ぜひ頑張ってください、また議会にいろんな部分ぶつけていただく中で、お互いにいい方向を探っていくというのも1つだと思います。前とは違うんだという甕町政を出していた

だいて、ぜひ前向きに池田町の町づくりに対して頑張ってもらいたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（那須博天君） 以上で矢口新平議員の質問は終了しました。

この際、暫時休憩にいたします。

再開は午後1時を予定しております。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

議長（那須博天君） 休憩を閉じ再開いたします。

なお、吉澤監査委員、所用のため欠席との届け出がありました。

和 澤 忠 志 君

議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

3番に、6番の和澤忠志議員。

和澤議員。

〔6番 和澤忠志君 登壇〕

6番（和澤忠志君） それでは、平成28年9月の定例会の一般質問を行います。

6番、和澤忠志でございます。

初めに、町長の公約の取り組みについて述べてみたいと思います。

町長に対する町民の期待、職員の期待、町長の信頼回復に取り組む職員への期待、町長の行政運営方針の基本方針を確認する言葉を新聞紙面より上げてみました。

託された信頼回復。政治の健全化。実績、経験よりも人柄優先。職員教育の充実によって庁内の綱紀粛正を図りたい。最も優先してほしい政策。医療福祉、子育て支援、中心街の活性化、産業の活性化。町政の信頼回復に全力を尽くす。新たな池田町のスタート。町民感覚で横の連携を大切に行政運営。怒り、恥ずかしさ、失望、町への誇りや自信を取り戻す。明るい町づくり、職場づくり、そして活気のある池田町にしていく。行政の仕事はサービス

業であり、信頼が一番大切。職員の教育を見直し、課を超えて町の課題解決のために積極的に取り組む態勢を整える。私たちは町民に喜んでもらったときにやりがいを感じる。そんな思いで行政の仕事に取り組んでいく。

このような、行政運営に変わっていけば、信頼回復、政治の健全化により、町民の期待に応えられると信じております。町長の全力で取り組むようお願いいたします。

それでは、町長の公約の3点について質問を行います。

- 1、人口減少、少子化に歯どめをかける。
- 2、産業の活性化の取り組みについて。
- 3、景観を生かし、観光振興を推進する。

この3点でございます。

それでは初めに1点目、人口減少、少子化に歯どめをかける。子育てしたくなる町へ。人口減少対策にあらゆる手を尽くす。子育てしやすい環境づくりに力を入れる。限りない子育て支援、若者の働く場、住む場の3本柱で町の喫緊の課題、人口減少を食いとめるというような内容で、1番目です。

に、町長の公約として、取り組む姿勢として、第3子以上の保育料の無料化、第2子減免を行います。また、保育料の全面無料化に取り組みます。

全面無料化の対象は。それから、必要予算はどのくらいでしょうか。

答弁をお願いします。

議長（那須博天君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） ただいまの和澤議員さんへの御質問に対して、お答えをいたします。

現在、町の最大の課題として取り組んでいかなければならないのは、総合戦略でも取り上げられておりますように、人口減少、少子化問題であります。特に出生数、出生率の減少している当町にとりまして、何としても歯どめをかけなければならない課題であると、選挙を通して訴えてまいったところでもあります。

将来を担っていく子供たちが減少することは、町の将来にとって希望を失っていくことを意味していると言わざるを得ません。私の政策の中心に人口減少、少子化をテーマとして方向を定めているところであります。

そこで、若者が定住できる、またしたくなるような町づくりをしていかなければなりません。私は若者が定住し、子育てしやすくするための条件として、子育てに対する経済的支援、

定住できる住宅の整備、そして働く場の確保であります。子育て世代にとりまして、一番経済的負担は保育料の負担ではないかと考えられております。その経済的な支援として、その減免は大きな支えとなるはずであります。

そこで、次年度は第3子以上の保育料の無料化を行いますが、国におきましても無償化を段階的に進めるとしてありますので、今後の動きに注目し、また財政の問題も勘案しながら第2子減免及び全面無料化について、十分精査した上で実施できるよう、検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁といたします。

議長（那須博天君） 和澤議員。

〔6番 和澤忠志君 登壇〕

6番（和澤忠志君） 前は第3子以降、来年から実施をしたいというような提案があったんですが、町長のほうでこの第2子減免というのも基本的には28年度から行いたいというように、新聞に載っていたんですが、今の答弁だと、まだこれからいろいろ調整して、段階的に国の施策とあわせてやっていくというような答弁でございますけれども、これの内容が変わった理由は、もう一度そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（那須博天君） 養町長。

町長（養 聖章君） 中に入りますと、どうしてもやはり財政の問題等あります。なかなか一気に調整がつかないというところもあります。これからも出てくるとは思いますけれども、財政の問題抜きにはなかなか、いろいろ施策も実行できないということにも来ております。一つ一つ、一歩ずつというようなことに私も変わってきたということは事実でありますので、御了解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 和澤議員。

〔6番 和澤忠志君 登壇〕

6番（和澤忠志君） 内容は私もわかります。

いずれにしても、そうはいつでも町民はそういうことは余り、公約ということなので期待しているという面もありますので、早期に、やはりあらゆる手段を用いてもやるというような町長の答弁、気持ちもあらわしておりますので、町民もそういう形の中で投票した人もあると思います。

ですから、なるべくこの第2子半減ですか、ここら辺も、全面無料化については4年をめ

どというようなことになっていきますので、第2子無料化については、一旦は28年度から実施したいというような方向があったので、なるべく来年からは無理にしても、早い時期に財源を探し当てて実施していただくよう、再度お願い申し上げます。

それから、のほうでございますけれども、第2子以上の給食費の減免を行いますと。こういう目標が、公約とは思いますが、こういうこともうたっているわけですが、この辺についての内容について伺いたいと思います。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 給食費減免の件でありますけれども、保育料と同様に小・中学生期の子育ての経済的支援として、大変有効な施策と考えてはおります。

今年度から一律1万円の減免を行いました。さらなる減免につきまして、構成団体との関係もありますので、対象年齢、内容、実施時期、財源等、十分検討する中で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 和澤議員。

〔6番 和澤忠志君 登壇〕

6番（和澤忠志君） これも早めに、28年度は無理としても、29年度を目標に実施をお願いするよう取り組みをお願いしたいと思います。

それから次、といたしまして、財源の一部としてふるさと納税寄附金に子育て支援を新設します。ふるさと納税で5,000万円ぐらいの財源を確保して、この子育て支援に使用して、この子育て支援のいろんな公約を実行していきたいというふうにならなっているわけですが、先ほどもふるさと納税の話がありましたけれども、去年は後半で2,000万円ぐらい集まったんですが、ことしは前半はなかなか思うように行っていないと。ことしの見通しも2,000万円、目標は達すればどうかという、いいと思うんだけど、なかなか見通しがつかないというような中で、いずれにしても全面無料化ということになりますと、6,000万円、7,000万円という財源が必要になるんじゃないかと予想されます。

そうすると、ふるさと納税でそういうものを大部分賄っていくためには、ふるさと納税を1億円ぐらい集めないと、5,000万円ぐらいは集まって、その使える金が余ってこないわけですが、そういうような形の中で、先ほど見通しについてはお聞きしたんですが、財源がいつごろ確保できるかこれも予想できないので、財源が確保できないといろんな施策で、第2子の減免とか、いろいろ給食費の減免とか、こういうのもできないとは思

んですが、そうはいつでも第2子の全面無料化はできないとしても減免とか給食費の減免ぐらいは、1億円、5,000万円集まらなくてもどこら辺まで実行できるのか、町長の、今の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（那須博天君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） ふるさと納税の御質問でありますけれども、5,000万円確保の見通しということで、私もこう考えているところでありますが、子育てに対する経済的支援の政策を進めていくには、当然、裏づけとなる財源の問題が出てまいります。

私は、ふるさと納税の制度は財源確保には大いに有効であると考えておりますが、決して安定したものではありません。そういう意味では、全面的に充てることはできませんが、その一部を財源として活用することは、政策遂行の上では極めて有効であると考えております。

しかし、手放しでは集まるものも集まらないと思いますので、目標を持って取り組んでいきたいと思います。それが5,000万円と具体的な数字となっております。

町では現在、取り組みの1つとして、先ほども御紹介いたしましたけれども、はがきを使用して、友人、知人等へ直接御案内するものを全戸配布し、協力を呼びかけてまいりたいと思っております。納税制度につきまして、まだまだ情報が行き届かない部分もありますので、草の根の活動を通してアピールし、増収につなげていきたいと考えております。

また、現在町の11の事業者の皆さんに御協力いただきながら、47品目をお礼の品として寄附された皆様にお送りさせていただいております。今後におきましても、さらに魅力のある御礼の品を追加し、PR発信方法などを充実させながら、寄附増収に取り組んでまいります。

できないときはどうするかというような御質問ですが、達成できるようにさらなる手を打ってまいりたいと存じております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 和澤議員。

〔6番 和澤忠志君 登壇〕

6番（和澤忠志君） 全力で取り組むということを期待しております。

それで、ちょっとここに質問がありますけれども、ふるさと納税寄附金に項目として、子育て支援という項目を新設すると、こういうふううたっているわけですが、現在まだ新設されていないと思いますが、これ、いつごろから新設をして、そこに寄附されたものを全額使えるようにするのか、これの予定はどうなっているのでしょうか。

議長（那須博天君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 名称は、ちょっとこれは案でありますけれども、来年度に向けまして、そういう窓口をつくりたいというふうに、いま考えております。子育て支援ということであらうたいまして、寄附を募っていくということの窓口を設けたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（那須博天君） 和澤議員。

〔 6 番 和澤忠志君 登壇 〕

6 番（和澤忠志君） それでは に移りたいと思います。

子育て世代の経済支援や環境整備などを担う、子育て支援課を新設すると、こういうふうには町長も公約して、当選してからも新聞で載っているんですが、この子育て支援課の新設をいつごろからするのか。

私もちょっと勉強不足でわかりません、子育て支援センターとのすみ分けというか、似たような仕事もあると思うんで、そこら辺について、時期とそれからすみ分けについてお聞きしたいと思います。

議長（那須博天君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 子育て支援課の設置についての御質問ですが、次年度の組織編成に向けて検討しているところでありますが、これも名称はともかくといたしまして、子育て支援についての窓口を一本化する体制を考えているところであります。

現在、有効に機能しております子育て支援センターの部門がありますので、どのように組み込んでいくか検討してまいります。

いずれにいたしましても、次年度の再編のときにはこの辺の一本化、図ってまいりますのでよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（那須博天君） 和澤議員。

〔 6 番 和澤忠志君 登壇 〕

6 番（和澤忠志君） それではぜひ一本化をお願いしたいと思います。

それでは次、若者向け土地分譲、建築の助成に取り組むというような形がありますけれども、実際は土地開発公社で、分譲を内鎌のところともまた 5 件、6 件やっているわけですが、実際はこの町なか活性化、あるいはコンパクトシティーというような形の中で、実際は町なかが高齢化が進んでいると、限界集落じゃないですが、空洞化していると、町な

か自体が空洞化している。特に吾妻町2丁目、東町等に、子供がいないと、高齢者のみになって、高齢者のみでどうやって活性化するんだと。活性化するということは若者が住んでいるからそこへ人が集まってくると、子供がいなくてところへ人が集まってくるとするのは、余り信じられないんで、この建設、若者定住促進住宅を、ぜひ町なかに建設していかないといけないんじゃないかなというふうに思っているんですが、この点について町の考え方をお聞きしたい。

議長（那須博天君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 住宅定住促進、町なかに若者の住宅をというような御質問でありますけれども、現在2名の地域おこし協力隊をお願いしているところであります。これを機会に担当をつけ、窓口の設置を考えております。

町なかに若者定住促進をとの御提案ですが、私の基本的な町づくりの構想はコンパクトシティ化であります。その点では何とか若者の定住を町なかに誘導したいのですが、なかなかそのニーズがありません。

1つは、宅地にするための土地が点在しており、若者の求めるような環境がないということが言えます。その点で空き家の調査をして、活用できるものか、また取り壊しが必要であればそれができないものか、意向など伺い、環境を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 和澤議員。

〔6番 和澤忠志君 登壇〕

6番（和澤忠志君） なかなか町の中で空き家がない、いいところがないと、町の外もいいところがないと言うんですが、やはり町でその住宅を建てて、例えば3LDKで家賃2万円とか3万円とかで、30歳ぐらいから45歳ぐらいまでの子供のいる方とかいう形で、町にやはり空いてきているスペースが目立ちます。そういうのを集約しながら、どうにか町の中にそういう若者の住宅を建てたらどうかというのが、町でそういうことをやらないといけないんじゃないかなと思います。

何しろ空き家も相当目立ってくると思います。空き家も利用して、そういう若者を安い家賃で定着してもらおうという推進をどんどん進めていったらいいなと思います。今、空き家も利用していくというようなお話があったので、空き家の利用をもう少し活発にしていってほしいと思うんですが、そこら辺について、もう一度、町長に、もうちょっと詳しく何かあればお聞きしたいと思います。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 先ほど申し上げましたように、若者定住ということで2名の地域おこし協力隊をお願いいたしました。これは決まりましたので、やはり、まず施策を打つには十分な調査、研究ということが大事かなと思います。土地がどのくらいあるのか、また活用できる空き家がどのくらいあるのか、また若者のニーズはどうか、その辺を十分調査し、何とか町なかに誘導できるような、そんな施策が打てたらと思っているところであります。大いにこの地域おこし協力隊の活躍も期待しているところであります。

そんなことで、調査、研究進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

議長（那須博天君） 和澤議員。

〔6番 和澤忠志君 登壇〕

6番（和澤忠志君） よろしく申し上げます。

何といても、ただ来いといってもならないんで、そういう何か、要は有利なことですね、若者が空き家を借りてやると普通3万円だけど、町で1万円補助するとか。そういう施策を打っていかないと、空き家が空いたから、4万円、5万円が入るんだってなかなかいかない。あるいはそういう面で、いろいろ町も来る人にメリットのあるような施策を考えて対策を練っていかないと進まないんじゃないかなというふうに思いますんで、そこら辺も含めて、御検討はしていただいているとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから北保育園の跡地の利用ということで、これは5年か、相当空いてきちゃっているんですが、余り放置しておくともう本当に何にも使えなくなっちゃうんで、これ、有効利用ということで、町長の4年間のうちでこれぜひ利用化に向けて進めてもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 北保育園の跡地利用ということの御質問でありますけれども、当初、会染保育園の建てかえから、その時に北保育園を一時的に利用して建てかえをというような話から残されたものであります。なかなかその方針も、いまだにはっきりいたしません。また、この建物について活用をできないかというような話も出ておりますので、まだ方向がはっきりと定まりませんので、今のところその方針が出せないというところであります。

これも早急に、やはり町なかの住宅地ということで考えれば、北保育園の跡地は格好の場所ではないかと思ひます。ここは何とか早く方向を決めながら、この跡地利用について方針

を出したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（那須博天君） 和澤議員。

〔6番 和澤忠志君 登壇〕

6番（和澤忠志君） それでは、次に移りたいと思います。

働く場の創出、確保、企業誘致。

働く場の創出と企業誘致に力を入れたいというふうには町長も頑張っておるわけですが、現状においてなかなかこういう、時代が移り変わってまいりまして、企業誘致といってもなかなか地方にはもう来ないと、来ても、そんな正社員が二、三人いて、ミズノ工場みたいに地方の社員は余り雇わないというような状況でございます。ツルヤの場合は別ですけども、ほかの企業というのは大体そういう、なかなか人を、正社員を雇用するようなところはなかなか来ないということでございます。

働く場の創出というよりも、実際は今、みんな悩んでいるのは何でしょうかと。ですから、要は後継者がいなくて困っているんじゃないかなと。後継者を育てることが雇用の確保、後継者を育てると雇用になるわけですから、その後継者になる人が雇用をするわけですから、そのほうが実際的には現実的な施策ではないかなというふうに思うわけなんで、農業、工業、商業者の、どこの自治会でも何でもそうで、高齢化が進んで後継者がいないと、これが日本中の悩みでございますけれども、そういうことの中で、池田町としてはやはり町の活性化ということになれば、この商業、工業の後継者、これがどう育てていくのか、今の時代が終わると、みんな店閉めちゃうということじゃどうしようもなく、やはり今やっている店、玉屋さんなら玉屋さんの後継者が育つような形を、町でそういう協力とか、そういうものを考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思うんですが、具体的その後継者の問題について、町の取り組み姿勢というのはどうなっているのか、どのように対策を進めているのかお聞きしたいと思います。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 企業の後継者確保の対策についての御質問でありますけれども、議員御指摘のとおり、企業誘致は相手方の条件等も問題ありますので、なかなか簡単ではありません。しかし、諦めてはおりませんので、企業誘致についても、あわせて私も検討は続けてまいりたいと思っております。

その中で、やはり後継者問題は大変大きな問題として、池田町も1つ課題になっていると

ころでありますけれども、現在、商工会と協力いたしまして、ものづくり産業クラスター形成事業により、アドバイザーを雇用して、町内企業等の人材育成、後継者育成を目的とした勉強会、講演会等を開催しております。

また、県の中小企業振興センター内に長野県事業引継ぎ支援センターが設置されており、事業継承や事業引き継ぎ、後継者の確保など、専門スタッフがワンストップで総合的に支援する体制が整備されておりますので、そちらのセンターを紹介するなどしております。今後とも地域産業の発展のために、後継者育成が重要と考えております。

また、商業関係のお話も出ましたけれども、個人企業にとりまして切実な問題でありますけれども、ここも町が何とかというお話であります。手が無いといっておかしいんですけれども、商工会のほうでは十分やっているんですけれども、なかなか道筋が開けないというのも事実であります。

この辺につきましては、商工会と十分協議しながら、どんな行政が支援ができるのか、また検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 和澤議員。

〔6番 和澤忠志君 登壇〕

6番（和澤忠志君） そういうことで、個人商店街とか農業もそうですが、今やっている人がいなければ、もう誰もいないと見受けられる企業とか個人商店が多いわけでございますので、ぜひそこら辺を町としても一緒に、今後、後継者づくり、あるいはその店をどういうふうにして今後も維持していくかというような相談に乗ってやったらいいじゃないかなと、その中でいろんなアイデアが出てくると思いますので、ぜひそんな取り組みもお願いしたいと思います。

それでは次、その他の子育て支援に関しての町の考え方についてお聞きしたいと思います。

産前産後ケアハウス「助産院おりん」があります。また、池田の自然で自主性を育む認可外保育施設「安曇野シュタイナー子供園おひさま」等、子育て支援に貢献していると思うが、こういう施設ができて子育て支援に貢献していると思います。池田町にとって、ですから、今後どのようにこういうところと連携をとっていくのか、また連携をとりながら支援をしていかなくはないか、私は考えております。

やはり子育て支援ということで町長が全力を投入するということですから、その面で行っても池田の子供は池田と、どこに通っても池田町の子供は池田ということで、保育園

に行っているから、特典が得て補助金が得られると、認可外行っているから全然、一銭も補助金がもらえないということでは、ちょっと不公平じゃないかなと思うので、全額とは言わず、やはり多少、多少というか、幾らかの支援を始めていてもらいたいというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（那須博天君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 産前産後ケアハウスや、認可外保育施設との連携や支援はということで御質問であります。町の産前産後ケアについては社協において、助産師4名を雇用して事業に当たっております。その人件費については、全額町で負担しているの、利用者の皆様からは料金をいただいております。

利用形態は訪問制となっており、このほか、親の都合等により、子供を預けなければいけない場合に備え、子育て支援ショートステイ事業を6月からスタートしております。この場合、預け入れ先が松本市になるので、地元で預けたい場合は御質問にあった町内民間施設を利用することになりますが、町の補助制度がないため、利用者負担が多額になるともいわれております。

また、認可外保育園もこの5日にオープンし、6名の園児を預かっておりますが、これも現在、町の補助事業はありません。ともに町の政策と重なる部分が多いわけですが、利用者の多種多様な子育て形態に対応していく上では、官・民の連携が不可欠であると思っておりますし、近隣の市においても運営補助制度ができつつあることから、今後の予算編成の中で検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（那須博天君） 質問ありますか。

和澤議員。

〔6番 和澤忠志君 登壇〕

6番（和澤忠志君） そういうことで、28年度ぐらいからはどうか、多少なりとも補助金の補助の予算を計上していただければ、話し合いながら、向こうの要望もあると思っておりますので、十分連携をとりながら、町の一員として子育てに協力して、前向きに取り組むことができるよう、町と一緒に補助金等、お互いに頑張るような仕組みをつくっていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次、2番目、産業の活性化の取り組みについて。

産、官、学、金の連携を図り、地域経済の活性化を行います。町民の最優先してほしい政

策として、市民タイムスの調査では、町なか再生が最多だった。子育てしやすい町にするには雇用が大きな問題だ。企業誘致に全力で当たり、ワイナリー建設などを進め、雇用の拡大につなげたい。雇用創出。企業誘致に全力。町を活性化させ、世界に名を打ち出せる町づくりを進めたい。

そういうような内容の中で、一番目、農、商、工、連携で6次産業創出に取り組みますと。

それで質問したいんですが、連携で取り組むというんですが、統括部署は誰が主体となって旗を振っていくのか。それから、今、現時点で6次産業創出に値するような、そういう品物というか、産業というか、農産物があるのかどうか。

その2点について、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 6次産業創出の統括推進部署と、また具体的な事例はということでありまして、統括推進部署につきましては、振興課において、農政係、商工観光係への支援センターが連携して取り組んでおります。また、商工会にも来月、6次産業部会が発足いたしますので、商工会ともしっかりと連携をとってまいりたいと思います。

具体的な取り組みですが、花とハーブや美しい景観等、池田町特有の資源を生かしたサービスの提供を行うハーバルヘルスツーリズム事業、ワイン用ブドウの栽培敵地を生かし、観光資源にもなり得るワイナリー事業を推進することなどがございます。

このような事業を中心に、農、商、工、連携による6次産業化を図り、新たな産業創出、雇用の拡大、観光客の誘客を図り、地域の活性化に結びつけたいと考えております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 再質問。

〔6番 和澤忠志君 登壇〕

6番（和澤忠志君） 何ていったって町の活性化、やはり産業が活性化しないと、町は活性化しないと思います。

ですから、やはりかつて池田町が栄えたのは蚕、やはりそういうすごい産業があったから町も栄えたというふうに思います。何といたっても、やはり町に産業がどんどん興って、そして雇用がどんどんできて、住民がどんどんと力をつけていろいろいかないと、なかなか町の活性化といったって、景気が悪い、所得が低いところでは活性化も何もできないと。民間活力も生まれえないということですが、やはり経済が発展しないと力が出てこないというふうに

思いますので、ぜひ、一番問題は町なかの活性化といっているんですが、やはり活性化には経済の活性化、これが一番だと思いますので、町長もそういう商人でございますので、ぜひそこら辺は十分わかっていると思いますので、ここら辺も子育てと同じくらい力を入れていきたいというふうに捉えておりますので、ぜひこの商業活性化、この辺をそういう形の中で進めていってもらいたいと思います。

それでは 番目の、農業の法人化を推進し、強い農業を構築するということでございます。

今、営農組合が各部落できているんですが、これを何か1つにまとめていくというような構想があるらしいんですが、やはりこれからは農業が生き残るといことは非常に難しい時代になってまいりまして、大型化、集約化、本当にそれをして、効率化を高めていかないと、多角化も含めていかないと、生き残っていけないということなんですが、法人化に対する町の取り組みというか、町はどのような形で補助をしているのかということ、行政のかかわり、これについてお伺いしたいと思います。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 法人化の構想とめどはとの御質問でありますけれども、池田町の稲作は収量及び食味値もトップレベルの評価を受けております。現在の米価の下落により、中小規模農家の所得は赤字となっております。このような状況ですと、法人化は経営規模拡大、経費の削減、補助金の投入等が図られ、強い農業を構築するためには不可欠であると考えます。

今年度、池田町営農センターに法人化推進部会を設置し、部会を2回、営農組合単位の会議を3回開催し、どのような形態の法人化が最適であるのか、運営方法、経理方法等を平成29年度末までの法人化を目指して検討しているところであります。

次に、農業の複合経営についてですが、安心・安全な売れる米づくり、低コスト省力稲作技術の導入、大豆、小麦等の有利な交付金作物による転作、高収益作物（園芸作物）の導入、町内酒蔵と連携した酒米の面積拡大等が考えられます。

今後も支援センター、県農業改良普及センター、大北農協等との関係機関との連携をとり、法人化、農地集積による経費節減、契約栽培等による農業経営の強化を図ってまいります。

以上で答弁といたします。

議長（那須博天君） 和澤議員。

〔6番 和澤忠志君 登壇〕

6番（和澤忠志君） 前回からいつも言っているんですが、米について、米のブランド化と

というのがいつも質問しているんですが、特産物として米が、池田町は古い歴史の中から、おいしい米がとれるところということになっておりまして、今もやはりおいしい米がとれるということなんで、ふるさと納税の品物にも有機米が、何か結構、高く売れているというような話も聞きます。

ですから、このブランド化を推進していってもらいたいというふうに、常々提言はしているんですが、なかなかこのブランドが、例えばほたる米というようなことですね、ふるさと納税にそのほたる米というので非常にいいじゃないかなというふうに思うんですが、池田町も蛸の町という形で、蛸が発生して、自然豊かな町ということになっておりますので、どうでしょう、ブランド化でほたる米というものを推進していったらどうかと思うんですが、その点についてちょっとお伺いをしたいと思います。

議長（那須博天君） 蛸町長。

町長（蛸 聖章君） お米のブランド化ということですが、これ、全国的にもいろんな名称をつけて取り組んでおります。お隣の松川村では「鈴ひかり」等の名前を使っておりますけれども、なかなか池田でいい名称がないと、いろいろ出ますけれども、定着しない。そんなところもあります。

次年度に向けて、またこれ、大いにみなさんの御意見伺いながら、いい名称のブランドが確立できればなと思っております。それはやはり、お米アピールするには一つのブランドの名前というのも非常に有効でありますので、また皆さんの御意見、アイデアお伺いできればと思っております。

以上です。

議長（那須博天君） 再質問ありますか。手を上げて発言をお願いします。

〔6番 和澤忠志君 登壇〕

6番（和澤忠志君） その次に、新規就農者の受け入れ体制は進んでいるのかということですが、池田町で新しいところから来て、新しい池田町で農業やりたいという方も若干いたようでございますけれども、やはりこの農業の受け入れ体制、まだ整っていないために違うところへ行かざるを得ないというような話も聞いております。

やはり今の農業者だけではなく、新たに新規農業者を町で迎えていかないと、農業が後継者が維持できていかないというふうに思っているんですが、これの取り組みが町として進んでいないような気がするんですが、この辺について取り組むつもりがあるのか、余りこれは効果がないので取り組まないのか、そこら辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 新規就農者の受け入れ体制の進行ぐあいはということでありませけれども、営農支援センターが窓口となりまして、北安曇農業改良普及センター、大北農協とも連携をとり、新規就農希望者の対応をしております。

平成24年度から平成27年度まで、6名が水稲、園芸、畜産の分野で新規就農しており、町でも国の補助金を活用して、年間150万円、5年間の交付を行っております。また、県でも研修制度があり、新規就農者に参加を呼びかけているところであります。

現在も3名の希望者から申し出があり、営農の意欲を確認しながら、経営計画の策定指導、圃場や住居の確保等の課題解決を行っております。

今後も関係機関と連携をとりながら、水稲プラスアルファ、ワイン用ブドウ栽培の研修制度を活用し、新規就農者をふやしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 和澤議員。

〔6番 和澤忠志君 登壇〕

6番（和澤忠志君） 受け入れ体制、いろいろ都市も受け入れの住宅、あるいは土地、機械、農業をやるということは、何しろ金がかかると。一番金がかかる産業は農業だと。この間、静岡県からちょっと来た人と、ミカン農家とお話ししたんですが、何しろミカンは楽だと、草刈り機と消毒機があればそれでできると、3町歩、5町歩。ところが農業になると、5町歩やるということになれば、2,000万円、3,000万円というお金を投資しないとできないということなんで、新規農業者の受け入れ体制を、そういう機械とか、土地とか、そういうお金をかかるところを何か工夫して、定着するような考え方を実行していただきたいと思っております。

それでは、時間がありますので、次に移りたいと思います。

産業振興条例の制定を推進しますと。

町長は、この産業振興条例を制定すると、町が活性化するというようなうたい文句だったんですが、ちょっと聞いてみますと、今の現状の制定の内容だと、理念条例ということで、一応余りそのすぐ活性化には役立たないんだというようなお話が出ております。

ところが、安曇野市の条例で、新聞で見えますと、安曇野市はやはり農業、観光を含め、一般的に助成をするとか、助成を新設や拡大をするというようにうたってあります。安曇野市との条例との違いがあるんですが、町もこういうふうにやはり今まで工業と商業だけじゃ

なくて、そういう今度の産業振興条例をつくれれば、そういう農業、観光を含め、一般的にそういう助成や新設や拡大をしたほうがいいんじゃないかと。そのほうがよほど活性化する、みんなが期待するんじゃないかなと思うんですが、この点について、理念条例だけで本当に活性化するのかというふうに思うんですが、そこら辺についてちょっとお伺いしたい。

議長（那須博天君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 産業振興条例についての御質問でありますけれども、中小企業振興基本条例、これは仮称であります、現在、商工会及び町で素案の検討を行っているところでございます。

検討しております条例案は、中小企業者や個人事業主の方の自助努力を促すとともに、町、行政や経済団体、金融機関、学校、町民などの役割を明記し、それぞれの立場から中小企業者等を応援していくという姿を打ち出したいと思っております。これによりまして、中小企業者等の支援に向けた関係者の連携強化を図り、町の産業活性化につなげたいと考えております。

さらに、町の基本的施策の案としては、経営基盤の強化に対する支援や技術力及び経営力の高度化への支援、人材の確保や後継者の育成を図るなどを考えております。

この条例の制定と各種施策の推進によりまして、町民一人一人がその能力を発揮しながら、働き続けられる環境づくり、これを後押しすることによりましてそれぞれ安定した暮らしにつながることを期待しているところであります。

この条例をつくることによって活性化ができるのかという御質問でありますけれども、まず1つは大きくこの条例をつくることによって、これを中心に産、官、学、農も含めまして、金融機関、学校、そういう経済関係の団体が連携をとっていくということが大事でありまして、その中から補助の問題、またお互いへの支え合いの問題、そんなところが出てくるんだろうと思います。

そういう条例がないと、なかなかそういうテーブルができないということでもありますので、この条例をつくったことをきっかけにいたしまして、みんなが集まって産業振興についての議論をする、そういうところの場づくりのための条例づくりであるということで、御理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 和澤議員。

〔6番 和澤忠志君 登壇〕

6番（和澤忠志君） ぜひ、そういうことでテーブルをつくるということで、それをつくってからいろんなものにまた補助の拡大とか新設をしていけばということでございます。

条例はつくったけれども、町民は知らない、誰も知らないなんていうことのないように、なるべく早くつくって、この条例が町民に知れわたって、みんなで町を活性化すると、地産地消を町の皆さんが、みんな地産地消によって町を守っていくというような条例になるように、やはりみんなが協力する体制をぜひ知らしめていって、協力体制をつくり上げて行っていただきたいと思います。

それでは次、3番目、景観を生かし、観光振興を推進するというような公約がありまして、内容につきましては、広域連携により景観や歴史、文化など池田独自の観光要素をアピールし、国内外の営業活動によりインバウンドに努め、町内観光人口100万人を目指す。

といたしまして、広域連携による観光振興を推進します。

として、インバウンド（外国人観光客）誘致に取り組みます。

質問としましては、町内観光人口利用客を100万人を目指すというふうなうたっているわけですが、この目標の根拠は倍にすると。今、大体40万人ですから、倍として、そういう根拠は何かと。それから、達成時期はいつごろを目指しているのか。

そして内容、受け皿というか、受け皿の設備がないと、来てもそういう来た人に満足していただけるような休憩所、あるいは宿泊施設、あるいは食堂とかトイレ、休憩所というようなものが、その人数に足りないと、また来てもいっぱい使えないとか、待っていないと使えないとか、やはり食べる場所が何もないということでは、やはり来てももう二度と来ないということになります。

そこら辺について、ちょっと対応についてお聞きしたいと思います。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 観光人口100万人を目指すということについての御質問でありますけれども、町活性化の課題の1つに観光振興が挙げられておりますが、近隣の観光客数を見ますと、平成26年の資料ではあります、大町市で270万人、安曇野市で480万人、白馬村で220万人、小谷村で95万人、松川村で54万人、池田町では39万人となっております。

今年度については、池田町も40万人クリアできそうではありますが、近隣の中でも最も少ない人数となっております。

以前から、大学教授など、有識者の調査による何人かのコメントを聞きますと、大王わさび農場には100万人くらいの方が訪れているのに、川一つ隔てただけで池田町には流れて来

ないのだろう、それが課題ですねという言葉が聞かれております。私も大いに共感したところでありました。何とかその観光客を呼び込めないだろうかというのは、多くの町民の思いではないかと思っております。

観光協会では、現在、観光町づくりをテーマに、観光資源の発掘、観光客の誘客など、観光振興に取り組んでおりますが、町の観光要素を考えますと、何といたってもまずは北アルプスと田園風景、そして花とハーブ、酒蔵の町、これから取り組んでまいりますワインの里、北アルプス展望ウォーキング、大峰高原の大カエデ、陸郷の山桜、ほたるの里など、多くの観光資源があるのではないかと考えております。私はこれらの要素に大いに磨きをかけ、さらに魅力あるものに育てていくことが観光振興のテーマだと考えているところであります。

また、外国人観光客の誘致についてであります。大北では圧倒的に白馬村が多く、年間7万8,000人というデータが出ております。これは県下最多となっておりますけれども、その人たちが現在、小谷村、大町市、あるいは糸魚川市にも流れていっているようでもあります。何とか池田町にも引っ張ってこれないかと考えております。その対応につきましては、今から想定をして体制づくりをしていかなければと考えているところでもあります。

また、このたび、地方交付金創生事業で、安曇野市と松川村と連携して、特産品の輸出と外国人観光客誘致事業申請することになっております。認定されましたら、本格的に外国人旅行者誘致に向けて活動を展開してまいりたいと思っております。

100万人の目標の根拠はとの御質問ですが、町に圧倒的に不足しているのは、宿泊施設であります。観光消費額を見ますと、これも平成26年の資料ではありますが、白馬村で124億5,000万円、小谷村で61億1,000万円、松川村で4億6,000万円、池田町1億4,000万円となっております。この観光消費額、何としても上げていかなければならないというのも、大きなテーマであります。

しかしながら、現在、観光人口ではなかなか民間資本を呼び込めないというのも現実でありますので、一つ目標を100万円と定めまして、取り組んでいきたいと考えているところであります。

また、達成時期につきましては、議員の皆様初め、町民の皆様の御理解と協力をお願いして、できるだけ早く実現できればと思っておりますが、とにかく方針を定め、目標がないことには進んでいかないというのは私の持論であります。大きな目標もわかりませんが、それに向かって一步一步充実させていくという方向で取り組んでまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 和澤議員。

〔6番 和澤忠志君 登壇〕

6番（和澤忠志君） ぜひ一步一步、着実に、素早く行動をお願いするよう期待しております。

それではちょっと時間が迫っているようなので、次に移りたいと思います。

ワイナリー構想を推進しますと、こう書いてあるんですが、この言葉をちょっと確認したいんですが、町としてワイナリーを建設するというのを、町長は思っているのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ワイナリー構想についての御質問でありますけれども、ワイナリー構想につきましては、県内外のワイナリーの視察などを行い、これから具体的な検討に入ることとしております。

議員御指摘の町がワイナリーの建設をとの御意見ですが、長野県内のワイナリーは全て民間ベースで建設、運営が行われていると聞いております。ワイナリーの建設及び運営方法については、幾つかの方法が考えられ、また行政のかかわり方もさまざまでございますので、さきに申し上げましたように、今後慎重に検討を重ねてまいりたいと思っております。

これから、先日、議員協議会でお話ししましたように、ワイナリー特区、ワイン特区、次年度大町様と一緒に申請をするということになっております。それを機に、具体的なワイナリー構想の検討に入ってまいりたいと思います。29年度中には方向が出せるんじゃないかと考えておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 和澤議員。

〔6番 和澤忠志君 登壇〕

6番（和澤忠志君） それでは最後に、やはり少子高齢化最優先ということですが、町民の期待は福祉、医療福祉の取り組みについても非常に今、政策の要望が多いわけなので、町長の今、思っている医療福祉の政策について、2点、簡潔に考えていることを述べていただきたいと思っております。よろしくお伺いします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 御質問では高齢者福祉ということで伺っておりますけれども、高齢化

対策の医療福祉の点について、優先課題2点挙げてということですが、非常に間口が広く奥が深い課題であります。

その中で優先課題を2つ挙げるとするならば、1つ目は薄井議員の一般質問にも出てまいりますけれども、前期高齢者と後期高齢者が受ける人間ドック助成を手厚くし、予防策を充実させ、いつまでも健康で長生きできる体制づくりを考えております。

2点目は、介護保険のサービス対象とならない部分をどう補完していくかですが、来年度より新しい総合事業実施の中で協議会を発足させ、生活支援コーディネーターを置き、町の実情に合った高齢化対策を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 和澤議員。

〔6番 和澤忠志君 登壇〕

6番（和澤忠志君） 町も高齢化しておりまして、36.4%と県より6.4%高いということで、南台の団地の人たちは相当高齢化して、一人になると町を離れていきたいと、交通の便が悪いということも言っているんで、町長のコンパクトシティーの構想の中で、そういう人を町なかへ誘導して、街で住んでもらうというような対策もぜひ進めていっていただきたいと思っております。

それでは、時間になりましたので終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（那須博天君） 以上で和澤議員の質問は終了いたしました。

服部久子君

議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

4番に、8番の服部久子議員。

服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 8番、服部です。一般質問を続けさせていただきます。

まず、質問の前に先日行われました予算決算特別委員会において、児童センターの件なんですけれども、私の質問に対して藤澤課長さんが、児童センターの学校長期休暇の折に、今、

8時からなんですけれども、7時半から、保育園が7時半から早朝やっているものですから、今度、もし小学校入学したときに保育園7時半を利用していた方は児童センターもやはり7時半にあけていただいたほうがいいんじゃないでしょうかという質問をしたら、来年度から実施する方向というふうに言われたんですが、それをもう一度確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（那須博天君） 通告前ですので、教育課長、答えますか。それとも別途でもらえますか。

藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） 議長さん、通告外と御判断をされましたので、回答につきましては、控えさせていただきます。

議長（那須博天君） そういうことで、服部議員、お願いいたします。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 私は、一日置いた先日だったものですから、もう一度確認したくて聞いたんですけれども、ここでお答えがないのはちょっと残念だなと思います。

じゃ、質問を続けます。

就学援助の入学準備金を入学前に支給をということでお尋ねいたします。

現在、子供の貧困が16.3%、子供の6人に1人が貧困状態という状況が長く続いております。その中で、母子家庭は収入が250万円未満の世帯が70.8%と特に厳しい状況に置かれております。国も子供の貧困問題を認めて、2013年、子供の貧困対策法が制定されました。しかし、数値目標がなく実効性に乏しく、今後の具体的な取り組みが急務です。町の就学援助受給者は6月現在、87人で年々増加しております。早急な子育て支援の実施が必要かと思えます。

就学援助の入学準備費は小学校が2万470円、中学校が2万3,550円で、実際かかる費用よりも2分の1から3分の1ぐらいとなっております。しかし、入学前に支給されておられないので、せっかくの支援の意味がありません。

実施自治体の福岡市では1月に申請を出し、2月に認定、3月に支給となり、前年度の課税状況で判断するとのことでした。新潟市も今回実施するようになりました。中学校入学時のみの実施で小学校6年生からの継続で判断しやすいからということでした。この地域で先進的な子育て世帯支援をすることで人口減少を食い止めることになり、若者が住みたくなる町になると思います。

前回、就学援助の入学金支給入学前をお聞きしましたところ、町の回答は実施できるよう調査、検討中と言われました。前向きな回答が得られたかと思いますが、その後どのような検討内容ですか。お聞きいたします。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

〔教育課長 藤澤宜治君 登壇〕

教育課長（藤澤宜治君） それでは、ただいまの就学援助費の支給時期にかかわります御質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

就学援助費の支給につきましては、事業の確実な執行、公平性の面から、資格要件を確認した上での支給が原則となります。

現在、当町で支給をしているのは、学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童・生徒学用品に係る費用となっております。これらの中でただいま御指摘いただきました新入学児童・生徒学用品に係る支給につきましては、御指摘のとおり、必要となるのは入学前の時点であります。この点につきまして検討をしまいましたが、今回につきましては、中学校入学に伴う新入学児童・生徒学用品につきまして、入学前の3月に支給をすることとし、準備を進めているところでありますので、お願いいたします。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 一步前進かと思えます。

福岡市は、小学校入学のときも実施しております。その内容をお聞きしましたところ、福岡市は前年度の税金の納付額ということは、平成28年度に1月、3月までに入学金を支給しようとするれば、平成26年度の税の確定で判断するというので、返納ということは生じないというふうに言っておられました。

やはり、しっかりとそういう工夫をしながらやっておられると思いますが、そのような工夫もしてもよろしいのではないのでしょうか。お聞きします。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） 当町の場合につきましても、先ほど中学生の実施につきましてはやはりそのような考え方、また小学生につきましても基本的にはそのような考え方のできないかということで、現在、小学校の分につきましても検討をしているところでございますので、お願いをしたいと思います。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） ぜひ、来年度、平成29年度から小学校も実施の方向でお願いしたいと思いをします。

では、次に進みます。

病児保育の早期の実施ということでお尋ねいたします。

前回、町の回答では必要を認められました。そして、北アルプス連携自立圏子育て支援部会で検討が始まったとのことでした。しかし、広域に問い合わせたところ、具体的な話し合いにまだ入っていないということでした。そして、2回目の部会が9月5日に行われたとのことでした。

それで、前回は述べたように働く女性がふえて、この病児保育というのは本当に必要な施策になってくよいかと思います。特に女性は非正規雇用で働いておられる方が多いので、なかなか子供が病気ですぐ休ませてくださいますとは言いにくい状況があります。先日、新聞報道では安曇野市が病児保育を平成28年度から実施予定でしたが、安曇野日赤の協力があって、半年早めて昨年10月から実施をされたそうです。利用客は半年で98人利用したということでした。

それで、町も若い子育て世帯の人口をふやすためにも早急に実施すべきだと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 病児保育を早期に実施をとの御質問でありますけれども、病児保育につきましても、北アルプス広域連携自立圏子育て支援部会に参加して検討を行っております。検討会では必要性を認識しつつも、利用者数と費用の面から、市町村単独での確保は難しい状況にあるため、圏域としての取り組みを検討しておりますが、医療機関事情等もあり、平成29年度当初からの取り組みについては決定に至っておりません。

一方、検討の中で病気のときが愛着形成には絶好のチャンスでもあるとした意見も出されております。引き続き、部会に参加し、検討を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 9月5日の北アルプスの連携自立圏子育て支援部会の内容を、県から

来られている大町市の方にお伺いしましたところ、やはり9月5日も具体的なお話がなかったということでした。それで、実施の方向で審議しているんですけども、市立大町病院を想定していますが、まだ市立大町病院ではスペースの余裕がなくて、それから今度は医療制度の改定があってベッド数が減少すればできるかなというお話でした。

女性が仕事を続けていくというためにも男女共同参画という立場からも、ぜひこの環境を整えていくということが早急な施策になると思うんです。もっとこのスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

それで、きのうの信濃毎日新聞の報道で、ちょうど松本市が病児保育の施設をもう一つふやすという記事が載っておりました。現在、相澤病院と梓川診療所で実施されておりますが、2カ所で1日に預かる人数は12人で、もう満杯の状態らしいです。断る場合もあるということで、来年度からふやす方向を出したということでした。

それで、松本市にお聞きしましたところ、市のアンケートをとりますと、実際に利用された方は13%でしたが、増設を希望した方は40%ということで、やはり子供さんが病気になったら利用したいという潜在的な需要はあると判断したので、1つをふやすという方向を決められたそうです。

担当者の方は、最初、相澤病院で病児保育を開始したときはなかなか利用者が少なかったんですけども、梓川診療所でも実施するようになって、利用者がふえたということは広く知れわたってきたことと、それから今、景気が悪いということで、女性もしっかりと働かなければいけないという状況が迫ってきたということで、それもあってどんどんと利用者がふえてきたということでした。

それで、費用をお聞きしましたところ、松本市が約2,000万円です。その3分の2を国と県から補助がされますので、約600万円ちょっとです。安曇野市が600万円と言っておられましたので、大体200万円ぐらいの安曇野市の持ち出しかと思います。

ぜひ、広域でも頑張っておられますけれども、池田町は立派なあづみ病院がありますので、松川と連携でぜひ早くやっていただきたいと思います。

それで、県内、調べましたところ、原村とか南箕輪村は、これは実施しております。それから、御代田町は佐久市とともに一緒にやっておられるということでした。やはり小さな村でもこういうふうにやっておられますので、ぜひこういうことを早めていただいて、人口減少の対応にもなりますので、方向を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。回答をお願いします。

議長（那須博天君） 勝家保育課長。

保育課長（勝家健充君） また市町村の実施状況などを見た場合の御提案であろうと思います。

現在は、広域連携の中で検討を進めている最中です。方針として実施をしていきたいということの中で動いている真っ最中でもありますので、そちらのほうの決定の時期などを注視しつつ、現在はいく必要があると思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） そうしたら、広域でいつごろというようなめどはあるのでしょうか。

議長（那須博天君） 勝家保育課長。

保育課長（勝家健充君） 先ほど、議員さんおっしゃっておられましたが、ベッド数の減少などで実施が可能となるというような情報もありますので、その情報が明らかになってくるのもそんなに遠くないのではないかと考えられますが、めどがあるかと言われますと、そのところがあると言えるわけではございません。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 働いている女性は、即、今困っておられます。それで、松川と池田でやるならあづみ病院の協力を得て、それから医師会の協力も得て、個々に進めていけばなと思うんですけれども、広域でやる場合、どうしても遅くなって、それで調整になっていきますので、やはり物事が進みにくいというようなこともあります。役場のすぐ隣に7階建てのすごく立派な総合病院がありますので、何とかそこでやっていただきたい。もし、これ、北アルプス連携自立圏で大町でやる場合でも、2カ所目をあづみ病院でやってもいいと思うんです。何も1カ所でなければいけないということはないので、やはりそういう面でもちょっとあづみ病院とお話ししていただくとか、大北の医師会にもお話ししていただくか、松川の病児保育の担当の方ともお話ししていただくか、病児保育がないところは担当の方いないと思うんですが、そういう少し話を進めてというか、聞いていただけないでしょうか。

議長（那須博天君） 勝家保育課長。

保育課長（勝家健充君） 連携自立圏に出席をされている松川の御担当の方からも村の事情などについては伺っているところですが、今のところ、ちょっと実施をできる状況がないというようなお話は伺っております。近くに医療機関があれば、御不便は少なくて済む

かもしれませんがけれども、差し当たって池田町の場合は安曇野市の医療機関さんのほうを紹介する形での対応が可能となっておりますので、しばらくの間はそのような形で対応させていただければと思っております。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） これ以上言っても、なかなか話が進みませんので、次に進みます。

国民健康保険税の負担軽減についてお尋ねいたします。

現在、町の国民健康保険加入世帯は1,583世帯、40.1%、加入人数は4分の1の2,625人です。国民健康保険制度は1961年、医療保険に入れなかった人たちのため、社会保障の考え方をつくられ、加入者は低所得者層が多いので国の負担はそのころは70%でした。

しかし、1984年から国庫負担率が低下して、現在では国の負担は23%程度に下がっております。他の健康保険に比べると格段に被保険者の負担が大きい制度であります。

また、2018年から国保の都道府県単位化で国保運営がどうなっていくのか、大きな曲がり角にきております。国保対象の非正規雇用がふえ、所得がふえない中、ますます不安が社会に広がっております。被保険者の負担軽減を求め、質問をいたします。

平成27年度の国保の町の徴収率は93.57%、保険料の滞納は、平成27年度は129人、804件に上っております。短期保険証発行数は50世帯です。滞納金額は5月現在で1,615万7,000円となっております。

それで、国は、平成27年度から国保の財政基盤強化のために毎年1,700億円、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1、財政支援をし、町には約1,300万円とお聞きいたしました。

また、町の国保基金が平成27年度で1億500万円となっております。平成28年度の国保の準備基金に5,400万円の積み立てが見込まれておりまして、これを足しますと基金の残高は1億5,900万円となる見込みです。これらの財源で国保料の軽減は十分できると思います。国保料を1人2万円軽減しても基金残高は約1億円以上残ります。所得が300万円の4人家族の国保料の試算を町にさせていただきました。年間保険料約44万4,000円、1人11万1,000円の負担となります。被保険者の負担軽減は必要と考えますが、町の考えをお聞きいたします。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

国保支払準備基金保有状況につきましては、議員のおっしゃられるとおりであります。本

年度はこの基金も活用しての税率改正により、1人当たり約1万円の減税を実施したところ
であります。

平成30年度からの改正国保法施行までは、現行の方法で税率を決定してまいりますが、来
年度の税率につきましては、県で試算される来年度版の標準保険料率も参考にし、また医療
費の動向の注視しながら慎重に対応したいと考えております。

平成30年度以降は、示される国保事業納付金を予算化するため、医療費増加による当該年
度のリスクはなくなりますが、毎年示される国保事業納付金及び標準保険料率が医療費の推
移に左右されることもあり、不透明な点もありますので、被保険者の負担軽減及び国保財政
安定化のため、国保支払準備基金は計画的に活用してまいります。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 前段で述べたように、国が平成27年度から1,700億円、低所得者対策
として各自治体に投入いたしました。単純計算でいきますと、1人5,000円の軽減ができる
んですが、平成29年度からさらに1,700億円投入され、合計3,400億円投入されるというよう
な話があります。こうなってくると、やはり町の国保の被保険者の負担料は非常に高いとい
うことで、これもやはり軽減のために使われてよいと思いますが、その点いかがでしょうか。
県単位の話はこれからいたしますが。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） これにつきましては、軽減された分が国のほうから来るわけであ
りまして、既にその分は充当されているということでもあります。この財源を使っただけの軽減と
いうことはないということです。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 今、1億円を超える基金がありまして、今度、平成28年度末では1億
5,000万円以上の基金になるという見込みなんです。それで、まだまだこの保険料がどうな
るかわからないということで、下げないということなんですけれども、所得が300万円の方、
4人家族で44万4,000円、これ、町長さんにお聞きします。高いか安い、どちらでしょう
か。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 一口に言って高いとは感じます。しかし、医療費が年々増加する中で、

なかなか国保に対する考え方、難しいところがあると思います。財源を十分見ながら、下げられるべきは下げていくべきかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 今、この質問のときに、お聞きしたときに、短期保険証が50世帯というふうにお聞きしたんですけれども、これは手元に渡っている方の数でしょうか。それとも手元に渡っていない人の数でしょうか。お聞きします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） ただいまの御質問ですけれども、これにつきましてはお渡しした数というふうに認識しております。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） そうすると、50世帯の方に短期保険証が渡っていて、短期保険証が渡っていない方ということは、今、無保険状態という方の数もたくさんおられるんじゃないでしょうか。大体どのくらいか、わかりますか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） はっきりした数字については、ちょっと申し上げることはできませんけれども、10名単位ではおられると思います。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） やはり短期保険証が出ているということは、一生懸命、今、働いてもなかなか高い国保料を払えないという方が当然おられると思うんです。そのためにも少しでも1億5,900万円の平成28年度末に基金が残高なるのですから、幾らか保険料の軽減も考えてもいいんじゃないかと思うんです。

次に進みます。

国保加入世帯の18歳未満の子供の均等割合を除外できないかお聞きいたします。

現在、対象者は141人です。均等割の医療分と支援分合計しますと2万7,500円、これ、年です。2人の子供さんだと年5万5,000円、3人なら8万2,500円となって、子育て世帯にとっては大きな負担です。町の負担は、もしこれを負担しますと387万7,500円となりますが、平成27年度から実施されている国の財政基盤強化の財源なども使って、実施できるのではな

いでしょうか。お聞きいたします。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

現在、国保税の減免、軽減については、法律、条例に基づき、行っております。18歳未満の均等割減免を行うとすれば、独自減免となり、国庫の財政基盤強化の財源は対象外であるため、充てることはできないものと考えております。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 18歳未満の子供さんは、ゼロ歳からそうなんですけれども、やはり年間2万7,500円支払うということ、均等割ですから、なるんです。そうすると、子供さんを産んでください。少子化ですから、何とか産みましょうと言いながら、ここではしっかりお金を取るということになりますよね。何とかその辺を工夫できないか。工夫しながら安くできないか、そういうことをちょっと考えていただけないでしょうか。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） 国保税の減額等につきましては、子育て世帯に限らず被保険者全体の負担軽減を考えてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 町長の考えをお聞かせください。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 子育て世代にとりまして、先ほど来、保育料、また給食費等の減免についての話が出ておりますけれども、この医療費についても、やはり同じ負担の部分であろうかと思えます。これも国保全体のことを考えながら、できるだけ検討してまればなと考えているところでありますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 平成27年度の差し押さえは1件、預金の12万8,005円を差し押さえたということでした。他の自治体では、給料や年金、児童手当、生活保護費まで差し押さえしております。被保険者の生活に困難が生じる差し押さえは違法と考えますが、町の差し押さえ

の考え方をお聞きいたします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、町の差し押さえの考え方ということでお答えをさせていただきます。

町では、国保税の滞納処分につきましては、国税徴収法の第5章の規定に基づきまして、差し押さえを実行しているところでございます。

私どもでは、滞納されている方に対しましては、いきなり差し押さえを実施することはしておりません。まず、督促状等を送付をいたしまして、今後の納税計画をまず未納者と相談しながら実施をしているところでございます。

また、国保税につきましては、低所得者の方々のための7割、5割、2割というような国保税を軽減する制度もございます。そういったことも含めまして、周知につきましても実施をしているという状況でございます。

それから、議員御指摘の部分につきましては、国税徴収法の第75条がありますけれども、差し押さえ禁止財産をこの中でうたっております。禁止財産の主なものとしましては、生活保護法によります既に給付を受けた金品またはこれを受ける権利、あるいは児童手当法に基づきます支給を受ける権利等などは、法令で差し押さえができないことになっております。

一方、給料だとか賃金、退職年金等におきましては、全てが差し押さえが禁止となっているわけではございません。支給された金額から生活扶助基準額というものがございましてけれども、そういったものを控除した金額が支給額を上回る場合につきまして、それから滞納者の了解が得られれば、差し押さえが可能というような扱いとなっております。

したがって、私どもではこの国税徴収法という法律に基づきまして、滞納処分をさせていただきます。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） ありがとうございます。

次に、2018年から国保運営が県単位になる件についてお聞きいたします。

県から標準保険料率が設定されますが、現在の町の負担より高く設定された場合、県に不服、意見を述べることができますか。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

標準保険料率は、県が県の国保全体の医療給付費の見込みから市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮して、市町村ごとに配分する国保事業納付金を納付するために、市町村ごとに示す標準的な率であります。この標準保険料率を参考にして、最終的には各市町村が税率を決定することになります。

もし、標準保険料率が著しく高いものであった場合、激変緩和措置もされます。不服、意見を申し述べることはありません。あくまで標準保険料率は参考税率であります。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） そうしますと、保険料率が来て、それでいざ県に納付されるのは100%というふうに聞いたんですが、これは池田町基金が今ありますから、よろしいですけども、どんどん厳しくなれば、100%納入のためには取り立てを厳しくしたりということになってくるかと思うんですが、そのようになっていくんでしょうか。納付率を上げるための工夫ですね。だから、その納付率が町の能力よりも、もし多い場合、県に対してなかなか異論は言えないということなんでしょうか。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） ですので、標準保険料率を参考にして各市町村が税率を決定するものですので、あくまでもそれは参考数字でありますので、今までどおり各市町村が税率を決定する、それは変わりありません。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） その税率というのが、11月ごろ、県から示されるということなんでしょうか。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） 一応、今、県のほうでシステムを使って、1年早く、参考ということで平成29年度バージョンを出していただけるのが11月ごろではないかというふうな情報をいただいております。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） そうしますと、今、町の保険料はその自治体で決められるということでした。そうすると、私が最初言ったように、基金が多ければ保険料の負担軽減のために基

金を入れるとか、一般財源を入れるとかというふうにして、その負担軽減をできるということなんでしょうか。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） そのとおりです。各市町村で税率は最終的には決定しますので、基金があれば、基金を使って税率を変えることは可能というふうに認識しております。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 厚労省の指導によりますと、一般会計の繰り入れというのは、できるだけ解消したほうがいいというようなことを言っているらしいんですが、それはどうなんですか。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） 一般会計からの繰り入れにつきましては、当町につきましては、法定内の繰り入れであります。法定外の繰り入れはしておりません。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） そうしますと、県から納付金の額が示され、それで100%それを納付するということになると、やはり今持っている1億5,900万円、平成28年度末ですけれども、そういうのはなかなか平成28年度、近々保険料を軽減できない、その納付金が決まらないうのでそれまでしっかりとっておくということでしょうか。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） 状況を見て、基金の計画的には税率軽減のために使ってもいいというふうに言っているわけですが。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） そうしますと、平成28年度末で1億5,900万円になる見込みということでしたら、やはり負担軽減を図れる金額ではないでしょうか。どうなんですか。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） ですので、平成29年度バージョンが県のほうから示される標準保険料率を参考にしながら、医療費の動向も見て、また決定をしてみたいというふうに考えております。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） そうすると、平成29年度に入って、それで池田町の国保の経済状況を見て、それで考えるということによろしいですか。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） 平成29年度の税率は、平成28年度中に決定をさせます。

議長（那須博天君） 服部議員。

この問題、もう3回同じような形になっておりますので、変えてお願いをいたします。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 保険者努力支援制度ができて、市町村の国保運営を国が評価して、それによって国から交付金が出るということですが、保険料の徴収率を上げるために被保険者に対してきつい取り立てや差し押さえの増加にならないか心配です。

また、医療費適正化の推進で医療費の抑制が進まないか、町の取り組む姿勢をお聞きいたします。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

国保財政にとって極めて重要であり、目的税である国民健康保険税の確保のため、また税負担の公平性を図るためにも、滞納者に対して滞納処分を行うことは保険者努力支援制度創設にかかわらず、今までもこれからも行っていかなければならないものと考えております。

医療費適正化の推進につきましては、医療費通知の取り組み、後発医薬品の使用促進、第三者求償の取り組み強化などであり、医療費の抑制につながるものとは考えておりません。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） この努力支援制度とか、それから医療費適正化の推進ということで、その自治体でしっかりと対応したということになると、国が年間700億円から800億円用意しているということなんですけれども、これを一生懸命やれば、そのお金も来るということで、取り立てがきつくなれないかということが心配なんです、その点どうでしょうか。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） ですので、保険者努力支援制度創設にかかわらず、滞納処分につきましては、今までもこれからも行っていくものであります。

医療費適正化の推進につきましては、先ほども言いましたとおり、医療費通知等の取り組み等を行うことですので、医療費の抑制にはつながるものと考えておりません。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 今まで聞いてきましたけれども、やはり、要は国保の料金は非常にほかの健康保険と比べて高いと。国保に加入しておられる方は非正規雇用の方だとか、農業、それから事業をやっておられる方、定期的にお金がしっかりと入ってこない方が多いわけです。そういう方の健康保険に対しての、やはり町としての責任があると思うんですけれども、国の予算がしっかり70%、最初のころに入っていたら、まだいいんですけれども、これが国がどんどん引き下げていって、今、このような状態ということになると、やはり命の保障は国保なんです。それを取り扱う町、それから特に1万人をかけた、今、池田町、どこの誰、どこの誰のおばあちゃんとか、そういうのがわかる、顔がわかる、今、池田町になっておりますので、そここのところでしっかりと対応をやってもらいたい。

特に短期保険証が手に渡っていない方。短期保険証も多分1カ月とか3カ月とか短いと思うんですけれども、こういうのもしっかりとできたら半年、渡っていない人にはしっかりと渡るように何か手を打っていただけないでしょうか。その点お聞きいたします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） 短期保険証の交付につきましては、1カ月、2カ月、3カ月、それから1年ということであります。これはそれぞれの事情に応じて、それぞれの相談のもとで期間を決めてやっておりますので、個別事情の状況を踏まえた中で交付をしていくということで、それが私どもの基本となっておりますので、その基本線では進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） ぜひ、血の通った行政をお願いしたいと思います。

次に進みます。

介護保険制度改定で町の対応をお聞きいたします。

2000年に介護保険制度がスタートして、介護を家族任せにしない介護の社会化を目指しました。

しかし、保険料は制度開始から2倍になり、介護内容はどんどん後退し、保険料を払って

も保険対象にならない人を生み出し、国家的詐欺と言われるようになってきました。直近の改定では要支援1、2の人の訪問介護、それから通所介護を保険から外して、年金収入280万円以上の人に2割負担、特養ホームの入所、介護度3以上にして、低所得の施設入所者に食費、部屋代の補助を厳しくいたしました。

8月に、厚生労働省は、社会保障審議会介護保険部会で示した今後の制度改定の内容は要介護1、2の通所介護や訪問介護の生活援助や福祉用具レンタルを保険給付外にすること、そして74歳までの2割負担、これ以上利用者に負担を強いる内容となっております。このまま行けばますます保険から外される人が在宅でふえ、介護のために離職に追い込まれる人がふえるのは必至です。

また、ひとり暮らしの高齢者の増加で家族の介護も受けられない介護難民がふえてきます。国の考えは自助、共助を前面に出し、自立というきれいな言葉を使い、社会保障の切り捨てを進める考えです。町の状況と対応をお聞きいたします。

町の要支援、要介護者628人ですが、そのうち特養に入所は75人です。ほかに老健、グループホームなど入所している方は41人で512の方が在宅となっております。5月の入所判定では町の特養待機者は54人です。また、介護3から介護5の人の58%の133人が在宅です。介護度が高いと負担がふえ、払えない人は利用を控える傾向になります。町の状況はどのようになっていますか。お聞きいたします。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） それでは、町の現況につきましてお答えをしたいと思います。

まず、入所の場合でございますけれども、これにつきましては本人の意思というよりは、家族の方の非常に入所に対する強い希望があるということがございますので、経済的な理由によりまして入所を断念するというようなケースは見受けられませんし、また実際、生活困窮者の方につきましては、生活保護の認定を受けて入所するということになってまいりますので、本人負担については生じないということになっております。

なお、これにつきましては、在宅サービスにつきまして同様の傾向があるということでございますが、中には経済的理由によりまして通所事業所の回数を減らすだとか、あるいは利用時間を減らすことによりまして、サービス料を抑えるといったこともあることにはあるわけでございますが、割合としましては1割行くかどうかかなといった状況であります。

むしろ超過分を全額自分で払ってもいいから、希望するサービスを確保したいと願う方のほうがむしろ多いのかなといったところが町の現状となっております。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 町の高齢者、ひとり暮らしの方522人、これは平成27年度成果説明でありました。町はひとり暮らしの方が年々ふえまして、介護認定者を介護度別に把握していないということでしたので、広域に聞きましたが、広域でも回答を得られませんでした。一番ここが神経使うところじゃないかと思うんですが、やはりひとり暮らしで、介護度別の人数というのはつかんでいただければなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） それでは、独居老人の介護度別の人数につきまして、7月末現在ということでここでお答え申し上げたいと思いますけれども、まず、要支援1の方でございますが、合計で15名の認定を受けております。以下、要支援2の方につきましては27名、要介護1が32名、要介護2が20名、要介護3が4名、要介護4が3名、要介護5が2名ということで、合計103名の方がそれぞれ認定を受けているという状況になっております。

今、申し上げた数字につきましては、純粋に自宅におきます独居老人宅の認定者数ということになっておりますけれども、このほかにも特養の入所者の皆さんにつきましては、これ町内問わずですが、全て施設に住民票を移すということになっております。かつ、それが全てひとり世帯というところに分類されるわけでございますので、統計上は施設の入所者も全て独居老人世帯ということにカウントされてくるということもまた御理解いただけたらと思っております。

なお、高齢者世帯の方の生活状況の把握ということになってまいりますけれども、これにつきましては、地区担当の保健師でありますとか、ケアマネジャー、認知症地域支援推進員でありますとか、民生委員の方々からの情報を協力をいただきまして、支援体制につきましては整えているというのが現状になっております。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） ありがとうございます。

総合事業では各市町村の地域包括センターの対応となって、生活支援や介護に携わる人員を要請し、対応を確立しなければなりません。広域はこれから基準を示すと回答いたしました。支援者の確保の見通しをお聞きしたいと思います。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） この支援者の確保というのは、非常に頭の痛い問題となっております。ただ、広域連合といたしましては、この10月なんです、連合の主催ということでありまして、会場は大町市と池田町になってくるわけですが、介護人材育成講座を合計7回開くという運びになっております。この開催目的につきましては、まさしく4月からスタートいたします総合事業に対応した人材育成講座ということになっておりますので、私どももこれには大いに期待するところであります。

また、このほかにも広域連合といたしましては国のモデル事業を受けることによりまして構成市町村との連携を図りながら、住民活動の場の創出でありますとか、人材育成に努めるということになっておりまして、本年度に入りまして2回のフォーラムを実施しているということになっております。

また、町の単独事業といたしましては、4月から理学療法士を配備いたしまして、地域におきます介護予防活動の輪を広げるということを努めておりますので、行く行くは住民の方から講師ができるような人材育成ということにつきましても事業実施をしている段階であります。

なお、基準につきましては示されるということで来ておりますが、まだ今の段階ではそういった数につきましては出てきておりません。

以上であります。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 今要支援1、2の方でも介護度が1とか2とか軽い方でも、認知症の方が多くなっておりまして、素人の方が支援者として訓練されても、なかなか専門知識がないと難しいんじゃないかと思うんですが、その辺の心配はどうでしょうか。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） 確かに御指摘のようなところは大変懸念されるわけでございますので、先ほどの町長の話の中にありましたけれども、そうすると介護保険に該当がないところをいかに補完するかということが総合事業の目玉になってくるわけでありまして。

総合事業につきましては、当然、ボランティアによる活動のものもあるわけでありまして、今までどおりの事業所もみなし事業所という認定で進めてまいりますので、症状に合わせて通所事業所の利用といったような、要はプロの手によります介護につきましても、まだ道は残されているということでありまして、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） ホームページ、介護のあれ見ますと、池田町は社協でサポートてるてるなんかがあります。それから、あと2つが生協とか、それからJAというふうにはあったんですが、実際にこの池田町では生協もJAも動いていないんじゃないかなと思うんですが、どうなんでしょうか。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） この点につきましては、実は4月以降、協議会をつくって準備を進めているということで、その準備会をこのほど行いました。その中でJAと生協の方からも出席をいただきまして、現況をお話しいただいておりますが、基本的にそうしたサービスは登録会員を中心にやっているということでございます。ですから、生協の場合も生協に入られている方はそういったサービスをやっておりますけれども、第三者的にはやっていないというのが現状だということですので、ある意味、服部議員の御指摘のとおりが現状なのかなというふうに思っております。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 最後になります。

昨年から利用料の2割負担や低所得の施設入所者の食費、居住費の補助要件を厳しくしております。今後、要介護1、2を保険給付から外すことも言い出しましたが、保険料のさらなる高額化も予想されます。町の保険料の滞納者は97人と増加傾向だと聞いておりますが、負担軽減のために介護保険財政に一般会計から繰り入れも考えるべきと考えますが、町の考えをお聞きいたします。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） それでは、今の御質問に答えたいと思っておりますけれども、介護保険におきます町の公費負担の総額でございますけれども、昨年の決算ベースで申し上げますと、1億6,392万3,000円という額になっております。この負担するものの内訳としまして、実はもう既に保険料の軽減分というものが含まれております。介護保険につきましては、第1段階から第10段階まで分かれておるわけですが、平成27年度と平成28年度の2カ年につきましては、このうち、第1段階の保険料につきまして公費投入によりまして保険料軽減措置がなされているという状況になっております。

さらに、平成29年度につきましては、この軽減枠が広がりまして、第3段階までの保険料までが軽減対象ということになっております。ちなみに、この経費負担につきましては、国が2分の1、県と市町村が4分の1ずつを負担するという状況になっております。

したがって、御質問にありました保険料軽減につきましての一般会計の繰り入れというものにつきましては、もう既に実施されているということになっておりますので、さらなる町単独での上乘せ分ということにつきましては、現在は考えていないという現状であります。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 今度また近々、改定がありますけれども、さらに保険料は上がるというふうな見込みがあるのでしょうか。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） 平成29年度の例を申し上げますと、先ほどの公費負担によります軽減がありますので、第1段階から第3段階までにつきましては、例えば第1と第2段階は公費によりまして年額9,900円、保険料が下がりますし、第3区分につきましては3,300円下がるという状況になっております。

しかしながら、下がる場所もあれば、上がる部分があるということになってまいりますので、どうしても第4段階以上の保険料につきましては、平成29年度からは値上がりをするというようなことがうたわれております。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） ありがとうございました。

私は、ひとり暮らしの高齢者がふえていくということと、それから介護保険がさらに保険外の方がふえていくというのが一番心配だと思うんです。池田町も全体に高齢化が進んでいて、いざ認知症の方も多くなると、この支援者をふやさないといけないということで、やはりしっかりと、地域包括センター、すごく忙しくなると思うんですけれども、池田町はどうか池田町で助け合って、それから介護保険も広域でやられていますが、なかなか広域では一つ一つの町の状況が見てもらえないので、池田町を池田町の人たちでしっかりと対応できるような、そういう温かい町に、ぜひしていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

議長（那須博天君） 以上で服部議員の質問は終了しました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は15分後を予定しております。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時13分

議長（那須博天君） 休憩を閉じ再開いたします。

薄 井 孝 彦 君

議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

5番に、7番の薄井孝彦議員。

薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 7番議員、薄井孝彦です。

本日の最後となりました。お疲れかと思えますけれども、よろしく申し上げます。

それから、まことにすみませんけれども、ちょっと質問が多くなってしまいましたので、お答えは簡潔にさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、1番、あづみ野池田総合戦略の進め方についてお聞きします。

池田町の人口減対策、町づくりを進める上で、あづみ野池田総合戦略、以後、総合戦略と申しますけれども、を効率的に進めることが緊急の課題であります。6月定例会に引き続き、総合戦略の進め方及び関連する事項について考えをお聞きします。

まず、(1)総合戦略の着実な実行を図るため本年度到達目標の設定をについてですが、総合戦略の着実な実行を図るには年度ごとの到達目標を明確にして進めることが大切です。総合戦略の進行管理をどのように進めるのか、また、特に重要と思われる下記の点について本年度の到達目標として設定して取り組めないかをお聞きします。

町を花とハーブで彩る推進組織の立ち上げと稼働。

クラフトパーク振興計画についての町民ワークショップの開催。

これを本年度の到達目標として取り組めないか、お聞きします。

まず、総合戦略の進行管理をどのように進めるかをお答えいただき、引き続きまして、
、
についてお答えいただければ幸いです。

議長（那須博天君） 麩町長。

〔町長 麩 聖章君 登壇〕

町長（麩 聖章君） ただいまの薄井議員さんの御質問にお答えをいたします。

あづみ野池田総合戦略の進め方についての御質問でありますけれども、まず、総合戦略進行管理につきましてお答えをいたします。

総合戦略は庁内横断的な施策の展開が必要であることから、効果的に推進するため、現在設置しております地方創生推進本部会議を活用し、各年度の施策目標を明確にするとともに、施策の進捗状況の検証など、進行管理を行っていくことといたしました。

具体的には、地方創生推進本部会議に総合戦略推進プロジェクト設置要綱を設け、基本目標を4つの大きなプロジェクトと位置づけ、各プロジェクトに主要施策に取り組む推進リーダー、プロジェクト内の進捗管理を行うマネジャーを置き、施策を推進することといたしました。

マネジャー、推進リーダーには各課長を、プロジェクト全体の調整を行う総括マネジャーには副町長を充て、各課が責任を持って取り組む体制、これは縦串になりますけれども、それと庁内が横断的に取り組む体制、横串になりますが、を組み合わせることにより、各課間の連携を明確にした体制を構築したところであります。

また、総合戦略策定時に設置した池田町総合戦略審議会には、年1回程度、施策展開の進捗状況や重要業績評価指数、KPIであります、の達成状況などの検証、評価を行っていただくことになっていきますので、そうした場を通じてもしっかり進行管理を行っていきたいと考えております。

次に、議員御指摘の施策について、平成28年度の到達目標を設定して取り組めないかと質問であります、1点目の町を花とハーブで彩る推進組織の立ち上げと稼働につきましては、地方創生加速化交付金が8月30日付で交付決定となり、ハーバルヘルスツーリズム事業が本格的にスタートを切りますので、ハーブ生産者、宿泊施設関係者、各種体験事業者、花の里づくり推進協議会関係者、地域おこし協力隊等で組織する花とハーブの里振興協議会、これ仮称であります、年内に立ち上げ、ハーバルヘルスツーリズム、花とハーブの修景整備、

町民への普及啓発活動を順次進めてまいります。

2点目のクラフトパーク振興計画について、町民ワークショップ開催につきましては、6月議会の一般質問でもお答えいたしました。振興計画についてあづみ野池田クラフトパーク運営協議会設置規則に基づきまして、クラフトパーク運営協議会にて検討することとしております。

クラフトパークは、総合戦略の中では観光振興を含めた滞在、交流の拠点として、機能強化を進めることになっておりますので、住民の芸術文化や安らぎの場の拠点という面とあわせて、基本的な方向づけについて今後十分に検討することが必要であると考えております。

こうしたことから、来月開催する運営協議会におきましては、ワークショップの開催方法、時期を含め、振興計画策定の進め方などを検討していただくこととしております。

以上、答弁いたします。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 進め方につきましては、プロジェクトチームをつくって、体制をつくってやるということで、非常に結構かと思えます。

ただ、ちょっと議会との関連でお聞きしたいと思うんですけれども、一応、前年度の評価を恐らくこの近々におやりになると思うんですけれども、その後の議会との関係について、国の推進本部の総合戦略手引を見ますと、議会においても効果、検証について十分な論議をして進めるようにというふうなことが書いてありますけれども、そういう方向で議会にも報告してやっていただくということによろしいでしょうか。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 一応、クラフトパーク運営協議会にて検証されます。その検証された後、議会に対して報告をし、また皆さんと審議をしていただくということになってまいります。

以上です。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 総合戦略ですので、総合戦略会議での多分、検討だと思いますので、そういうことで理解します。

それで、2番目に、振興課長にお聞きしたいと思っておりますけれども、花とハーブを彩る計画

ということで、年内に協議会を立ち上げてやっていきたいということで結構かと思えますけれども、やはり池田町をどういう花とハーブで彩るのが効果的なのか、その種類だとか、あるいは場所をどこに植えたらいいのか、またそれを推進する組織は当然、町民の協力なければできないわけでごさいます、その辺をどんなふうにしていくかということをやはり計画をしっかりと、まず最初に練ることが私は一番重要なことだと思います。

それを進める上では、やはり花とハーブの専門家、これが絶対に不可欠だと思います。その辺の考えと、それから人選を、やはり年内に立ち上げるということですので、もう進めているかと思えますけれども、その辺の取り組み状況についてお聞きします。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 今、御質問のありましたハーブの専門家につきましては、前回の答弁でもお話をさせていただいております。

現在、人選と申しますか、どのような形がいいのかというところで検討を重ねておるところでございます。

一応、アドバイザー的にこの池田町に足を運んでいただいて、この9月補正で地域おこし協力隊1名の雇用も計上させていただいております。そちらのほうと連携をとりつつ、この花とハーブの推進協議会のほうと連携をとって、できる人材というものをできるだけ早く決めていければなというところで現在進行中ということで答弁をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 専門家は絶対必要だと思いますので、ぜひ早めに御検討いただいて、アドバイスを受けながら、また新しい地域おこし協力隊も採用することになっておりますので、その力もかりて、実のある計画を立てて、進めていただければと思います。

それから、クラフトパークの問題でございますけれども、御承知のようにクラフトパークからの景観というのは本当にすばらしくて、多くの人が感動をしているわけでございます。

そして、町民も、非常にクラフトパークの有効活用については関心を持っております。そういう意味で先ほど、審議をこれから計画を立てていくんだということで話がありましたけれども、やはり目標というか、期限というものをやはりいつまでにやるのかということをはっきり決めてやっていただいたほうが私はいいと思えますので、クラフトパークの考え方ににつきましては、いろいろな考え方がありまして、そのメリット、デメリット、そういったも

のをやはり明らかにしながら、町民を含めて、ワークショップを含めて明らかにしていくということが私は一番重要かと思えますけれども、年度内に、ぜひワークショップの開催すると、そういう方向まで持って行っていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。町長さんにお伺いします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） これも運営協議会、ありますので、その辺についても早急に検討して、早い時点でワークショップ等開催できるよう検討してまいりたいと思えます。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひ年度内にワークショップを開催していただきたいということをお願いしまして、 の移住・定住を進める役場組織はの問題に移ります。

6月議会で移住・定住を進める役場組織をお聞きしまして、町長は検討するとなりました。移住・定住を進めるには遅くも来年度からそういう係だとか、部屋を移住・定住促進室、そういったものを、仮称ですけれども、設置してほしいと思えますが、どのように進めるのか町長のお考えをお聞きします。

また、移住・定住担当の地域おこし協力隊員を先ほど2名採用するというふうにお聞きしましたけれども、その人たちを、多分、総務課の配置になると思えますけれども、総務課のどこの部署に配置して、どのような活動をしていただくのか。それから、どのようなサポート体制、初めて池田町に来る人ですので、ぜひ援助をして、サポートしていくということがやはりあわせて必要になるかと思えます。その辺の考え方についてお聞きします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 移住・定住を進めるに当たっての役場組織はどのようにするかということの御質問でありますけれども、移住・定住の担当部署設置につきましては、平成29年4月の組織再編の中で進めることとしております。名称につきましてもあわせて検討することとしております。

移住・定住担当の地域おこし協力隊についてであります。去る8月下旬から9月上旬にかけて、面接を実施し、2名の協力隊員の確保を行ったところであります。両名とも池田町での移住・定住業務にかける熱い思いが感じられ、将来、池田町に定住したいとの考えもありまして、大いに期待しているところであります。各隊員につきましては、現在の勤務の都合もありますので、10月以降になりますが、勤務につく予定になっております。

また、着任後の業務活動内容ですが、総務課町づくり推進係に席を置き、現在、建設水道課で調査した空き家調査の結果を踏まえ、空き家所有者へのアンケート調査、これは家を貸していただけるのか、また売ってくれるのかなどの受け皿側の条件整備をしていただくことを当面の業務として考えております。と同時に、池田町に移住したい方々に情報発信する仕組みを考えていただきたい、そのような業務を考えております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） サポート体制はどんなふうにするのでしょうか。その辺、お答えできればお願いしたいんですが。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） この地域おこし協力隊の2名のサポートにつきましては、基本的に町づくり推進係が行うということで、今進めている状況であります。具体的にどういう形でというのは、具体的にまだ検討されておりませんが、基本的には町づくり推進係の担当係長と私、それからそれぞれの係ということで指導をしていくような形になるかと思っております。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） なれないところに赴任しますので、ぜひしっかりとしたサポート体制をお願いしたいと思います。

それで、一応2名、地域おこし協力隊員が定住促進という形で配置されるわけですので、ぜひこの際に移住・定住の専用の電話を、今の電話番号でもいいと思うんですけども、それを一応、これは移住・定住の相談を受け付けておりますという電話番号を決めていただいて、それには地域おこし協力隊員が出ていただいて、そして相談に乗るといような、そういう形をとれないかどうか。

また、一応役場の看板のところに移住・定住推進のことを扱っています部署ですという、そういうこともあわせて宣伝としてできないかどうか、その辺をお聞きします。町長、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 詳細につきましては、これから検討してまいります。当然、そういうよ

うなことも勘案しながら、いろいろな形で町民の皆さんにもアピールして、ここで行けば移住・定住の件はかなり窓口になっているよというところまで周知をしていきたいなということも考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひその線をお願いをしたいと思います。

それから、一応、私は係を置くべきだと、移住・定住を本格的に進めるにはやはり係を置いて、専念できるような体制をとったほうがいいと思うんですけども、来年4月の組織改正の中で考えたいという、そういうお答えでしたけれども、これは当然、議会のほうに、一応こんなふうな組織改正をしたいということで、多分、議案として出てくるんじゃないかと思えますけれども、それはいつごろ予定されているのか、その辺をお聞きします。

議長（那須博天君） はい。

総務課長（中山彰博君） 組織の分掌表につきましては、議会の条例改正の中で行っていかなければならない部分だというふうに認識をしておりますので、今後ということをお願いしたいと思いますけれども、時期的にいつというのは、ちょっと今、検討している段階ですので、いずれにしても12月以降になろうかというふうに思います。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） よろしく願いいたします。

それでは、次の人間ドック補助金の増額を。また、後期高齢者医療保険加入者にも補助金の適用を、に移ります。

池田町人口ビジョンでは、人口減を抑える方向として、高齢者が長く元気に活躍できる環境整備を上げています。人間ドックは病気の早期発見と重症化を防ぐことができ、高齢者が長く元気に活躍できる環境整備として重要であります。

池田町の特定検診の受診率、74歳までは全国同規模自治体143町村の中で2番目に高く、町民の健康増進に町は積極的に取り組んでおります。

しかし、町の人間ドックの補助金につきましては、国民健康保険加入者74歳までに限定されており、後期高齢者医療保険加入者には適用されておりません。また、補助金の額も近隣自治体に比べて低い現状であります。次のページに表がありますので、また後で説明いたします。

人間ドック補助金の引き上げなんですけれども、参考までにどのくらいお金がかかるかということなんですけれども、松川村並みの補助金1万8,000円にするには、国保会計で約120万円程度。それから、後期高齢者医療保険の加入者につきましては、40人と推定すれば72万円くらいかかるということでございます。この推定40人というのは松川村の後期高齢者の実績が大体それくらいあるということをお聞きしましたので、その数字として活用させていただきました。

次のページをめくっていただきまして、人間ドック補助金の比較なんですけれども、今の現状の池田町は1日ドックと1泊2日ドックの場合、ともに1万円で、脳ドックについては出ておりません。それから、後期高齢者医療保険の加入者につきましても人間ドックの補助はありません。しかしながら、松川村では1日、あるいは1泊2日ドックとも1万8,000円、脳ドックが1万円、それから後期高齢者も同額が出ております。以下、大町市、生坂村、安曇野市と、それぞれ少しずつ違いますけれども、特に生坂村、安曇野市は、1日ドックの場合は2万5,000円という形で、1,000円出せば人間ドックが受けられると、そういう状況になっております。また、後期高齢者加入者についても人間ドックの補助制度があります。

池田町の福祉医療がだめだということでは決してございませんけれども、やはり人間ドックの重要性、それから人口減を抑える施策として、移住・定住を進めるためにもやはり近隣自治体と同じレベルくらいの補助は必要じゃないかなというふうに考えますので、ぜひ改善をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） 国保の特別会計につきましては、住民課の所管となっておりますけれども、殊に人間ドックの補助制度につきましては、福祉課へ事務委任されておりますので、私のほうからお答えしたいと思います。

このドックの補助金の根拠でございますけれども、特定検診代がおおむね9,000円前後であったことから1万円というふうに定めて、ここまで来ております。確かに、議員御指摘のとおり、近隣市町村の中では低い金額となっております。

国保の加入者のうち、毎年150名前後の方が人間ドックを受けておまして、町の補助金を受給されておりますけれども、現在の国保会計の出資状況を見ますと、増額してもその収支に対する影響は少ないかなというふうに思っておりますし、また特定検診の受診率等につきましても国の定める基準を大きく超えているということから、保険者努力支援制度によります特別調整交付金の増額が見込まれるということになっておりますので、財源面での充当

も心配ないかなというふうに思っております。

同様に後期高齢者の方にも人間ドックの補助事業を実施した場合、これは長野市にあります後期高齢者医療広域連合、こちらのほうから長寿健康増進事業助成金というものが町に交付されるようになってまいりますので、やはり先ほどの国保と同様に財源面での確保ができるという見通しが立ちますので、今後の予算編成の中で国保の同額、それと後期高齢者の拡大というようなことも視野に入れて検討してまいりたいと思っております。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 非常に前向きな検討で、そういうことで財源的にも何とかなるという御説明でしたので、ぜひ、来年度から実施していただきたいということを要望いたします。

次の防災対策の進め方について移ります。

6月10日の国地震調査委員会の全国地震動予測地図、2016年版では、今後30年以内に震度6弱以上に見舞われる確率を示しておりまして、その中で池田町の南部地域につきましても地震発生確率が26%から100%になっているというところが出てまいります。いつ地震が起きても対応できるように準備を本格的に進めなければならないなと思っております。

そこで、下記の事項について町の考え方をお聞きします。

まず、(1)防災担当部署の設置についてでございます。

6月定例会で町長は防災担当部署を10月めどに設置すると回答していただきました。設置についての検討状況を町長にお聞きします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 防災担当部署の設置についての御質問ですが、防災担当職員の配属につきましても、10月を目途に庁内職員から1名を配置する予定としております。担当部署の設置につきましても、先ほどもお答えいたしました。平成29年4月の組織再編の中で位置づけをしてまいります。現在、防災担当は2名体制を考えており、4月から増員する1名は防災の専門知識を持たれた方を外部から登用することを視野に検討しております。よろしくお願いたします。

以上です。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 10月から新たな防災担当の職員を1名置いていただく。そしてまた、

来年度からは防災に詳しい外部から人を雇っていただいて、2名体制で取り組んでいただくということで、町長のあいさつで防災面で多少強化したいという決意表明が出されましたけれども、それを裏づけていただきまして本当にありがとうございました。ぜひ、その線で進めていただきたいと思います。

係の設置については、4月の検討ということでございますけれども、長野県の町村を見ましても、一応、総務課内に、箕輪町ですと2名体制ですけれども消防防災係だとか、あるいは富士見町につきましては、やはり2名体制ですけれども防災危機管理係だとか、御代田町については3名体制で防災情報係だとか、あるいは高森町については2名体制ですけれども防災安全係といったような体制をしているところがありますので、ぜひそのあたりも参考にさせていただいて進めていただければなんと、私は係を設置していただいたほうがいいと思いますけれども、御検討をお願いしたいと思います。

次に移ります。

2番目、防災対策のソフト面での充実をについてですけれども、町はこれまで公共施設の耐震化、防災無線のデジタル化、消防詰所、消防車の整備、自動雨量計の設置、これは役場、滝沢、中島、陸郷の4カ所に設置しております、など、ハード面の防災対策の充実に努めてまいりました。

また、ソフト面では広津地区の皆さんと共同して土砂災害自主避難マニュアルを作成しまして、自主的に避難する雨量なんかも設定されております。

しかしながら、町なかの第2次避難所の収容人員の見直しと確定、それから避難所運営協議会の立ち上げ、それから応急仮設住宅建設候補地の選定と確定、それから大雨時の事前防災計画（タイムライン）の策定、それから災害時の業務継続計画の策定、それから町耐震化改修促進計画の第2期の策定など、準備すべき課題は非常にあります。そこで、本年度の到達目標として次の点を設定して取り組めないか、町の考え方をお聞きします。

点目は、町なかの町内別の二次避難所の確定をぜひお願いをしたい。それから 番目は、神城断層地震体感震度アンケート調査結果に基づく町民防災講演会を開催していただきたい。

番目は、町防災担当者、10月から設置していただくというふうがいい回答をいただきましたけれども、その方にぜひ防災士の講習を受けていただいて、資格をできるだけ取っていただけるようにしていただければと思います。それから 番目に広津地区で行ったような土砂災害自主避難マニュアルを、今度は陸郷地区での作成に向けて予算措置をとってもらいたい、来年度に向けて。その4点について、今年度にめどをつけていただきたいなと思いますけれども、

ども、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 丸山総務課係長。

総務課総務係長（丸山光一君） お疲れさまです。

それでは、薄井議員さんの御質問に対してお答えさせていただきます。

防災及び減災対策においては、議員御指摘のとおり、今後、特にソフト面でも充実を図っていかなければならないと考えています。

先ほど町長が答弁したとおり、10月から防災担当を置くことで、御指摘の課題についてできる限り速やかに対応していきたいと思っております。

その中で二次避難所の見直し、設定については最優先事項として本年度中にお示しできるように努力したいと考えております。

また、町民防災講演会の開催については6月議会でも答弁したとおり、地域住民の防災意識をさらに高めるために必要であると考えていますので、年度内には実施できるように現在調整をしております。

防災士の資格取得については、防災担当が配置されますのでその職員を中心に資格取得を勧奨していきたいと考えております。

陸郷地区の土砂災害自主避難マニュアルは、地区の方々から同意がいただければ来年度の実施に向けて、広津地区のときと同様に県の事業の一環として町と共同で取り組んでいければと考えております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 前向きの回答をありがとうございました。

の防災士の試験なんですけれども、一応、東京のほうで11月、12月と開催されるというふうにホームページにも出ておりますので、ぜひ防災担当はもちろんのこと、希望される職員の方も含めて、ぜひ受けていただいたらどうかと思いますけれども、その辺、町長いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ちょっと日程についてよくわかりませんが、防災士の資格を取るべき、できるだけ早い時期で取得していただくように調整してまいりたいと思います。

以上です。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひその方向性でお願いしたいと思います。

次に、(3)町なかのゲリラ豪雨（局地的大雨）対策についてに移ります。

8月1日の午後6時から7時の役場調査では、1時間雨量44ミリ、1日の午後5時15分から24時間雨量は77.5ミリのゲリラ豪雨がありました。この豪雨により昨年に続き、町なかの7カ所で越流が発生しました。下記の点も含め、町なかのゲリラ豪雨対策についてお聞きいたします。

災害復旧の対象となる降雨は24時間雨量で80ミリ、時間雨量で20ミリということですので、今回の豪雨につきましては災害対象になっているということでございます。

まず、ですけれども、水路から水があふれ、敷地に入ると。当面、水路のかさ上げ工事の実施が求められる箇所が数箇所あります。具体的には吾妻町の2158の5番地、この水路ですけれども、ここからあふれて敷地に入ってくるということで、事前にもう既に土のうが用意してありますけれども、これをかさ上げすればそういうことが少なくて済むということでございます。

それから、吾妻町の2250の4番地でございますけれども、ここはちょっと難しいところでございますけれども、ここに水路がございます、大雨が降ると、こちらに大きな水路があるわけですが、そちらの水路のほうが水位が上がってしまって、オーバーフローしてしまうと。そしてこんなような、ちょっとうちが下がっておりますので入ってしまうと、こういうところ。そのほかに2266番地の6というところは、このようにこちらの狭い、これ、本当に小さな水路なんですけれども、大雨が降りますとここが満杯になりまして、こちらのほうに来るんですけれども、こちらのほうに越流してしまうということで、ここで土のうが置いてありますけれども、ここにつきましてもちょっとかさ上げをしていただければ、入らなくて済むというようなことがありますので、ぜひその点、来年の予算の中で何とかならないかということです。

のことですけれども、構造改善の水田の排水路が町なかの吾妻町の狭い水路に接続されているため、大雨が降った場合、はき切れず水があふれる箇所があります。構造改善の水路がこんなふうになっているわけですが、この水路が町なかの吾妻町の狭い水路に入ってくるために、はき切れなくなって水があふれてしまうというようなところですが、この辺のところにつきましても、この問題は今すぐ町だけというのは無理な話だと思います。

けれども、何とかほかの国・県の事業とあわせて何とか改善をしていただきたいなと思うんですけども、その辺を含めて町の考え方をお聞きいたします。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 過日、8月1日の豪雨につきましては、私も議員御指摘の場所につきましては、現地のほうを確認をさせていただいたところでございます。

この町なかにある水路につきましては、農業用水路ということでございまして、過去にも局地的豪雨によりまして越流等々がございました。部分的に改修をしておるところもあるわけでございますけれども、現在、この農業用水路の改修につきましては、受益面積の大小、また経年経過の長短等を考慮して、維持適正化事業を導入し改良を加えておるところでございます。

しかしながら、国の補助金を見ますと、予算づけが非常に厳しい状況でございます。県の単独事業につきましても、当町への全体予算で600万円程度、要望額の6割に満たない非常に厳しい状況でございます。引き続き、国・県にも要望をしまいたしますけれども、現在、各地区で行われております多面的機能支払交付金の長寿命化補助金がございますので、この池田町区も対象となっております地元協議会の組織と対応について、対応ができるかどうか協議をしまいたいというふうに思っております。

以上です。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） そういうことで、 についてはお願いしたいと思いますけれども、につきましては、なかなか町単独では難しいかと思っておりますけれども、今この吾妻町の水というのは全部、内川に入っていくわけございまして、2日間で250ミリとか、去年の鬼怒川の場合は400ミリぐらいの雨が降ったという、記録的大雨が降った場合、内川自身がもうあふれちゃうという事態が発生しかねません。そうなりますと、町なかから林中、渋田見、鷓山まで内水氾濫、そういう形に見舞われるということでございまして、先日の予算決算特別委員会で立野泰議員が指摘しましたように、内川のほかにもう一本、町なかから鷓山まで貫いて高瀬川に排出するような大きな排水路をもう一本あける必要があるという意見が出たわけでございますけれども、その辺、これは簡単にはいかないと思っておりますけれども、国・県と相談しながら、そういう長期的な計画がつくれないか、町長の考え方をお聞きします。

議長（那須博天君） 鴫町長。

町長（齋 聖章君） 町なかの水路につきましては、大変複雑になっております。

また、内川、何年前でしたっけ。たしか平成16年だと思いますけれども、この台風災害におきましては、本当に各所で災害的に越流が起こったところであります。これは本当に根本的な問題だと思いますので、降る量とはける量がバランスとれませんと、それはあふれるということになってまいりますので、この辺しっかり現状を踏まえて、本当に長期的になるかと思いますが、計画ができればなど考えているところであります。大いに皆様方からの御意見も伺いながら、水路の問題どうするか検討してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひ前向きに取り組んでいただきたいということを要望しまして、次の(4)大雨（記録的大雨も含む）災害への対策として事前災害行動計画（タイムライン）の策定をに移ります。

台風10号は、東北地方、北海道に大きな被害をもたらしました。特に、岩手県岩泉町では8月29日から30日の2日間の積算で248ミリの大雨が降りまして、高齢者グループホーム9人の方が犠牲になられました。台風などによる大雨災害は池田町でも起こり得ます。町はおおむね100年に一度の大雨、2日間で234ミリの雨を設定した洪水避難地図（高瀬川洪水ハザードマップ）を公表しております。

しかし、浸水地域に洪水避難所が指定されているなど、見直し、検討が必要かと思われます。台風などの大雨対策として事前の時系列に従った事前防災行動計画、以降、タイムラインと言いますけれども、が現在注目されております。

三重県紀宝町ではそこに示すようなタイムライン（いつ・誰が・何を行うか）が策定されており、実施されております。当町でも町に合ったタイムラインを策定し、避難準備情報、あるいは避難勧告、避難指示といった発令時期を含めたタイムラインを作成していくことが必要と考えます。町の考え方をお聞きします。

このタイムラインにつきましてはこの三重県紀宝町の場合は台風上陸時をゼロとしまして、その例えば4日から3日前には既にその町の中の事前防災の行動を再点検するとか、それから3日から1日半前には住民への避難について事前予知をしておくとか、あるいは2日から1日半前には避難所の開設の準備をしておくとか、そういつて台風が来たときにはもう避難

が終わっていると、そういう計画であります。町の考え方をお聞きいたします。

議長（那須博天君） 丸山総務課係長。

総務課総務係長（丸山光一君） それでは、薄井議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

近年は各地で大きな災害が発生しておりますが、災害でも台風に伴うような進行型災害についてはタイムラインを作成していれば、先を見越した対応と組織間の連携がとれることで対応のばらつきがなくなり、減災に大きく役立ち、多くの命も救われると認識しております。また、このタイムラインがあれば、事前訓練、あるいは災害があった後の改善等、大きく役立つのではないかと考えております。

時間軸に対して、何を誰が行うのが明確になり、指示する側、受ける側となる町及び防災関係機関や避難する町民も行動がしやすくなり、対応に集中できるとともに安心が感じられると思われれます。ただ、台風単独による災害などのケースは少なく、前線などが絡んだりして大雨をもたらす災害、あるいはゲリラ豪雨のような突発型災害も多いので、地域に合ったタイムラインを構築できるか、現在ある地域防災計画ハザードマップを生かしながら、現在策定されている自治体を参考にしながら今後検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 今後策定していくということで、非常に前向きな回答をありがとうございました。

常総市ですね、昨年の鬼怒川氾濫、そのときに避難勧告、避難指示がおくれたということで非常に問題になったということで、それに基づいて、常総市ではタイムラインをつくって、そして避難勧告発令に当たっては、市長が国の河川事務所長とホットラインで、電話で相談をしながら決めていくという、そういうことが常総市のタイムラインのマニュアルに書いてありますので、それとあわせて情報は、防災無線、携帯メールでも市民に知らせると、そういうようなこともあわせて書いてありますので、その辺も参考にさせていただいて、なるべく早目に、場合によってはことしにそういう大雨災害にならないとも限らないので、10月から新しい防災担当職員も来ますので、10月からその辺も含めて検討を始めていただきたいと思っておりますけれども、町長いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（麿 聖章君） 本当にほかの機関とつながっていくということも大事であります。早い時点での情報、こういう気象情報もどこが一番早いのかよくわかりませんが、十分その辺も勘案しながら、起こってからではもう手おくれというのは痛いほど感じているところでありますので、事前にそういう機関と連携、調整をとりながら早い段階での判断ということをしてまいりたいと思います。

また、防災担当にはその旨、よく申し伝えまして、しっかりとこのタイムライン、つくれるような、そんな力をつけてもらいたいと思っております。

以上です。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひよろしくお願いいいたします。

それでは、3番、改正品確法に基づく大型建築工事の入札方法についてに移ります。

当町では、今後、総合体育館耐震改修工事、来年には地域交流センターの建設など、大型建築工事が予定されております。国は公共工事の品質の確保の促進に関する法律を一部改正し、これを以降、改正品確法と言いますけれども、平成26年6月4日に施行しました。改正品確法では、公共工事の品質確保とその担い手の育成確保の促進が改正の目的とされておまして、発注者、これは町のことを言っていますけれども、その責務として次の2点を上げております。

1つは、a．公共工事を施工する業者が適正な利潤を確保できるよう、労務、資材等の取引価格を的確に反映した適正な予定価格、発注者が事前に設定する落札上限価格ですけれども、それを設定すること。

それから2番目として、b．公共工事の適切な施工を図り、ダンピング受注、これはその入札額によって適切な施工が通常見込まれないような、そういう契約ですけれども、そういうダンピング受注を排除するため、最低制限価格、これは落札の最低限に当たる価格、これ以下だと失格という形になりますけれども、それを見直して、最低制限価格について必要な措置を講ずることというふうになっております。

改正品確法に基づき、町の大型工事の品質を確保し、町内業者を含めた建築業者を育成、確保するため、入札のため次の施策がとれないか、町の考え方をお聞きします。

1点目、工事予定価格の適正化についてでございますけれども、上記のa．を受けて工事予定価格は適正に設定されなければなりません。予定価格の積算で建設労働者の雇用に伴う

必要経費のうち、労務費（賃金）は直接工事費で積算され、その他の人件費（社会保障費などの福利厚生費、現場における経費）などは間接工事費で積算されることになっております。

町の大型建築工事の積算において、間接工事にその他人件費は積算されているのかどうかお聞きします。

また、国土交通省は平成25年3月29日の要請通知で自治体に、受注者と専門業者との間で社会保険料、これは事業主負担分と労働者負担分の相当額を適切に含んだ額になるよう下請契約が締結され、受注者に社会保険料相当額の適切な支払いがなされるよう指導と支払い状況を確認するよう、特段の配慮を求めるとする要請文書を出しました。町はその国の要請に基づいて受注者を指導してほしいと思いますけれども、町の考え方をお聞きいたします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、ただいまの町の大型建築工事の積算におきまして、その他の人件費が積算されているかということでございますが、お答えを申し上げます。

大型建築工事の積算におきましては、間接工事費としまして、人件費が入った積算となっております。

それから、2番目ですけれども、国交省の平成25年3月29日付の通達に関します指導につきましてでございますが、間接工事には労働者の雇用に伴います必要経費が含まれておりまして、共通仮設費と現場管理費となっておりますので、雇用に必要な経費として積算してある以上、受注者に支払い義務が生じますので、この点につきましては国の通達内容をしっかり伝えてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 一応、その他経費につきましても、ちゃんと間接費の中に入っているということですので、また、見積もり業者の入札見積書を見ていただいて、その点も入っているかどうか十分確認していただいて、本当にちゃんとした働く者が安心して働けるような、そういうことを国の文書なんかも、町に送られてきた指導文書というのは、建設業団体宛てにも、国から業界宛てにも行っておりますので、そういったものもあわせて国もこういった指導をしていますよということを、入札文書とあわせて添付していただいて、徹底をしていただくということも必要かと思っておりますので、ぜひその辺も御配慮いただきたいと思っております。

時間の関係もありますから、2の最低制限価格の見直しの問題について、行きたいと思っております。

町は最低制限価格を予定価格の3分の2以上としております。改正品確法上記b.を受けまして、近年多くの自治体が最低制限価格を引き上げております。大町市、高森町では10分の7から10分の9、横浜市では10分の7から10分の9.5というふうになっております。最低制限価格を引き上げて設定すれば、ダンピング受注ができにくくなり、工事の品質が確保され、担い手の育成、確保につながると思います。改正品確法の発注者責任を果たすため、町の最低制限価格を見直して、引き上げていただけないか、町の考え方をお聞きします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、町の最低制限価格の見直しということでございます。

町の最低制限価格につきましては、現行で予定価格の3分の2、率で申し上げますと約67%ということでございます。ちなみに長野県、それから近隣市町村の状況を申し上げますと、県は85%から90%、大町市が70%から90%、安曇野市が87.5%、松川村及び白馬村、そして当町ですけれども同じ67%、小谷村につきましては80%から85%というふうになっております。

最低制限価格の設定につきましては、各市町村の裁量でございますけれども、町としましては、工事の品質担保、それから受注者の育成などを踏まえまして、近隣市町村の動向を見ながら、見直しについて研究をしたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 見直していただけるということですので、研究したいということで、ぜひ前向きに研究をしていただいて、見直していただきたいと思ひます。

次、3、今後の大型建築工事の入札参加資格要件についてお聞きします。

総合体育館の改修工事の入札につきましては、アクシデントに見舞われましたけれども、結果的には事後審査型一般競争入札をやめて、通常の一般競争入札にしたということは、私は非常によかったことで評価できると思ひます。

また、今回の改修工事の入札に地域要件として、単体資格の場合には中信地域に営業する建築業者、それから共同企業体の場合には県内に営業所を有する建築業者で、構成員に町内建築業者を入れた者に限るということにしたことも、地元業者の育成、あるいは地域経済の活性化の点でも評価できると思ひます。

地域交流センターの建設入札についても、今回と同じような一般競争入札、あるいは地域要件を入れてほしいと思ひますけれども、町の考え方をお聞きします。

また、単体資格者の場合については、町内業者が下請として入るかどうかという保障がないわけですので、県がやっておりますような県内下請比率、これは県の事業の工事で、いわゆる県外の業者が要するに入札する場合、やはり県内の下請業者を使う率について設定をしたものでございますけれども、それと同じような考え方で町内の下請比率というものも単体資格者については入れるようなことを考えてほしいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、ただいまの質問でございますけれども、一般入札として、地域要件を入れてということでございます。

まず、地域交流センターにつきましては、大変大きな予算が伴いますことから、一般競争入札を行う予定でございます。地元企業が入札に参加できる体制につきましては、技術的なもの、それから人的な対応が可能か、この辺も踏まえまして、発注前に十分、調査、研究をしたいと思います。

次に、町内下請比率でございますけれども、町内業者に技術力やそれから人員配置等が可能かどうかをまず研究しないと、下請比率は安易に設定できませんので、この点につきましても十分検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 当然そういうことでないと、今すぐにはなかなかできないということをおも承知しておりますので、ぜひ前向きに研究していただいて、町内業者ができる仕事についてはなるべく町内業者にやっていただくという、そういう方向をぜひ、そして町の予算については、なるべく町内にお金が落ちるような、そういう仕組みというのをぜひ入札の中でも考えていただきたい。当然、考えておられると思いますけれども、その辺のところも今度、非常に多額な工事ですので考えていただきたいと思います。

次に、総合評価方式の導入に向け、研究、検討をに移ります。

改正品確法を実行させるには人を大切に施工力のある企業が評価され、入札に生かされるべきだと思います。一般競争入札を行った場合、どうしても価格が安いところに落札されるということですので、労働者の福祉、そういったものを重視すると、どうしてもお金がかかってくるわけでございます。そういった企業については残念ながら落札できないという可能性も出てくるわけでございます。そういった意味から、今の一般競争入札の中でもや

やはり入札価格だとか、あるいは施工の計画、品質管理とか安全性とか、企業の実績だとか技術力だとか、それから企業の社会性、下請契約の締結とか、技能労働者の雇用、育成、労働条件を改善しているとか、そういったいろいろな項目を評価して、それでその評点が一番高い企業に落札するという方法をとらないと、なかなかその品確法に盛られたような労働者を育成するという形になっていかないというふうに思いますので、ぜひ総合評価方式というものを導入することを研究、検討していただきたいと思います。

全国的に見ますと、市町村段階では全国の63%がもう既に何らかの形で総合評価方式を行っておりますし、長野県でも長野県の全市では全てやっております。市町村あわせると22.4%がやっておりますので、ぜひ池田町でも総合評価方式といったものを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、総合評価方式の導入研究、それから検討ということでございますけれども、この総合評価方式につきましては、今後の入札制度のあり方の1つということで考えております。直ちに導入することは少し難しいわけでありまして、今後、導入する場合につきましては、県の指導も必要になりますことから、しっかり連携をとりながら、この件につきましては、研究、検討をしまいたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 確かに、総合評価方式というのはいろいろな、やはり方式がありまして、それぞれその地域に合ったものをやはりつくっていかないといけないと思います。そういう意味では、直ちに実行するというわけにはいかない、研究していただくという回答ですので、ぜひ前向きに検討していただいて、来年の地域交流センターについては、この総合評価方式を導入するような、ぜひそんな方向を考えていただきたいなと思いますけれども、その辺、町長いかがでしょうか。最後をお願いします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 大変、これ、難しい問題でありますので、ただいま、総務課長も答弁いたしましたように十分研究、調査して、交流センターに対応できるかどうか、ちょっとここではお答えを差し控えさせていただきます。

以上でございます。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

7 番（薄井孝彦君） ぜひ前向きに検討していただきたいということをお願いしまして、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（那須博天君） 以上で薄井議員の質問は終了しました。

散会の宣告

議長（那須博天君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 4 時 1 3 分

9月定例議会一般質問一覧表

番号	質 問 者	質 問 要 旨
1	2番 横澤はま議員	1. 保育型認定こども園事業の取り組みについて 2. 社会資本総合整備計画（地域交流センター）について
2	4番 矢口新平議員	1. 指定管理（株）てる坊市場について 2. ふるさと納税（企業版ふるさと納税）について 3. 池田工業高校と池田町のかかわりについて
3	6番 和澤忠志議員	1. 人口減少・少子化に歯止めをかける支援について 2. 産業の活性化の取り組みについて 3. 観光振興について
4	8番 服部久子議員	1. 就業援助の入学準備金を入学前に支給を 2. 病児保育の早期の実施を 3. 国民健康保険料の負担軽減 4. 介護保険制度改定で町の対応は
5	7番 薄井孝彦議員	1. 「あづみ野池田総合戦略」の進め方について 2. 防災対策の進め方について 3. 町大型建築工事の入札方法について
6	1番 倉科栄司議員	1. 食品ロス削減の取り組みについて 2. 池田ふるさと祭りの今後の方向性について
7	3番 矢口 稔議員	1. 車中泊が可能なRVパークを中心としたまちづくりは 2. 情報を的確に伝える技術について 3. 地域の道路に愛称表示を
8	5番 大出美晴議員	1. 町民サービスの向上を図るには 2. 池田工業高校を含め学校との連携は 3. ワイナリー構想とまちなかの商工業の取り組みを
9	9番 櫻井康人議員	1. 特色教育支援事業への取り組みについて 2. 水資源をどう生かしていくか

平成 28 年 9 月 定例 町 議 会

(第 4 号)

平成28年9月池田町議会定例会

議事日程(第4号)

平成28年9月16日(金曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	倉科栄司君	2番	横澤はま君
3番	矢口稔君	4番	矢口新平君
5番	大出美晴君	6番	和澤忠志君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	櫻井康人君	11番	立野泰君
12番	那須博天君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	甕聖章君	副町長	大槻覚君
教育長	平林康男君	総務課長	中山彰博君
会計管理者兼 会計課長	矢口衛君	住民課長	倉科昭二君
福祉課長	小田切隆君	保育課長	勝家健充君
振興課長	宮崎鉄雄君	建設水道課長	丸山善久君
教育課長	藤澤宜治君	総務係長	丸山光一君
監査委員	吉澤暢章君		

事務局職員出席者

事務局長 大 蔦 奈美子 君 事務局書記 網 島 尚 美 君

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（那須博天君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議に入る前にお願いを申し上げます。

発言する際には、できるだけマイクに向かってお話をさせていただきようお願いをいたします。

一般質問

議長（那須博天君） 日程 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

倉科栄司君

議長（那須博天君） 6番に、1番の倉科栄司議員。

倉科議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

1番（倉科栄司君） おはようございます。

1番の倉科です。

2点について一般質問をいたします。

最初に、食品ロス削減に向けた取り組みについてということで、お聞きをしたいと思います。

御存じのとおり、食品ロスとは、食べられる状態であるにもかかわらず廃棄をされている食品であります。こういったところでこういったものが発生するかといえば、小売店での売れ残りや期限切れの商品、また製造過程で発生する規格外品、それから飲食店やホテル等、

また家庭での食べ残し等が主なものでございます。日本で年間500万から900万トンが廃棄をされているということで、これは日本人1人当たりで換算すれば、毎日1人おにぎり1個ないし2個を無駄にしているということだそうでございます。

一方で、世界では開発途上国を中心に、人口の8人に1人が栄養不足の状態、いわゆる飢餓の状態に陥っているというのも現状でありまして、非常に地球上全体で見ればアンバランスな状態が続いているということでございます。

これを受けて質問をしたいと思います。

まず最初に、宴席での料理の食べ残しを減らす取り組みとして、30・10運動が松本市を発信の地として、取り組みが前進をしているところであります。

宴席で、宴会開始後の30分間と終了前10分間、自席から離れず、料理を極力残さず食べることにして、食品ロスを削減しようとする取り組みであります。宴席については、さまざまなものがありますが、特に感じるのは行政関係者が出席する宴席で、開宴後ほどなくして自席から離れ、宴席を回る人が目立つ点であります。立場上、出席者へのねぎらいの意味を込めてのことと思われませんが、この食品ロスを削減しようとする取り組み、特に30・10運動を知ってからは、この運動からはほど遠い行動だと思わざるを得ません。

例えて言えば、2年に1回、昨年開催されました池田町功績者表彰、技能功労者褒賞の式典などは顕著な例ではないかと思えます。表彰される方については、ほとんど料理には手がつけられないような状況で、入れかわり立ちかわり、労をねぎらうためではございますが、お酒等のつぎに回られていることで、料理に手つかずの状態が発生するというようなことが実際にはございます。

そこで、この30・10運動そのものに対して、町長はどういうふう考えているのか。また、行政関係者が出席する宴席から、この運動を積極的に取り入れることが必要ではないかと考えますが、この点について、まず町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（那須博天君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） おはようございます。

ただいまの倉科議員さんの御質問に対してお答えを申し上げます。

30・10運動に対しての考えはとの御質問でありますけれども、日本の抱える課題の一つである食品ロスの問題、先ほども倉科議員さんのほうからお話ありましたけれども、本当に500万トンから本当に1,000万トン近く捨てられていると、これはもう日本の米の収穫量に匹

敵するとも言われております。当然、世界第1位となっております。これは、本当に大変な問題だなと思います。

私は以前、リサイクル委員会に所属しまして、この問題に取り組んだ経過があります。食品廃棄物の問題はそのまま可燃ごみの増加につながり、温暖化に対しても大きな影響を与えることとなります。

30・10運動につきましては、直接、松本市の環境政策課に話を伺いに行ったことがあります。松本市では、飲食関係の業者が多く、そこから出る食品廃棄物に頭を痛めており、何とかしなければとの思いで、30・10運動を推進したとのことでありました。その後、地域に、あるいは家庭に波及させ、全市を挙げて取り組むようになったとのことでありました。

大変興味を持ちましたのは、食べ物を無駄にしないという教育が、保育園でしつけといたしましょうか、子供たちにも教え示されていたということでありました。子供のころから食べ物の無駄なこと、ごみの問題など、環境に対する教育には大変感動した思いがあります。松本市の運動は、全国に波及しつつあり、今では各地からの視察の対応に追われているとのことと伺ってもおります。

私も何とか池田町にも導入をと思いましたが、可燃ごみの組成を調べてみますと、松本市ほど食品廃棄物の割合は多くなく、今一つ力が入らなかったなという思いがあります。しかし、その後、全国的な課題としてクローズアップされ、先ほど紹介ありましたけれども、食品の賞味期限、消費期限の問題にまで発展しております。

ここに、議員よりどう考えるかとの御質問をいただきましたので、大変よいタイミングと考え、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。たまたま議会定例会最終日には懇親会の予定になっていると思いますので、倉科議員さん、率先して、発議をいただきまして、ここから実践に踏み切りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（那須博天君） 倉科議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

1番（倉科栄司君） 早速、実現をするような考えでございますが、せっかくでございますので、残りの質問もしたいと思います。

この30・10運動が提唱され、マスコミで報道されたことを受けまして、私も最近からでございますが、関係する団体等の宴席ではこの運動のことを取り上げ、少しずつですが実行してくれている雰囲気形成されつつあるように感じます。

なお、松本市の運動を取り入れようとする他の自治体では、今、町長の答弁にもありまし

たが、他の自治体からの視察が訪れたりしているようでございます。

時間が限られているような宴席、例えば行政がやるような宴席で、2時間、3時間の宴席ではなくて、1時間半程度をめぐりに切り上げているような宴席の中では、20・10運動を提唱し、取り組みを始めているところもあるようです。

小さな積み重ねが、やがて大きな運動のうねりとなると思います。すばらしい運動は、発祥の地に敬意をあらわしながら、積極的に取り入れることも必要と考えます。

そこで、食品ロス削減を目指し、まず行政に携わる職員や関係者が、それぞれの地域や自身の関係する団体、スポーツ、趣味のサークル等での宴席で、率先して30・10運動を提唱していくよう努めてほしいと考えますが、行政のトップとして、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

あわせて、家庭や地域で食品ロスの削減に向けた取り組みがなされるよう、チラシを作成する等、この運動のPR活動にも取り組んでほしいと考えますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

なお、家庭から出るごみ、ごみというかわゆる食品ロスにつきましては、手つかずの食品が20%を占めるというようなことがあるようでございます。また、そのうちの4分の1は、期限前でありながら捨てられているというのが現状だと聞いておりますので、この辺もあわせて町長の答弁をお願いをしたいと思います。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 30・10運動を積極的に提唱をという御質問でありますけれども、本当にあらゆる場において、これ、発言していくということが大事なと思います。発言と実践ですね。それともう一つはPR、全町民に大いに呼びかけてPRをしていく、そんなことが大事なと思います。

松本市では、ステッカーやポケットティッシュの配布、あるいは飲食店への広報をしたり提携したりということで、市民に徹底を図っているようであります。そして、その効果はかなり上がっているということも伺っております。当町でも、議員御指摘のとおり、大いにポスター、チラシ等、作成をしたりして、全町に呼びかけてまいりたいと思っております。

賞味期限、消費期限につきましては、これは国全体の問題ではありますが、池田の町からそういうことにも取り組むとそういう姿勢も何らかの形で示して行って、これも町民の皆さんに御協力をお願いして取り組んでまいれたらなと思っておりますので、よろしく願います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 倉科議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

1番（倉科栄司君） ものを大切にすること、例えば食べ物につきましては、命を育むものでございます。食べ物を大切にすることが、すなわち自分の命をつなぐことだということで、このことは非常に大切に人生の中で必要な部分ではないかと思えます。

そういったことで、教育現場でも、命をつなぐこと、この大切さ、命をいただき生きているということを考えるために、折に触れ指導をしてほしいと考えますが、教育長の考えも聞きたいと思えます。

議長（那須博天君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） 今、議員さんのほうで、食に対する大切さという話であったかと思えますけれども、学校関係でも、食育というものを今、福祉課もあわせて計画をつくっております。やはり、お米にしても命をいただくという感謝の気持ちを持ちながら、学校の現場でも教育していると思えますので、これからも食べることの大切さ、そしてまた、それが自分の成長に伴うということ、しっかり子供たちに自覚させながら、食べ物を大切にすることを学校に伝えていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長（那須博天君） 倉科議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

1番（倉科栄司君） ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

先ほど、町長の答弁にもありましたように、松本市でも保育園からそういったような教育をしているということもございませし、昨日、小田切福祉課長と話した中では、家庭で料理をしている子供のほうが、やはり食に対する考えとか、食品を大切にすることが植えつけられているというような話も聞きましたので、ぜひこの辺も中心に参考にして、取り組んでいただきたいと思えます。

また、最終日の宴会でございますが、あいさつする立場にございませないので、町長、議長のほうから、特にこういうことを中心にお話をいただければと思えますし、また、町長、非常に声のはっきり通る方でございますので、さまざまな席で、こういったことを提唱していただきたいということをつけ加えて、この質問は終わらせていただきます。

次に、池田ふるさと祭りの今後の方向性についてお聞きをしたいと思います。

池田ふるさと祭りは、当町における大きなイベントの一つであります。例年、実行委員会

を中心に時代に合わせた変化を取り入れながら、30年を超えるイベントとして定着させてきたことに敬意を表します。

さて、その池田ふるさと祭りですが、近年、踊りの連の参加者が年ごとに減少し、ことしは17連、約300人の踊りの参加者にとどまりました。ふるさと祭りの当初のころは、自治会だけで30に近い連が参加し、企業等の連を合わせると、1,300人から1,500人の人が踊ったものであります。自治会の連の参加者が徐々に減少し、あわせて企業の連も参加が減少し、近年の踊りの連が寂しくなっております。自治会では、一度不参加となりますと、再度参加する行動を起こすには、相当なエネルギーが必要となり、結局、不参加が続くことになってしまいます。

踊りへの参加が減少する要因は、さまざまなものが考えられると思いますが、踊りのリズムが速く難しいという声が以前からかなりありました。それがその要因の一つと考えられているのではないのでしょうか。ふるさと祭りの当初は、ふるさと祭りのためにつくった池田ふるさと音頭のほかに、盆踊りの定番であります炭坑節等を踊ったものでした。時代の流れの中で、新しいものを取り入れることもイベントを継続するために必要なことではあります。新しいものがなじみにくい点があれば、改善するか、また原点に立ち返ってみることも必要と考えていますが、いかがでしょうか。

実行委員会でのどのような意見や反省点が出ているのか、現場の第一線にいる振興課長に聞きたいと思います。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、池田ふるさと祭りについて、御答弁をさせていただきます。

議員、お話しのとおり、池田ふるさと祭りにつきましては、当町にとって夏の大きなイベントであります。昭和60年に、池田町合併30周年事業として、高瀬中学校で第1回が開催をされました。本年度32回を数えております。参加者数、売店のコンパクトさ、仮設トイレ等の経費の削減等を検討し、7年前から現在の役場駐車場で開催をしております。

議員の御指摘の、踊り連を見ますと、平成17年、ちょうど11年前になりますが、参加団体32連でございました。平成18年に27団体に減りまして、平成22年には14団体、年々減ってきておりました。平成23年から前半の部、後半の部、踊りのそれぞれに合わせて、2部制をとってまいりましたが、参加団体については余り変わっていない現状でございます。

また、7年前からは、夕方からのお祭りを昼間のイベントを充実させることによって、多くの町民に会場に足を運んでいただきたいというような工夫をしまいできております。

さて、本年も9月2日に、実行委員会反省会を開催させていただきました。出されました意見については、踊り連が少なく寂しい、踊りの部は一部制でもよいのでは、また、議員御指摘のように、サンバでてる坊主は動きが激しく、高齢者には長く踊れない、また、相反する意見ではございますが、サンバでてる坊主は盛り上がってよいというような意見もお聞きをしておるところでございます。

来年2月には、また次回に向かって企画推進会議を開催をしまいでります。このあつぱれの反省会、また、町民の皆さんのお声を反映させて、要望を検討をさせていただきたいというように考えております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 倉科議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

1番（倉科栄司君） 今のサンバでてる坊主ですか、非常に踊りがちょっとリズムがあつて激しいという声もありました。今のまたお話の中にありましたように、かえつてまた盛り上がるという、それぞれの面から捉えられる方いると思います。ですから、なかなか一概に、じゃ、これはだめでこれはいいということとはできないと思いますが、何か今後の方向性の中で検討いただければと思います。

私も、今の課長の答弁の中にごさいましたように、合併30周年担当いたしまして、第1回は高瀬中学校のグラウンドで踊りを中心に開催をいたしました。それから、その後3年間、観光担当としてこのお祭りに携わつてきたわけでございますが、会場についても、当初は高瀬中学校のグラウンドから、役場とアップルランドに集合して、この2地点で踊りながら行つて高瀬中学校に行く。それからまた、県道を通行どめにして緊急車両以外は通行どめということで、県道を1丁目から農協さんのところの間を踊つたという時代もございました。また、駅通りにも行つたこともございますし、松川線に入つてからは、えびすやさんから病院の入り口までを通行どめにしてやつた時代もございますので、そういったことを考えますと、午後のイベントについては、非常に大勢の人が参加されてにぎやかでございますが、やはり踊りを中心に考えますと、ちょっと寂しいかなと、こんなようなことを実感として思うところであります。

かつては各地域地域で、お盆の時期に帰省される方も踏まえて、踊りの連が盆踊り大会を

やったというような時代もございました。時代の流れの中で、やはり役員のなり手が無いというようなことがあったりして、私の町内でも盆踊りのやぐらを組むことが非常に困難になってきて、中止になってきたというような経過もございます。ただやはり、暑いときに都会から帰ってくる方も踏まえて、うちに大勢の人が集まれば、やはりちょっと浴衣を着て踊りたいなということもあろうかと思えますし、ぜひ切り口を考えて検討いただけたらと思います。

それでは、続けてでございますが、踊りの今のお話の関係を除けば、午後から始まるイベントや売店は、年ごとににぎやかさを増してきているというふうに感じます。

来年度以降、踊りの関係についてぜひ大幅な見直しをして、より多くの人たちが参加できるよう、十分な検討を望みたいが、要望の一つの例として、次に上げる事柄も検討材料としてほしいということでお話をさせていただきます。

実現するかしないかは別といたしまして、メインの会場を変更するというので、例えば一例としてはあづみ病院南の駐車場にメイン会場を移すと。それから、他のこれもイベントや売店も含めての移動であります。またステージを使用するイベントは、特設会場でイベントのいわゆるやぐらを組むことも必要ですけれども、会場のステージが必要なものとしては、総合体育館も有効利用してはどうかとこんなふうを考えます。

また、高瀬中学校のグラウンドで、夕方、サッカースクールを開催し松本山雅の協力を得ながら、当町以外の松川村、生坂村のサッカー少年、少女の参加を呼びかけ、その子供たちが、ちょうどサッカーが終わるころに、池田のお祭りの音がスピーカーから流れれば、その子供たちにも、例えば売店等のほうへ寄っていただくというようなことも可能だと考えて、他町村からの人の取り込みもできるのではないかと、こんなふうを考えます。

それから、あわせて子供たちが来るには保護者も当然ついてまいりますので、保護者の皆さんもあわせて、他町村の皆さんの池田祭りへの参加を期待できるのではないかと、こんなことも考えます。また、踊りを踊りたいという純粋な気持ちの中で、若いお父さん、お母さん方、例えば小さな子供さん連れでなかなか難しいとしたら、総合体育館の中に託児室を設ける等の手段も、またこれも必要ではないかとこんなことも考えております。

そういったようなことも含めて、大幅な見直しについて麩町長についての考えをお聞きしたいと思えます。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） ふるさと祭りについての御質問でありますけれども、ふるさと祭りも

いろいろな意味で同じパターンが続いており、新たな発想で検討してほしいとの意見も出ております。私もそのような時期ではないかと考えておりますので、企画等、新たな委員を加えながら見直しを行ってまいりたいと思っております。

議員の御提案につきましても、企画を考える中で検討してまいりたいと思ひますし、私的には、やぐらを組んでちょうちんを張ると、こういうのが好きなものですから、その周りで踊るといふような昔のスタイルができたなら、私的にはそんなふうを考えているところでもありますけれども。また、昼間のイベントにつきましても、書道、三輪車レース、続いております。人気はあるんですけれども、どうかという意見もありますので、これもあわせて検討して、新たな感じで、そして一番大事なのは全町挙げてといふところで、全自治会の皆さんが何となく参加できるような、そんなスタイルに変えていかれたらと思ひるのは私の希望であります。

そんなところも含めまして、企画委員会の中でいろんな意見、出し合つて、新たなものにつくつていきたいなと、そんなふうを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長（那須博天君） 倉科議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

1番（倉科栄司君） 池田ふるさと祭りについては、他町村と日をずらして開催しているといふことで、これはある意味では、大きなお祭りのほうへ人は流れるといふこともございませうし、池田に企業がある人も皆さん、大きなところがあればそちらのほうへ行くといふこともございませうので、そういった意味では、日が違ふといふことは、非常に池田ふるさと祭りを存続するには大変重要なことだと思ひます。

そこで、松川村さんとも生坂村さんともこの時期は特にお祭りないようですので、そこら辺の相互の行き来についてもまたよくPRをして、お互いに同じ地域として、お祭りを中心にして、また一体感を高めていくといふことも必要かと思ひますので、ぜひそこら辺も含めて、今後、振興課長、ぜひ、反省会あるいはまた新しい年に向けての検討する会では、十分な議論をしていただいて、よりよいふるさと祭りを継続するようお願ひをしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（那須博天君） 以上で倉科議員の質問は終了しました。

矢口 稔君

議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

7番に、3番の矢口稔議員。

矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） おはようございます。

3番の矢口稔であります。

平成28年9月の定例会の一般質問をさせていただきます。

年4回、一般質問の機会をいただいているわけですが、この9月は、来年度に向けて取り組んでいただきたい課題や要望などを話し合う、非常に重要な一般質問の機会と捉えて、今回は3つの質問を、また提案をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず1番目に、車中泊が可能なRV、レクリエーショナル・ビークル、いわゆる休暇とか楽しみのための自動車のRVパークを中心とした町づくりはということで質問したいと思います。

その中で、遊休駐車場、遊休地等が町内に点在しておりますけれども、そちらのほうを活用したRVパークの設置をしたらどうかという提案であります。

池田町は、宿泊施設が他町村に比べて少なく、観光をメインに売り出そうとしても滞在時間が2から3時間程度と、経済効果が生まれにくい状況にあります。県の観光地点パラメータ調査、2014年では、宿泊は1回当たり2万7,305円出費をしているのに対し、日帰りは6,844円と、約3分の1しかありません。また、県の統計資料による平成26年の大北、大町、北安曇地方、北安曇地方事務所管内の宿泊者数を見ても、全体で300万人を超えているのに対し、池田町は2,000人と、0.07%にとどまっております。

町民からは宿泊施設の建設の要望があっても、町の財政状態から見ても他の大型事業がめじろ押しであり、諦めざるを得ない状況にあります。しかし、長野県は、インターネットg o oの調査によると、夏の訪れたい都道府県の第3位に位置をしております。これは、複数年とってみても順位が高いところにあるということでもあります。

観光による町づくりを進めるには、宿泊という壁を何とか打破していくことが必要です。そこで、町が保有する遊休駐車場、遊休地を車中泊ができるRVパークとして生かせないか

提案をいたします。

R Vパークは、キャンプ場と混同されることが多くあります。キャンプ場は外で炊事をしたりバーベキューをしたりすることができますが、R Vパークは原則として外での炊事等は禁止しているところが多く、食事等は、近隣の施設を利用していただけのように促すのが特徴であります。

キャンピングカーのほか、一般の自動車等で車中泊する方も利用ができます。料金も管理者が設定しており、1泊、無料のところもございますし、1,000円程度からと手軽なのも魅力の一つであります。トイレ、電源、入浴、ごみ捨て等が利用者のニーズになっております。しかしながら、これが全てないところもございますし、全てそろっているところもあるという、差があるのもR Vパークのまたオリジナル性のあるところでもあります。

また、景観のいいところが好まれる傾向がありまして、池田町は絶好のR Vパーク環境が整っていると言えます。県内でも数カ所、「くるま旅」というサイトではもう紹介されていますけれども、既に設置がされております。しかし、松本平ではまだまだ整備されたところはありません。この環境のよさを売りに、移住の決め手としても効果が期待できます。ぜひ、来年度に向けて、まず1カ所の整備をお願いしたいと思います。町の考えをお伺いいたします。

議長（那須博天君） 答弁、甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） それでは、矢口稔議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

R Vパークの設置ということの御質問でありますけれども、R Vパークの設置につきましては、宿泊施設が少ない当町にとっては、観光客等の滞在時間を長くし、観光消費額の増加につながる対策の一つと考えております。

R Vパークは、一般社団法人日本R V協会の認定を受けることが必要で、その認定条件は議員御指摘のとおり、少し大き目の区画を有する駐車場と、24時間使用可能なトイレ、電源設備、ごみステーションが一般的な設備であると聞いております。また、近隣に入浴施設があればさらによいということもあるそうであります。

全国には79カ所、県内は6カ所が認定、開設されており、その設置主体は、ホテルや商業施設、個人などの民間事業者や道の駅など、さまざまとなっております。

町内にR Vパークとしての適地があるのか、また、費用対効果はどうかなど、県内等の先進事例について研究する中で、当町にとって有効な施策かどうか判断してまいりたいと考え

ております。

議員におかれましては、具体的な提案があれば、また改めてお聞かせいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 実際、他市町村ではやはり宿泊施設が多過ぎて、そちらのほうとの競合といったところも出てきております。なので、前回、6月の安曇野市の議会でも一般質問で、RVパーク設置したらどうかということで提案されております。そちらのほうも、調査、研究を進めるといったこともありましたけれども、実際、安曇野市の場合には、宿泊施設が数多く存在しているといったところで課題が、池田町とはちょっと違ってあるのかなと思います。

やはり池田町、特に安曇野地域、そういった方が訪れる際は、やはり景観がいいところにどうしても滞在したいといったところもございます。そんな中で、やはり池田町と聞くと、いいところですね、北アルプスが見えるところですねと、あそこに1泊でも2泊でも泊まらせていただいたらありがたいなという方の声も実際聞いております。それは、1人ではなく、数多くの方であります。

また、その車中泊とかRVの自動車を持っている、キャンピングカー等を持っている方は2種類に分かれておまして、ファミリー層、子育て中の方とシニア層、2極化している状況であります。国内では、今、キャンピングカーブームもありまして、非常にキャンピングカーをお持ちで、国内を移動する方、多いわけですがけれども、子供、子育て世帯とシニア世帯とあるわけであります。そんな中でも、やはり両方にもありますけれども、やはり移住先をそういった車中泊を通じて探しているという方がおりました。その方は埼玉県にお住まいの方でしたけれども、そういったところで、池田町は非常に住みやすいなという感じも車中泊を通じて得られている方もおりました。

そんな中で、やはり近隣では町づくりに生かしているところとして、群馬県太田市の道の駅おおた、また、岐阜県恵那市のささゆりの湯などは、非常に人気が高くて、やはり滞在時間を延ばしている効果が非常に多くあります。お風呂が隣接してあったり、産直の施設が付近にあったり、スーパーがあったりコンビニがあったり、また、さまざまな観光施設が周りにあるといった状況も、この池田町にもありますので、そういったところを利用していただ

きながら、滞在時間をふやしていただくということは、やはり非常に重要なことかなと思います。

また、1泊で帰らない方が多いんですね。長い方は1週間、10日くらい滞在をしていく方も、これからシルバーウィーク始まりますけれども、多くいらっしゃると思います。夏の期間のお盆の期間もそうです。やはり避暑に来る方、そういった方は、1週間、10日というやはり消費額もどんどんとふえていく、滞在型の観光につながっていくものだと思います。

そんな中で、私が提案したいのは具体的には3カ所ほど、今、地点を挙げさせていただきたいと思います。

1つは、景観の面では一番すばらしいと思っているところですが、クラフトパーク北側の、市民農場の駐車場であります。北側が開けていて、北アルプスも一望に見える。しかしながら、市民農場の利用の方は今現在、少なく、ほとんど駐車場としては機能が、満車になっていることがほとんどないといったところがございます。そこは、水もありトイレもあります。なので、ある程度のやはりニーズはあろうかと思えますし、実際、私もあそこに泊まったこともありますけれども、非常に景色がいいものですから、すがすがしく滞在もできるし、ああいった地域はこのRVパークではないですね、ほとんど。そういったところは、すぐ利用ができるのではないかな。ゼロ予算に近い状態で利用ができると思います。

また、現在、遊んでいる土地としては、上原商店の駐車場も候補の一つではないかなと思います。スーパーが進出するということがありますし、必ずしも舗装でなくてはいけないということもございませんので、そういった、まずは遊んでいる土地といいますか、有効に生かされていない土地に開放してもいいのではないかなと思います。また、恒久的な施設とは限りませんので、またそこで利用が変わった場合には、適宜RVパークの廃止というのでもできますし、そういったところで利用もできるのではないかなと思います。

もう一つは道の駅、ハーブセンター近隣の土地であります。実際見てみますと、過去にも私、質問しましたけれども、ハーブセンター南側で、ガソリンスタンドの北側の農地になっているところがございます。今は作物が植わったり植わっていませんけれども、雑草も先日まではかなり生い茂っておりまして、そういったところも、要するに平たんにすることによって、あそこは近隣に住宅も少ないわけでございますので、そういったところのエンジン音とかの影響も、非常に少ないところかと思えます。

そんなところで、具体的に担当課はどこなのかちょっと示していただいて、検討会なり何なりを開催していただきたいと思いますが、答弁を求めたいと思います。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） ただいま矢口稔議員から具体的な御提案をいただきました。これもあわせまして検討の場を持ちたいなと思っております。

担当課につきましては、また庁内で検討いたしまして、どこが担当するかということも決めてまいりたいと思っております。遊んでいる土地を有効に使うということでは、有効な施策かと思いますので、前向きに検討させていただきます。

以上です。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 早急に担当課等を決めていただいて、窓口をあけていただいて、検討に入っていただきたいと思えます。

特に、池田町の観光消費額を見てみますと、昨年度の平成27年度の成果説明書によりますと、観光客数と消費額を割ってみますと、1人当たり350円しか落ちていない。これは本当に数字が正しいのかどうなのか、わかりませんが、もう1人ワンコインすら落としていっていただけていないといったところは、非常に危惧するところでもあります。それは、平成26年度も351円、平成25年度も349円と、ほぼ350円のラインを行ったり来たりしているといったところで、全然、何と申しますか、消費をしていただけていないという傾向が、もう顕著に出ているわけですので、ぜひ1カ所、整備をしていただいて、今からやれば来年4月に十分間に合いますし、適宜、その運用ルールというものも変更もできます。そこで、やはり最初はコストをかけずに、今既存のものを利用しながら、発展して、ニーズをつかんでまいりたいと思います。

もう一点、御質問したいと思えますけれども、このほかに交流センターが間もなく、社総交の事業で行われるようになります。交流センターの駐車場も、またそういったRVパークの一つの候補として、要するに特定日は利用できませんよということもできますので、そうすれば、町なかの回遊につながるかと思えます。そういったところの町なかへのRVパークという検討もぜひしていただきたいと思えますけれども、もう一回答弁をお願いします。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） いろいろ御提案をいただきました。その件も含めまして、検討会の中でいろいろ考えてまいりたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 次の質問にまいります。

キャンピングカー等の誘致による活性化はということで、こちらもRVパークにつながるところではございますけれども、RVパークの関連として、キャンピングカーの利用者を温かく迎え入れる環境づくりについてお伺いしたいと思います。

近年のキャンピングカーブームに乗って、子育て世代と、先ほど申しましたけれども中高年の世代の2つの世代で利用がふえています。しかしながら、一部の利用者によるマナーの低下などで、公共駐車場などは車中泊禁止の場所もふえてきました。しかし、場所を確保し、ルールを設定することによって、適正に利用している場所がほとんどであります。

キャンピングカーの利用者は、周遊型観光や、同じ場所に何度も訪れる複数回の利用などの特徴があります。池田町もパンフレットの作成を初め、お得なクーポン券の発行などを通じて、キャンピングカーに優しい町づくりを推進すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） キャンピングカー誘致等による活性化ということの御質問でありますけれども、現在のキャンピングカーブームがあることは事実でございます。池田町でも県道、道の駅にも停車しているキャンピングカーを見かけるようになりました。

議員提案のパンフレット、クーポンについては、キャンピングカーの利用者に限定することなく、一般の観光客も利用できるようなものが可能かどうか、観光事業者等とも相談させていただきまして、十分検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） キャンピングカーの方は、予約をしないで来る方がほとんどです。道の駅の東側の駐車場などは、週末は1台か2台、必ず今泊まっている方もいらっしゃいます。その方にちょっとお話を聞いてみたことがあるんですけども、やはりインターネットで道の駅があるということで、車中泊等に利用する方が多いわけでございますけれども、その道の駅池田の、池田町の情報がなかなか来てから得ることが難しいと。

やはり、できればそういったところに、パンフレットを置いていただくのはいいんですけど

れども、もう道の駅もハープセンターも置いてあるのは承知しておりますけれども、できれば、そういう車で来ますので、そういった方のところに、こういう防水のバッグ等でパンフレットとクーポンとセットで、1泊したり朝になったり夕方になったりしますので、そこで、ようこそ池田町へと言って、池田町のパンフレットとともにそういう冊子を、雨にぬれているといけませんし、いない場合もありますので、そういったときに、こういうワイパーのところに置いておいたり、そのバックミラーといいますか、サイドミラーのところにかけておくことによって、池田町はこんなところなんだと。

じゃ、あした、大体そういう人たちは、翌日の行程、余り決まっていない方も多いので、じゃ、ここ行ってみようか、あそこ行ってみようか、そこにさらにクーポンが加わることによって、そういったところに訪れていただく。また、お土産を買うには何がここは名物なのかと一番迷うそうです。なので、そういったお土産の今はこんな時期はこんなお土産がありますとか、産直のお店はここですとか、そういったもののお土産の紹介等のパンフレットもあわせて、今、池田町は非常にいいパンフレットつくっていただいておりますので、そういったものも生かしながら、ようこそ池田町へという態勢はすぐとれるのではないかなと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） キャンピングカー誘致ということで、それをきっかけにして池田町をPRする、これ、大事なことかなと思います。本当に池田町で、そういう意味でいきますと、大きな課題が認知度が低いということでもありますし、また、私も観光案内所に立ってみますと、ほとんどの方はもう知らない、池田はどこ行ったらいいかわからない、何が売っているかわからないというのが実態でありますので、そういうふうに効率よく御案内できるような、そんなパンフレットを用意するというのも大事なことかなと思っております。それもあわせて検討させていただきたいなと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） それは一例ではありますけれども、いわゆる池田町がキャンピングカーに優しい町なんだよということが非常に大事だと思うんですね。ほかは、こういう結構、何というんですか、締め出しぎみといいますか、単なるごみを置いていだけじゃないかとか、トイレ使うだけじゃないかというようなところもありますけれども、実際は、そこで消

費をしていただいているのも事実ですし、ごみも持ち帰っていただきたいということも申し添えれば、今、持ち帰っていただくのがほとんどでありますので、それでもし置いていただく場合には、ごみ袋を500円で買ってください、1,000円で買ってください、そのくらいの単価でいっただけでも、喜んで滞在していただけるといってもございます。

いわゆるそういう人たちの仲間というのは、非常に今はインターネットでつながって、情報が密になっておりまして、ここの町はキャンピングカーに対して優しい町をしているんだと言えば、その人たちの仲間が人づてに、やはり行くんだったら池田町がいいよと、あそこだったらちゃんと温かく迎えてくれるよといった、そういったところの口コミも、非常に今有効な手段でありますので、ぜひそのきっかけをつくっていただいて、こちらのほうはすぐにでもできますので、そういったところで対応をお願いしたい。

また、公式ホームページ等でも、そういったキャンピングカーに優しい町づくりというもののパナーをつけていただいて、どんなサービスがあるのか、ここはこういったルールだったら利用していただいて構いませんよといった、情報発信をすることも重要だと思います。

いわゆる来る方をつかまえるというのと、こちらから情報を発信してキャンピングカーを誘致すると、2つの方法があるかと思います。そのホームページのほうも10月に更新が予定されているようでございますので、そんなことも可能なのかなと思いますけれども、その点について1回質問いたします。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） やる以上は大いにPRをして、特にインターネットというのは有効な手段でありますので、この公式ホームページ更新の折に、そんなところも検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 次の質問も、車中泊利用者へのアンケートの実施をということで関連するわけでございますけれども、現在もハープセンターを中心に、キャンピングカーの利用者が駐車している光景を目にしているということでございます。

まずは、ニーズ把握のためにも、利用者にアンケート調査を実施して、現状の把握をお願いしたいと思います。これは、パンフレットを入れていくところで、即日回収じゃなくても、メールで回答してほしいということもできますし、はがきを1個入れておいていただくこと

も可能だと思います。

どんなニーズがあるのかなということをまず把握する、それをまた、政策に反映していくということも重要かなと思います。まずは、コンタクトですね、その人たちと、コンタクトをとることによってニーズを把握でき、また、どういったことをしてもらえれば観光客増、また、そうした経済効果にも結びつけていかれると思いますけれども、その点についてお尋ねをいたします。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） キャンピングカー等の利用者に対してのアンケートという御質問でありますけれども、本当にやるということになりましたら、それも含めて、やはりニーズをつかんでいく、大事なことだと思います。どんな形でやるかは、また考えていきたいと思いますが、やる以上はその辺までつっこんで、実りのある事業にできればなと思います。あわせて検討させていただきます。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） RVパークの件で、全体を通じて1点なんですけれども、要するに、恒久的な施設をこれからずっとつくればいいんですけれども、そうではなくて、要するに社会実験というの、今ありますよね、1年、2年社会実験を。例えば、来年4月から、とりあえず市民農場の何区画を社会実験として、とりあえず無料で、電気はないけれども、トイレと水道はありますので、無料で登録だけ、利用者の把握だけするために、無料でとりあえず利用ができるとか、期間を限定して。

そういったことも、まずは取り組むことも必要かなと思いますけれども、やはり期限を決めて、いつからやって、社会実験なので期限がありますけれども、まずはRVパークの設置というところに、まずはこういう一步を踏み出すことも必要かなと思います。

来年の4月に向けて、とりあえず一步前進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 事業というのは一步踏み出すことが大事かなと、私も思っております。

ここまですいろいろお伺いして、具体的な提案もいただきましたので、検討する中で、4月から何らかの形でスタートできれば、これ、本当に一步を踏み出すということになっていく

のかなと思います。あわせて検討させていただきます。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 4月からということでした。

本当に、何ていうんだろう、難しい問題ではないんですね。他市町村でもやっていないこと、やはりこれからの時代は、他市町村でもやっていないことをやっていかないと、人口増にもつながらない。同じことをやっても同じ結果が生まれるわけですから、他市町村とは違った取り組みを、池田町らしい取り組みができることを期待して、この質問は終わりたいと思います。

続いて、情報を的確に伝える技術についてということであります。表題は非常に難しいんですけども、内容的には非常にハードルは低い問題でございます。

町公式ホームページ更新によるメリットと今後の課題はということで、もう10月に迫っております。ホームページの更新が行われる予定であります。CMS、コンテンツ・マネジメント・システムによる、各担当課からのタイムレスな情報発信など、機能も充実し、ようやく他市町村と肩を並べることができる、情報公開のプラットフォームが整ったと理解しております。

しかし、運用を行うのは主に職員であり、人であります。しっかりとしたマンパワーでの後ろ盾がないと、日々更新し続けることが難しくなります。今回のホームページ更新により、期待されるメリットと、更新された後の運用方法の課題についてお尋ねしたいと思います。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、ホームページ更新によるメリットと今後の課題ということで御答弁させていただきたいと思います。

まず初めに、新ホームページのメリットでございますけれども、4点ございます。

1点目でございますけれども、議員おっしゃられるとおり、CMSの導入によりまして、各部署に担当者が、専門知識がなくても簡単に記事の作成、それから更新ができるという点でございます。

それから、2点目ですけれども、掲載しました記事に対しまして公開終了の設定ができますので、今までのように、古い情報がいつまでも残るといようなことを防ぐことができるという点でございます。

それから、3点目でございますけれども、視覚的に見やすさを追求してございます。さらに、いろいろなルートから、探される記事にたどり着くことが容易にできるという、そんなような設計になっておりますので、利用される方が、必要な情報をとりやすくなってきているというような点でございます。いわゆる情報を求めることが容易だということでございます。

それから、4点目ですけれども、翻訳機能、それから読み上げソフトが入っております、外国の方や、それから視覚障害をお持ちの方に対しまして、配慮したものとなっております。

それから、もう一点ですけれども、スマートフォンでもよく見られるということで、近年、急速に普及しております携帯電話への対応をしたものでございます。

それから、課題でありますけれども、機能などにつきましては充実してまいりましたけれども、記事の作成、それから更新を行うのは、議員おっしゃるとおり職員でありまして、運用に際しましては、各課の職員の力が必要になってくるということでございます。したがって、活発なコンテンツの作成と更新には、定期的な研修等を開く中で、職員の情報発信能力を高めると、そういった必要があるという点が、課題の一つであります。

それから、近年ですけれども、観光誘客にとどまらず、移住・定住、それからふるさと納税、企業誘致など、ターゲットを明確にして、訴求効果の高い戦略的な広報活動を行っている自治体が、非常にふえているという状況でございます。

自治体のホームページにつきましては、町民の皆様に必要な情報を提供することが第一の目的でございますけれども、今後におきましては、さらに戦略的な広報を意識して、魅力的なコンテンツの作成と、それから発信をどのようにしていくか、これが検討課題ということになっております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 的確にメリットとデメリットが把握できているかなと思います。

やはり、私が言いたいところは、戦略的広報の時代にもう入っているといったところでありまして、それが、情報を的確に伝える技術という重要なところでありまして、それが、今後の町づくりにも大きく影響が出るのではないかなと思います。それと、今さまざまな自治体で言われております、見える化というところの一つの課題と申しますが、大きなターゲットであります。

その2つが、やはり大きな、こういったホームページの更新の際にステップアップするとともに、職員の資質の向上をもとに、こういったホームページがうまく運用できるのかなと思いますので、そういったホームページの技術の研修とか、そういったものも必要かと思いますが、どのようなタイミングで、そういった記事の作成について、1回や2回ではなかなか難しいと思いますし、研修等を通じてやはり技術を磨いていかなければいけないかと思いますが、その点についてはどのように計画していますでしょうか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） 実は、CMSにつきましては、既に1回研修をさせていただきまして、担当課から直接、入力をされるようなシステムになっておりますので、そういったところでスキルアップをしたということであります。

技術研修につきましては、やってみないとわからないという部分もありまして、今、10月から本稼働になるわけですが、それに向けてそれぞれの担当課、担当部署でもリーダーを決めてありますので、そういった方を中心としまして、操作研修、わからないことについては逐次聞くというような体制をつくっておりますので、研修を含めて、今後、10月の本稼働までに何回かはしていきたいというふうに思っております。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 池田町が、大きく情報で生まれ変わるのが10月1日ということになりますので、大いに期待しながら、我々も注視してまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、懸垂幕等を利用した町民が常に見える情報公開をということになります。

ホームページを充実しても、パソコンやスマホ等で閲覧している人は限られてきてしまいます。もっと直接視覚に訴えかけるツールが必要です。

毎年夏に開催される池田あっぱれにおいて、松本蟻ヶ崎高校書道部の書道パフォーマンスによる、大きなメッセージが役場庁舎を覆います。誰が見ても感動する作品です。それだけ視覚に訴えることは心にも響くことだと言えます。しかし、庁舎で掲げられるのはこのとき限りで、他の季節には懸垂幕がほとんどかけられません。池田町が今何を目指しているのか、何が行われているのか、町民で頑張っている人の紹介や、顕彰の意味も含めて、懸垂幕を大いに活用すべきだと思います。

このことは、他の公共施設にも言えることです。例えば福祉課では検診受診率についてで

もいいでしょうし、公民館では新池田学問所の募集等でもいいと思います。町民の皆さんが、おっ、池田町、頑張っているぞと思ってもらえるだけでも、住民意識は向上してくるはずで
す。懸垂幕の今後の活用方法について、具体的にお聞かせください。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思
います。

懸垂幕につきましては、町が特別な行事を行う場合、あるいは一定期間に特別に何か取り
組む場合、あるいは個人または団体にスポーツなどにおいて大会出場の激励、それから優勝
などを祝う際に、一般的に使用、作成するものであるというふうに考えてございます。

懸垂幕の一定期間、掲示が可能かというような部分におきましては、総合計画の基本理念、
あるいは町民憲章、それからただいま議員さん、おっしゃられました提言等、あるいは私ど
もごみを1日100グラム減らしましょうとか、そういうような周知掲示が考えられるとこ
ろでありますけれども、これらを含めまして、総合的に懸垂幕の利活用については検討させ
ていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） やはり大町市、見ても、大町市の場合はずっとアクセス道路建設の推
進の懸垂幕という看板があったりとか、安曇野市へ行くと、それに関連した新しい庁舎にも
少なからず、縦、横の懸垂幕が張られております。そうすると、庁舎が生きているな、要す
るに自治体が生きているなという感じもするわけであります。池田町のここの役場庁舎入っ
てきまして、やはり正面に役場の庁舎が見えるわけでありまして、やはり視覚的にも非常
に有効な場所ではないかなと私は思います。

ですので、やはり懸垂幕等は、交通安全でも結構ですし、先ほどのごみの問題でも結構で
す。各課それぞれ課題があるかと思えます。道路を大切にするとか、下水道の利用とか、
教育のほうもありますし、そういったところでもうまく利用して、それで、毎年行われるも
のがありますので、毎年、要するに去年のものをもう一回使うこともまたできますので、そ
ういったところも含めて、ぜひ検討していただきたいと思います。

続いて、懸垂幕以外の情報発信の例として、先日訪れた京都市では、市バスの車内におい
て、市が取り組んでいる重要課題の掲示や、小学生の絵画を掲示するなど、バスの車内がほ
っこり優しくなる情報発信がありました。当町でも取り組めるのではないかと感じましたけ

れども、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） 町営バスは、町民以外の方も御利用されておりますので、町の情報発信場所としての御提案をいただきましたので、委託業者とも相談をし、検討をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） ぜひ、検討いただいて、新しい車両も今回、補正予算で組まれたということでございますので、そういったタイミングも生かしながら、ぜひお願いしたいと思っております。

特に、子供たちの絵画ですね、美術館等でも毎年掲示されているわけですがけれども、非常に文化祭とか見ても、もったいないなと、この3日間だけで終わっちゃうのはもったいないなという絵もありますし、防火ポスター、先日、町民の交通安全防犯町民大会のポスター等も、非常に優秀な作品もありましたので、ぜひそういったところも活用していただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

また、もう一点なんですけれども、情報発信の方法として、小谷村、白馬村等では、マイクロバスにラッピングをして、町村のいいところを発信しております。やはり池田町のバスありますけれども、いろんな研修等に行くと他市町村のを見ますと、ちょっと地味かなというところもあります。マイクロバスも更新されておまして、ああいったところに七色大カエデやハーブのもの、ラベンダー等のラッピングをして、そういった利用回数も非常に今多くなってきていますので、町外に向けて、バスのラッピング化というものも一つ可能かなと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） バスを通して池田町のPRをすると、これは全国的にあちこちで始まっているようであります。この辺につきましても、どの程度、可能なのか、費用の面もござりますので、これも検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） ラッピングにするかとか、マグネットにするか等々のさまざまな方法

あろうかと思っておりますので、そういったところもやはり池田町の、今度は要するにどんどん発信していく、もう新生池田町だというくらいの勢いで、情報を発信していくタイミングに来ているのかなと思っておりますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

続きまして、町民カレンダーの作成の検討結果についてお願いしたいと思います。

昨年6月定例会の一般質問の際にも質問をいたしました。町民カレンダーについてあります。当時の町長は、よくできているなという感じを受けたので、庁議等で、この問題についてどうあるべきかを検討すると答弁されております。その後の検討はどうなったのでしょうか。

タイミング的には、この秋から取り組めば来年の4月の発行に間に合うと思います。また、自治会長さんからの配付物を減らしてほしい要望にも応えられます。補助金等の町の問い合わせも減るでしょうし、カレンダー作成については、町長も町民の皆さんから直接要望を聞いているかと思っております。来年度に向けた方針をお聞かせください。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、カレンダーの作成の検討結果ということで、お答えさせていただきます。

生活情報の入った町民カレンダーにつきましては、議員御指摘のとおり、昨年、議員からも御要望があり、また、本年につきましては、2丁目からですけれども、初めて自治会の皆さんから御要望をいただきました。次年度作成に向けまして、この件に関しましては前向きに検討をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） ようやく来年度作成に向けてということでありますので、こちらのほうもお願いしたいわけでございます。

やはり、どこの家庭をちょっと見させていただいても、池田町のパンフレットは、1個1個は非常によく、わかりやすくできているものも多々あるわけですけれども、それが一度に見られないものですから、どうしても張れないし、またどっか行ってしまったりとか等々もあります。やはり、そういったところも含めて、この町民カレンダー有益に多分利用できると思っておりますし、近隣市町村でも非常に高い効果を上げておりますので、ぜひいいものをつくっていただきたいと思っております。

そのためには、来年、一年度のスケジュール等を一気に加えなければいけないので、庁内の調整等、初年度なので、いろんなトラブル等もあろうかと思えますけれども、そういったところで、いいものができることを期待しておりますので、よろしくをお願いします。

続きまして、町公式背景ボードの作成をということでございます。

各市町村も、さまざまな手法で情報公開を行っています。そのツールの一つに、記者会見場などで見かけられるようになりました背景ボードの作成を提案いたします。市松模様メッセージを表示するなど、各市町村、工夫をしております。近隣の市町村でもふえてまいりました。池田町でも作成し、大いにPRすべきだと思います。

また、さまざまな町民の方への激励の場所の背景にも利用することができます。明るい話題の提供の場づくりとして必要かと思えますが、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、背景ボードの作成をということでございます。

記者会見などでよく使われるボードの作成をということでございますけれども、実は、昨年度でありますけれども、既に大カエデの四季の図柄で中央に信州あづみ野池田町というものをあしらった、観光PR用のシートボードを既に作成済みでございます。

ちょっと見にくくて申しわけないですけれども、このような形でありますけれども、こういったものであります。大きさにつきましては、2.3メートル、非常に大きなものでありますけれども、まっかくということであります。雨にぬれてもよい素材でつくられておりまして、これを活用できればというふうに考えてございます。

これにつきましては、所管であります観光協会にも問い合わせをしております。ぜひ、大いに活用してほしいということで、お声をいただいておりますので、ワイン祭り、それから記者会見等あれば、そういったところでも使いますし、記者会見以外でも大いに活用するというので、特に大カエデにつきましては、全国的に知名度がありまして、町をPRできますので、これを代用したい形で考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 観光推進本部のほうで作成をしてあるということでもありますので、それを利用するののも一つのアイデアかと思えます。

いわゆる池田町という名前がいっぱい入っているんですね、市松模様なんで。なので、そ

ういうところがやはり重要なのと、自治体によっては、大阪市などは、今、取り組んでいることを市松模様のところに、A4くらいのサイズなんですけれども、それをカラーコピーを変えることによってどんどんと、要するにPRの場所を変えているといったところもありますので、そのボードを活用するのもいいんですけれども、やはりある一つの市松模様型のもも必要ではないかなと思います。背景がどうしても暗くなってしまうと、写真等でも後ろが何なのかわからないというのが一番ありますので、それも利用しながら、1つくらいはつくってもいいのかなと思います。

つくり方は、確かにお金をかけてつくる方法もありますが、本当のA4のものをボードに切り張りしている自治体もあるということでもありますので、そういったところで、やはり記者会見等の利用、またいろんな方が激励に来ますよね、それが新聞によく載りますけれども、どうしても背景が暗いものですから、そういったところで見えがしないといいますが、そういったところもありますので、町長室の中でお渡しするのもいいんですけれども、そういったボードの前で、そういったものをお渡しするのが非常に効果が高いと思いますので、こちらのほうは1個ありますので、1個活用しながら、もう一つくらいを1年度かけて、検討するなり、作成するなりしてもいいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） 作成につきましては、費用もかかるということでもありますので、そういった費用対効果も含めまして、ただいまの御指摘のある市松模様の関係ですけれども、そういったところも視野に入れながら、十分活用できるような状況で検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） それでは、最後の質問にまいりたいと思います。

地域の道路に愛称表示をということであります。

県道や町道に愛称をつけ、親しみやすい道路標示をお願いしたいというものであります。

昔から池田町の主要な道路には、なじみ深い名前がついていました。例えば、西県道とか菊川通り、殿小路などです。しかし、時代とともに少しずつ忘れ去られてしまっているのではないのでしょうか。その愛称のいわれもなくなりつつあり、知らない人もふえています。道順を案内するときも一苦労する場合があります。

町長が標榜する「美しい町づくり」に欠かせないのは道路であります。いかに自分たちの

道路として親しんでいくのが重要だと思います。そこで、かつての名前の復活や、新しい名前の募集など、道路に愛称表示をお願いしたいと思いますが、町の考えをお伺いします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） 県道、町道に愛称をつけ、親しみやすい道路標示をということでありますけれども、昨年6月に発行されました信州池田活性化プロジェクトのメイプルツリーというタウン誌でありますけれども、「いけだいろ」というフリーペーパーの中で、池田町の町なかの裏道特集記事が掲載されておりました。そこには、10本の裏道が紹介されておまして、懐かしい風景とともに、人々の暮らしと歴史を改めて感じたところであります。

道路の愛称につきましては、町で募集してつけることも可能でございますけれども、やはり愛称につきましては、地元での暮らしの中で自然に生まれたことも考慮すべきであり、大事な視点としなければならないと思うところでございます。

今後におきましては、新設していきます道路の愛称につきましては、こうしたことも踏まえまして、しっかりその点も含めて検討させていただきたいと思っております。

また、具体案がございましたら、ぜひ議員さんのほうからも御教示をいただければと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） いけだいろで出されたということで、忘れ去られそうになった道を、もう一回見詰め直すと言いますか、感じ直すと、非常にいいプロジェクトでもあったかなと思います。

そんな中で、2種類あるんですね。何かと申しますと、オリンピック道路とも言っていますよね、もうあれ、愛称になっています。だけど、県道はどう呼んだらいいのか、安曇野アートラインと言う方もいますが、安曇野アートライン、幾つもあって、どれも安曇野アートラインであると。

じゃ、県道大町明科線、池田町の背骨でありますけれども、その道は何て呼んだらいいのか、非常に町民の皆さんも大町へ行く道、明科へ行く道とか、いろいろ呼び名があるわけでありまして、まずそこら辺を、町が中心となって愛称募集はしてもいいのかなと私は思っております。例えば、安曇野ハーブラインとか、安曇野ハーブ街道とか、パノラマライン、北アルプスでてるてるロードとか、さまざまな名前がぱっと浮かぶものですから、そういった名

前も町民の皆さんから親しみやすい道として、また、将来にわたっては、こういうパノラマロードねというものでもいいし、てるてるロードでもいいし、さまざまなそういった文化が背景にあるもので、募集をかけていただいてもいいのかなと思います。

それと、町道、本当に裏小道というちっちゃい道ですね。そういったもの、昔からついているものは昔のものをもう一回、要するに復活させて、ちょっと表示をするなり、地図に落とし込んでいただくことによって、ガイドマスターの方なんかは非常に御苦労されて、なかなかそういう、言われているんだけど、地図上に載ってこなかったりとかすることもある、日本の歩きたくなる道500選にも選ばれている道は愛称がないわけですよね、あそこも。なので、そういったところも要するにつけていったらどうかと思います。

それと、具体例を挙げてくれということでありましたけれども、実際、具体的に動いている自治会があります。それは、南台団地の自治会であります。こちらのほうは、2013年だと思いますけれども、自治会を中心に自分たちの地域を愛するというので、道に愛称をつけようというプロジェクトがもう既に立ち上がって、愛称が自治会内の道路についております。中央通りや、南台坂、柘植の木通り、あと、公園通りとかですね、もう既に名前がついていて、今後まだ表示をされていないので、元気なまちづくり事業に応募しようかなということ動いているようであります。

ぜひ、こういったところで、自治会みずからが愛称を持って自分たちの道であると、要するに町道だけでも、自分たちがいつも利用する道だから、そういった愛着を持って保全にも生かせるものかと思えますけれども、こういった自治会の動きもありますので、ぜひそういったところを、町づくりの推進係なのかどこなのか、わかりませんが、建設水道課かもしれませんけれども、そういったところで進めていってもいいかなと思えますけれども、その点についていかがでしょうか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） 具体的なお話をいただきました。

今、外部ということで、県道関係、それから町道ということで、町内関係の道路の名称のつけ方ということをお話をいただきましたけれども、特に町道ですね、やはり愛着を持って道路に接していくということは、まさに町づくりを進める上での、大切な視点だというふうに思っております。

これにつきましては、やはりそれぞれの自治会の実情もございまして、いろいろなケースの中で御提案をいただきながら、町としてつけられるものにつきましては、しっかりそう

いったもので対応してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） いわゆる愛称表示なので、正式名称の町道何号線というよりは全然やはり響くわけですね。ほとんど町民の方は、自分のうちの前に通っている道が町道何号線か、まず御存じないと思いますし、新しく会染の南、内鎌地籍とか十日市場、高瀬橋南、新しい地域がありますけれども、新しく移住されてきた方には、西県道すらもう話が、西県道ってどこですかというぐらいに、もう忘れ去られていって、要するになじみで普通に呼んでいるんだけれども、なかなか通じないところもあります。また、新しい道もできている、そういったところで、自治会協議会等で投げかけていただく等の取り組みで、ぜひ愛称をちょっと募集して、どうやって取りまとめるかは別ですけども、一つのプロジェクトとしてやってみるのもいかがかなと思います。

これは、町長の公約でもあります美しい町づくりに、やはり道の保全というところで、非常につながってくると思います。そういったところで、取り組んでみてはいかがかなと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 地域に親しむということでは、大変大事なことかなと思います。

名前、そういう愛称がありますと、柿の木坂なんていうのは歌にも歌われますので、そういうところにも活用できるかな、町道何号線では歌にならないかなと思いますので、そういう文化を育む意味でも、そういう名称をつけていくということは大事なことだなと思います。

これも今の思いつきでありますけれども、地域おこし協力隊等の協力を得ながら、そんないい名称がつけられればなということも考えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 町長も本当にガイドマスター等で、さまざまな方との交流もあったわけでありまして、やはりそういったところの意見等も踏まえて、町づくりに生かしていただければと思います。

自治会、今、町長からもありましたけれども、地域おこし協力隊、いけだいろのメイプルツリーの人たちも、やはり一回、地域を離れて外から見ると、やはり池田っていいところだなという。やはり外からの目で見ると、また違った角度で見られるということもありますので、ぜひそういったところで、いい方向性を持って愛称表示、もう自治会でも進んでいるところもありますので、そういった先行事例を参考にしながら進めていただければと思います。

また、そういうところが愛称が決まれば、地図等で、地図や、表示といいますとコストもまたかかってくるかと思えます。そこもあろうかと思えますけれども、大きなところは看板の表示、県道なんかは看板の表示もあろうかと思えますけれども、町内の地図等で、愛称の名前をそこに併記していただくということも可能かと思えますけれども、建設水道課長、そんなことも可能なのか、最後にお聞かせください。

議長（那須博天君） 丸山建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） 認定されている道路の名称と、それとは別に愛称と、そういうのは、特段問題はないかと思えます。

ただ、いろいろ地域に看板等で表示していくというのも、コストの関係がございますので、その辺、今後の課題かなと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） そういうハードの面と、あとソフトで紙面の上にあらわしていくと、町のこういう広報とか、そういうときにも、町道何号線というよりも、愛称で、町道何号線で愛称が何とかということがあれば、余計親しみやすくなりますし、行政にとっても説明がしやすくなるかなと思えますので、そういった愛称で、住民側としては愛着が湧く、行政側としては説明がしやすい、観光客の人にはわかりやすいといった三拍子そろった、そういった愛称表示かと思えますので、ぜひそれは前向きに検討をお願いしたいと思えます。

以上をもちまして、私の9月の一般質問を閉じさせていただきます。

議長（那須博天君） 以上で矢口稔議員の質問は終了いたしました。

大 出 美 晴 君

議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

8 番に、5 番の大出美晴議員。

大出議員。

大出議員にお願いをしておきますが、時間の都合で途中、休憩に入る可能性もありますので、その辺、御了解をしておいていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔5 番 大出美晴君 登壇〕

5 番（大出美晴君） おはようございます。

5 番、大出美晴、9 月の一般質問を行います。

今、議長から言われましたけれども、時間内に午前中で終わるような感じがしますので、すっきりと済ませてもらいます。

まず、1、町民サービスの向上を図るにはということで質問、各課の仕事量は。

町長は、庁内の職員たちの仕事量と仕事内容をどう見ているのか、庁内でできる作業と外に出なくてはできない作業があると思います。また、町民サービスを行うには、余りにも人手不足の部署もあるように見受けられます。

各課の量的格差はないのか、この点をどう把握しているのか、町長の考えをお聞かせください。

議長（那須博天君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） ただいまの大出議員さんの御質問にお答えをいたします。

庁内職員の仕事と内容をどう見ているかとのことでありますが、現在、役場の職員数につきましては、定数117名に対し、89名となっております。これは、国が進めた地方行政推進大綱を踏まえ、定数減を目標にしてきた結果であります。

一方で、議員御指摘のとおり、近年では、住民要望に加え、行政に課された課題は大変複雑多様化しておりまして、さらに国の制度改正や地方創生、国や県からの権限移譲がふえる中で、これらの行政事務に処理に当たっては、マンパワーの不足を感じるところであります。

各課業務におきましては、業務が多いのも事実でありまして、加えて、新しいイベントも近年続々とふえる中で、職員一同身を粉にして日夜対応している状況であります。

仕事量につきましては、イベントなど季節的に繁忙となる部署、あるいは近年、消防、防災など、国から自然災害が頻繁に起こる事象を踏まえた防災力強化が求められ、対応しなければならぬ部署、また、地方創生に向けた今後の町の将来像を考える部署など、これらを含め、仕事の細分化が必要であると感じております。

私としましては、マンパワー不足の解消と、町民サービス向上に向けて、計画的な職員採用と組織の見直しをしながら、対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） 今の答弁で、質問の2も一部答えていただきました。

それでも一応質問の項目に上げてありますので、もう一度質問させていただきます。

町長は、現在の体制でよいのかということで、過去の経過は知りませんが、時代は流れています。今、町長が言われたとおり、いろんな町民要望とか町民サービスがふえてきているのは現実だと思います。町民の要望も変化しているはずで、町民サービスも多岐にわたっていることがふえていると思います。分業化による効率のアップを求める余り、サービスの低下を招いているのではないかと、私を感じております。

体質と体制の改善は必要ではないかということで、新町長の目から見た、率直な考えをお聞きしたいと思います。今、ダブると思いますけれども、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 体質と体制の改善についての御質問ですが、現在、町民の皆様のお託しにお応えするべく、職員一同、努力をしております。事務分掌による分業化は、事務効率と町民サービス向上に向けた組織編成であります。

議員御指摘であります、町民サービスの向上は大切なことと思っておりますし、そのために、行政は努力するのは当然のことだと考えております。あわせて、協働の町づくりを進めている町にとりましては、自助・公助・共助の定着を図りながら、町民の皆様と一体となって町政運営をしてまいりたいと考えております。

先ほど申し上げましたが、役場組織の見直しにつきましては、私の選挙公約とともに、町の将来像を見据える中で、次年度、新たな組織再編をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） 再編という言葉をお聞きしました。

前に、ちょっと聞き取りをしたときに、この今の課の体制、大課制の後、一部変更もあつ

て課がふえたということもあると思いますけれども、もう時代は変わっています。その大課制を求めたのは、話によりますと議員のほうからだということで、議員それぞれが言っていることが違うじゃないかというような指摘も、その話の中で受けました。

しかしながら、やはり自分たちが苦勞してサービスをしているのに、町民はわかってくれないというようなところもあると思います。そこら辺、じだんだを踏むようなところも職員の中にはあるかと思えます。

今回もそうでしたけれども、例を上げれば、総体の中に館長が今1人しかいないと、グラウンドの整備から始まって、施設の管理、それからほかのイベントへの対応を1人でやっております。1人でできる能力はあると思います。あると思いますけれども、やはり時間も限られております。やはりそれが住民サービスの低下につながってきているのではないかなということもあります。

それからもう一つ、観光推進本部、町長じきじきの組織だと思えますけれども、そこに1人だけでいいのか、その人がかわったら、町民サービスがまた一転してしまうのではないかなということも危惧しております。町長、そんなところはどんなふうにかえるのでしょうか、お聞かせください。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それぞれ、いろいろ調べてみますと、1つの分野で1人で担当するところが結構あるわけでありまして。これは、本当にマンパワーの不足だなというところを感じておりますし、後継者がいないということは、次の時代に非常にまた人事の問題になるということでもあります。そんなところを十分感じておりますので、この定例会、終わりましたら、来年度に向けての人事構成、また、新たなどんな人員を獲得していくのか、そんなところも取り組んでまいりたいと思えます。もう、この日曜日には試験があるんですね。職員採用の試験もありますので、そんなところ通しまして、いい人材を何とか確保できればなと考えているところであります。

業務の多さも大分理解してまいりましたので、来年度の組織編成におきましては、課の体制も含めまして根本的に考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） 早速、検討していただけるということです。

財政のこともありますので、どれだけふやしていけば、どれだけ町民のサービスにつながっていくのかということは、ちょっとまだわかりませんが、ぜひ、積極的な検討をお願いしたいと思います。

次に移ります。

池田工業高校を含め学校との連携はということで、質問の1ですけれども、池田工業高校を地域の中でどう育てるか。

前にも他の議員から質問があったかもしれませんが、例えば通学における交通の不便さへの対応を考える中で、地域の学校として、通学バスを運行してはよいのではないかと思います。このことにより、入学希望者もふえてくると思いますので、町長、その池工とのかかわりの中でもその考えをお聞かせください。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 池田工業高校の通学バスの運行についての御質問でありますけれども、池田工業高校は、地域高校として、私どもも懇話会として支援をしているところでありますが、通学バスの運行という御質問に対してお答えをしていきたいと思っております。

全校生徒322名のうち、町内から通学する42名を除き、ほとんどが町外から通学をいただいております。JR松川駅から自転車にて通学をしております。町に関係するところでは、町営バスの利用では半額で利用できる定期券の発行、町営駐輪場を利用いただいております。

町で通学バスを運行する場合がありますが、まず経費の問題として会染小学校のスクールバスを参考に推定しますと、バスの運行にかかる経費としては、1台で年間350万円程度が必要となります。200名を超える生徒を一、二回で輸送することになり、バスの台数も必要となります。部活や休日の対応も考慮しなければならないと思われま。

利用料を負担いただくかも問題となります。町営バスの運行につきましても、調整が必要となってまいります。現在、明科方面から通学する生徒、また町内から町外へ通学する高校生への配慮も必要であります。

現状としては、経費の面、その他の問題から取り組みは難しい状況ではありますが、議員御指摘のとおり、入学希望者をふやすことは重要であると考えますので、他の方法もあわせて今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） 早目の検討をお願いいたします。

というのも、先ほど矢口議員から道路の名称の件の話の中で、西県道という言葉が出ましたけれども、池工生、西県道を自転車で通学をしております。ほとんどが西県道、県道を通ることはほとんどないと思います、自転車で通う子たちは、そのマナーの点はちょっと差しにおいて、非常に一時的に多い自転車が走ります。車との交通の危険もかなり出ているように思います。

これから、社総交の中で道路も新しく変わりますし、道路が大きくなったときに、そんなところも含めて自転車、雨の日とか、そういうときも含めて、非常に危険度が増すと思います。聞いたところによりますと、バスも今、予備バスが1台あるように聞いております。テストだけでもいいですので、そんなところを今できる範囲のことをやって、そこからいろんな、どんな方法がいいのか考えていってもいいのではないかなというふうに思います。安全面からも早急な検討と、それから実施が必要かと思えますけれども、テストだけでもどうでしょうか。

議長（那須博天君） 養町長。

町長（養 聖章君） 私もよく見かけますが、本当に通学時ではかなり多くの自転車で西県道を通っている姿があります。

本当に、事故が起こってからでは遅いなというのは、常考えているところでありますので、その辺もあわせまして、どんなふうに安全を確保しながら、交通手段の整備をしていったらいいか検討してまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） 早目の検討と、それからテストだけでも早急にお願いをしたいと思えます。

では、続いて、今の自転車の話も含めて2番の質問に入らせていただきます。

あいさつ運動を含め、町民と学校のつながりをどう進めるか。

小・中学校で今、あいさつ運動を行っていますが、非常によいことだと思います。教育長を初め、それぞれいろんな関係の人たちが、小学校、中学校に行ってあいさつするというこ

とで、非常に爽やかな印象を、私もそういうところに現場に居合わせたときには感じております。

この取り組みはどんどん広げていってほしいところです。でも、それだけでよいのかと考えます。もっと子供たちと地域がかかわってもよいと私は考えております。例えば、自転車通学のマナーをとっても、交通規則が守れない子供がいます。そんなとき、町民が直接声をかけ、注意をする、そんなことが普通にできる環境、こうした人とのつながりが必要だと考えます。

いつでも地域の人たちが、子供たちを見守っている環境づくりに取り組み、悪いことは注意をし、よいことは伸ばしていく、そんな地域づくりを町長はどう考えますか。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 子供たちと地域とのかかわりについての御質問ですが、学校活性化委員会で提唱され始めましたあいさつ運動も、現在は、関係者が当番制で各学校、3校でありますけれども、校門に立って、登校時に生徒たちにあいさつを行っております。回を重ねるごとに、子供たちからも大きな声であいさつが返ってくるようになりました。

また、高瀬中の校門で立っておりますと、池工の生徒が通学で前を通り、同じように声をかけますと、最初はほとんど返事が返ってきませんでした。最近ではやはりあいさつを返してくれるようになりました。あづみ病院の職員の方も通勤で通られますけれども、やはり同じような状況となっております。

あいさつは心を開く魔法の言葉と表現している人もおりますが、私はまさにきずなを結ぶ第一歩ではないかと考えております。そして、校門ばかりではなく、日常的にあいさつを交わして言葉を交わすことが、地域の人々を結びつけていくのではないかとともに思います。

過日、新聞の中で、安曇野の子供たちは、皆あいさつをしてくれる、温かな気持ちになったと報道されたことがあります。池田町の子供たちも、本当によくあいさつをしてくれると私も感心しております。

そして、大人が率先して子供たちにあいさつを通して言葉をかけ、きずなが生まれる中で、褒めたり注意したりできる関係が生まれるのではないかと考えております。あいさつ運動は現在、校門の前だけではあります。願わくば町全体に広がり、和やかな町づくりができればと願っているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） そうですね、活性化委員会から始まった、いい行動だと思っています。

地域とのつながり、自然に任せておいて、地域の皆さんが率先してやってくれるかどうかというのは、私もちょっと疑問に思います。もう少し形を変えるなり、地域の人たちを取り込んでいくなりして、このことをもっと広げていってほしいと思いますが、そこら辺のところはどうでしょうか。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 議員、御指摘のように、ちょっとアピールが弱いということは私も感じております。

自治会長会議等を通して、地域に根づくようなあいさつ運動が展開できればと思います。もう一步、推し進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） ぜひ、自治会を動かして、いいことはどんどん進めていってほしいと、こんなふうに思います。

じゃ、次に入ります。

ワイナリー構想と町なかの商工業の取り組みをということで、この点については、きのうの時点で他の議員が質問をしています。ですので、ちょっと視点を変えて質問させていただきます。内容についても今の上げてある詳細の中でも、ちょっとニュアンスが違うのかなというところもありますので、よろしくお願いいたします。

質問の1として、ワイナリーへの道筋はということで、前回もお聞きしましたが、ワイナリー構想にあわせ、町長は、ワイナリーを資本のある醸造者に任せるのか、それとも町が建設して醸造者に任せるのか、それとも既存の建物を利用して醸造者に任せるのか、その点をお聞きします。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 昨日の和澤議員さんにお答えした内容とダブリますけれども、ワイン特区をまずとろうということで取り組んでまいりました。大町市さんと協議をいたしまして、時期的には来年度やりましょうと。今年度の予定でありましたけれども、これ、また今年度、池田だけでやってしまいますと、また来年度、大町市と合同でやるということになってしま

いますので、大町市さんと合同で来年度とるということで、今進めております。

その御質問のワイナリーの建設についてでありますけれども、幾つかの方法が考えられます。これは、まだ具体的に検討に入っておりません。県内外の状況等、参考にさせていただき、いろんな情報をとりながら、どんな形がいいのか、これから検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） きのうの答えと同じということです。

特区に関しては、3年ばかり前、私が言い始めたことだと認識しております。来年ということになりますので、4年、やっとかかって実現するのかなというふうに考えております。

ワイン特区をとったことによって、ワイナリーをつくる方向で、町、あるいは町が進めていってどこかの醸造家に任せるとか、そういうのもどんどん進めていかなければならないと思いますけれども、どっちみち、ブドウをつくることのほうが先になります。今、高瀬川沿いの試験圃場のところも、4年、5年、去年ものになって、ことし、収穫がありました。シャルドネは1トンありました。

そんなことの中で、まず、ブドウがなくては、ワイナリーが幾らあっても何にもなりません。そこでは何もつくれません。ですので、その栽培をするにしても、それから特区をとっていくにしても、やはりそれなりの行政としての予算立てをしなくてはいけないと思います。何をしていくかということは別としても、芽出しをつけて、1,000円でもいいですので、そんなところをワイナリーに関する予算というものをつけていっていただけないでしょうか、お聞きします。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 当然、予算化が必要になってまいりますので、来年度の予算につきましては、何らかの形で芽出しをしていくというようなことにもなろうかと思えます。その辺はちょっとこれから検討いたしまして、いずれにしても方向は決まっておりますので、何らかの形で、ワイナリー建設に向けて検討を進めてまいりたいと思えます。よろしく願いします。

以上です。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番(大出美晴君) 　ここら辺、非常に大事なことになると思います。特区をただ申請して、大町と一緒に広域でやっていくということだけでは、多分、庁内で足並みがそろわないこともありますので、町長の決断で芽出しをつけていくということで、ぜひお願いをしたいんですけれども、町長、そこら辺の気構えと心構えを教えてください。

議長(那須博天君) 　養町長。

町長(養 聖章君) 　今、先ほどお話しありましたように、池田産で池田ブランドのワインをつくるには、ブドウがまだ本当にごくわずか、試験圃場での栽培しかない。また今、鶴山のほうでは新たな圃場をつくって、そこでワイン用のブドウの栽培をするというところまで進んでいる方もいらっしゃいます。

　　こういうところのブドウが醸造できるようになるころには、ワイナリーをつくって、そしてそのブドウを池田町のワイナリーでつくって、池田町のブランドとして販売できる、それが6次産業化だと思っておりますので、そんな道筋をつけてまいりたいと思っております。当然、予算が絡みますので、何らかの形で項目が出てくるということを私も考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長(那須博天君) 　大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番(大出美晴君) 　じゃ、約束をしていただきたいと思います。

　　あと、今現在、ワイナリーをつくりたい、あるいは栽培をしたいという人たちがいると聞いております。何軒くらい、よかったら聞かせてください。これ、振興課長のほうがいいかな。

議長(那須博天君) 　宮崎振興課長。

振興課長(宮崎鉄雄君) 　現状のワイナリーといいますが、ワイン用ブドウの栽培をしたいという方の相談でございます。

　　現在、3名の方からお話がございます。そのうちの1名の方は、まるきりの新規就農者ということで、来年から池田町において、ワイン用のブドウを栽培をしたいと。将来的には、ワイン特区によるところの、小規模ワイナリーをやっていきたいという構想をお持ちの方の相談を、現在、受けているところでございます。あと、2名の方については、ブドウ栽培の経験者の方が、ワイナリーまでやっていきたいという希望のある方でいらっしゃいます。これについてはまた、圃場のほうも拡大の希望もございましたので、こちらのほうもまた相談に

乗っていきたいと考えております。

以上です。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） 6月のときにも質問したのとダブりますので、今の3名の方がぜひ逃げないように、ワイナリーは何軒できても池田町はいいはずですので、そんなことで、そこから池田町の活性化が始まるように思いますので、ぜひ、そこら辺、しっかりとつかまえておいていただきたいと思います。

最後の質問になりますけれども、仮称ですけれども、中小企業基本条例を含め、町なかの活性化への進め方とはいうことで、これも、きのう、他の議員から質問があって、今、検討中だということが言われていました。ですので、私のほうからは、このことを検討して進める中で、基本条例をつくったことによって、それで終わりなのかと言えば終わりではないはずですが、そこが入り口、始まりだと思いますので、そんな中で政策立案とか実施することの内容とか、そういうものをぜひ早目に検討をしていただきたいと思います。

その中で、調査活動とか市民参加型の産業振興会議とか、そういうものを設置するお考えは、町長、ありますか。

議長（那須博天君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 中小企業振興条例、基本条例でありますけれども、これは、昨日お答えいたしました。和澤議員さんのほうからも理念条例というお話ありました。振興するための理念を、その中でうたっていくということになります。この理念条例ができまして、その条例に基づきまして、各関係者が集まって会議をして、どのように振興させていくかというところの協議に入っていくというところであります。

当然、この条例をつくりましたら、その会議の持ち方、また具体的にどうやってその会議を通して進めていくのか、その辺の検討も入ってまいりますので、今のところはとにかく条例を制定をいたしまして、それをもとに会議のあり方、進め方等もあわせて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） ぜひ、いろんな形の中で、実のある制度になるように検討を重ねてい

って、商工会のほうとも連携してやってほしいと思います。

その中で、先ほどのところで1点落としましたけれども、ワイナリー、今現在は、したいという人たちが3名ということもあります。町としてどんなサポートができるのか、補助金も含めて補助できるのか、あるいは今の振興条例のところも、これからそういうものができて、補助金のところも発生してくると思います。そんなところ、しっかりと補助していくのか、サポートしていくのかというところを最後にお聞かせください。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 新規事業者、あるいは新規就農、農業に関していえば就農者の確保というのは、非常に大事なことであります。大いに育成、また補助をしながら支援をして、そして自立できるように向けていきたいという気持ちはございます。

そういう会議を通しまして、どんな支援ができるのか、これも十分検討いたしまして、本当に池田町に定着して事業ができるような、そんな道筋をつくってまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） ぜひ、検討と実施を確実にやっていていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（那須博天君） 以上で大出議員の質問は終了いたしました。

この際、暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

議長（那須博天君） 休憩を閉じ再開いたします。

櫻井康人君

議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

9 番に、9 番の櫻井康人議員。

櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

9 番（ 櫻井康人君 ） 9 番の櫻井康人です。

9 月定例会一般質問を行います。

最後の最後で、質問の内容的にも少々おかたい内容ですけれども、御答弁のほどよろしく
お願いします。

1 件目、教育問題一般について、教育長にお伺いします。

最近の小・中・高校に関する教育情報を見たとき、学校の教育現場が大きな変換期を迎えているように思えます。我々の情報は、新聞あるいはテレビ等、マスコミを通して知り得るもので、現場で働く先生方の直接な教育指導、あるいは生徒とのコミュニケーション等の情報は、希薄であることが現状です。

そんな中、変換期を示す内容として、8 月に報道された次期学習指導要領案と、市町村の特色ある教育を支援する教員配置事業であります。

前項の学習指導要領案の趣旨につきましては、子供たちの将来を見据え、今後の予測できない社会構造の中で生きていく力を身につけるためとしております。後者は、力を入れる教育分野への教員配置について、各市町村の要望を聞き一覧にまとめる。教員は、一覧をもとに各市町村教育委員会を通して、県教育委員会に異動希望を伝え、人事原案づくりに反映されるといった事業であります。

教員個人の専門的知識、あるいはテーマを持って、市町村の要望と一致すれば、個人的要望が人事に反映される仕組みであります。閉鎖的と考えていた教育現場、あるいは教員人事に個人の考えが反映され、教員のレベルアップにつながる。また、市町村側も子供たちの専門性を発揮しやすい環境、あるいは学力向上に寄与できるといった期待感があります。教員側にも条件がありますけれども、双方のためにぜひ進展し、拡大することを願っている一人です。

本事業は、本年度からの導入で、まだまだ道半ばとのことですが、具体的には、18 市町村が希望しましたけれども、要望と一致した 5 町村に配置のみ、近隣市町村では、大町市が ITC について、それと安曇野市が小・中学校の連携についての希望をするも、配置がなかったという状況です。

以上の 2 件の教育改革を含め、教育全般について町の考えをお聞きします。

まず第1点目ですけれども、初めに、現在の小・中学校の現状。子供は町の宝である、宝になり得るための環境づくり、生徒と先生、生徒同士のコミュニケーションが適正に図られているのか。こういった事象の背景には、不登校、いじめといった、子供たちを死に追い込む悲惨な状況が数多く報告されていることから、池田町の教育現場の現状をお聞きします。

議長（那須博天君） 平林教育長。

〔教育長 平林康男君 登壇〕

教育長（平林康男君） ただいまちょっと先走って申しわけありませんでした。

それでは、櫻井議員様の御質問にお答えしたいと思います。

まず、子供たちが宝になり得る環境についてであります。

本年度、池田町教育大綱を作成しました。町が目指す子供の将来像は、「優しさとたくましさを兼ね備え、しなやかな心と体で、郷土に誇りをもって、自ら学び、明るい未来を切り拓く子ども」です。全ての子供たちを将来像に近づけるための環境整備をしていきます。

優しさを育てるという意味から、特にいじめ防止対策といたしまして、自分を大切にする気持ちを育てる、CAPによる人権学習、キレない子供、あるいは相手を大切にする、相手が理解できる、そんな教育プログラムでありますセカンドステップ、友達と良好な人間関係を学ぶSST、これが、池田独自のいじめ防止対策の三本柱であります。

また、3校に4人ずつ町費の先生を配置してのきめ細かな教育活動、あいさつ運動の展開、学校活性化委員会による、開かれた学校づくり、また、生涯学習からはこども学び支援塾を立ち上げて、教科学習、ふるさと学習等、6項目を設定して、できることから実施をしております。

各校の具体的な取り組みですが、池田の子供は総じて素直であり、先生への信頼も厚い状況であると思われれます。池田小学校では、人権教育を学校の重点事項に上げ、子供たち同士のコミュニケーションを図り、また、異年齢交流も盛んに進めています。会染小学校では、月1回、児童と職員の相談の日を設け、信頼関係を深め、また、重点目標の話し名人、聞き名人で、コミュニケーション能力を高めています。高瀬中学校では、毎日、生活帳を書いて、先生がコメントをするというキャッチボールを行い、学期の終わりには相談の時間を設けて、懇談の機会を持っております。

以上、教育委員会と学校での取り組み状況をお話しさせていただきました。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

9番（櫻井康人君） 3校の今、取り組みをお聞きしたんですけれども、一番ちょっと興味があったのは、池田小学校で生徒同士のコミュニケーション、あるいは会染小学校で生徒と先生の話し合いというお話、お聞きしたんですけれども、もし差し支えなかったら、具体的にどんな話し合いがあったのかというのを、一例としてもしお話しただけるとありがたいんですけれども。

議長（那須博天君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） やはり、日常の子供同士のつながりの中で、こういうところは先生どうですかとか、こういうことがあったよという、そういうことを先生のほうにお話をして、それが先生がどうだったよ、こうしたほうがいいよと、そういうことを子供たちと一緒に話し合うという、そんな機会を持っているというふうにお聞きしております。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

9番（櫻井康人君） わかりました。

次、2点目の質問になりますけれども、先ほど申し上げました、次期学習指導要領の案ですけれども、どのように学ぶのか、あるいは何ができるようになるのかといった視点が加わり、小学校の英語も教科化されています。さらに、アクティブ・ラーニングの取り入れ、これは私も初めての言葉だったんですけれども、教員が教える一方通行の授業でなく、学び側が主体的、能動的に参加する学習方法というような注意書きがありました。

こういったものの取り入れ等が柱になっておりますけれども、果たしてその教育現場の反応、あるいは対応についてはどんなものなのかお聞きします。

また、この学習指導要領については、いろんなマスコミの内容として、学校を支える環境が不可欠とか、大きな変化であり、現場に負担感がといったような見方もあります。そういった中で、現在、池田町の教育現場の反応とか対応についてはどんなものなのか、お聞きします。

議長（那須博天君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） 次期学習指導要領でありますけれども、小学校では平成32年度、中学校では平成33年度から実施予定となっております。

要領は、新しい時代に必要となる資質、能力の育成を柱に、3つの視点を定めておりますけれども、その1つが何を学ぶかであり、その具体の1つとして、議員がおっしゃる英語能力の強化が挙げられております。

現在、小学校の五、六年生は、年間35時間の授業が義務づけられておりますけれども、今回、この要領の改正によりまして、3年生に前倒しして週1回程度、35時間、そして、五、六年生につきましては、英語を正式な教科にして、これは倍の70時間にふえます。アクティブ・ラーニングにつきましては、従来言われております課題解決学習、または、グループ学習と言いかえることもでき、教師の一方的な授業ではなく、子供がみずから考え、発見と課題を解決するという学習方法で、それによって深い学びと気づきを求めるものであります。

今回の改定につきましては、知識の量を削減せず、質の高い理解を図ることになっており、学習内容の削減は行わないこととしており、教育現場ではその負担は大きいと思われれます。また、教師の力量が問われることにもなります。各校では既に改定に向けて、校内研修、他校の授業公開の参観や授業改善を進めております。

いずれにしましても、新しい取り組みであり、先生への負担感が心配であります。

以上であります。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

9番（櫻井康人君） 教育長の最後の言葉、教員の負担増という話があったんですけれども、英語の教科化ということで、五、六年生が35から70時間という倍、あるいは3年生に新たに35時間の教育が義務づけられているとのことですけれども、こうなると、授業時間が当然ふえてくると思うんですけれども、そういった対応というのは今検討されているのでしょうか。

議長（那須博天君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） ちょっと授業時間の増加については、ちょっとまだ私たちのほうでも手元には資料がありませんので、わからないわけでありましてけれども、いずれにしても、質を落とさず、知識の量は削減せずという、その両方をやっていくということでありまして、非常にちょっと先生の皆様方には負担感があると思います。

ただ、国のほうでも今、英語等の教師を3,000人ふやすという、そんな話もございますので、国も何らかの手当てをしながら、負担感を削減する方向では向かっているかなという、そんな情報が届いております。

以上です。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

9番（櫻井康人君） わかりました。

ちょっと横道にそれますけれども、指導要領案の中に、全般的な内容、私、わからないんですけども、余りスポーツに関する案件というのが少ないような印象です。

子供たちのスポーツの振興教育というのを、現状どう考えるかということなんですけれども、一例として、数年前に中学校での各種部活の朝練中止等々の実例がありましたけれども、それらに対して、現状その中止がどのような影響を及ぼしているのか、また、それに対して効果というのは出ているのかどうか。その辺、中体連が主催する競技大会、陸上とか球技大会いろいろあるんですけども、そういう中で、こういった朝練と直接関係あるかわかりませんが、高瀬中学校の成績をどう見ているのかということをお聞きしたいんですけども。

議長（那須博天君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） 確かに、私も、この次期指導要領の中で、余りスポーツのことが書いていないというそんな気がします。ちょっと池田のスポーツの中の話をしてしながらお答えができればと思います。

スポーツは、池田の教育大綱の中でも重要な位置づけをしております。心身ともに健康な体をつくるのが、生きる上での基本であります。そのためにスポーツに親しみ、体力が向上することで、全ての物事に対する集中力、頑張る力が養われます。

池田の子供は、小・中学生とも体力的には大体の平均的な数字を示しております。若干弱いところもありますけれども、全体としてはまあまあというそんな位置づけかというふうに思います。

ただ、中学校の男子の運動部につきましては、加入率が67%でまずまずでありますけれども、女子の運動部加入率が31%と、これは全国的な傾向もあるわけですけども、非常に低いことが懸念をされます。ただ、部活以外でも、小・中学生はいろんな民間のスポーツクラブに所属しておりますが、今後さらなる全体のレベルアップと、トップアスリートの育成を考えますと、現在、保育園で実施をしております、スポーツの柳沢プログラムや、あるいは長野県版運動スポーツプログラムを取り入れながら、総合型地域スポーツクラブの大かえで倶楽部と学校体育との連携を考え、幼少時からスポーツに親しみ、大人になってからも何らかのスポーツを楽しむことが大切であります。

現在、各校では、マラソンカードやランランタイム等、持久走に力を入れております。今後は歩くということも重点課題としていきたいと考えております。歩くことは基本であり、運動が苦手な子供にもできることであります。歩く姿勢、速さ、1日の歩数等。現在、会染

めの子供たちはバス通学をしておりますが、途中から降りて歩かせることも、危険性を考慮しながら、今後PTAと話していきたいと思っております。そのとき、地域の人と一緒に歩くというボランティア活動が生まれれば、さらに学校と地域の連携が深まります。

また、中学校の朝部活についてでありますけれども、現在、高瀬では7時半から8時まで実施をしております。ただし、テスト前とか、そういうときには行っておりません。現在のところ、朝の30分は、生活のリズムを確立する上では効果があると学校では判断をしており、保護者の意見も同様であります。

中教審のまとめでは、部活について深い学びの実現を提案する中で、スポーツをするだけでなく、見る、支える、知るのかかわり方を言及しているので、この視点からもスポーツをもう一度、広い観点から見直しをしていきたいと考えております。

以上です。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

9番（櫻井康人君） 学校のスポーツをもう少しちょっと掘り下げて、小学校でのスポーツの存在、我々が知っている限りでは運動会がメインかなと、あるいは先ほどもお話が出ました持久走がメインかなと思うんですけれども、各県下大会あるいは全国大会の競技の大会の参加というのはどのようになっているのか。

先日聞いた中では、多分、先日も会染小学校で、走り高跳びの6年生、東海大会で6位、7位になったということで、町長、表敬訪問したと思うんですけれども、たまたま私の親戚だったんで聞いてみたんですけれども、どういう形でここに参加したかと聞いたら、学校の先生が、こういう大会があるので参加する希望者はいませんかということで、手を挙げて、数日間の練習でその大会に臨んだということで、これじゃ、生徒も能力があっても伸びないなというのがそのときの印象です。

さらに、その子に聞いたら、走り高跳びを中学行っても続けるのかと聞いたら、私は続きませんということで、その場一過性で終わっちゃって継続性がないということで、それが先ほど言った、教育長のお話があった、中学生で男の子は67%ということですが、女の子が31%と言われたんだけど、そういうところにも影響があるのではなからうかということで、小学校の特技を伸ばせるスポーツというのが大事になってくるのではなからうかと、学校でのということになります。

ただ、クラブでは今、先ほどもお話ありましたように、大かえでクラブで、希望者につい

ては専門家がついてやるんですけれども、この学校での関係につきましては、全く素人の先生かどうかわかりませんが、素人の先生が指導して、たまにクラブから専門的な教師といいますが、指導員を呼んで指導するという程度。それで、果たしてその能力が伸びるかなというのは非常に疑問なんですけれども、その辺、今の現状、これ通告にはなかったんですけれども感想として、もしお話しできればと思うんですけれども。

議長（那須博天君） 教育長。

教育長（平林康男君） それでは、ちょっと感想ということでお話しさせていただきます。

確かに、外に向かったの競技性については、ちょっと私も非常にまだやはり伸びしろがあるというふうに思います。伸びしろというか、特に先日行われました駅伝、大北縦断駅伝、そしてまた5月に行われました市町村駅伝、これはちょっと本当に順位から見れば、本当に心配な順位であります。ですから、ちょっと私もこの前、大北駅伝の中でちょっと皆さんのお声を聞きしながら、何とかやはり子供たちがまず、その中に子供が入りますので、子供たちの力をしっかり伸ばして、それは駅伝は全体の競技でありますので、個人の力がまた町の力にもなるというそんな町の皆さんの声も聞きましたので、少しそういう面で、指導者の養成を入れていきたいなと思います。

ただ、会染につきましては、池田の陸上部の皆様が、大出議員さんもいらっしゃいますけれども、陸上部の皆様が走ることににつきまして指導をいただいております。やはり少し手を加えるだけで、非常に子供たちが速くなったという、そんなお話も聞きますので、できるだけ指導者を学校の中に入れて、また先生もスポーツに対する勉強をしていただきながらレベルアップをすることが、明るい町づくりの一つとなると思いますので、スポーツについては、今後とも力を入れていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

9番（櫻井康人君） 指導者の役割というようなお話あったんですけれども、この時期、小・中学校あるいは高校もそうですけれども、非常に指導者の存在というのは重要で、御存じだと思いますけれども、オリンピックで活躍する選手についても指導者がかわれば、タイムが伸びたり、非常に飛躍するというようなこともありますので、その辺よろしく願いしたいと思います。

次、4番目になりますけれども、特色教育支援についてですね、先ほどお話ししましたけれども、当町では希望枠、あるいは特色ある教育を掲げ、応募する考えはあるのかお聞きし

ます。

さらに、町づくりのための地域おこし協力隊と、町が力を入れたい教育分野協力職員の力がマッチングすれば、町のさらなる活性化を期待できると思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） この教員配置事業につきましては、昨年からはじめた県の事業であり、あらかじめ市町村教委のやりたい特色ある教育と、みずからの専門性を生かし、地域の教育に情熱を持って取り組む意欲のある職員が、それぞれの思いが合致したとき成立するものであります。先ほど、議員さんがおっしゃったとおり、昨年の状況につきましては、18市町村が応募し、5つの市町村が成立したというそんな状況であります。

ただ、この制度の残念なところでもありますけれども、採用の先生は定数内であり、新たな加配として1人ふえるというものではないというところが、ちょっと残念なところあります。池田は、ことし、教育大綱が整備できましたので、今後、重点事項を絞って、可能ならこの制度活用することも視野に入れていきたいと考えます。

また、地域おこし協力隊の活用も検討する価値があるかと思います。分野としてはスポーツ、池田のよさを見つけてくれる郷土学習、里山等遊びのプロ、海外も含めた都市交流等、こんなところがおもしろいかなというふうに考えます。

以上であります。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

9番（櫻井康人君） わかりました。

もう1点、この通告資料を出した後にテレビで放映したんですけども、ちょっと緊急性があるのかなという私の考えでお尋ねします。

その内容ですけれども、御存じの方もおられると思いますけれども、スマートフォンについての依存症が問題になっているということで、テレビの放映の中では成人を対象ですけれども、いろいろ小学校、中学校の事情を聞いていますと、学校では当然、そういう使用はないと理解をしていますけれども、家庭でのスマートフォンの使用というのは非常に多くて、依存症の前段だというような生徒も出ているという話を聞いています。

学校の教育の中での、スマートフォンの使用の制限というのはいいいんですけれども、家庭まで踏み込んで、使用制限とか使用方法というのを教育の一環としてできないのかどうか。

もう成人のその人の、何と申しますか生活を見ていると、ほとんどスマートフォンに取りつかれて、体重が何キロ痩せたとかそういう話で、げっそりしたような姿が放映されたんですけども、これもごめんなさい、通告以外ですけども、もしわかったら聞かせてもらいます。

議長（那須博天君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） ネットにつきましては、昨年から正しいネットの利用促進元年ということで、これは教育委員会、それから子ども支援センター、学校3校、それからPTAと一緒にあって、今一番の重要課題として考えております。

そんなことで、昨年はPTAと学校が中心になって、正しいスマホ等の使い方につきましてパンフレットを各家庭に出しました。その中で、特には時間の使用制限、それから何時までにはお父さんやお母さん、保護者に預けましょう、そしてまたセキュリティーですか、有害サイトに入らないようなセキュリティーをかけることを各家庭にお願いをしてあります。

あと、南澤先生という専門家がいらっしゃいますので、その先生を何度もお呼びしまして、保護者向けに講演会をしてあります。これは今後も続けていく一番大事な課題でありますので、御指摘のとおり、大切に考えていきたいと思っております。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

9番（櫻井康人君） わかりました。

次、2件目に入ります。

水資源について、現状と将来の展望を、町長あるいは建設水道課長にお聞きします。

生活用水に関する、これ、我が家の歴史ですけども、知り得るところでは、まず井戸があり、湧き出る井戸水をバケツでくみ上げて使用していたというのが、私の最初の記憶です。それが、昭和30年代まで続き、湧き出る井戸水の不安定さから、地域共同で沢水を貯水し水道水としたのが昭和36年であり、生活用水の歴史は、苦勞の連続であったと聞いております。

ここで、少し時間を割いて、地元滝沢の歴史を研究しているAさんから了解を得て、滝沢地区での大切な水の歴史をちょっと紹介させていただきたいと思っております。水の大切さを再確認してもらえればと考えて、お話しさせていただきます。

滝沢地区は、中山台地と言われ、地中における保水の絶対量が少なく、日照りが続くと夏などは水の確保が大変でありました。そんな影響下で、先人の技術と命がけの覚悟を持って、各地でまず井戸掘りが行われました。地下水が低い滝沢地区で掘り当てるのは大変で、水が

出るまで掘り下げ、石積みをし、井戸をつくりました。それが、話によりますと、大変な重労働と危険な作業であったと聞かされております。

その後、時代の変化で、井戸も井戸水をくみ上げ使用する場所まで運搬する等、時間的にも労力的にも大変なことから、滝沢は起伏に富んだ地形から幾つもの沢があり、この沢水や湧き水を、自然の落差を利用して、水圧のかけられる水道が普及する時代へと変わってきました。この事業は、設置費用は大きいものの、維持管理費は安く利点も多く、滝沢全戸でこの方法がとられ、最初は、大正9年から先駆けたとして、滝の沢に流れ込む北沢、今、通称水野沢と言っておりますから、より取水し2基のタンクを設置して、鉛管により、当時鉛管だったんですけども、組合員7戸に通水しました。これが、沢水水道の始まりと言われております。それが順次普及し、昭和36年まで7つの組合で沢水水道が設置されております。沢の利用としましては、滝沢に流れ込む滝の沢、柳沢、湯沢、堀の沢の4つが使われ、今も飲料水以外ではありますけれども、現役で使用されている沢水水道もあります。以上が、歴史の一部であります。その後、昭和38年以降御存じだと思いますけれども、町の上水道の普及で、現在に至っているのが現状です。

飲料水の歴史は、世の中の繁栄を物語るようで、飲料水を確保する一事業一事業は労力、費用とも大変な重みだったと聞いております。しかし、町の上水道の普及とともに、蛇口をあければ好きなだけ新鮮な水がいつでも使える、そんな現状で、最近の水のありがたさ、大切さが忘れられている印象を受けます。資源小国と言われる日本にとって、一番大きな資源と言ってよいのが水であると豪語している専門家もいます。

そこで、1点目の質問ですが、水資源に関して、平成14年3月に水循環基本法が国会で成立し、国民共有の資源である水を守るため、水の公共性と適正な利用、あるいは健全な水循環の維持が求められることになりました。そこで、この法律はあくまで理念を定めた基本法であり、窓際の細かい規制は各自治体に任されているとのこと。水資源を守るための規制等について、町はどのように考えているのか、まず1点お聞きします。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） ただいまの御質問についてお答えします。

建設水道課長というふうになっておりますが、地下水ということで、住民課のほうでお答えしたいと思います。

北アルプスの豊富なミネラルを含んだおいしい水は、大切にし、守っていかなければならないと考えております。

大町市から塩尻市までの11市町村と県で構成されておりますアルプス地域地下水保全対策協議会でも、共有財産である地下水の保全に努めるべく、広域的なルールづくりを目指して協議をしておりますので、よろしく申し上げます。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

9番（櫻井康人君） 2点目の質問も関連しますので、続けて、質問2点目とさせていただきます。

水資源の源は森林です。その豊かな水を育む森林が、投資の対象として外国人や外国資本に買収され、森林を伐採し地下水をくみ上げ、飲料水として企業化する業者もいると聞きます。森林のみならず、適地で地下水くみ上げにより企業化している事例も、近隣市町村では見られます。無計画な大量くみ上げは、地盤沈下、環境破壊、水資源の枯渇に影響する可能性があると言われております。

森林を投資の対象にならないような規制、あるいは地下水くみ上げによる企業化防止規制等、町独自の規制が必要と考えますが、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） ただいまの御質問について、私のほうからお答えをさせていただきます。

安曇野市では、平成25年に地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例を制定しております。水業者に対するルールとして、水量制限は定めておりませんが、取水量については届け出を求めたものであります。先ほど、住民課長のほうからもありましたが、アルプス地域地下水保全対策協議会でも、共有財産である地下水の保全に努めるべく協議をしております。情報交換や地下水位調査の実施など、現状把握しながら、広域的なルールづくりを目指しておりますので、その状況により、独自の規制、条例等、必要であれば考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

9番（櫻井康人君） 地下水についても無限じゃなく、多分、有限だというような認識を持っていますけれども、その規制が大事かと思えます。

今の地下水のくみ上げについては、土地が所有していれば、そこを自由に掘り下げるとい

うような状況かと思いますが、やはり将来のことを考えれば、そういった規制も必要かなと思います。

次、3番目になりますけれども、現在、町がくみ上げている地下水の現状、上水道の関係だけで結構ですけれども、現状と将来の展望。

これも先ほどお話ありましたように、アルプス地下水の保全協議会で、地下水の調査みたいなことをしているようですけれども、町独自で調べた中での地下水の水位、あるいは量、あるいは水質、それからこれからの見通し等について、わかる範囲でお答え願いたいと思います。

議長（那須博天君） 丸山建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） それでは、現在、町がくみ上げている地下水の現状と将来の展望につきまして、私のほうからお答えいたしたいと思います。

現在、水道事業の計画取水量は1日当たり6,000立方メートルとなっております。そのうち、町内での地下水の取水は、五丁目にあります第2水源、第4水源、第5水源で、計画取水量は、合わせて1日当たり5,400立方メートル、取水量の実績については、平成27年度、年間で91万1,454立方メートルでございます。1日当たりでは2,490立方メートルとなっております。計画取水量の46%でございます。

地下水位の状況でございますが、過去10年間の経年変化をしてみると、第4水源では水位低下は見られず安定しております。第2と第5水源では、平成20年度ごろから平成24年にかけて、8メートル程度の水位低下が見られております。その後は上昇してきている状況となっております。

また、水質につきましては、全ての項目で水道水質基準値を大きく下回っておりまして、20年前と比較しましても水質は安定しております。将来につきましてはの予測は、大変困難でございますので、今後も水位や水質につきまして、引き続き監視してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

9番（櫻井康人君） その地下水の動向といいますか、動きですけれども、池田地区より上方になります大町、松川で、湧水が企業化されて、今、大量にくみ上げて出荷されているんですけれども、そういった影響というのは、特にその時期、あるいは現在も含めてなかったのか。というのは、先ほど滝沢地区での井戸水の件でお話ししましたけれども、井戸水が枯

れてくるという現象が、我々の耳に入っているんですけども、その時期が大体、こういった松川、大町での湧水企業化、湧水を企業化した時期とちょっと似ておりますので、町の地下水のくみ上げについては、そういった影響はないのかどうかお聞きしたいんですけども。

議長（那須博天君） 丸山建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） 民間での取水に関しての地下水位低下の影響との御質問でございますけれども、平成24年度に湧水の時期がございまして、その時期が一番、水位の低下が見られているという状況です。地下水の水量の関係につきましては、気象等の影響が極めて大きな要因になってございまして、降雨量、またアルプスでの雪の量、そういうのに大変大きく左右されているものと考えておりますので、一概に民間での取水が原因になっているかというのは、ちょっと今、現状把握では困難な状況。これから経緯を見ながら地下水での水位、その辺の観測をしながらという状況になっているかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

9 番（櫻井康人君） わかりました。

次、4番目の質問ですけれども、東山山麓から湧き出る天然水の実態調査をして、観光資源、あるいは水の大切さをPRに活用する考えはあるかどうか。

ぜひ、湧水については、どうしても北アルプス山麓がというようなイメージがあり、特に安曇野の印象があるわけですけれども、結構、東山にも湧き水等がありますので、そういった調査をしてはどうかという提案でございます。

水や森がやはり付加価値を生む仕掛けというのが、やはりつくる必要があるじゃないかということも含めて、そういった調査というのはどうなんでしょうか。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

現在、町では、坂下地区の伏流水を使用している以外は把握しておりません。もしあったにしても少量のものであると考えられますので、現時点で調査をすることも考えておりません。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

9 番（櫻井康人君） 私、滝沢のことしか知りませんが、滝沢でも2カ所ぐらい、結

構いい水が出ておるところがあります。それは年間枯れることなく出て、量のこと言われればちょっと疑問なんですけれども、そういうこともありますので、それらもぜひ情報を、何といたしますか集めていただければ、実態がわかるのではなかろうかと思しますので、よろしくをお願いします。

じゃ、最後になりますけれども、先ほど来、出ています松本、大北の両地方、11市町村と県でつくる、アルプス地域地下水保全対策協議会、これは大町の市役所が事務局になっているようですけれども、が実施しました松本盆地地下水一斉調査結果の報告があったと聞くんですけれども、その内容はどのようなものだったのか。一部、流れがどうのこうのという情報があったんですけれども、実態はどうだったのか。

そしてまた、この協議会が活動している内容について、各市町村でどのように生かされているのかお聞きします。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

平成27年度に8月と2月の2回、地下水一斉測水調査、地下水位観測が80カ所、水質調査が40カ所の調査を実施いたしました。

当町においては、第2水源、アサヒコ株式会社、ハーブセンター温室、大雪渓酒造株式会社の4カ所が調査対象となっております。その調査結果であります、地下水位等高線図から松本盆地の地下水は、安曇野市明科の3河川合流地点に向かっており、等高線の間隔は一定ではなく、上流は間隔が狭く勾配が急であることが報告されております。また、過去、平成23年との比較であります、大きな変化は確認されず、地下水を使い過ぎているというような指摘するような地点はなかったとのことです。

今後とも調査は継続的に実施し、地下水位、水質の監視が必要であると報告されております。

協議会は、年2回ほど開催されて、今申し上げたとおりに調査の報告、また、各市町村の状況等の連絡等をしておるところでございます。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

9番（櫻井康人君） 町でくみ上げている地下水、我々、先日も報告あったんですけれども、供給単価で221円、1立米ですけれども、非常に安く使っているわけですけれども、単純計算で暇だったんで計算してみたんですけれども、例えばこれ、加工とか別として、単純計算

で、今、市販されている水約1リットルで150円ぐらいと計算した場合に、実に700分の1ぐらいの安さだと、ちょっとはっきり計算していないからわからないけれども、非常にそういう安い水を使っているというようなことで、大切にするというキャンペーン的なものも必要ではなかろうかと思います。

以上で私の質問を終わります。

しかし、先ほど、滝沢の井戸水に関する生活用水に関するお話をさせてもらったんですけども、非常にこの方、細かく、滝沢の過去のことを書かれていますので、もし興味のある方は、ここに資料ありますので、ごらんいただければと思います。

以上で質問を終わります。

議長（那須博天君） 以上で櫻井議員の質問は終了しました。

以上で一般質問の全部を終了します。

散会の宣告

議長（那須博天君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 1時45分

平成 28 年 9 月 定例 町 議 会

(第 5 号)

平成28年9月池田町議会定例会

議事日程(第5号)

平成28年9月21日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑
- 日程第 2 認定第1号より認定第7号について、討論、採決
- 日程第 3 議案第30号、議案第31号について、討論、採決
- 日程第 4 議案第33号より議案第37号について、討論、採決
- 日程第 5 請願・陳情書について、討論、採決

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで議事日程に同じ

- 追加日程第1 発議第5号、発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第2 総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 追加日程第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 追加日程第4 議員派遣の件

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 倉科栄司君 | 2番 | 横澤はま君 |
| 3番 | 矢口稔君 | 4番 | 矢口新平君 |
| 5番 | 大出美晴君 | 6番 | 和澤忠志君 |
| 7番 | 薄井孝彦君 | 8番 | 服部久子君 |
| 9番 | 櫻井康人君 | 11番 | 立野泰君 |
| 12番 | 那須博天君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 麩聖章君 副町長 大槻覚君

教 育 長	平 林 康 男 君	總 務 課 長	中 山 彰 博 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	矢 口 衛 君	住 民 課 長	倉 科 昭 二 君
福 祉 課 長	小 田 切 隆 君	振 興 課 長	宮 崎 鉄 雄 君
建 設 水 道 課 長	丸 山 善 久 君	教 育 課 長	藤 澤 宜 治 君
總 務 課 長 總 務 係	丸 山 光 一 君	監 查 委 員	吉 澤 暢 章 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 蔦 奈 美 子 君	事 務 局 書 記	綱 島 尚 美 君
---------	-------------	-----------	-----------

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（那須博天君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、勝家保育課長、所用のため、欠席との届け出がありました。

各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑

議長（那須博天君） 日程 1、各担当委員会に付託した案件についてを議題といたします。

これより各委員長の報告を求めます。

報告の順序は、予算決算特別委員長、総務福祉委員長、振興文教委員長の順といたします。

最初に、矢口稔予算決算特別委員長。

〔予算決算特別委員長 矢口 稔君 登壇〕

予算決算特別委員長（矢口 稔君） おはようございます。

予算決算特別委員会の報告をいたします。

本委員会に付託された事件は、認定 7 件、議案 5 件であります。以下、各議案ごと、質疑の内容及び審議結果について報告をいたします。また、平成27年度決算についての審査意見をあわせて報告いたします。

開催日時、平成28年 9 月12日、午前 9 時から、同年 9 月13日、午前 9 時30分から、また、9 月16日、午後 2 時から、場所は協議会室です。

出席者、議会議員全員、町長、教育長、副町長、各課課長及び関係係長、議会事務局長、9 月16日にあっては、議会議員全員及び議会事務局長出席のもと、開催をいたしました。

認定第 1 号 平成27年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入関係の質疑でございます。

問、法人町民税がふえているが、どういう業種でふえたのか。

答、製造業、金融業でふえた。

問、平成27年度に町債の借りがえを行ったのか。

答、平成27年度は国から20年償還で借りたものなので、借りがえを行っていない。

問、滞納金解決を県地方税滞納整理機構に委託する基準は何か。また、違法な取り立てはないか。

答、金額が多額で徴収に応じてもらえない6件をお願いしている。法律にのっとり実施しており、違法な取り立てはない。

歳出関係であります。

総務課関係。

問、災害備蓄食料品の賞味期限、廃棄などの考え方は。

答、大体5年をめぐりに毎年少しずつ更新している。賞味期限が来ているものは学校や防災活動で利用していただいている。

要望、備蓄品に味噌汁、カレーなど、領域を広げていただければと思う。また、ガスボンベの熱源を利用した暖房器具も検討していただければと思う。

問、職員の先進地視察研修はどのように生かしているか。また、経費はどの程度かかっているか。

答、研修はテーマを決め、参加者にはレポートを提出していただいている。それをまとめ、職員の電子掲示板（グループウェア）で情報の共有化を図っている。各課はその中からよいものがあれば取り入れていると思う。研修は町バスを利用して日帰りで行うので、経費はさほどかかっていない。

問、研修テーマは大変参考になるので、議員にも閲覧させていただけないか。

答、閲覧は可能であるが、第三者への開示については研究させていただきたい。

問、美しい村連合の事務局運営負担金30万円の内容は。

答、連合で1名のプロパーを雇い、その人件費を参加自治体で負担している。人口1万人の場合は30万円の負担金となる。

問、職員の労働安全はどのように行われているか。

答、全職員に労働安全衛生に関するアンケートを書いてもらい、心配な職員には課長が面談し、必要に応じ産業医も交えて面談している。

問、町の職員で町外から通っている人は何人くらいいるか。災害時にすぐ駆けつけられない等の問題があるが。

答、正確に把握していないが、年々ふえている。災害時の対応は考えないといけない。

要望、役場で中学校の職場体験を積極的に受け入れるなど、町の子供が町の職員に興味が高く施策を積極的にとってほしい。

問、公共施設等総合管理計画の進捗状況と今後の計画は。

答、本年度は現況把握することで業者に発注済みである。来年度以降、内容を検討していく。

問、監査委員の指摘、要望事項（滞納強化、各課と対応した不納欠損マニュアルの策定）には対応策を回答すべきではないか。

答、ことしから監査委員の指摘、要望事項は改善策を報告する。

住民課関係。

問、会染地区の自治会未加入の方からごみステーション設置の要望がある。そのような場合の対応は。また、ごみステーション設置の基準はあるのか。

答、自治会未加入の方は、自治会に維持管理費を負担してごみを出している方もいる。最寄りの公共施設のごみステーションに出していただいてもよい。ごみステーションは自治会所有なので町の設置基準はない。

問、交通災害共済の給付状況は。

答、平成26年度の給付件数は16件、給付総額は92万1,000円であった。平成27年度の給付件数は24件、給付総額は715万1,000円であった。

問、池田町の地下水位調査の結果はどのような状況か。

答、少し下がったが、そんなに下がっていないと聞いている。

問、1人1日当たりのごみ収集量が減っていないが、対策は。

答、構成自治体で平成27年度に再び最下位となった。改めて減量をお願いしていく。

問、戸籍謄抄本証明書交付で無料交付の内容は。

答、謄本の無料は他公的機関の調査、税、土地などによるものであり、閲覧の無料は自治会が敬老祭の対象者を調べるなどの申請によるものが多い。

福祉課。

問、6月議会で在宅介護慰労金予算を9月補正で提出するとしたが、提出されていない。理由は何か。

答、介護も多様化しているので、制度復活に当たり給付要件を内部検討しているため、9月補正に提出できなかった。12月補正には上程をする。年1回の給付を考えており、今年度も年度内に支給できる。

問、虐待の傾向は何か。

答、ネグレクト、いわゆる育児放棄や体罰等である。

問、虐待と貧困は関係するのか。

答、可能性は大きい。ひとり親、非正規雇用で育てるつらさなどで子供にかかわれないことが原因と思われる。

問、発達障害は増加しているか。

答、発達障害は3割くらいに増加している。愛着障害も入れると5割くらいある。これからは可能性を摘むことがないように支援しなければならない。

問、共稼ぎがふえたが、愛着障害への対応はどうなっているか。

答、子育て講座を開催し、相談、対応をしている。

問、新子育て支援センター長は、池田町の子育て支援について、どのように考えるか。

答、池田町は子育て支援の体制が整備されており、現実にも動いており、よい。池田の子供は素直で明るく、丁寧に育てられていると思う。虞犯、いわゆる非行はゼロであり、これによるものと思う。

しかし、愛着障害、自己肯定感の低い子供は増加傾向にある。子供の可能性を摘んでしまうので、丁寧な対応が必要と考えている。

問、ひとり暮らしの高齢者がふえている。緊急通報システムの普及を強化できないか。

答、地域包括支援センターと共同で進めたい。

問、介護保険の要支援の訪問看護と通所介護は、来年度から町の総合福祉事業に移る。準備状況と最終案はいつ出るのか。

答、北アルプス広域連合に毎月複数回、担当者が集まり協議をしている。9月に案が示され検討している。住民研修会が10月ごろ池田町でも開催される。来年1月から2月ごろには最終案が出ると思う。

問、広域連合の平日夜間診療は、受診者が減少傾向にある。また、町の受診者も少ない。町としての考え方は。

答、大北医師会では、赤字であっても閉じるべきではないとしている。大町総合病院、あづみ病院の負担軽減にも役立っている。大北市町村はこぞって存続すべきとしている。

問、企業センターの工賃が年々下がっている。対策は何か。

答、営業努力はしているが、品質を求められる傾向にあり、苦慮している状況である。保育課関係。

問、会染保育園の建て替えはどのように進めるのか。

答、方針は本年度内に決めたい。

問、1号認定、こちらは専業家庭でありますけれども、その未満児の第3子保育料無料化の見通しは。

答、基本的な考えは次のとおりである。

専業家庭の未満児は愛着形成に重要な時期であり、なるべく家庭でみていただきたい。

1号認定の未満児の第3子保育料無料化を実施するには、財源、保育室、保育士の確保が必要である。状況をみながら検討する。

問、保育料、延長保育料の現年滞納額がなくなり、評価できる。取り組み内容は。

答、25年度から督促状を出し、未納者に声かけをさせていただいた。どのようにすれば支払うことができるのか、保護者と相談しながら取り組んだ結果と受け止めている。保護者の意識が向上したことも考えられる。

農業委員会、振興課関係であります。

問、各戸一坪花づくり事業は、1,366世帯が利用したとしているが、実際に何人くらい植えたか確認しているか。

答、確認まではしていない。

要望、かなりの人が実際に植えていないと聞いている。やり方を検討してほしい。

問、花とハーブの里リブランディング事業の医師同行のモニターツアーの内容は。

答、参加者の唾液中のアミラーゼの量により、ストレス削減効果などを確認した。データを検証すると、有意な結果となり、ストレスが解消されているという結果となった。

問、リブランディング事業のウェブサイトがフェイスブックになってしまった。アクセスで、いいねも少なかった。また、リブランディング事業の客を広津から町なかに誘客する工夫を行ったのか。モニターツアーの講師に町内の人材、ヨガやアロマセラピーなどの人を活用できないか。

答、今後、地域おこし協力隊の協力も得て、ウェブサイトの更新をこまめに行う。都市部の企業と契約し、誘客を図る。町なかの人の力も借り、町なかに誘客する方法を検討したい。モニターツアーの講師に町内の人材も御協力いただき、ともに事業を進めていただければと思う。

問、鳥獣の捕獲を多くして被害を少なくできないか。また、広域連携で取り組めないか。鹿肉、ジビエの活用を含め対策ができないか。

答、鳥獣の捕獲は難しくなっているが、地元の人と対策を検討したい。広域連携は大北の協議会で検討したい。ジビエは食肉利用のための捕獲ではない。美麻に鹿肉処理場があり、そこでの肉が足りていないので、池田も連携したらどうかとの指導も受けている。

問、大系線ゆう浪漫委員会事業の費用対効果は。また、高速道のサービスエリアに町の観光パンフレットを置いた効果は。

答、大系線ゆう浪漫委員会事業はJRとタイアップした事業で、費用対効果はあると考えている。最近、大型バスツアーの規制強化により町への台数が減少したので、マイカーをターゲットに高速道のサービスエリアに町の観光パンフレットを置いた。前年に比べ観光客がふえ、効果があったと考えている。

問、民泊の取り組みは。

答、13軒がやってもよいとしたが、就学旅行は3から4クラス、100名規模なので、町単独の受け入れが困難と判断した。意欲のある方は松川村との連携をお願いしている。

建設水道課関係。

問、町道における橋の点検はどこまで進んでいるか。点検の結果で大きな問題点があるのか。

答、117の橋があり、27カ所の橋まで点検が終わっている。今までのところ、使用停止、いわゆるレベル4の橋はないが、早期改修のレベル3の橋が7橋ある。本当に改修が必要か、さらに調査する。

問、木造住宅の耐震診断を受ける人がふえない。旧耐震基準の木造建造物について、地震発生の際、倒壊のおそれがあるので診断を受けてくださいとの通知を出すなどの措置がとれないか。

答、持ち帰り、内部検討をしたい。

問、町営住宅の家賃滞納が18名、410万8,000円と高額である。今後の対応は。

答、税金滞納とあわせ、他の課と連携して徴収に努めたい。

教育委員会関係。

問、小学1年生への熊予防の鈴は入学祝として無料化できないか。

答、町は、鈴購入希望者から1,800円の鈴代のうち300円を負担してもらっている。先生の意見も聞きながら検討したい。

問、民間で教員住宅の払い下げの要望がある。再利用は考えられないか。

答、総務課財政係の管轄なので、話をつなぎ検討したい。

問、総合学習の補助金は継続して出してほしいが。

答、3校とも27万円を補助している。額については検討していきたい。

問、広島での平和学習の町民への発表の場は。青少年育成町民大会で発表できないか。

答、町の広報で発表している。青少年育成町民大会での発表は検討したい。

問、クラフトパーク休憩施設の未収金の取り組みは。

答、交渉し、27年度、初めて分納誓約書を結んだ。今後はそれに基づき進める。

要望、担当者が直接本人と話し合い、取り組みを進めてほしい。

問、児童センターの開館時間を、夏休みなど長期休暇の場合は7時30分にしてほしい。

答、来年度から7時30分実施に向け、検討したい。

問、ボルダリングは池田工業高校を利用しているが、利用に制約がある。総合体育館でできるようにならないか。

答、総合体育館で利用するには安全面で問題がある。当面は池工を利用したい。

以上の質疑が出され、採決の結果、全員の賛成で可決されました。

認定第2号 平成27年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はなく、採決の結果、全員の賛成で可決されました。

認定第3号 平成27年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はなく、採決の結果、全員の賛成で可決されました。

認定第4号 平成27年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はなく、採決の結果、全員の賛成で可決されました。

認定第5号 平成27年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

問、町なかの合併浄化槽からの排水が住宅前の水路に入り、悪臭を放つ場合がある。対策は。

答、町にも苦情が寄せられている。下水道接続を啓発していく。

以上の質疑が出され、採決の結果、全員の賛成で可決されました。

認定第6号 平成27年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

問、簡易水道事業の給水原価、供給単価は幾らか。

答、給水原価は1立方メートル当たり972円80銭、供給単価は1立方メートル当たり321円40銭であり、大幅に原価割れしている。参考までに、町水道事業の給水原価は1立方メートル当たり157円20銭、供給単価は1立方メートル当たり221円20銭であります。

以上の質疑が出され、採決の結果、全員の賛成で可決されました。

認定第7号 平成27年度池田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について。

問、町の水道料金は他市町村に比べるとどうか。

答、給水原価はおおむね同じ額であるが、供給単価、いわゆる水道料金は高いほうに属する。

問、利益剰余金が7億7,580万円ある。これを使い水道料金を下げられないか。

答、施設、整備の更新に要する資金も用意しておかなければならない。人口減少もあり、今後の収支状況を検討していく中で料金も考えたい。

問、この会計の未償還残高、いわゆる借金は4億7,186万円である。利益剰余金、いわゆる貯金は5億7,773万円であり、利益剰余金のほうが大きい。未償還残高を返してしまえば利子を払わないで済む。どのように考えるか。

答、財政投融资、地方公営企業等金融機構についてはやたらに繰り上げ償還できないが、数年前、経営改善計画を県、国に提出し、高い利率の繰り上げ償還を行ったこともある。県と相談し、研究してみたい。

問、財政投融资の利率は6.2から6.6%と高い。社総交事業など、町もお金がかかる時期なので、繰り上げ償還などを来年度に向け検討すべきでないか。

答、今年度中に県と相談し、研究してみたい。

以上の質疑が出され、採決の結果、全員の賛成で可決されました。

議案第33号 平成28年度池田町一般会計補正予算（第4号）について。

総務課関係。

問、町役場の規模での障がい者雇用はどの程度か。雇用形態は臨時職員でもよいのか。

答、正規、臨時で3名雇用しないといけない。現在は1.5人である。

問、ふるさと納税を進めるため、町民にはがきに切手を貼って出してもらう方法であるが、切手を貼らない方法は検討しなかったのか。

答、受け取り払いの方式もあるが、どこに郵送するのかわからないので、今回の方法にした。

問、平成27年度総合戦略の評価は、議会にいつ報告があるのか。

答、平成27年度の総合戦略の評価は、総合戦略審議会で検討した後、議会に報告し評価を求める。

住民課関係。

問、町営バスについて、更新後の旧バスの後利用はどうするのか。

答、下取りか廃車となる。見積もりの中で処分をする。

問、バスは何台あるか。他のバスの更新についてはどのように考えるか。

答、バスは全部で8台である。順次、計画的に更新していかなければと考えている。

保育課関係。

問、北保育園の灯油タンク修繕の内容は。

答、使用を中止にするには施設修繕が必要となるためである。

振興課関係。

問、海外販路開拓等推進事業で、酒の販売が進み、町の酒米生産が進むような取り組みができないか。また、米は町の主要産物なので、海外販路開拓を安曇野市、松川村と連携して取り組んでほしいが。

答、この事業の中で取り組みを行いたい。

問、大北森林組合の町への返還額は。また、今後、返還の見通しは。

答、町への返還額は約1,000万円である。県は50年かけて返還させ、それを市町村まで広げようとしている。町は納得できないとし、県と交渉をしている。

建設水道課関係。

問、町なかの水路が内川に入る。大雨が降れば内川があふれ、渋田見、鷯山地区は水害を受けるおそれがある。水害を防ぐには、内川とは別の大きな排水路を作る必要がある。県とも相談し、長期的な計画をつくれぬか。

答、大雨が降ると町なかの水路があふれる。水路全体を見直し、研究してみたい。

以上の質疑が出され、採決の結果、全員の賛成で可決されました。

議案第34号 平成28年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

質疑はなく、採決の結果、全員の賛成で可決されました。

議案第35号 平成28年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

質疑はなく、採決の結果、全員の賛成で可決されました。

議案第36号 平成28年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

問、県道の歩道に側溝があり、その横に町の下水道が埋めてある場所がある。下水道周辺に危険な箇所があるので、早急に対処してほしい。

答、現場を確認し、県と相談してみたい。

問、浄水園の夏のイベントが、ことは行われなかった。子供に下水道に親しんでいただくよい機会だった。休止した理由は。

答、12年連続で行ってきたが、参加者の割に下水場見学者が少ないので、一旦やめ、どういった方法がよいか再検討したい。

以上の質疑が出され、採決の結果、全員の賛成で可決されました。

議案第37号 平成28年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

質疑はなく、採決の結果、全員の賛成で可決されました。

次に、平成27年度決算に対する意見であります。

1、平成27年度決算の総括的意見。

一般会計、5特別会計、水道事業会計ともに全て黒字で、合計約2億1,900万円の黒字となった。実質公債比率も0.3ポイント改善され5.2%となるなど、おおむね良好な財政運営がなされた。しかし、今後、大型建設事業が続くので、効率的な財政運営にさらに努力されたい。

町税、国保、上下水道料金などの滞納額総計は約1億7,100万円に上っている。全課を上げて連携を取り、滞納削減に努力されたい。

2番、平成27年度決算の各課への意見であります。

総務課。

池田町社会資本総合整備計画、あづみ野池田総合戦略など、町の課題解決のため、計画策定に努力された。消防団詰所及び消防車両の更新がされ、防災機動力の向上がみられた。

質の異なる自然災害が多発している。災害対応への取り組みを強化されたい。また、次の町制200周年に向けて、人口減を抑える取り組みに努力されたい。

住民課関係。

町営バスの割引回数券を70歳以上と障がい者手帳所有者に対象を広げ、定期券利用者新たに中学生と障がい者手帳所有者を加え、70歳以上に対象年齢が引き下げた。これらの改善措置により、乗客数が大幅に増加した。

ごみ収集量が再び増加し、穂高広域施設組合構成自治体で住民一人当たりのごみ排出量が一番多かった。ごみ減量に向けて対策を講じられたい。

福祉課。

特定健康診査受診率が昨年に続き、同規模自治体の中で全国2位と高く、町民の健康増進に努力されている。また、福祉避難所運営マニュアルの策定など、災害時要配慮者への対策に努力された。

来年度から、介護保険の要支援の訪問介護と通所介護が町の総合事業に移行される。町

民サービスの低下にならないよう、北アルプス広域連合と連携し努力されたい。

保育課。

認定こども園制度に向け努力がなされた。また、保育料の現年滞納額がなくなるなど滞納削減に努力された。

会染保育園の早期移転、開設に向け、具体的な取り組みを開始されたい。

振興課。

地方創生加速化交付金を用い、花とハーブの里再生、リブランディング事業に努力されている。

ワインの里づくりに向け、具体的な取り組みをさらに進められたい。

建設水道課。

社会資本総合整備事業の道路建設、町道の改修に向け努力されている。

水道事業会計の利益剰余金を用い、水道料金の軽減、未償還金の繰り上げ償還に利用できないかを本年度内に検討されたい。

今後ふえる大雨対策として、内川とは別の大きな排水路設置に向け、早急に研究されたい。

教育委員会。

総合教育会議で町の教育大綱が制定され、教育方針が定まった。小・中学校の大規模改修が実施され、児童・生徒の安全が確保された。地域交流センターの建設に向け、努力がなされた。

地域交流センターの公民館、図書館が町民に親しまれ、交流の場となるよう、計画策定、町民応援団等、ソフト面での強化、育成に努力されたい。

審査意見は以上であります。

また、出された意見、要望について、10月31日まで、議長宛て文書にて回答を求めることを申し添えます。

他の委員に補足の説明がありましたら、お願いをいたします。

議長（那須博天君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって予算決算特別委員会の報告を終了します。

続いて、矢口新平総務福祉委員長。

〔総務福祉委員長 矢口新平君 登壇〕

総務福祉委員長（矢口新平君） おはようございます。

総務福祉委員会の報告をいたします。

総務福祉委員会は、平成28年9月12日月曜日、予算決算特別委員会終了後、役場3階協議会室で行いました。出席者は、議員6名全員、行政側は町長、副町長、総務、住民、福祉、保育の各課長と関係係長でございます。

当委員会に付託された案件は、議案第30号と議案第31号でございます。

説明を省略して、質疑の内容を報告します。

議案第30号 池田町税条例の一部を改正する条例の制定について。

特に意見はありませんでした。

結果、全員の賛成で可決しました。

議案第31号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

これも特に意見はありませんでした。

結果、全員の賛成で可決しました。

閉会中の継続調査は、池田町の町づくりと住民福祉の向上について、池田町社会資本総合整備計画の事業実施に関することについて、以上であります。

以上で、総務福祉委員会の報告を終わらせてもらいます。

他の委員に補足がありましたら、お願いいたします。

議長（那須博天君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務福祉委員会の報告を終了します。

続いて、和澤忠志振興文教委員長。

〔振興文教委員長 和澤忠志君 登壇〕

振興文教委員長（和澤忠志君） おはようございます。

振興文教委員会の審査結果を報告申し上げます。

日時、平成28年9月13日火曜日、午後2時半より。

場所、池田町役場中会議室。

出席者、議会側、5人、事務局長、行政側、町長、副町長、教育長、振興課、建設水道課、教育課の各課長。

当委員会に付託された案件は陳情8号の1件のみです。

以下、説明を省略し、質疑の内容を報告いたします。

陳情8号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書。

意見、賛成。

採決の結果、全員の賛成で採択いたしました。

国・県の意見書提出についても、委員全員賛成により提出することに決定しました。

また、閉会中の継続審査テーマを、一つ、池田町の産業振興と教育行政の充実について、一つ、池田町社会資本総合整備計画の事業実施に関することについて、一つ、地方版総合戦略の検討について、一つ、食育に関することについて、以上4点について委員の全員の賛成で可決しました。

以上で、振興文教委員会の報告は終わります。

他の委員の皆さんに、補足の説明がありましたらお願いします。

以上。

議長（那須博天君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって振興文教委員会の報告は終了いたします。

以上で、各委員会の報告を終了いたします。

認定第1号より認定第7号について、討論、採決

議長（那須博天君） 日程2、認定第1号より第7号まで、各認定案ごとに討論、採決を行います。

認定第1号 平成27年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

服部議員。

8番（服部久子君） 平成27年度一般会計歳入歳出決算の賛成討論をいたします。

平成27年度決算は、歳入総額が48億4,423万円、平成26年度の歳入総額より8,464万円増となりました。歳出総額は47億5,236万円で、平成26年度の歳出総額より1億5,776万円増となりました。

歳入では、町税は前年度より19.1%伸びました。個人町民税は4億6,316万円で前年度並みでしたが、法人町民税は製造業が伸び、前年より44%増の1,800万円ふえ、5,935万円となりました。

町税滞納額は、平成27年度は1,542万円で、平成27年度末での総額は6,042万円となり、年々ふえています。町民の納税義務は当然ですが、納税の督促は法にのっとり、個々に即した対応をお願いしたいと思います。

歳出では、総務費は、バス運行事業は明科線の朝夕1便ずつを明科高校まで乗り入れ、利便性が図られました。また、定期券の利用者を中学生と対象年齢を70歳へ引き下げて、利用者が前年度比10.9%拡大し、よかったと思います。

日本で最も美しい村連合事業は、負担金が年々増額になりますが、まだ町政へ良い影響がなく、町民に効果が認識できるよう、町の方針を確立する必要があります。

平成28年1月から開始されたマイナンバーカード制度にかかわる業務システムの改修に5,200万円余りが支出されました。個人番号カードの交付件数は174人となり、町民の1.7%に交付されたにすぎませんでした。システム改修費など、交付金がありますが、国策が地方自治体の財政を圧迫している状況がよくわかりました。

民生費は、国民健康保険特別会計に保険税軽減分と保険者支援分で合計約5,800万円繰り入れをし、保険税を抑えることができました。

福祉医療給付事業は、18歳以下の子供と重度心身障がい者の受給者数は1,978人となり、5,599万円給付されました。医療にかかる利用者の負担を軽減されたことはよかったと思います。

生活保護世帯は37世帯43人となり、ふえる傾向です。日本の生活保護対象世帯の85%は保護の対象外となっています。子供の虐待の多くは貧困が原因とされています。子育て支援センターは、家庭の経済状況も把握した対策をお願いしたいと思います。

介護保険事業に1億6,400万円支出されましたが、平成29年度から介護制度が改定され、在宅介護がふえる状況です。町の包括支援事業はますます仕事量がふえると思いますが、支援者の養成を町が積極的に実施し、高齢者が元気で生きがいを持って過ごせる町になるようお願いいたします。

地域おこし協力隊が着任し、スポーツや高齢者の体力づくり、特産品開発など、町を外からの目線で提案をしたことがよかったと思います。

教育費は、就学援助が前年度比12.3%増の786万円となり、88人が受給しました。子育て世帯の生活が厳しい状況が続いていますが、引き続ききめ細かな対応をお願いいたします。

平成27年度は、前町長の不始末で町政運営が困難を抱える状態となりました。今後、緊張感を持ち、町民の生活を第一に考えた町政運営を実施することを求め、賛成討論といたします。

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

認定第1号を起立により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

議長（那須博天君） 起立全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第2号 平成27年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を

行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

認定第2号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第3号 平成27年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

認定第3号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定する方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第4号 平成27年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

認定第4号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第5号 平成27年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

認定第5号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第6号 平成27年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

認定第6号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第7号 平成27年度池田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

す。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

認定第7号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

議案第30号、議案第31号について、討論、採決

議長（那須博天君） 日程3、議案第30号、第31号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第30号 池田町税条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第30号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第31号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第31号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第33号より議案第37号について、討論、採決

議長（那須博天君） 日程4、議案第33号より第37号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第33号 平成28年度池田町一般会計補正予算（第4号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第33号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第34号 平成28年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第34号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第35号 平成28年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第35号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第36号 平成28年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第36号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第37号 平成28年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第37号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

請願・陳情書について、討論、採決

議長（那須博天君） 日程5、請願・陳情等について、討論、採決を行います。

陳情8号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書について、討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

陳情8号を挙手により採決します。

この陳情に対する振興文教委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、本陳情は採択と決定いたしました。

日程の追加

議長（那須博天君） お諮りします。

追加案件として、発議2件が提出されました。

これを日程に追加して議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

発議第5号、発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（那須博天君） 追加日程1、発議第5号 私立高校への公費助成に関する意見書について（国への要望）、発議第6号 私立高校への公費助成に関する意見書について（県への要望）、これを一括議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

6番、和澤忠志議員。

〔6番 和澤忠志君 登壇〕

6番（和澤忠志君） それでは、発議第5号 私立高校への公費助成に関する意見書について。

私立高校への公費助成に関する意見書を、別紙のとおり提出する。

平成28年9月21日提出。提出者、池田町議会議員、和澤忠志。賛成者、倉科栄司、同じく薄井孝彦、同じく櫻井康人、同じく立野泰。

私立高校への公費助成に関する意見書。

内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様、文部科学大臣様。

意見書の内容はお手元に配付した資料のとおりですので、御確認をお願いします。

それでは、記以下を朗読させていただきます。

- 1、私立高校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額を行うこと。
- 2、私立高校への教育条件改善のために施設、設備費の補助を行うこと。
- 3、私立高校への保護者負担を軽減するため学納金の補助を行うこと。

よって、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年9月21日。

長野県池田町議会、議長、那須博天。

続いて、発議第6号 私立高校への公費助成に関する意見書について。

私立高校への公費助成に関する意見書を、別紙のとおり提出する。

平成28年9月21日提出。提出者、池田町議会議員、和澤忠志。賛成者、倉科栄司、同じく薄井孝彦、同じく櫻井康人、同じく立野泰。

私立高校への公費助成に関する意見書。

長野県知事様、長野県総務部長様。

意見書の内容は、お手元に配付した資料のとおりですので、御確認をお願いいたします。

それでは、記以下を朗読させていただきます。

- 1、私立高校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額を行うこと。
- 2、私立高校への教育条件改善のために施設、設備費の補助を行うこと。
- 3、私立高校への保護者負担を軽減するため学納金の補助を行うこと。

よって、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年9月21日。

長野県池田町議会、議長、那須博天。

以上です。

議長（那須博天君） 賛成者において、補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

発議第5号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 発議第6号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって質疑を終了します。

発議第5号について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

発議第5号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第6号について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

発議第6号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

議長（那須博天君） お諮りします。

各常任委員会の閉会中の継続調査の申出が提出されました。

これを日程に追加し議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定しました。

総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議長（那須博天君） 追加日程 2、総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

総務福祉委員会について、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、総務福祉委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

続いて、お諮りします。

振興文教委員会について、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、振興文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

議長（那須博天君） お諮りします。

議会運営委員会より閉会中の所掌事務の調査の申出書が提出されました。

これを日程に追加し議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定しました。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（那須博天君） 追加日程3、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

議長（那須博天君） お諮りします。

議員派遣の件について日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定しました。

議員派遣の件

議長（那須博天君） 追加日程4、議員派遣の件を議題とします。

この件については、会議規則第128条の規定によって、お手元に配付した資料のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した資料のとおり決定しました。

なお、次期定例会までに急を要する場合は、会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しますので、申し添えます。

町長あいさつ

議長（那須博天君） 甕町長より発言を求められていますので、これを許可します。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 9月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

昨日は台風16号によります当町への影響が懸念されたところではありますが、無事済みまして、安堵しているところであります。しかしながら、全国的に再三再四にわたる災害に見舞われ、各地の皆様には本当に心からお見舞い申し上げたいと思います。

さて、9月8日から本日までの14日間にわたる長い会期の定例議会で、大変御苦労さまでございました。

提案いたしましたそれぞれの案件につきまして、慎重に御審議をいただき、原案どおり、認定及び御決定いただき、まことにありがとうございました。

本定例会の審議の中でいただきました御意見や御指摘は、今後の行政執行の中で生かしていくよう努力してまいります。

平成28年度の事業執行も上半期が終了し、下半期の執行となります。計画された行政事務事業に職員一丸となって取り組んでまいります。

御心配をかけました総合体育館耐震工事につきましては、早期完成を目指したいと考えております。また、社総交事業が2年目を迎え、地域交流センター等の実施計画が完了する年となりました。いよいよ来年度には着工の予定であります。商業等活用エリアとともにソフト面をしっかりと充実させていきたいと考えております。

朝夕かなり冷え込む日もあります。体調管理も難しい季節であります。議員各位には、くれぐれも健康に留意され、健康で御活躍されることを御祈念申し上げ、定例会閉会に当たり、御礼のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

閉議の宣告

議長（那須博天君） 以上で、本日の日程と本定例会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

議長あいさつ

議長（那須博天君） 閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は9月8日より本日まで14日間にわたり、平成27年度一般会計並びに各特別会計決算の認定、平成28年度各会計の補正予算等、重要案件を慎重かつ熱心に御審議いただき、議員並びに理事者、関係職員の御協力によりまして、順調な議会運営ができましたことを厚く御礼を申し上げます。

平成27年度も財政が非常に厳しい状況の中で、予算が執行された一般会計並びに各特別会計ともの確な決算処理となり、理事者を初め、職員各位の鋭意な努力に対し改めて敬意と感謝を申し上げます。

また、監査委員におかれましては、長期間にわたり決算審査をいただき、大変御苦労さまでございました。

今後の行政運営に当たりましては、本定例会の審議及び審査報告等の中にありました意見、要望等に十分配慮され、事務事業の適切な執行により、町の活性化により一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

閉会の宣告

議長（那須博天君） 以上をもちまして、平成28年9月池田町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午前11時04分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年9月21日

議 長 那 須 博 天

署 名 議 員 倉 科 栄 司

署 名 議 員 立 野 泰